

# 1989 年 手 続 要 覧

## 下記の資料を集録

- 国際ロータリー定款および細則
- ロータリー・クラブ定款および推奨細則
- ロータリー財団細則
- 語彙（ロータリー用語）



### 国際ロータリー

EVANSTON, U.S.A.  
ZURICH, SWITZERLAND  
STOCKHOLM, SWEDEN  
SAO PAULO, BRAZIL  
PARRAMATTA, AUSTRALIA  
TOKYO, JAPAN  
DELHI, INDIA  
BUENOS AIRES, ARGENTINA  
MANILA, PHILIPPINES  
SEOUL, KOREA

## 手続要覧

### ロータリアンの手引き

本手続要覧には、年次国際大会、規定審議会、R.I.理事会、ロータリー財団管理委員会が開発した方針と手続が記載されている。要覧には国際ロータリーの定款と細則および標準ロータリー・クラブ定款の全文も収録されている。この三つの文書は、規定審議会または国際大会の決定のみが、これを改正することができる。この文書の意味、解釈について疑義が生じた場合、英文が正文となる。

1989年版は、本質的には前回と同じ編集方針を採用したうえ、1986年版の刊行以後の方針・手続の変更を織り込んだ。さらに、今回の版も、出典が明記されている。出典制度については6ページにその説明を載せた。

要覧は3年ごとに数カ国語版が出版され、各ロータリー・クラブとR.I.役員に1部送付される。本書について何かご意見があれば喜んで拝聴し、次回の版の参考としたいと思う。

フィリップ H. リンジー  
事務総長

# 目 次

## 第1部 管理

第1章	ロータリー・クラブ	9
第2章	ロータリー地区	31
第3章	国際ロータリー	59

## 第2部 プログラム

第4章	ロータリーのプログラム一般	79
第5章	職業奉仕	81
第6章	社会奉仕	85
第7章	国際奉仕	95
第8章	青少年への奉仕	105

## 第3部 国際的会合

第9章	国際大会	115
第10章	地域大会	121
第11章	協議会	125
第12章	研究会	127
第13章	規定審議会	131
第14章	会議運営手続規則	137

## 第4部 国際ロータリーのロータリー財団

第15章	組織および目的	147
第16章	ロータリー財団のプログラム	149
第17章	財務と表彰に関する事項	155

## 第5部 雑則

第18章	名称と徽章	161
------	-------	-----

## 第6部 組織規定

国際ロータリー定款	171
国際ロータリー細則	177
標準ロータリー・クラブ定款	223
推奨ロータリー・クラブ細則	235
国際ロータリーのロータリー財団細則	245
ロータリー用語語彙	255
索引	265

## 本文中の出典

1989年手続要覧には、パラグラフ末尾のカッコの中に数字が記載されている個所がいたるところにある。これは、前述の方針または手続の出典を示しているのである。例えば：

**R.I.理事会の決定事項。**一つまたは複数の2桁のアラビア数字（二つ以上の場合、あいだにコンマを入れてある）。一例を挙げるなら（45, 84）。この例の場合1945—46年度と1984—85年度の理事会の決定事項の一部であるということの意味する。

**国際大会または規定審議会の決議。**ハイフンによって隔てられた二つの数字。最初の数字は、規定審議会が国際大会の年度を示す。2番目の数字は立法番号である。一例を挙げるなら（80—102）。これは、1980年規定審議会の決議番号102であって、通常、「決議80—102」と言われるものである。

**R.I.の組織規定。**これは、国際ロータリー定款、細則、標準ロータリー・クラブ定款より成る。組織規定の一部であるときはその旨明記する。

# 第1部 管理

(ADMINISTRATION)

第1章 ロータリー・クラブ

第2章 ロータリー地区

第3章 国際ロータリー

# 第1章

## ロータリー・クラブ (The Rotary Club)

### 国際ロータリーの会員組織

(Membership in R.I.)

国際ロータリーは、国際ロータリー定款および細則に従って現に存在するロータリー・クラブによって構成される。ロータリー・クラブが R.I. に加盟するに当たって、クラブ定款として標準ロータリー・クラブ定款を採択しなければならない。しかし、標準クラブ定款が採択された1922年6月6日より前に R.I. に加盟したクラブは、そのクラブ独自の標準クラブ定款の下に運営する資格を有する。ただし、その独自の規定は所定の承認を受けていなければならない (R.I. 細則第1条第2節；89-76)。

### クラブの名称と区域

(Club Name and Territory)

各ロータリー・クラブは、ある一定の場所(地域)に結成されなければならない。その地域とは、クラブ定款に定めるところの区域限界を意味する。

標準クラブ定款の本文中の、それぞれのクラブの名称および区域限界については、R.I. 理事会の承認を得て、クラブが記入する。但し、その後の変更は、R.I. 理事会の承認を得なければならない。

クラブの名称または区域限界の変更手続は、標準ロータリー・クラブ定款第17条第4節に規定されている。

社会的貢献をする仕事に活発に従事している、事業および専門職務に携わる人が十分な人数いて、その事業場または住居が互いに近

接しており、ロータリー・クラブとして活動できる適当な広さの区域があれば、国際ロータリーはこれを前記のような地域と認めることができる。このような地域にクラブを結成する場合には、国際ロータリーでクラブの区域限界を定めこれをクラブ定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとし、以後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。

仮ロータリー・クラブは、それぞれ、その名称に所在地を表す文言を用い、これを定款の中に入れるものとし、この名称はあらかじめ国際ロータリーの承認を得なければならない。この承認を得た後は、国際ロータリーおよびクラブ双方の同意によるほかこれを変更することはできない。(標準ロータリー・クラブ定款第17条第4節；38, 74, 87)。(第2章の拡大の項も参照のこと)

クラブの区域限界が、クラブの所在する市町村名もしくは他の自治体名によってのみ表示される場合は、そのクラブの区域限界は、クラブの所在する市町村もしくは自治体の行政上の境界と同一とする。

クラブの区域限界の表示が、その地域の行政上の境界と一致している場合、その後その地域の行政上の境界が拡大されても、クラブの区域はそれによって自動的に拡大されることはなく、従来そのままとする。区域限界を拡大するには R.I. 組織規定に従ってクラブが改正措置を講じなければならない。(67)

ロータリー・クラブの区域限界に関する文書中の「近接区域」とは、特定のロータリー区域にじかに接している、つまり直接地続きになっている区域に限定される。ロータリーの区域とは、ロータリー・クラブの結成並び

に運営を成功させるために当然必要と考えられる広さをもつ地域で、住民が自己の社会、市民、事業上の諸種の活動並びに共通の利益をもたらす奉仕を行う主たる場とみなすことのできる地域を指す。(66)

農村区域に関しては、ロータリー・クラブの区域限界は、クラブ定款に明記されている通りのものである。正会員を選挙できるクラブの区域は、定款に具体的に明記した地域のみである。しかし、ロータリー・クラブは、次の地域に事業場が住居のある人を正会員として入会させることができる。すなわち、そのクラブの隣接区域で、他のいずれのロータリー・クラブの区域限界外の地域。クラブの所在する市の行政区域内。直接に隣接するクラブの区域限界内(R.I.定款第4条第3節；標準ロータリー・クラブ定款第5条第3節)。

### 区域の割譲または共有

(Relinquishing or Sharing Territory)

R.I.の承認の下に、クラブはその区域の一部を割譲するか、あるいは、同一区域を共有して、アドイショナル・クラブを結成することができる。

クラブが区域限界に関し自己の定款の規定を改正するとの決議報告書を理事会に提出し、その承認を求めるときに当たっては、改正理由説明書を添付するものとする。他のロータリー・クラブが近接地にある場合、改正案について近接クラブと協議し、近接クラブの区域限界を検討し、この改正の結果、他クラブの区域限界と対立が生じないことを確認した説明書も併せて添付しなければならない。(64, 71)

ロータリーの理想と原理を他の地域社会にも均衡を保った組織的な方法で押し広めていくためには、もしそのクラブの区域限界が不明確であったり、必要以上に広い場合は、クラブの現会員の地位に影響しないという条件の下にクラブはその区域限界を調整または縮小することを考慮するよう要望されている。

(39)

### クラブの会員身分

(Membership in Clubs)

各クラブは、国際ロータリー定款および細則に規定されている資格条件を備えた人から構成される。ロータリー・クラブの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が所属している共同企業体 (Partnership) または法人 (Corporation) のものではない。(80-102)

### 事業場または住居の所在地

(Location of Business or Residence)

クラブの各正会員は、クラブで分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっており、そしてその事業場またはその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。但し別段の規定による場合はこの限りではない(R.I.定款第4条第3節；標準ロータリー・クラブ定款第5条第3節)。

ロータリー・クラブが事業場ないし住居を基準とする正会員に関する定款細則の規定を実施する場合の参考並びに指針として、正会員候補者を審査するに当たって他の条件がすべて同等である場合には、クラブは、クラブで分類される予定の職業にクラブ区域限界内で自らかつ現実に携わっており、かつまたその事業場をクラブの区域限界内にもつ候補者を優先させなければならない。(68)

ロータリー・クラブの正会員身分に関連して述べられる「事業場」とは、正会員または推薦されている正会員候補者が通常自己の事業または専門職務活動をなし、實務を果たす所を指すものと了解されている。(61)

ロータリー・クラブの正会員の資格条件に関して定款細則中で「住居」と述べる場合および「所属クラブの区域限界内あるいはその周辺地域内に居住するロータリアン」と述べ

る場合、それは、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている。(69)

クラブは、事業場または住居がクラブの区域限界内もしくはクラブが所在する市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内にある人を会員として入会させ、あるいはまたその地位を存続させることができる。

## 他の団体の会員

(Membership in Other Organization)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは他の奉仕クラブの会員となるべきでない。(60)

会員身分は、クラブ理事会が十分な理由があるとみなした場合、クラブ理事会によって終結させることができる。所属クラブ会員が他の奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、所属ロータリー・クラブに対する義務を果たしていないとクラブ理事会が判断した場合、それは、その会員の身分を終結させるのに十分な理由とみなすことができる。(60)

## 移籍会員

(Transferred Members)

あるロータリー・クラブの会員が他の別のロータリー・クラブに当然に移籍できるといような規定は存在しない。(38, 61)

## 名誉会員

(Honorary Membership)

名誉会員の資格はロータリーの理想推進に著しい功績のあった人だけに限定し、それを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与える最高の栄誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を安易に

承認すると、ロータリーの会員選考の規定を完全に守ろうとする試みは徒勞に終わろう。(52)

クラブ会員候補者を推薦する特典を名誉会員がもつことは、国際ロータリー定款細則の規定の精神に反するものと考えられているので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各ロータリー・クラブは、会員候補者の推薦はクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員によってのみなすという規定を設けるように、その細則を改正するよう示唆されている。(60)

ロータリー財団奨学生等を名誉会員にすることはとりわけ望ましくない。(52,58)

## 同一のクラブで同時に

### 正会員および名誉会員になること

(Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、R.I.細則第3条第6節と標準ロータリー・クラブ定款第5条第7節の下に禁じられている。

## シニア・アクティブ会員

(Senior Active Membership)

シニア・アクティブ会員身分の条件の中に示された「15年以上」「10年以上」または「5年以上」という年数は連続的でなくてもよい。

元ロータリアンがシニア・アクティブ会員に選ばれるためには、かつてシニア・アクティブ会員であったか、あるいは会員でなくなったときに既に国際ロータリー細則および標準ロータリー・クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員となれる条件を備えていた者でなければならない。

シニア・アクティブ会員は、出席条件その他の会員としての義務を果たす限り、居住地に



## 第1章 ロータリー・クラブ

かかわりなくシニア・アクティブ会員身分を続けて保持できる。

### アドイショナル正会員

(Additional Active Members)

アドイショナル正会員に関する規定はあらゆる方法で強調されなければならない。各クラブは規定を利用し、より多くの人々をロータリーに入会させてロータリーの特典を享受させ、同時に会員数を増やすようにすべきである。各クラブはまた、アドイショナル正会員の資格条件は正会員と同一であること、および資格条件を備えた人のみが正会員にせよアドイショナル正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるということに留意しなければならない。(52)

ロータリー・クラブは、他の地域社会へ移転するロータリアンにその会員身分を引き続き保持させ、それによって移転による会員身分喪失を減らす一つの方法として、国際ロータリー細則第3条と標準ロータリー・クラブ定款第5条の規定の下にアドイショナル正会員を選挙できることに留意すべきである。(65)

国際ロータリーの細則第3条第3節(b)項と標準ロータリー・クラブ定款第5条第4節(b)項の「アドイショナル正会員」に関する規定について、「他のロータリー・クラブ」、「かつて属していたクラブ」と言っているのは、会員候補者が元正会員であったところのクラブを含め、あらゆるロータリー・クラブを意味するものと解されている。(66)

### クラブの内部拡大

(Extension Within the Club)

次の諸点に重点を置き、クラブの内部拡大の重要性を強調すること。

1) 会員選考委員会と職業分類委員会の委員の継続性を図ることが望ましい；

2) 地元地域社会に有益な業種で、代表者をクラブに入会させるべき業種を度々調査する。併せて、恒久的かつ最新の充填未充填職業分類表を整備する；

3) 未充填の職業分類は、全部を大部の一覧表にして発表するより少しずつ分けて公表すべきである。(39)

あらゆる活動分野でより効果的に奉仕するために、明確かつ継続的会員増強計画を開発し、積極的にこれに取り組むことが必要だが、そのよりどころとしてクラブは、最新の職業分類調査を整備・活用するよう奨励されている。最新の充填未充填職業分類表は会員増強に不可欠の手段であり、会員増強に成功するための方途として効果的である。(69, 74)

ロータリー・クラブが地元地域社会と完全なつながりをもちかつ地域住民の要望に応えるためには、適格な人物を一人残らず会員に迎えることが極めて大事である。従って、クラブが勝手に会員数を制限することは、ロータリーの原則に沿わないし、また反することである。さらに、クラブ会員増強の方途や新会員推薦方法、あるいは新会員をクラブに溶け込ませる方法を知らなかったり、無関心であったりするために、会員の増強ができないということも、ロータリーの原則に沿わないし、また反することである。

重要なことは、各クラブが、適切な純増員数を確保できるように会員増強の方途を設定、維持することである。そして各クラブは、会員数の増加ということは、会員の質の低下につながるものでもないし、また、そのような結果をもたらすことになってはならないということ認識しつつ、会員増強に対して積極的な姿勢を取るべきである。会員増強は常に、クラブが、ロータリーのプログラム推進に確実に寄与してもらえと思われる真に適格な人物を会員に選挙することによってのみ達成されるべきものである。

ロータリーの目的の本質は、個人による奉仕の理想の実践という責任の受諾にある。そして、また重要なことは、この責任の中には、個々のロータリアンが他の人とロータリーを

分ち合い、適格者をロータリー・クラブ会員に推薦することによってロータリーの拡大に助力するという義務も含まれていることを認識することである。(75)

「5名で1名の新会員」計画としてよく知られている次の計画は、クラブ会員を増やすうえで効果的な方法である。

クラブ会長は、全会員を5名ずつのグループに分ける；各グループは、可能な限り、新会員1名、比較的会員歴の長い人1名、元会長1名、理事または元理事1名と委員会委員長1名で編成される；そして各グループごとに会合し委員長と書記を決める。

委員長と書記の任命後できるだけ早く各委員長は、自宅または他の適切な場所で会合を開かなければならない。各グループは数回会合を開き、次の計画を推進する。

1) 年度内、できれば上半期中に、新会員1名を獲得すること；

2) グループ・メンバーに、プログラムおよびプロジェクト案を考え、提出するよう勧め、クラブの健全かつ円滑な発展に役立つクラブ運営、並びに活動面に関する提案もしくは建設的批判を提出するよう勧めること。このような全提案および勧告は、グループ書記が適切な書式で作成し、クラブ理事会に提出すること。

クラブ会員増強委員会（またはクラブ会長の任命した総括委員長）は全グループおよび全体的プログラムを統轄し、次のことに注意を払う責務を負わなければならない：

1) 委員長と書記の指名後速やかに会合が開かれているか；

2) プログラムが推進されており、かつ各グループからの勧告事項が会長および理事に達しているか；

3) 5人編成のグループは適格な候補者を推薦しているか。(69)

## 均衡のとれた会員組織

(Balanced Membership)

特定の事業または専門職務グループに片寄ることを避けながら、しかも同時に、地元社会の業界を代表する人を漏らさぬ均衡のとれた会員組織を維持しようと努めるに当たって、その地域の事業または専門職務グループが一つかまたは少数に限られているような場合、クラブはその互いに関連ある職業グループの中からは各職業分類ごとに何名の正会員、アディショナル正会員を入会させるべきか、その限界を決定しかねることがしばしばあろう。しかし、多種多様な事情を考慮すると、このような状況においてクラブが上限をどこに設定するかは、関係クラブが決めることであって、R.I.理事会が、全体に適用する上限を定めることはできないし、また、すべきではない。(59)

各ロータリー・クラブは職業分類並びに会員選考の原則に従って可能な限り、クラブの地元地域社会にある、一般に認められたすべての事業、専門職務または団体の各代表者を会員にもつべきである。

ロータリー・クラブ内に、その地域社会の事業および専門職務活動が適切に代表されるようにするため、いずれのロータリー・クラブも、その会員組織において、クラブの区域境界内に事業場を有する会員の十分な数と均衡を保つように努力しなければならない。各ロータリー・クラブは、居住地に基づく正会員数が総数の50パーセントを超えてはならないという規定を採用することを勧告されている。(68)

一人でも多くの適格者にロータリーに入会したいという興味を与えるため、またクラブ会員の減少を防ぐため、クラブは次のことを行わなければならない。

1) 内部拡大のための現行規定を十分に利用すること；

2) クラブの社会奉仕活動を常にその地域社会のニーズに合致させかつ奉仕をさらに一層有意義なものとするに絶えず努力する

こと；

3) 個々の会員を効果的に参加させるようなそして会員の関心を引き付けるようなクラブ活動を行うこと。

さらに

1) 各クラブは自己の会員増強の傾向を調べ、満足すべき成果を上げているか否かを検討し、それによって健全な発展を成し遂げるための方法を講じなければならない；

2) 地区ガバナーその他の人々は、ありきたりのおごりなりの勧告に終始することなく、より一層会員増強を遂げるために助力を必要とする個々のクラブを対象に、なぜ会員が増えないのか、その根本の原因に真正面から取り組む努力をすべきである；

3) ロータリー・クラブは、「貴地域社会へ移転するロータリアンに関する通知状」という書式を利用してほしい。また、元ロータリアンの移動先のロータリアン・クラブは、そのような元ロータリアンと積極的に接触し、新しい地域社会のロータリアン・クラブ会員として適格かどうかや当人の関心を評価してほしい。(69, 89—137)

ロータリアンに新会員を引き付け、現会員をロータリアンに留めておくうえで、適切な広報がいかに重要であるかを、ロータリアン・クラブ、特にクラブ会員増強委員会に強調し続けなければならない。(71)

## やむを得ない事情で退会した元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

R.I.の定款および細則に、このような事態に関する規定がない以上、理事会が、このような元ロータリアンの団体をR.I.と何らかの関連のある団体と認めることは明らかに不可能である。R.I.の定款および細則がこれについて規定されるよう改正されるまでは、R.I.との関係は存在せず、また存在してはならないのであるから、R.I.との関係を示すような名称をこのような団体が使うことは理事会と

して承認も奨励もできることではない。(24, 49, 62)

## 不本意ながらクラブが解散した後の会員の地位

(Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs)

ロータリアン・クラブが不本意ながら解散した後のロータリアンの地位に関する問題であるが、自国から避難してきて、移転先で事業または専門職務に携わっている場合、その地のロータリアン・クラブの会員に選ばれることができるし、また、よく選ばれている。しかし、これは、ロータリアン・クラブが自己の定款の下に自ら決定することである。

ただこの場合当人が、ロータリアン・クラブの所在地の生活に溶け込まず、ロータリアン入会から生まれる親密な親睦と奉仕の機会を享受できないなら、ロータリアン・クラブ会員となっても無益と思われる。自分の落度でもないのに不本意ながら一時的にロータリアンの友好を奪われた人々の心の中に、ロータリアンは依然として残っていると考えるのであるが、自分のよく知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリアンの友好が償われるとは考えられない。さらに、ロータリアンとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じる場合もありうるのである。(39)

## 非公式の友好グループ

(Informal Fellowship Groups)

有意義な娯乐的または趣味的諸活動に共通の関心を抱くロータリアンがグループを結成して、既定のロータリアンの方針に反しない諸活動を通じ知己を広め交友を深めることは奨励されている。但しロータリアンの名称および徽章は、このようなグループの、多少とも既

定の方針に反する諸活動に関連して使用されてはならない。またその管理責任と経費はそれぞれのグループにおいて負うべきものである。(65, 67)

ロータリアン・グループが、通常のロータリアン・クラブの任務またクラブ活動とは別の活動、例えば、世界親睦活動に携わろうとする場合、グループ側が責任を負わなければならない事態が生じる恐れがあるので、その活動を法人組織にすることが望ましい場合もある。しかし、そのような活動を法人組織にすることが適切か否かは、地元の状況に照らして、活動に携わるロータリアン自身が決めることである。親睦その他の活動に携わるロータリアン・グループを法人組織にすることに異議はないが、法人設立定款に次のことを記載しなければならない：

- 1) その活動は国際ロータリーを代行するものではない；
- 2) その活動と国際ロータリーにはいかなる関係もない；
- 3) 国際ロータリーは、いかなる責務をも免ぜられ、何の義務も負わない。(75)

## ロータリアンの親族

(Relatives of Rotarians)

すべてのロータリアン・クラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリアン・クラブ会員の配偶者と家族のことを、また、ロータリアン・クラブ在籍に伴う楽しい親睦と奉仕目標に配偶者や家族が寄与できることを、考慮に入れなければならない。(89-139)

多くのロータリアン・クラブは、ロータリアンの奉仕活動並びにロータリアン・クラブの諸活動に協力し、それを支持するロータリアンの親族をもって構成される委員会もしくはその他の組織を有し、その恩恵に浴してきた。理事会は、そのようなグループの有益な働きを奨励し、称賛するものである。

国際ロータリー理事会は、ロータリアン・クラブに対し、次の指針の範囲内で、ロータリ

アの配偶者グループの結成を非公式に提唱するよう奨励している。

1) 賛助グループ、委員会、団体は、地元のロータリアン・クラブと提携し、定期的な連絡をとり続けること；

2) この団体の目標には、ロータリアン・クラブ奉仕活動の支援、会員間の友好的奨励、ロータリアンの全般的理想の推進が含まれていること；

3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリアン・クラブを支援または補足するものでなければならないこと。

このことの趣旨は、賛助グループまたは団体が、地元のロータリアン・クラブと単に非公式に提携するというにすぎない。ロータリアンの親族のクラブおよび団体が法人化されたり、正式に設立されていて、優れた奉仕活動や親睦活動を行ってきたことを、理事会は認識しており、その奉仕プログラムを称賛、奨励するものであるが、国際ロータリアンの方針としては、どのような価値ある活動であっても、他団体の活動およびプログラムを国際ロータリアンが保証することはできない。(84)

## 会員候補者をクラブ例会に招待

(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブは、会員候補者を数回クラブ例会に招待してから、会員申込用紙に署名を求める慣例を取り入れることが望ましい。(49)

## 新会員の入会式

(Induction of New Members)

1) 新会員のクラブへの入会式を厳粛に行う手続は、各クラブが自クラブに合わせて考案しなければならない。

2) 標準もしくは一定の入会式次第が作成されることはないし、クラブに示唆されるこ

ともない。

3) クラブは、新会員を直ちに一つ以上の委員会の委員に任命し、その委員会の委員長が、新委員を然るべくクラブに溶け込ませる責務を負うべきものとする。

4) ガバナーは、さらに一層ロータリー教育を行わなければならないことを強調し、そして、この面において R.I.日本支局から有益な助言が得られる旨クラブの注意を喚起しなければならない。

5) ガバナーは地区内のクラブの一つを選び、地区協議会で、10分間、そのロータリー・クラブ例会で行っている披露な入会式を実演させるよう要請されている。

6) 事務総長に要請すれば、数種類の入会式次第を指針としてガバナーに送付する。  
(44)

## 若い人に入会の機会を与えること

(Providing Membership for Young Persons)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特にアドイショナル正会員の規定を利用すること、また、正会員がシニア・アクティブ会員となり、空席となった職業分類を若い人で充填することが望まれる。(42)

## 元ロータリアンを会員に選挙

(Election of Former Rotarians)

引退者が特に多数居住している地域のロータリー・クラブにおいては、自己の地域に移転してくるシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、元ロータリアンで会員資格条件を備えた人を会員に選挙するよう奨励されている。(73)

## 会員資格とロータリー財団寄付

(Membership and Rotary Foundation Contributions)

ロータリー・クラブは、ロータリー財団への寄付を入会条件としてはならない。

## 出席

(Attendance)

ロータリー・クラブ会員は、標準ロータリー・クラブ定款第10条第5節に述べる出席条件を満たすことができないと自動的に会員身分を失うことになる。しかし、第7条第1節には、クラブ例会欠席を補填する具体的方法が記載されている。

## 陪審員の職務その他による

### クラブ例会の欠席

(Absence From Club Meetings for Jury Service, etc.)

陪審員としての職務：陪審員としての任務を果たすためクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。(23, 25)

州議会：州議会に出席しなければならないためクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。(52)

非公式の会合：定款および細則には、船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合を出席と認める規定は存在しない。(56, 69)

他の奉仕クラブの会合：ロータリーの目指すところは、ロータリー・クラブ出席から得られる利点であって、ロータリー・クラブ以外のどこかのクラブに出席すればよいというものではない。従って、他の奉仕クラブの例会出席を、ロータリー・クラブ例会出席とみなすと規定しても何の目的も達しないであろう。(26)

## 出席義務規定の免除

(Leave of Absence)

会員が例会に欠席する場合は前もって欠席許可を求める、という規定を設けることは現実的でない。(25)

## 職業分類

(Classifications)

ロータリー・クラブの各正会員は、自己の事業または専門職務に従って職業分類される。「職業分類」はロータリアンの所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。クラブは、このような限定の下で、区域内の事業および専門職務活動を表す適切な職業分類を設定すべきである。

ロータリー・クラブは、R.I.定款第4条と標準ロータリー・クラブ定款第5条に規定する原則の下に、できる限り、地元地域社会の、一般に認められたあらゆる事業、専門職務または団体活動の代表者を会員に迎えるべきである。

組織的な職業分類表——充填されたものもあり、未充填のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行うことによってのみ作成できるものである。というのはこの表はクラブの区域境界内の職業活動を網羅していなければならないからである。

活動または奉仕で地位ではない

職業分類は、特定個人の占めている地位によってではなく、むしろその事業活動もしくは社会的に果たしている仕事によって定められるものであるということが、はっきりと理解されていないからである。換言すれば、

銀行の頭取の場合、その職業分類は、「銀行頭取」ではなく「銀行業」である。

会員有資格者に対して設定、貸与される職業分類を決定するのは、商社、会社または団体の主要かつ一般世間からもそのように認められている事業活動か、または、その人の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務活動である。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社、病院、診療所等における常勤の電気技師、保険清算人、支配人などは、その人が直接担当している特定の仕事を代表する会員とみなすこともできるし、あるいは、その人が、専門的な仕事に専従している商社、会社または団体の代表者として会員資格をもつものとみなすこともできる。

産業の区分：ほとんどの産業は、それぞれ他のものと明らかに異なる事業形態をもった次の四つの部門に分けることができる。

生産（または製造）	Producing
	(or Manufacturing)
配布	Distributing
小売	Retailing
サービス	Servicing

これら四つのグループは、すべてこれをロータリー・クラブにおいて代表させることができる。

配布：用語を簡潔かつ統一するために、「配布」という語は、ここでは、次に掲げる市場活動のすべてについて、これらを指称する言葉として用いる。すなわち、卸売、仲買、委託販売、ブローカー、輸出および輸入を指すものとする。どのような場合に上記の言葉の一つを職業分類用語としての配布という言葉に替えて用いることにするかは、各ロータリー・クラブの職業分類委員会の賢明な判断によって決定されるべきことである。

## 職業分類の調査

各ロータリー・クラブは、その職業分類委員会によって、8月31日までのなるべくロー

タリ一年度の早い時期に、その地域社会の職業分類調査を行い、その調査から、職業別電話帳その他の事業別名簿を用いて、充填未充填職業分類表を作成するよう勧められている。分類表には、ある職業分類にかかわる事業活動がたとえクラブの区域内で行われていなくても、その職業分類を貸与されている会員がクラブの区域内に居住している場合には、その職業分類も記載されなければならない。

### 一事業体内の独立部門

国際ロータリー定款および細則並びに標準ロータリー・クラブ定款に用いられている「事業」「専門職務」「業務」「企業」あるいは「会社」等の用語の意義を明確にするため、国際ロータリー理事会は、これらの用語について次のような解釈をしている。

ロータリー・クラブで職業分類表を設定する場合において、

- 1) 商業的活動
- 2) 工業的活動
- 3) 専門職務活動
- 4) 団体の活動

のいずれかに属する事業活動で、たとえ、その二つあるいは三つの業務にまたがって財務に関する管理権限とか財政政策に関する最終決定権が、一つの法人または個人事業主に帰属している場合でも、そのおのおの業務全般にわたる運営方針の決定、任務遂行について十分な独立性をもつならば、その事業活動を、一つの「事業」「専門職務」「業務」「企業」「会社」とみなすことができる。

一例を挙げれば、大規模な大学内に、おのおの明確に独立した三つの学部が存在し、各学部ごとに学部長と教授会があり、それぞれ学部の運営一般に関する独自の方針の決定と責任遂行とについて十分な独立性をもっている場合には、クラブは、充填未充填職業分類表に、各学部別に、それぞれの主要かつ一般世間からもそのように認められている活動に対応して次のような職業分類を設定すべきで

ある。例えば：

医学部  
工学部  
法学部

大規模な大学内の明らかに独立した各学部の職業分類の設定に用いられたこの原則は、また、大規模な法人においてそれぞれ明確に独立している部門の職業分類の設定についても適用される。

### 職業分類の貸与

ある人を特定の職業分類の下に会員とするためには、本人が、その商業、工業、専門職務または団体にかかわる活動の少なくとも60パーセントを、本人の職業分類となっている活動（事業、専門職務、業務、企業または会社）に捧げており、かつ本人が主として当該事業または専門職務活動に従事していることがその地域において一般から認められていなければならない。各ロータリー・クラブはこのような規定を採用するように勧告されている。

### 均衡のとれた会員組織の維持

ロータリー・クラブは、どんな事業や専門職務に片寄ることなく、均衡のよくとれた会員組織をもつことが極めて大切である。

相互に関連または類似する事業、または同一の法人その他の事業主の所有もしくは管理に属する事業を職業分類とする正会員およびアディショナル正会員の数は、当該クラブの正会員およびアディショナル正会員総数の10パーセントを超えないことが望ましい。

クラブが所在する区域内の特殊な事情のため、10パーセントを超えることとなってもやむを得ないとされる場合も考えられるが、しかし、均衡のとれた会員組織の原則はあくまで維持されるべきである。

古いクラブで、現在、充填されている職業分類が均衡を失っている場合には、均衡のよくとれたクラブ会員組織にするため、ほかの

職業分類の正会員およびアドイショナル正会員の数を増加するように努めなければならない。

## 新クラブ

ロータリー・クラブを結成する場合には、さまざまな分野から会員を得られるよう考えておくことが大切である。従って、結成のときに、相互に関連のある職業分類グループから、一つの職業分類だけを充填するようにすることが望ましい。但し事情によっては、このような職業分類を二つ以上充填しなければならないような場合も考えられるが、しかし創立会員となる正会員の総数の10パーセントを超えてはならない。クラブ会員の職業分類の均衡を保つことには十分注意を払うことが肝要である。

## 職業分類の原則固守

(Adherence to Classification Principle)

職業分類の原則を守ることが、最も重要である。職業分類は、明確に異なる、独立性のある、十全な事業活動を公共の場において行っているかどうかを基礎として設定される。ロータリー・クラブはその会員を、会員が携わっている商社、会社、団体等の主要かつ一般世間がそのように認めている活動、または個人の事業か専門職務によって分類するのである。

一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成または維持が困難または不可能と見えるような地域においても、それを、この原則の厳守から逸脱する理由にはならない。

その地域社会に明確に異なる別個の事業があつて、それが主要な事業を独占している一つあるいはごく限られた数の会社によって統制されているような場合でも、国際ロータリー一定款、細則および標準ロータリー・クラブ

定款に使われている「事業」、「専門職務」、「業務」、「商社」、「会社」等に関する理事会の解釈および説明に基づいて、職業分類を設定することができる。(52, 62)

## 報道機関、宗教および外交官

(News Media, Religion and Diplomatic Service)

定款および細則は、一つのロータリー・クラブ内における報道機関、宗教および外交官の職業分類を代表する会員の数に制限を設けていない(R.I.細則第3条第8節；標準ロータリー・クラブ定款第4条第9節)。

## 会社合併

(Merged Companies)

会社の合併に関連して起こる職業分類の問題を処理するための指針を次に挙げる：

1) 許容される場合：職業分類は、会員が属している商社、会社あるいは団体等の主要かつ一般世間がそのように認めている活動、またはそれぞれの商社または会社内における個人の業務か専門職務のいずれかによって決められる。一つまたはそれ以上の会社が合併されてできた企業体で、たとえ財務が一つに統制されているとしても、その各事業所がそれぞれ独立して製造販売を営み、かつ既に職業分類表に載っている職業分類とは明らかに異なる業務を社会に提供している場合には、クラブは正会員、アドイショナル正会員を選ぶために、新たに別々の職業分類をその職業分類表に追加することができる。

2) 許容されない場合：合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場および販売所に統合された場合には、一つの職業分類しか設けることができない。そして、この職業分類は合併前の一つ一つの会社の業務でなく、合併されてできた会社全体の業務を表すものでなければならない。



3) この指針は新旧会員に適用できる：上述の指針は新会員に対してのみ実施されるのではなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を表す職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

4) 職業分類は重複してはならない：この原則は上述の指針に従って許容された職業分類がクラブ内に既に存在する他の職業分類と現実重複しない場合にのみ適用されるのである。

5) これらの勧告によって既に会員である者が無理にその会員身分を剝奪されることはない。(37)

### シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員のバッジと職業分類

(Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

シニア・アクティブおよびバスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクティブ」または「バスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類.....)という欄を設け、その会員がシニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員になる直前まで、保持していた職業分類を書き込むようにし、さらにこの職業分類をクラブ会員名簿やその他氏名、職業分類を必要とするクラブ記録類に書き入れておくようにすることが望ましい。(45)

### クラブ役員

(Club Officers)

ロータリー・クラブの役員、その資格、任務、選考方法は、ロータリー・クラブ定款と細則に規定されている。

標準ロータリー・クラブ定款の規定によると、理事会はクラブの管理主体である。理事会は、少なくとも月1回会合を開くものと期待されている。

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長(以上の方は全員、理事会のメンバーとする)、さらに、幹事、会計、会場監督(この3者は、クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい)である(標準ロータリー・クラブ定款第8条)。

クラブ会長には、明確かつ非常に重要な資格と任務がある。

### 資格

(Qualifications)

クラブ会長は：

クラブの暇疵なき正会員、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員であって、さらに正会員、アディショナル正会員の場合にはその職業分類について疑問の余地のない者。

クラブ全体を指導する能力を有し、かつ同僚会員の尊敬と信頼を有する者。

地区の会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席し、かつ、いつでもクラブを指導し、クラブの事務を執るのに必要な時間と労力を捧げうる者。正当な理由により地区協議会に出席できない場合、所属クラブから指名した代理を派遣し、その報告を受けなければならない。

自己のクラブの理事、または一つ以上の主要な委員会の委員または委員長、あるいはクラブ幹事を務めたことがあり、また前年度に会長のための完全な訓練課程である指定任務を果たした者。

1回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款・細則およびロータリーの綱領について実際の知識を有する者(なおできれば、就任前に少なくとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい)。

## 任 務 (Duties)

### クラブ会長は：

クラブの諸会合の議長を務める。

各例会に当たって入念に立案し、開会および閉会の時間を厳守するよう配慮する。定例理事会（少なくとも月1回）の議長を務める。

任務にふさわしい人をクラブ委員会委員長および委員に任命する。

各委員会はそれぞれ明確な目標をもちかつそれぞれの働きが調和するようにする。

各委員の任命後、できるだけ早い機会に第1回のクラブ協議会（Club Assembly）を開催する。

地区大会（District Conference）に出席する。

次期会長として地区協議会（District Assembly）に出席する。

クラブ内および地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、かつ諸通信を速やかに処理する。

例年の会計検査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する。

地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意する。

国際ロータリー事務局から得られる情報および有益な示唆を利用する。

「国際ロータリー・ニュース」(R.I.News)、「ガバナー月信」(Governor's Monthly Letter)、その他国際ロータリー事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意を払う。

地区大会および国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出るよう配慮する。

1月にはロータリー年度第二半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導する。

6月にはクラブの財政状態および当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出する。

退任前に次期会長と会談する。

クラブの新しい管理事務が順調に発足できるようにするため、また同時にクラブ管理の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催する。(16,50,62)

## クラブ役員の選出

### (Selection of Club Officers)

役員が無期限に留任しないように、会長および幹事の職はもとより、理事、委員長の職もかわるがわる就任するという原則を、かなりの程度まで守ることができれば、クラブのためにこの上なく役立つであろう。(35,50)

クラブ役員が2年続けて同一役職につくことは奨励されていないし期待されてもいない。しかし、事情が許すなら、引き続き2年目に同一役員を選んだり、期間を置いてクラブの元役員を再選することがクラブに役立つ場合もある。(42,62)

クラブは会員の潜在的指導力を慎重に調べて会員を委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の能力を発揮させることに努めるよう示唆されている。(39)

## 役員の就任式

### (Officer Inductions)

各ロータリー・クラブは、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開かなければならない。このような会合は、クラブ役員や委員が、所属団体の目標に献身する熱意を新たに、再確認する機会を提供するものと認められるからである。また、このような会合は、地元地域社会にロータリーの目的と目標を知らせる広報の機会ともなるのである。

## クラブ・プログラム

(Club Programs)

各ロータリー・クラブは、その細則中に親睦並びに報告事項その他の特別プログラムに対して具体的に規定した、明確なクラブ例会議事順序を規定することが重要である。(62)

単に関心の高いテーマまたは娯楽を意図したプログラムより、ロータリーに関するプログラムを心がけるよう尽力しなければならない。このようにロータリー・クラブを単なる昼食クラブとする風潮を覆さなければならない。(32)

奉仕プロジェクトの交換およびクラブ間の円満な関係を増進する手段として、ロータリー・クラブは、その例会に来賓として同一地区内の他のロータリー・クラブ会長を招待し、来訪会長にそれぞれのクラブのプログラムと活動について簡潔に報告する機会を提供するよう奨励されている。(72)

## 名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリアン同士が互いに相手の姓ではなく、名 (first name) で呼び合うのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。この習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しない場合もある。

## ロータリー・クラブ例会への来賓

(Guests at Rotary Club Meetings)

ロータリー・クラブは、個々の会員を促して、特に興味をそそるプログラムが予定されているクラブの例会にロータリアンでない地元の人を招待させることによって、一般の人々にロータリー・クラブの役割とその究極の目的を周知させるように、特別の努力を払わなければならない。報道関係者または他の

ロータリー・クラブ会員は別として、クラブまたはクラブ会員が長期間同一人を来賓とすることは望ましくない。(72)

## クラブ例会への学生招待

(Students as Rotary Club Guests)

クラブは、大学および各種学校の学生に関心をもち、学生にロータリーの理想と原則を知らせるよう配慮してほしい。学生をゲストとしてクラブの昼食に招待する計画は奨励するが、学生は、それだけでロータリー・クラブの会員とはなれない。ロータリー・クラブには、定款および細則に規定されている会員種類だけしかない。(26)

## 講演者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役員および現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担しているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの現または元役員あるいは他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者のほうから、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れて講演者を当惑させてはならない。このような費用の支弁について分からないことがあれば中央事務局は助言をいとわないであろう。

## 来訪ロータリアン

(Visiting Rotarians)

クラブまたは会員個人に招待された場合を除き、来訪ロータリアンは、ロータリーで行われている慣行に従い食券を自分で買うものとする。(80-102)

クラブ例会に他クラブから来訪ロータリー

ンが出席した場合、クラブ幹事はそのビジターの所属クラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から要求があれば電話または電報によって通知しなければならない。もちろんこの場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。

## にせロータリアン

(Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する人がクラブや会員個人を訪れてくるのがよくある。もっともらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。訪ねられたほうでは仲間のロータリアンを助けたい気持ちから金品を与えたり世話をしたりするのであるが、これが実は「にせ者」だったということが後で分かることがある。ロータリアンと称する未知の来訪者から援助を求められた場合には、本人が会員だと称するクラブに電話か電報で確かめるのが一番よい。本当のロータリアンであつたらこのような照会に異存はないはずである。

## クラブ例会における祈禱

(Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリアン・クラブには、いろいろな宗教的信仰あるいは理想をもった会員がいる。また、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であるとともに、他人の信仰に対しても誠実で寛容な、変わらない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリアン・クラブは自治的なものであるから、各自のよき判断に基づいて、全会員の宗教的信念を尊重するような方法で例会を行うべきである。(40)

## 例会場

(Meeting Places)

各クラブは、自己の権限で例会場を決定できる。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員あるいはバスト・サービス会員は、いずれも他のロータリアン・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席できるように場所で開くことが期待されている。(46)

## 例会における酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリアンの会合で酒類を供することが妥当であるかどうかは、各クラブが決定すべき問題である。

この問題に関してロータリアンは何ら公式の方針をもっていないと言われるかもしれないが、長いあいだの経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも、酒類を食事の一部として供する習慣のない国においては、ロータリアンの会合では酒類を供しないほうがロータリアン運動のためによいであろうと言うことができる。

## 例会の取消

(Cancellation of Weekly Meetings)

ロータリアン・クラブは標準クラブ定款に定められている場合を除き季節的または祭日の理由により例会を取りやめることはできない。(55,62,72)。しかし、クラブ理事会は、その裁量で、1ロータリアン年度に2回まで例会を取りやめることができる。理由は問わない。(89-5)

## ロータリー・クラブと他団体

(Rotary Club and Other Organizations)

国際ロータリーの構成員として、クラブは他のいかなる団体にも加入すべきでなく、また、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員および委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、また、そうせねばならぬ場合もあるが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(80-102)

ロータリー・クラブが奉仕プロジェクトの後援に協力することが必要もしくは望ましいと思われる場合、これを行うことは当を得たものであるが、しかし、理事会の認識によると、どのような目的のものであっても、国際ロータリー管理組織の外にロータリー・クラブ提携団体を設立することについては、国際ロータリーの定款、細則にその規定がない。ロータリー・クラブには、その会員を、他の団体に加入させたり、結びつけたりする権限はない。従って、ロータリー・クラブ・グループが正式なロータリー・クラブ提携団体を設立し、またはロータリー・クラブがこのような団体に加入することは、国際ロータリーの組織規定に抵触するものである。(70)。(第2章の「地区とロータリー・クラブの他団体との協力」も参照のこと)。

## 他の奉仕クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同例会を開くことが、クラブのプログラムおよび活動を最もよく推進するとは思われない。従って、理事会は、ロータリー・クラブが他の奉仕クラブと合同で週例会を開くことに反対である。しかし、理事会は、特別の場合に、他の奉仕クラブと合同例会を開くことがあってもこれに反対するものではない。(42)

## 宝くじ類による資金募集

(Raising Money by Lotteries or Raffles)

ロータリー・クラブの活動は、当然、会員であるなしを問わず、すべての人にロータリーに対する十分な尊敬の念を抱かせるようなものでなければならない。従って、いかなるクラブも、宝くじ等によって資金を集めることは、そのような行為が全面的に支持されている国ではない限り、避けるべきである。(48)

## ロータリー情報

(Rotary Information)

会員のロータリー知識と理解を広げるような適切なロータリーの考え方を会員に伝えることに各例会の初めの3分ないし5分間を充てることがいかに有益であるかという点についてクラブの注意を促したい。クラブのロータリー情報委員会は、全会員、特に新会員が、ロータリーを正しく理解し、ロータリー会員の特典と責務を了解するのを強力に援助しなければならない。年間を通じ少なくとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識と行動を増幅するようなプログラムを提供しなければならない。(35,52)

ガバナーは、ロータリー教育の格段の必要性を強調し、この方面においてR.I.事務局から有益な助言が得られることにクラブの注意を喚起しなければならない。(44)

各地のクラブは地元の報道機関の代表者のできるだけ入会させるよう奨励されている。(35)

クラブのロータリー情報委員会は、幅広く広大な調整責務をもつうえ、クラブ全会員にロータリー情報を絶えず伝達すべき責任をもっている極めて重要な高い地位におかれるものである。従ってロータリー情報委員には、考える最高の適任者を任命すべきことが強力に推奨されている。またクラブは、クラブ

事務その他の諸問題を討議するための例会を1年を通じて定期的に開催することも推奨されている。(62)

## クラブ資金の取扱

### (Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは、クラブ財政を実務的に処理するよう要請されている。クラブ資金の実務的処理については、支払小切手に対する副署と、毎年度の会計監査が求められている。

## 保険と法人組織

### (Insurance and Incorporation)

クラブは、クラブ自体（またはその活動）を法人組織にするか、あるいは適切な賠償責任保険に加入することによって、クラブ・プロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される手はずを整えるべきかどうかについて、法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう要請されている。

ロータリー・クラブの法人化の是非に関する問題は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決める問題であると理事会は考えている。ロータリー・クラブが、クラブ側に責任がかかるような特別な活動に携わろうとする場合、クラブ自身よりむしろ活動を法人化することが望ましい。(57,83)

理事会は、ロータリー・クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、R.I.定款・細則に忠実に従うという文言を加えるなら、ロータリー・クラブの法人化に反対するものではない。

理事会は、法人設立定款として、次のような一般規定を承認している：

この法人の名称は、

法人\_\_\_\_国\_\_\_\_(州/県)\_\_\_\_(市)ロータリー・クラブとする。

この法人は、非営利財団法人とする。その目的は、慈善、博愛、かつ、国際ロータリーの目標を奨励、推進、拡大することと、国際ロータリー加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である\_\_\_\_州の法律の規定の認める範囲内で、この法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である\_\_\_\_州法に反しない細則を採択できるものとする。

この新しく設立された法人を、R.I.と調和したものにするために、法人は、国際ロータリーが加盟クラブのために定めた標準クラブ定款と推奨クラブ細則の関係規定を細則として採択しなければならない。

法人設立定款には、このほかに、法人設立の準拠法である州法が定める文言を、もちろん、書きしるしていなければならない。

法人となったクラブがあらゆる点においてR.I.の加盟クラブである、という明白な趣旨に反しない限り、ここに述べた規定を変更しても差し支えない。

既存クラブがこのような条件に従って法人化されたとしても、R.I.との関係には何の変化もなく、従来と変わらないと認められるものとする。

事務総長は、理事会に代わって、法人申請書の裁定をするよう要請されている。さらに方針声明が必要となるような状況の場合、この申請書を執行委員会に付議することを要する。(40,57)

## クラブのパナー

### (Club Banners)

ロータリー・クラブおよびロータリアンのあいだで世界的にパナーの人氣が高まり、広く使われている点を考慮し、理事会は、ロータリー・クラブのパナー、旗、ペナントなどの交換が適切で有益な目的を果たしているこ

とを認識しているが、このような記念品交換の慣例の誤用および濫用が、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかける場合もある。また、クラブの基本的奉仕活動を妨げ、かつ、活動縮小をもたらして、交換の真の目的を破壊しかねない場合もよくあるのである。

このような記念品交換に参加するすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンは、交換準備に当たって、慎重で、節度ある、適切な判断力を行使しなければならない。

このような交換を実施しているクラブは、バナー、旗、ペナントに、クラブの所在地、国、地域を明瞭かつ適切に強く表現することを心がけつつ、デザインを入念に研究することによってプログラムの効果を高める機会に恵まれるであろう。(58)

## 会員カード

(Membership Cards)

各クラブは、幹事を通じて、各会員に会員証を発行するものとする。ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問する際には必ずこの会員証を提示して自己紹介をしなければならない。(80-102)

## ロータリアンでない者に対する 証明書その他の発行

(Credentials, etc. for Non-Rotarians)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して信用証明書、身分証明書あるいは紹介状を発行すべきではない。ロータリアンはそのクラブに所属しているからその会員証をもっているのである。

## ロータリーと政治

(Rotary and Politics)

国際ロータリーとその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控えなければならない。かつ、ロータリアンは、政府もしくは行政当局にいかなる団体的圧力もかけてはならないのであるが、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

1) クラブ内で：世界理解と平和というロータリーの目標の追究と、自己の職業および地元地域社会への奉仕に影響を及ぼすものに限り、地元地域社会および世界各地の政治状況を検討する。問題を公平な立場で全体で討論し合った後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるように、釣り合いのとれたプログラムと討論を通じて、信頼できる情報を得ることを期待している。

2) クラブ外で：すべての人々の尊厳を理解し、個人の必然的人権を尊重することを言葉ばかりでなく立派な行為で推進するために、できるだけ多くの合法的グループおよび団体で個人として積極的に行動する。(82, 89-134)

## ロータリー・クラブへの配布

(Circularizing Rotary Clubs)

いかなる団体も国際ロータリー加盟クラブに文書その他を一律に配布することはできない。

しかし、国際大会の決定あるいは国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限度内において、営利に関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することが許されている。

但し以下の限定条件による：

1) いかなる事項に関しても、他のロータリー・クラブの協力を得ようとする加盟クラブは、まずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

2) いかなる加盟クラブも、まず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ、あるいは自クラブの会員以外の、個々のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。(80-102)

## 国法の遵守

(Club Compliance with National Laws)

各ロータリー・クラブは、クラブが存在し、その機能を果たしている国の法律に従うことが期待されている。自国の法律が R.I.組織規定と矛盾する場合は、関係クラブは必ず理事会に問題を提出し、助言と指導を仰ぐものとする。(75)

## クラブ協議会

(Club Assemblies)

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動について協議するために開かれるクラブ役員と理事、委員会委員長の会合であるが、クラブの他の会員も出席を要請される。(82)

クラブ協議会は、地区ガバナーの訪問時および他の適切なときに数回開かれる。そのうち1回は、地区および地区内他クラブのプログラムと活動に関する報告が受けられるように地区大会終了後に開催するよう奨励されている。

## ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

米国およびカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員がすべて機関雑誌の有料購読者となること、そして会員資格を保持する限り購読を続けることを、会員資格取得の条件としている。

米国およびカナダ以外のクラブは、その正会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員のそれぞれが、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリーの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの地域雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない。但し、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた公式地域雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する前記の規定の適用が免除される。(R.I.細則第17条)

## レビスタ・ロータリアの購読

(Subscriptions to Revista Rotaria)

機関雑誌のスペイン語版、レビスタ・ロータリア（または、承認し、指定した地域雑誌がある場合は、その地域雑誌）の購読はスペイン語を用いている国のクラブ会員に義務づけられている。

## ロータリーの広報の目的

(Purpose of Rotary Public Relations)

ロータリーの広報プログラムの目的は、ロータリーの綱領とプログラムへの理解、認識、支援を育成することにある。そのプログラムは、ロータリアンのあいだに、次のような意識を高めるものでなければならない。つまり、よい意味での宣伝、好ましい広報、肯定的イメージは、ロータリーの人類への奉仕を拡大するためにロータリーにとって望ましく不可欠の目標である、という意識を高めるものでなければならない。



## 広報における 個々のロータリアンの責務

(Responsibility of the Individual  
Rotarian in Public Relations)

各ロータリアンは、ロータリアンの綱領、プログラム、活動に十分精通し、ロータリアンの意図と業績を、その交友および職業上の知己に対して広く知らせる機会を求めるところを期待されている。

## 広報における ロータリー・クラブの責務

(Responsibility of the Rotary Club in  
Public Relations)

各ロータリー・クラブは次のことを期待されている：

1) 建設的な報道機関関係を維持する；  
2) 成功を取めた奉仕プロジェクトや活動でロータリアンの意図と業績を明らかに示すものを報道機関を通じて広報する；

3) ロータリアン誌／レピスタ・ロータリアン、ロータリアンの地域雑誌および他の推進方法を利用して、ロータリアンの意図と業績を地域社会内に広める；

4) ロータリアンの意図と業績を家族、友人、知人に知らせようロータリアンに勧める；

5) 地域社会の指導者、青少年、関係団体が、ロータリーとその綱領、規模、プログラム、活動を認識するように、その理解を助長する；

6) ロータリアンの声価を損ない、その効果を制約しかねない地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止、矯正するための積極的措置を講じる。

## 広報における国際ロータリアンの責務 (Responsibility of Rotary International in Public Relations)

会長は、国家元首、政府の指導者、市民の指導者、報道機関、一般社会の人々に、ロータリアンの意図と業績を知らせるものとする。

地区ガバナーは、クラブの広報と対地域社会活動が効果的に運ぶよう激励、指導、支援するものとする。地区ガバナーは、広報分野に経験豊かなロータリアンを含む広報委員会を設置しなければならない。

R.I.事務局は：

1) 一般社会にロータリアンを紹介、説明、推進する；

2) 会長、理事会、事務総長が効果的な広報プログラムを立案・実施するのを援助する；

3) 効果的な広報プログラムを推進、実施するためにロータリー地区およびクラブの意欲を高め、手法を示し、指導する。(83)

## 不利な広報 (Adverse Public Relations)

各クラブは、ロータリアンの声価を損なう、あるいは、損ないかねない、もしくはロータリアンの効果を制約しかねない地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止または矯正するための積極的措置を講じなければならない。ロータリアンの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じた場合、クラブは、正確な一般向け情報並びに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めなければならない。

他のクラブまたは国際ロータリアンに影響を及ぼすような事態が存在したり、あるいは、問題が発生した場合、クラブはできるだけ早い機会に地区ガバナーに報告し、協力してその問題に対処できるようにしなければならない。地域社会との関係において問題の発生を

抑制し解決するためにクラブに助言および援助を与えるのは地区ガバナーの責務である。事務総長は、R.I.会長およびR.I.理事会に絶えず報告し、もしその審議を必要とする問題であれば、これをR.I.会長およびR.I.理事会に回付して、地区ガバナーやクラブを援助する。(82)

## 広報によってロータリーに新会員を引き付ける

(Attracting New Members to Rotary through Public Relations)

ロータリー・クラブは次のことを行わなければならない：

- 現在その数を増しつつある、事業および専門職務分野で責任ある地位を占める若い人達にロータリーへの関心を深めさせる手段、方法を見いだす；
- ロータリーの綱領をよりよく伝えかつ表現する、適切なロータリー・クラブ例会プログラムを発表するための方法を講じる；
- 広報の効果を一段と高める方法として、より明確に広報に焦点を合わせた活動を採用することを考慮する；(69)
- 理事会は、新会員をロータリーに引き付け、現会員を引き止めておくのに広報が重要であることを、ロータリー・クラブ、特に、クラブ会員増強委員会に対して強調し続けるべきである、と考えている。(71)

## 広報とクラブ・プロジェクト

(Public Relations and Club Projects)

いずれのロータリー・クラブも毎会計年度に主要な社会奉仕活動の一つ提唱することが望まれる。

成功裏に完了した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるために非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、ロータリー・

クラブによって見事に遂行されたプロジェクトについてこれを一般の人々に広く知らせるための活動はロータリー広報にとって不可欠である。

ロータリーに対して否定的な態度を示す傾向があり、それがロータリーのプログラムに好ましくない影響を与えていると思われる地域に対しては絶えず注意を払わなければならない。また、そうした地域にあるクラブには、建設的な奉仕プログラムを開始して、このような否定的態度を一掃するよう要請しなければならない。(72,76)

## ロータリーと報道機関との関係

(Rotary and News Media Relationships)

ロータリー・クラブと地区ガバナーは、ロータリーと報道機関との関係改善のために適切な措置を講じ、さらに、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、両者の関係を改善するために、次のようなクラブ並びに地区の活動に着手するよう要請されている：

- 1) 報道関係者による報道機関の役割に関する卓話；
- 2) ロータリアンと報道関係者で構成される小規模のグループ討論会；
- 3) ロータリアンと報道関係者が出席するフォーラムとセミナー；
- 4) ロータリー・クラブが青年ジャーナリストにその見聞を広めさせる目的で奨学金を支給し、その奨学金を受けたジャーナリストが、研修終了後研修に関する報告書をクラブに提出するという青年ジャーナリスト対象のロータリー・クラブ奨学金制度；
- 5) ロータリー財団研究グループ交換チームに報道機関の代表を参加させること。但しその選定は、ロータリー財団の他のすべての奨学金または補助金受領者に対するのと同様に、慎重に考慮して行うこと；
- 6) 報道機関の代表者をロータリー・クラブ

ブ会員に加えるようなお一層の努力をすること；

7) 地区ガバナーは、行動基準を高め、理解を深め、関係をさらによくするための促進方法を探求するために、地区内の適格なロータリアン達と報道機関の指導的な地位にある人との討論会を手配すること。(77)

## 講演者の斡旋

(Speakers Services)

ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を、地元のさまざまなグループに紹介しなければならない。(72)

## 第2章

### ロータリー地区 (The Rotary District)

#### 地区の役割

(Role of the District)

地区とは、国際ロータリーの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する、一定の地理的区域であり、ロータリー地区の活動並びにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元レベルにおいてロータリー・クラブや個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない。(72)

#### 地区の編成

(Districting)

理事会は、新しく地区を編成し、また現存地区の境界を変更する権限を有する。但し、地区境界の変更は、それによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行われてはならない(国際ロータリー細則第12条第1節)。

地区編成に関して統一ある実施方法を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生する日は、1月1日および7月1日のうち、事情により都合のよいほうを選ぶものとする。(42, 62)

理事会は、新たに編成された地区の境界が決定、発表されてから1カ年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(48)

新しいクラブが、現在の地区の境界外において国際ロータリーへの加盟を許されたときは、その新クラブを地区に編入すべきか、それとも、無地区クラブ群の中に入れるべきか

について、決定が行われるものとする。効果的な運営を行うために、全ロータリー・クラブは、究極において、地区に所属すべきものとする既定方針に従って、無地区クラブ群は、できる限り速やかに、地区に編入されるものとする。(67, 71)

国際ロータリー細則の規定(第13条第9節)によれば、常任地区編成委員会(Standing Districting Committee)は、細則第12条第1節に規定する地区の境界とその編成並びに発表について、理事会と会長を援助することになっている。

地区編成委員会は、理事会の採択した地区編成の方針に従って、次のような任務を果たす：

a) クラブ数が多い、地区が広い、言語や文化が異なる、あるいは、いろいろな理由が重なり合って、地区の運営が難しくなっている場合、地区は、地区再編成の計画を立てて、問題の解決を図ろうとすることがよくある。地区担当のR.I.事務局職員が、再編成を考慮するように地区指導者に提言する場合もある。地区編成委員会と理事会は、こういったことに精通しているので、地区に、再編成を考慮するように助言する場合もある。

b) 地区編成委員会が地区再編成案を審議するのは、通常、国際協議会のときだけである。他の時期に地区再編成案の審議を求めるには例外的な理由がなければならない。

c) R.I.事務局職員は、地区指導者が、地区編成委員会や理事会の要求する情報を含む再編成案を作成できるように直接に協力する。国際協議会開会日の90日前までに編成案がR.I.事務総長の手元に届けられるよう準備することは、地区ガバナーの責務である。編成

案には次のことが記載されていなければならない：

1) 現在の地区を管理するに当たって直面した問題の説明；

2) その問題を軽減するために立てた計画の説明；

3) その地域の広さ、再編成後の地区の境界、クラブの所在状況を明確に示す地図；

4) 既存クラブの名称、この3年間における各クラブの会員数、再編成後の地区それぞれにおける拡大可能性のある地域；

5) 再編成後の地区それぞれにおける地区大会開催地に関する情報；

6) 再編成後の地区それぞれにおける交通の便に関する説明；

7) 再編成案に関連のある、地域内の地理的、文化的、言語、政治、経済状況の説明；

8) この再編成案を地区内のクラブに提示し、どのクラブが承認し、過半数となったかを知らせる声明へのガバナーの署名；

d) R.I.地区編成委員会は、地区ガバナー提出の再編成案を調査研究するために、毎年、国際協議会開催地で、理事会の要請に応じて、会合を開くものとする。地区ガバナー・ノミニニーは地区の提案のあらゆる面に完全に精通しているよう要請されている。地区編成委員会が、地区ガバナー・ノミニニーに、追加情報を求める場合もあるからである。再編成案を調査後、地区編成委員会は、理事会の審議を求めるために、その勧告を理事会に報告する。

e) R.I.理事会が、審議に付されている一つまたはいくつかの地区内のクラブを、R.I.細則第12条第1節の規定の下に、再編成する場合、国際ロータリー会長は、上記地区内のクラブに、決定事項と地区再編成の発効日を通知するものとする。

f) 影響を受ける地区内のクラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申し立てない場合には、R.I.事務総長が、地区ガバナーにその旨通知し、次に地区ガバナーから関係クラブに書面で通知するものとする。

g) 地区編成委員会は、提出されている地

区再編成案を国際協議会で調査したうえ、地区再編成問題を討論したいと思っている地区ガバナー・ノミニニーの相談に乗らなければならない。打ち合わせの約束などの手配は、地区編成委員会に協力しているR.I.事務局職員が行うことになっている。

## 地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数と地理的な面積とに関する厳格な規定を設けることはできない。地区は、国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような規模であってはならないし、また、地区が大きすぎてガバナーが任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の間が、決定要素と言えよう。(31)

地区編成を決めるのは一定のクラブ数でも、一定の面積でもないが、一般的な考えでは、今後3年間に加盟見込みの新クラブを含めてクラブ数が40未満の場合は地区を設定してはならないし、会員数は少なくとも1,200人まで増やすように要請されている。(82, 87)

## 国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習および距離が許す場合、国家間に跨る地区を新たに編成することは、原則として、望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編し、2以上の地区あるいは地区の一部を結合して国際的な地区を編成することは、関係クラブにとっても、また、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。このような国家間に跨る地区の編成は、慎重な考慮を払って行われなければならない。(46)

## 地区ガバナー

(District Governor)

地区に編成されている地区内のクラブは、地区ガバナーの直接監督の下に管理される。

地区ガバナー制度を効果的に運営するためには、地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれるロータリアンが、完全な適格者であり、その任務および責任について精通しており、注意深く選ばれ、その任務および責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができるということが、不可欠である。地区ガバナー・ノミニーの選考に当たっては、地区ガバナー職の資格および必要条件を明確に理解しかつ十分に考慮を払うことが必要である。(61)

地区内のクラブは、ロータリーの原則に合致した厳密で信頼できる方法で、地区ガバナー・ノミニーを選出しなければならない。地区ガバナー候補者の支援活動は、地区ガバナーの重要かつ重大な職務にふさわしいものでなければならない。地区ガバナー候補者支援の文書の内容は、写真および本人のロータリー活動、市民としての活動、そして事業または専門職務活動の説明に限定されるべきである。このほかに本人の立候補を後援、推進するいかなる措置も講じるべきではない。(64)

R.I.細則第9条第12節の規定によると、選挙によって任命される国際ロータリーの役職につくために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、被選資格を失うことになる。この規定は、地区ガバナー候補者にも適用される。

地区は、地区ガバナー・ノミニーを、地区ガバナーに就任する2年前のロータリー一年度中に選出することになっている。その場合、地区ガバナーを務める年度の前年度に地区ガバナー・ノミニーは：

1) 地区ガバナーから、その地区の各種委員会または地区組織に関し、特別の任務が与えられる；

2) 地区ガバナー・ノミニーを参加者とし

て指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するよう、地区ガバナーから要請される；

3) 地区大会のプログラムにどのような任務で参加するかを地区ガバナーによって考慮される。(66)

地区ガバナーは、次期地区ガバナーの適応指導、教育を行い、さらに職務に対する意欲を刺激するという責務を負わなければならない。そしてそのために元地区ガバナーおよびロータリー研究会等の会合を活用すべきである。(69)

地区は、クラブ群または地理的地域のあいだで回り持ちによって地区ガバナーを指名する、という従来の方式に煩わされない手続によって、地区ガバナーとして最適の人を探し、指名するよう要請されている。(69)

既存地区のクラブが、新地区に再編成される場合は、新地区は、できれば、再編成前に当該クラブが使っていた手続と同じ手続で、新地区発効前に、地区ガバナー・ノミニーを選出するものとする。

このような手続が実施できない場合、理事会は郵便投票の実施を承認し、地区ガバナーにその任に当たらせるものとする。

## 地区ガバナーの身分、任務および資格

(Status, Duties, and Qualifications of District Governor)

地区ガバナーに最適の候補者を得るために、地区ガバナーは、毎年、所管地区内のクラブに対し、あらゆる資料を調査しガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請してほしい。

地区ガバナーは、地区内の全クラブに対し、R.I.細則の規定に従って、ガバナー候補者の推薦案と候補者の履歴および資格を伝達しなければならない。

このような指名に対する被推薦者並びに推薦者が地区ガバナーの責務に精通できるように、毎年、地区ガバナーの身分、任務および

## 第2章 ロータリー地区

資格に関する次のような文書を全クラブに配布している。(29, 39, 74)

### 身 分

(Status)

#### 地区ガバナーは

- 国際ロータリーの役員である；
- 所管地区内のクラブによって**指名され**、国際ロータリー大会によって**選挙される**；
- 7月1日に就任し、1カ年間または後任者が選挙され、資格が確定するまでその任に留まるものとする。

### 資 格

(Qualifications)

#### 地区ガバナーは

地区ガバナー・ノミネーは、選出の時点で次の資格条件を備えていなければならない。

(1) 本人が指名を受ける地区内のクラブの名誉会員以外の**暇な**会員であることを要する。

(2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

(3) 本人が地区ガバナー・ノミネーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高をもたない、義務機能を果たしている暇なロータリー・クラブの有資格会員でなければならない。

(4) クラブ会長を全期務めたことのある者でなければならない。

(5) ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

(6) このほかに、就任時までに必要な資格条件を満たそうとする能力と熱意がなければ

ならない。

地区ガバナーは、就任の時点で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算7年以上会員であり、国際協議会に全期間を通して出席していなければならない (R.I.細則第12条第7節参照)。

地区ガバナーは、また、

- 所属クラブの尊敬の的であり、かつ信頼されていなければならない；
- 本人の事業または専門職務の経営において示された経営力をもつ、職業上**命令ある人物**でなければならない；
- ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間を提供できるように、自己の事業または専門職務をうまく**掘成**しなければならない；
- 本人並びにその近親者の品行が**非難**の余地のないものでなければならない；
- ロータリーとその目的、綱領および規則をよく心得ており、国際ロータリーに対し**忠実**であることが認められているロータリアンでなければならない；
- ロータリーのあらゆる面において**信服**させる方法で論じることができ、自己の所信を、私的にも、公的にも、簡潔、直截、かつ**真剣**な言葉で表現できなければならない。必ずしも雄弁家である必要はない。

### 任 務

(Duties)

地区ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすに当たって地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する**特別の任務**を課せられており、自ら次の諸項の**責務**を負うものとする。

- (1) 担当地区の新クラブ結成。
- (2) 担当地区内既存クラブの強化助成。
- (3) 担当地区内クラブ相互間の友好関係およびクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進。

(4) 担当地区の地区大会を計画・主宰すること。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画・準備に当たる次期地区ガバナーに協力すること。

(5) できるだけ年度の早い時期、なるべく前半6カ月に担当地区内の全クラブを公式訪問すること。

(6) 担当地区内各クラブの会長および幹事に対して月信を発行すること。

(7) 会長または理事会の要請があれば速やかに国際ロータリーに報告を提出すること。

(8) 後任ガバナーに対して、国際協議会の前に地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(9) 地区で保存すべき文書を後継者に引き継ぐこと。

(10) 地区における国際ロータリー役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、R.I.B.I.審議会の指示の下に、R.I.B.I.定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、国際ロータリー会長あるいは理事会から要請があった場合は、速やかに国際ロータリーへ報告をし、そして地区における国際ロータリー役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない(R.I.細則第12条第7節(d)項)。

このほか、地区ガバナーは、次のことを遂行すべきものと考えられている：

- **ロータリアン誌**、**レピスタ・ロータリア**、承認され、指定されたロータリー地域雑誌、**国際ロータリー・ニュース**、**事務総長書翰**、その他国際ロータリー事務局から発行されるすべての公報、文献類、および地区内各クラブの出版物などに目を通す；
- 各クラブに対し、少なくとも毎年1回は都市連合会に参加するよう奨励する；
- 国際ロータリー大会への出席を勧奨する；
- 必要があれば、クラブ会長と幹事のいずれ

かまたは両者の特別会議を開催する；

- 毎月担当地区内クラブの出席報告の摘要を作成し、この地区報告を国際ロータリー事務総長に送付する。

## 指名に必要な資格の取得

### (Qualifying for Nomination)

地区ガバナー・ノミニーとしての資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務および責任を熟知したうえで、細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解していること、および地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思があり、それができる状態にある旨の声明書に署名し、これを事務総長を通じて国際ロータリーに提出しなければならない。

国際ロータリー細則は、同細則に規定された資格並びに必要な条件に合致しない地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否されるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとすることを規定している。

もしも、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろう、と理事会が信じる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。このような一時保留が行われたならば、地区ガバナーとそのノミニーに、その旨通告しなければならない。そして、そのノミニーは、地区ガバナーおよび事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを理事会に提出する機会が与えられるものとする。このような申し立てを含めすべての関連事情を審議したうえで、理事会は、3分の2の多数をもってそのノミ



ニーの指名を拒否するか、あるいは一時保留を解除するものとする。

もし上述の規定のいずれかに基づいて地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は、関係地区の地区ガバナーに、その旨、並びに理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーは、これを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで、時間が許すならば、その地区は、細則の規定に従って、地区ガバナー指導の下に、地区大会または郵便投票のいずれかにより、地区ガバナー・ノミニーを再度選ばなければならない。地区が、地区ガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合、ノミニーは、国際ロータリー細則第12条第7節(8)項の規定に従って選出されるものとする。

## 地区ガバナー・ノミニーの

### 国際協議会出席

(Attendance of District Governor-  
Nominee at International Assembly)

地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することは、長い経験から照らしても、また、所定の方針・手続に沿うという面からみても、国際ロータリーの地区レベルの管理に不可欠である。

さらに、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、かつ国際ロータリーの役員として地区ガバナーに期待されている所管地区内クラブの指導、指揮および助言を行おうとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練が不可欠である。

各地区ガバナーは、地区ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対し、次のことを強調すべきである。ガバナー・ノミニーは地区ガバナーとして必要な準備をするため国際協議会に出席しなければならないこと。また、候補者が国際協議会にその全期間出席できかつ実際出席するのでなければ指名は承認

されないこと。

理由のいかんにかかわらず、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することができない場合は、その人自身およびその地区のクラブに対し公平に考え、かつ、世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は、国際協議会に全期間出席できかつ事実出席する被指名者の選択ができるようにするため、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

地区ガバナーまたは地区ガバナー・ノミニー職の欠員を補充するに当たって、R.I.理事会は、次の方針を採択した：

- a) 国際協議会前に2回目の就任が決まった元地区ガバナーは、R.I.の費用で国際協議会に出席するよう要請される；
- b) 国際協議会から9月1日までのあいだに地区ガバナー職の欠員を補充するために選出された元地区ガバナーは、R.I.の費用で、日本支局において1日ないし2日間、強化研修を受けるものとする。(87)

## 経 費

(Expenses of District Governor)

国際ロータリーは、各ガバナー・ノミニーに対し、国際協議会出席に伴う必要かつ適正な費用を弁済することになっている。

地区ガバナーは、任期の初めに、予算表を受け取る。予算表に計上されている金額は、国際ロータリーの方針を遂行するために使われるのであるが、その目的は、地区ガバナーが、R.I.の組織規定と理事会の所定の方針に従って、地区内において自己の任務と責務を遂行するに当たって、妥当かつ必要な費用を支払うことである。

地区ガバナーの予算額には次のものが含まれる：

- 必要に応じて、パート・タイムの事務員と速記者の費用
- ガバナー月信の印刷代と地区内会長・幹事宛の月信送料

- 必要な一般通信費
- 必要であるが、R.I.から供給されない文具や事務用品費
- 必要とされる電報電話代
- 所定の方針に従って次のものの旅費と雑費：
  - 一 地区内の各クラブへの1回の公式訪問
  - 一 地区大会の準備と実施
  - 一 次期地区ガバナーとして、また、地区ガバナーとして出席する地区協議会の準備と出席。

事務費は、地区内のクラブ総数に基づいて見積もられる。

旅費は、地区内のクラブ数、旅行距離、運賃に基づいて見積もられる。R.I.は、地区内の旅行に対してガバナー個人にかかった費用だけを支弁し、地区外の旅行に対しては、いかなる費用も支弁しない。但し、ガバナー・ノミニーとして国際協議会に出席した費用は例外とする。(71)

国際ロータリーは前記出費を、この割当の範囲内においてのみ各ガバナーに弁済する。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー加盟クラブが国際ロータリーに納入した人頭分担金からR.I.B.I.に割り当てられてR.I.B.I.が保有している資金から、地域単位R.I.B.I.によって支払われる。

ガバナーに対する予算割当額は、全クラブに公平かつ適切な援助を提供しようとする原則に基づく。予算および割当は、各種活動を考え合わせたうえで決められるが、各地区の年々の割当額と大きくかけ離れることはない。

地区ガバナーは、理事会、または、理事会に代わる事務総長の承認を事前に受けることなしに自己の予算額を超えて支出することはできない。

R.I.は、地区ガバナーの予算額と別個に、新クラブ設立と加盟認証状伝達のための費用も地区ガバナーに支払う。この金額は、新ロータリー・クラブが支払う加盟金の50パーセン

トを上限とする。

地区内の国際ロータリー公式活動のほかに、地区ガバナーの参加出席を必要とする、または、望まれる特別なクラブ・地区活動や行事があることを理事会は認識している。しかし、国際ロータリーの永年の方針によると、こういった追加活動に伴う費用は、地区ガバナーにかかるとも認め、当の地区ガバナー自身またはクラブ・地区側の負う責務とされてきた。

国際ロータリーの要求する諸活動のほかに、地区からいろいろな活動が要求される。地区ガバナーと地区ガバナー・ノミニーが、このような責務や任務を遂行する際、地区は、国際ロータリーの負担する費用とは別に、財政的支援をするよう要請されている。

クラブ創立記念日、家族会、役員交代などの活動は、R.I.の支払う公式行事の範疇には入らない、ということクラブが銘記しておくことが重要である。このような訪問にかかわる費用は、招待側のクラブが負担するように、地区ガバナーまたはガバナー・ノミニーから、関係クラブに示唆しても差し支えない。(86)

## 地区ガバナーの 職務管理に関する方針

(Policy on Administration of Office of Governor)

地区ガバナーの職務管理に関する方針の一部として、国際ロータリーの定款並びに細則は、地区ガバナーが遂行する具体的任務を規定している。

ガバナーは、総合的責務を保持しながら、地区の規律正しい管理に最も役立つと思われる任務の多くを、適切であれば分区代理と地区ガバナー・ノミニーに委任してもよい。(84)

地区ガバナーの職務管理に携わる人の参考および指針とするため、次のことをこの方針の一部として掲げておく：

- 1) 地区ガバナーは、地区内において国際

ロータリーの管理役員と認められている唯一の人物であるが、地区内のクラブ数および地区の地理的範囲に応じて、地区内の隣接しているクラブを二つないしそれ以上の地域に区分して、各地域にガバナー代理として適格なロータリアン（直前クラブ会長を優先的に）を任命すべきである。この代理は、日常の管理事務についてガバナーを補佐し、その地区内のクラブおよび地区ガバナーの非公式の助言者として行動するものである。地区ガバナーは、また、その監督の下に、地区内のロータリー・プログラムを推進する地区諮問委員会を一つないしいくつか設置することができる。

2) 分区代理または地区諮問委員会を設けようとする地区ガバナーの参考として以下にその詳細を述べる：

a) **ガバナーの分区代理：**

**本質：**地区内においてあらかじめ決定した分区にある各クラブの管理責任者を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、公式の権限をもつものではない。

ガバナーは、自分が直接責任をもつべきものと考えられている職務を分区代理に委任してはならない。

**資格：**元会長；所属クラブの管理者として特に成功した人々。

**方法：**地区は、その地理的状態およびその広さにより、3クラブから7クラブの基準で区分される。

**分区代理の一般的任務：**分区内のクラブに、年2回か3回くらい非公式の訪問をする。これらのクラブ内部の進展状況をガバナーに知らせる。分区内の都市連合会を計画準備する。分区内または他の分区との出席競争を準備する。非常事態の発生した場合、特別訪問をする。クラブ役員に講演者の紹介その他有用な援助を与える。地区ガバナーの要請事項や勧告事項の実行を推進するようクラブを督励する。クラブの充填未充填職業分類表作成に助力する。クラブが会員数を徐々に確実に増加

させるためには上手に立案されたプログラムを作成することがクラブにとって大切であることを、役員並びに必要な場合には会員にも理解させるのに協力する。地区大会のプログラム委員会の委員として活躍する。

**経費：**クラブ間の距離が接近しているため、経費は普通あまりかからないので、通常各代理の自己負担とする。

**長所：**将来のガバナーを養成することができる。ガバナーの資格で出席することが好ましくないような場合に、非公式に援助できる。分区代理のいない場合よりも多く都市連合会を開催できる。出席率を高める。分区内のクラブの全般的管理が改善される。地域社会における一般に認められた有益な事業並びに専門職務活動の真の横断面をクラブ内に実現するために、上手に立案されかつ管理される計画がいかに大切かを分析、検討するようクラブを督励できる。ガバナーに援助と、思いやりと、刺激を与え、かつ、地区内に健全な道徳を樹立するのを助ける。

b) **地区諮問委員会：**

地区諮問委員会は、ガバナーの直接の監督と指導を受けて活動するために任命されるべきもので、その目的は地区管理のあらゆる面についてガバナーに助言することにある。本委員会の委員は地区内の元 R.I. 役員の中から選ぶよう提案されている。

c) **一般：**

ガバナーは、地区を管理する役員であるから、所管地区内クラブに関する権限および責任をいささかも軽減させることはできない。ガバナーは、分区代理または地区諮問委員会が存在しないかのように、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々のことをしなければならない。国際ロータリーは、分区代理または地区諮問委員会の仕事に付随する経費の請求には応じない。地区ガバナー自身によるクラブの直接監督という一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、常任の地区幹事、またはいかなる正式な組織の設置を承認しない。

事情が許せば、ガバナーは、地区内の弱体

クラブを強化するため、慎重に選考された補佐（元国際ロータリー役員その他）の奉仕を活用すべきである。分区代理または地区諮問委員会が既に任命されている場合は、弱体クラブの強化に当たってガバナーを援助する補佐を、上記の分区代理または地区諮問委員会委員の中より任命しても差し支えない。

国際ロータリー理事会により随時特に勧告され、そしてその示された方法により構成された委員会を除き、次期ガバナーの権限または責任をいかなる方法でも弱める結果となるような継続的役員、組織、または委員会などを地区内につくってはならない。

新クラブ結成と認証状伝達に関連してガバナーが必要とする旅費の弁済は、ガバナー予算の前記割当額には含まれていないので、別に国際ロータリーから支給される。新クラブ結成並びに認証状伝達に関連して加盟金の半額を超える経費を必要とする場合、ガバナーは、その経費が得られるか否かを確かめるため、中央事務局と協議すべきである。(65)

国際ロータリーの資金は、種々の地区委員会に関係するいかなる経費にも使用してはならない。(46)

## 地区組織

(District Organization)

いかなる地区においても、恒久的地区組織を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適切な広さの地区であれば、1人のガバナーで管理することができる。援助を要するときには、ガバナーは、いつでも非公式に元ガバナーや他のロータリアンの助力を請うことのできる特典をもっている。ロータリー世界の至る所で定型的な地区管理または地区運営組織をもつことは得策でないし、効果もない。(25, 37, 57)

地区ガバナーは、種々の地区委員会の委員長の人選に際して経験豊かなロータリアンを任命しなければならない。また地区委員会組織は、地区ガバナーが地区におけるロータリ

ープログラムの効果的推進に必要と考える、その程度の規模でなければならない。(66)

地区ガバナーは、次の指針に従ったうえ、地区組織を通じて責務を委任するよう奨励されている：(69, 74)

1) 地区ガバナーは、地区組織の継続性を図るよう要請されている；

2) 地区ガバナーによる分区代理の任命および活用を絶えず推進すべきである；

3) 地区組織図試案が、地区の必要事項、プログラムおよび地形に応じて修正しうるよう立案されている弾力的プランであることを地区ガバナーに強調する；

4) 地区ガバナーは、その就任前に地区幹事を選定するよう奨励されている。地区幹事は、ロータリーに精通しかつ地区会合の経験も豊富なロータリアンで、地区会合の準備、適切な書簡処理、諸地区会合の議事録の編集、諸種の記録保存等の日常の管理事務の面でガバナーを補佐し、ガバナーをそのような仕事から解放することができる者でなければならない。但し同一人を通算5年を超えて地区幹事に任命してはならない。(68, 75)

## 地区と法人設立

(District and Incorporation)

地区の法人化は、1938年以来 R.I.理事会によってはっきりと否認されてきた。地区規模の活動の法人化は特に否認されてはいない。多地区合同活動の法人化を承認する既存の方針は、地区規模の活動を法人化してもよい、と示唆するものである。(87)

## 多地区合同組織

(Multidistrict Organization)

同一国内の数地区もしくは全地区を含む機関、その他の組織体制、管理体制を設置することは好ましいとは思えない(「多地区合同活動」の項参照)。(69, 80)

## 元ガバナーの利用

(Utilizing Services of Past Governors)

ガバナーは地区内における国際ロータリーの公式代表者である。ガバナーの任務または管理上の権限の一部を元ガバナーもしくは他の人に委任することは賢明でない。(39)

しかし、地区の元ガバナーは才能と経験の豊富な泉と言えるので、必要な場合は元ガバナーの援助を利用すべきである。(36)

地区ガバナーは、元 R.I. 役員に次のことを含む援助と協力を求めるよう奨励されている。

1) 成し遂げ難い職務に直面したとき、ガバナーの努力を補うこと。

2) プログラム資料を必要としている地区内の弱体クラブを訪問して弱体クラブを強化し、財務について助言し、委員会組織およびクラブの適正な職務遂行を援助するなど補佐役(元 R.I. 役員他)を務めること。ガバナーが、クラブに元ガバナーを招待したらどうかと言ってもよいし、元ガバナーの来訪を歓迎するかどうか尋ねても差し支えない。(41, 62)

3) 関係地区にふさわしい方法で地区ガバナーに助言する元地区ガバナーの定期的会合を開くこと。(76)

4) 諮問委員会およびロータリーのプログラムの特定の面に関係のある他の委員会の委員を務めること。「ガバナー協会」、「ガバナー審議会」、「ガバナー諮問委員会」その他類似的元地区ガバナー達のグループが、ロータリー・プログラムおよび地区ガバナーの援助に大きな貢献をなすうることが認められている。但し、このような元国際ロータリー役員の正式な組織は、地区ガバナーの指揮、監督の下におかれ、いかなる面においても、地区ガバナーの権限または責任を軽減しないものとする。

5) 拡大努力、次期地区ガバナーの指導、国際大会推進を援助すること。

6) 地区協議会と地区大会で何らかの役割を果たすこと。

7) 青少年交換、世界理解月間、他の国際

交流・国際協力分野など地区外との交流活動に力を貸すこと。(76)

クラブ内に元ガバナーまたは元 R.I. 役員がいるかもしれないということに各クラブ会長の注意を喚起する。元ガバナーや元 R.I. 役員は、ロータリーの仕事に経験も能力もあるので、困難と思われるクラブ問題のあるものの解決に、または、クラブ会長が然るべく運営しにくいクラブの任務の一部に助力してもらうのに適切であろう。(41)

## 地区ロータリー

### 情報コーディネーター

(District Rotary Information  
Coordinator)

ガバナーは、元役員の才能をより活用し、地区内ロータリアンのロータリー情報への理解を深めようとして、地区ロータリー情報コーディネーターを任命してきた。ロータリー情報コーディネーターは、ガバナーを補佐し、ロータリー財団に関するあらゆる事項を含む R.I. 情報を提供する地区情報顧問としてガバナーに力を貸す。他の役割としては、地区レベルでのほとんどの基本的問い合わせを処理しながら、財団プログラムや資金調達の問題や質問に答える。世界社会奉仕やインターアクトなど他の R.I. プログラムについても情報顧問を務める。

## 地区ロータリー

### 情報コーディネーターの役割

(The Function of the District Rotary  
Information Coordinator)

地区ロータリー情報コーディネーターは、地区ガバナーによって任命され、地区ガバナーを補佐する。

その主要な責務は：

1. ロータリー財団を含む国際ロータリーに関する事項の情報顧問を務めることによ

てガバナーを補佐する。直接の管理責任はないが、地区ガバナーの承認を常時受けつつ、各種地区委員長と協力して、情報顧問としての役割を果たす。

2. 各種プログラム分野を強調したり、専門知識を生かしたり、責務を遂行したりしながら、国際ロータリーや財団に関する事項について地区の情報顧問を務める。

3. 財団と他の R.I. プログラムについて、地区内ロータリアンの質問や照会に答える。必要であれば、方針を明確にし、情報を入手するために、R.I. 事務局職員に直接連絡する。地区とクラブの財団委員会は、地区ロータリー情報コーディネーターから情報を入手できるので、R.I. 事務局職員に照会するには及ばないのが普通である。

4. ガバナーの要請でクラブや地区の行動が必要になる場合、また、クラブや地区の要請に応じて事務局職員の何らかの措置が必要になる場合などを含め、特別の問題や状況のコミュニケーション面における調停者や解決者の役割を果たす。

5. R.I. プログラムや財団関係の事項について、R.I. 中央事務局や各種地区委員会の重要な通信を受け取る。発信するときは、地区ガバナーにコピーを送る。

6. 帰国する財団奨学生の顧問がまだ任命されていない場合は、その顧問を務める。地区財団委員会にはその他の専門的な援助を行う。(86)

区の問題の処理やその他の責務の遂行に役立つ情報を、簡潔に付記した地区記録または手引書を作成することを奨励されている。なおこのような書類は、ガバナーが常に最新の状態で整備し、後任地区ガバナーに引き渡さなければならない。(68)

## 地区ガバナーの半期報告

(Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは、年2回報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるもので、ガバナーは、その中で、地区内のロータリー管理に関する所見、観察および示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。この報告は、3通作成し、1通は国際ロータリー会長事務所に、1通は日本支局に送り、そして1通は地区ガバナーのファイルに保管するものとする。

第2回、すなわち6月1日付の最後の報告は、国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、および地区内の具体的活動および事態について記載し、かつ、総合的な所見、観察および示唆を提供する。この報告は、1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーのファイルに保管する。

## ガバナーのマンスリー・レター

(Governor's Monthly Letter)

ガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリアンに送るには国際ロータリーの資金では十分ではない。地区の費用でガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリアンに送ることにするかどうかは、各地区が決定すべきことである。(33)

ガバナーのマンスリー・レターは、各クラブの会長、幹事だけでなく、全会員がこれに書かれている地区の活動とその他の重要な情

## ガバナーの記録および書類

(Records and Files of Governor)

退任するガバナーは、その後任者に対し、その地区において最もロータリーのためになるようにその任務を遂行するうえで参考になると思われる情報をすべて引き渡すよう期待されている。

地区ガバナーは、代々相伝の地区記録を全部後継者に引き渡すものとする。

地区ガバナーは、ガバナーの就任準備と地

報を得られるよう、毎月クラブ理事会で読み上げること、また、一部をクラブ例会でも読むようにすることを、全クラブに対し提案する。(34)

地区ガバナーがそのマンスリー・レターでクラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代わりに、またはそれに加えて、当該ロータリー年度の7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(67)

地区ガバナーは、適切であれば、そのマンスリー・レター第1号に、日本語版で入手可能なロータリー文献に関する記事載せるよう要請されている。

## ガバナーのクラブ訪問

(Governor's Visit to Club)

ガバナーは、自己の地区内全クラブを公式訪問しなければならない。この訪問は急ぐべきではない。効果的なクラブ協議会を催したり、クラブに対し総合的なロータリーのスピーチをしたり、あるいはまた、クラブ内にロータリーに関する知識を普及強化する目的でクラブ・フォーラムを開いたりすることによって、クラブと協議する機会がもてるように、十分な時間をかけるべきである。(46, 49)

地区ガバナーに就任してから6カ月のあいだに国際ロータリーに加盟したクラブがあり、ガバナーが自身の判断で、そのクラブを公式訪問する必要があると認めた場合に、事前に事務総長の承認が得てあれば、そうした訪問に要した費用は国際ロータリーから支弁してもらうことができる。

直前ガバナーが、その任期の最後の3カ月間に加盟した新クラブを訪問することに異議はない。但し、あらかじめガバナーの承認を受けなければならない。(44, 45)

ガバナーが所管地区内の外国に法律上入国できない地区においては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談のうえ、理事あるいは他の適格なロータリアンにガバナーに代わっ

てこれらの国のクラブを訪問させる権限をもっている。(49, 50)

## 地区出席競争

(District Attendance Contests)

各地区ガバナーは、その地区内のクラブ間の出席競争を実施し、かつ、クラブからガバナーに提出される月例の出席報告に基づき、マンスリー・レターにこの競争の結果を発表することを要望されている。(67)

## 活動の同格部門3点

(Three Point Coequal Avenues of Activity)

ロータリーが最大の影響力を発揮できるようにするために、地区において、次の同格部門3点を実行することはガバナーの責務であると強調しなければならない。

1) どこであろうと、クラブが成功裏に維持されうる見込みのあるあらゆる地域社会にロータリー・クラブを結成すること。

2) 各クラブの職業分類をできるだけ多く充填すること。空席の職業分類に最良の候補者を確保することに重点をおく。一つの職業分類においてすべての条件が同一である場合には、若い候補者を選ぶこととしてクラブの平均年齢を下げる。

3) 国際ロータリーのプログラムおよびロータリーの綱領を個々のロータリアンが推進することを強調すること。(45)

## クラブの意義ある業績の表彰

(Recognition for Significant Achievement of Clubs)

これは、ロータリー・クラブの意義ある業績を、それにふさわしい証明書によって表彰するプログラムで、各地区の地区ガバナーが

受賞クラブを選ぶものと定められている。

地区ガバナーが意義ある業績賞の受賞クラブを選定する場合の参考基準を次に挙げる：

1) プロジェクトは、その土地において、あるいはその土地のみに限らず、誰の目からも重要とみられている問題またはニーズを対象とするものでなければならない。

2) プロジェクトは、単なる金銭的な奉仕でなく、クラブ会員の大半または全員が直接参加するようのものでなければならない。

3) プロジェクトは、他のロータリー・クラブもこれと競争して行うことができるようのものでなければならない。

4) プロジェクトは当該年度に始められたものであることを要しないが、そのプロジェクトが、現に実施中のものであること、もしくは、その表彰の行われるロータリー年度に終えられたものであることを立証するものを提出しなければならない。

5) いかなるクラブも、同一プロジェクトにつき、重ねて業績の認証を受けることはできない。

次に、地区で選定を行う場合に適切な手続方法を掲げる：

1) 毎ロータリー年度の8月1日までに、地区ガバナーは、地区選考委員を選任し、この選考委員会においてすべての表彰の申請を受理すべきことを告示する。地区ガバナーは、この委員会の、職権上の委員となるものとする。

2) 地区ガバナーは、そのマンスリー・レターで、選定基準とともに、この委員会に関する発表を行い、申請書の委員会必着最終期日を公示するものとする。

3) 地区選考委員会は、当該ロータリー年度の12月1日までに会議を開き、5クラブまでを限度として受賞候補クラブを選び、これを地区ガバナーに送達する。

4) 地区ガバナーは、前記5クラブの中から選定する。選定するクラブは1クラブのみとし、特別な事情がある場合に限り、3クラブまでの選定を考えるようにする。

5) 地区ガバナーは、国際ロータリー事務

局に対して自分の行った選定を証明する手続をとり、事務局は、これに対する正式の認証状を作成してガバナーに送付する。

6) 地区ガバナーが受賞クラブに認証状を贈る場合には、これを広く一般の人々に知らせる適切な方法をとるようにしてもらいたい。もしできれば、この贈呈式を地区大会の行事に加えるべきである。(73)

## 地区協議会

(District Assembly)

地区協議会は、次期会長、幹事および理事会が指名したその他の次期クラブ指導者に各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせるため、活動意欲を刺激し、感動を与え、ロータリー知識を伝え、クラブの管理業務を教示することを目的として開催される。

地区は、毎年、国際協議会終了後に地区協議会を開かなければならない。但し、その時期は、地区協議会参加者が国際大会に出席できないような時期であってはならない。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーと協力して地区協議会を準備する。地区ガバナー・ノミニーは、地区協議会の立案と実施に積極的に関与するものとする。地区ガバナー・ノミニーが、地区ガバナーと協力して、新ロータリー年度開始前5月31日までに地区協議会を計画・実施することとなる。

地区協議会の催しに力を貸してくれる人を選考するに当たっては、地区内で最適切の人を選考すべきである。(54)

地区協議会のプログラムから娯楽およびレクリエーションをすべて除外しなければならない。(52)

会長を務める資格を得るために、次期会長は、標準ロータリー・クラブ定款第8条に規定されているように、地区協議会に出席しなければならない。正当な理由により、出席できない場合は、正式の代理を派遣し、その代理の報告を受けるものとする。また、次期幹事はその所属クラブに対し地区協議会に出席



することを誓約しなければならない。次期会長および幹事の地区協議会出席に要する費用は、クラブまたは地区が支払うよう勧告されている。(63)

ガバナーは、次年度のクラブ会長および幹事が地区協議会に出席することの重要性を特に強調しなければならない。また、クラブ役員がロータリーのプログラムに関する知識を得て、感激と決意を胸にクラブに戻り、さらに、クラブ協議会を通じて、個々のロータリアンに至るまで、ロータリーのプログラムを浸透させることに特に努力を払わなければならない。(48)

次期クラブ会長並びに幹事は、地区協議会開催に先立って、所属クラブの会員増強の形態を調べておき、健全な発展を約束する計画について討議できるようにしておいてほしい。(73)

### クラブ会長エレクト研修セミナー

(Club Presidents-elect Training Seminars)

クラブ会長エレクト研修セミナーは、知識を与えるプログラムであり、地区ガバナー・ノミニーがR.I.に費用をかけずに地区ガバナーと協力・調整して立案・組織・実施するものである。その目的は：

- 1) R.I.会長が発表したテーマおよび国際ロータリーの新プログラムと継続中のプログラムを実施する；
- 2) 次年度のクラブおよび地区のプログラムと活動を立案する；
- 3) クラブ会長に自己の指導的役割を開発・遂行する意欲を与える；
- 4) クラブ会長に地区の運営と活動について情報を提供する；

地区ガバナー・ノミニーは、地区ガバナーの協力を得て、できれば国際協議会后1カ月以内に、クラブ会長エレクト研修セミナーを計画・実施するものとする。

実行可能であれば、クラブ会長エレクト研

修セミナーは、多地区規模で実施して差し支えない。

クラブ会長エレクト研修セミナーと地区協議会は、時期を違えて開催しなければならない。但し、距離、天候、経費の点で、別個に会合を開くことが実務的でない地区を除く。この場合、同一の場所で連続して開催することができる(R.I.細則第12条第3節)。

### 地区大会

(District Conference)

ロータリアンの地区大会は、各地区で、毎年、地区ガバナーと地区内過半数のクラブ会長が同意した時期と地区内の場所において開催される。但し前記の開催時は、地区協議会、国際協議会または国際大会に選ばれた時期と重ならないようにしなければならない。

地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブおよび国際ロータリー全般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することである。大会は、理事会から提出された特別な問題あるいは地区内で生じた問題について審議する。

地区大会は立法機関ではないが、時として、大会での討議の結果起草された立法案を規定審議会に提出して審議を求めることもある。地区大会は、所定の年度には、規定審議会に送る代表議員を1名選出する。(70)

地区は、地区大会を開催する期日の少なくとも1年前、地区大会が非常に早期に行われるよう計画されていない限り、なるべく前地区大会において、次の大会の期日と場所を選ぶよう奨励されている。

地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

ある種の地区大会委員会は、できるだけ早期にガバナー・ノミニーによって設置されるよう示唆されている。しかしながら、諸計画の最終的決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(56)

地区ガバナーが地区大会の成功を確実にするというその基本的責任の遂行に必要な時間を十分に取るができるように、できれば、地区大会開催期日を、ロータリー年度内のガバナーのクラブ公式訪問完了後（大抵は年度後半）に予定することを勧奨する。(69)

**連合地区大会の開催：**国際ロータリー細則の規定によると、国際ロータリー理事会は二つ以上の地区の連合地区大会の開催を認めることができる。

可能な場合、二つ以上の地区の連合大会の開催が奨励されている。(63)

2年続けて連合地区大会を開くことは望ましくない。(61)

**大会プログラム：**大会プログラムの立案・推進はガバナーの責務であり、ガバナーのみが、プログラムを終始管理すべきである。(48)

大会の期間は最低2日とする。大会のプログラムを準備するに当たり、ガバナーは、ロータリーの話題が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに登場する場合には、講演の主題をロータリーの綱領に直接関連させるよう努めなければならない。(42, 58)

地区ガバナーは、地区大会プログラムを計画するに当たり、地区内のロータリアン並びに来賓が経済的理由から大会出席を思いとどまることのないよう経費を最小限にとどめることが得策であることを考慮に入れなければならない。(63)

地区大会の会期は、最小限2日、最大限3日とすべきである。地区大会プログラムは、昼食、宴会および娯楽を除き総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当しなければならない。理事会は、1日の大会ではロータリーのプログラムを十分織り込むことができ

ないと考えている。(46, 47, 48, 68, 69)

前述の規定に合致しない地区大会を開いた地区では、地区大会の立案・推進・主宰にかかる地区ガバナーの経費はR.I.から支払われない。(82)

大会の出席率を高め、最大の効果を上げるため、ガバナーは次のことを行うよう要請されている。

1) 新クラブすべての会員がことごとく大会に出席するよう特に努力する；

2) 地区のほぼ中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する；

3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する；

4) 大会プログラムの立案に当たっては、 unnecessary 娯楽番組や競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの議事日程に限るようにする；

5) 配偶者およびその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、配偶者達のための催しも本会議出席を妨げないような時間にのみ行うよう準備する。(42, 47, 48)

地区ガバナーは、地区大会会場に展示場を準備して、地区内全クラブに少なくとも一つのクラブ・プロジェクトを展示するよう要請し、優れたプロジェクトは表彰するようにしてほしい。なお、併せて地区レベルのプロジェクトも展示してもらいたい。(68)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラム中最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラム参加に関し会長代理の意向を聴くべきである。(48)

ガバナーは、大会番組の一つとして、少なくとも1回、ロータリーに関する討論会あるいはタウンミーティングを開催すべきである。(49)

可能な場合、地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン夫妻のために、何か社交的な集い、宴会、昼食会、ある

いはレセプションのようなものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交のためのみに限るべきであって、ガバナーあるいは他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を組織したり支配したりしてはならない。(41)

ロータリーの効果的なパブリシティの方法として、地区ガバナーは、地区大会のプログラムの中に知名の士を1名ないし2名加えて、それらの人々のメッセージまたは出席によって大会をニュース性のある行事とすること、そしてその人達のメッセージをロータリーの活動やロータリーの綱領に関係づけることに尽力しなければならない。(72)

**立法案：**地区大会は、R.I.細則によると、地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但し、このような勧告は、R.I.定款および細則と一致し、ロータリーの精神と本質に沿うものでなければならない。従って、地区大会で採択された決議は、R.I.定款・細則およびR.I.理事会決定事項に盛り込まれているR.I.の所定の方針に調和したものでなければならない。(58)

各地区ガバナーは、立法年度には、地区集會を開く手配をしなければならない。地区内クラブの代表者は、1) 規定審議会で審議する立法案の理解を深め、2) 規定審議会に地区から派遣される代表議員に立法案の各項に関するクラブの総意を認識させることの二つを目的として、この地区集會に招かれる。できれば、このような集會を地区大会のプログラムの一端として計画すべきである。

規定審議会のクラブ代表議員と、立法案の採否が投票に付せられる場合の国際大会へのクラブ代議員は、立法案に対する地区またはクラブの総意ばかりでなく、審議会や国際大会の場での討議討論を公平に判断して、討議に加わり、投票できるものとする。これがR.I.にとっても最もためになる方法である。従って、審議会のクラブ代表議員と、立法案の採否が投票に付せられる場合の国際大会のクラブ代議員に、案件の賛否投票を指示して、

その決定を制約すべきでない。(69, 72)

**会長代理：**地区大会および地域大会にはR.I.会長代理が任命されて出席する。会長代理の個人的旅費はR.I.が支弁する。夫人同伴の場合は夫人の旅費もR.I.が支弁する。

会長代理夫妻の地区大会出席期間中は、夫妻のホテルおよび他の大会関係の費用は地区大会が負担するものと期待している。

会長代理をどのように歓待してほしいか、また、プログラム参加回数、時間、種類については、会長からガバナーに連絡するのが普通である。地区ガバナーはこの意見を注意深く守るものと期待されている。

いかなる事情があっても、地区大会において会長代理に対し金銭を贈ってはならない。(46)

地区大会が会長代理の自国以外の国で開かれる場合には、可能な限り、大会の直前または直後に同地区内の数クラブを訪問できるよう計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、また、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(48)

### 地区の諸会合の席次

(Order of Precedence at District Meetings)

地区ガバナーが、地区の公式会合の立案・推進・主宰者であることは認めるものであるが、地区大会における会長代理は、会長自身が地区大会に出席した場合と同じ席次を与えられるということに特に注意を払うべきである(第3章の「国際ロータリーの席次」を参照のこと)。

### 地区の諸会合の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会および地区協議会は、それぞれ特

定の目的をもっているのであるから、それぞれの会合は別個に、関連なしに、開かれるものとする。

しかしやむを得ぬ事情により、もし地区大会がロータリー年度の最後の3カ月中に開かれる場合は、地区協議会と地区大会とを継続した会合として開くように考慮しても差し支えない。但し、このように会合を継続して開く場合は、地区大会を第2番目の会合として開くこと、また、各会合は別個の会合として各会合に必要な時間を削減することなく、各会合の本質的特色を十分に重んじて、開くように考慮すべきである。(68)

地区の面積が非常に広大で、旅行の都合上全区協議会に全クラブの代表が必ずしも出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループあるいは分区分協議会を開くよう勧められている。(42)

## 多地区合同会議

(Multidistrict Meetings)

ロータリーのプログラムを推進するために、二つないし三つ以上の地区の合同提唱による多地区合同会議を開くことに何ら反対するものではない。但し、このような会合は、地区大会あるいは地区協議会とは別個のものとする。(65)

## 多地区合同活動

(Multidistrict Activities)

2 地区またはそれ以上の地区のクラブが参加する、ロータリー提唱の奉仕活動およびプロジェクトは、次の条件に従うよう勧められている：

多地区合同奉仕活動およびプロジェクトは：

1) クラブ本来の活動の規模や有効性を妨げたり、損なうようなものであってはならない。クラブやロータリアンが、クラブ・レベ

ルでロータリーのプログラムを推進したうえで、さらに立派に合同活動も行えるような規模および性格でなければならない；

2) 関係地区の各地区ガバナーがまずこのような合同活動に賛成したうえ、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があって初めて着手するものとする；

3) 関係地区ガバナーの監督下にあるものとする。このような活動のために募金もしくは徴収した全資金の保管は、たとえ関係地区のロータリアンから成る委員会が設置され、このような資金の管理を援助するとしても、関係地区ガバナーの責務とする；

4) 関係地区ガバナーが、合同で、事前に、理事会を代行する事務総長の承認を得てから着手するものとする；

5) ロータリー・クラブおよび/またはロータリアンの参加は任意とし、任意ということを明確に打ち出すものとする。クラブまたは個々のロータリアンの参加費用は最小限にとどめ、人頭分損金または賦課金その他といった形で強制してはならないし、また、そのようにほめかしてもならない；

6) 地区内のすべての多地区合同活動の詳細を、地区ガバナーを通じて「国際ロータリーへの報告」に記載するものとする；

7) 関係地区ガバナーの承認を先に得たのでなければ、クラブにいかなる文書も配布してはならない。

一つの地区が「援助提供者」となり、もう一つの地区が「援助受領者」または「プロジェクト提唱者」となる世界社会奉仕活動において地区が協力しているプロジェクトについては、この方針は適用されない。

多地区合同奉仕活動またはプロジェクトへの参加に終止符を打とうとする参加地区は、地区内のクラブの3分の2の承認を得なければならない。地区ガバナーは、その終結の60日前までに、その決定を、事務総長と他の関係地区ガバナーに通知するものとする。

二つ以上の地区のクラブが合同活動またはプロジェクトに参加することが望ましく必要と考えられる場合、その準備および関係クラ

ブの参加を含め、活動またはプロジェクトを妥当な範囲内にとどめるよう注意を払わなければならない。また、地区ガバナーが、活動またはプロジェクトおよびクラブの参加を直接監督すべきものとする。このような活動またはプロジェクトは、扱いきれないほどの規模であってはならないし、また、関係地区およびクラブの通常のロータリー・プログラム推進活動を直接間接妨げるほどの規模であってはならない。そのような活動またはプロジェクトに関して、クラブは、関係地区ガバナー（1名または数名）の承認を先に得たのなければ文書を配布してはならない。(66, 75)

理事会は、二つ以上の地区のクラブの関係する機関または他の管理組織を設置することを好ましいとは思わない。しかし、理事会は、二つ以上の地区内のクラブの協力を必要とする規模のプロジェクトまたは活動があることを認めているので、地区ガバナーが、教地区のクラブに対してこのような活動の運営に力を貸すための諮問グループまたは調整グループの設置を承認することに異議を唱えない。但し、二つ以上の地区の参加する活動またはプロジェクトは、多地区合同活動に関する理事会の方針に記載されている規定に従うものとする。(80)

## 地区とロータリー・クラブの

### 他団体との協力

(District and Rotary Club Cooperation with Other Organization)

地区とロータリー・クラブは、次のことを定めたプロジェクトと活動において、他団体を支援し、他団体と協力することができる：

1. ロータリーの理想と目的に沿って着手すること；

2. 関係クラブまたは地区内の会員がこの協力活動を承認していること；

3. 活動の継続期間中クラブ会長または地区ガバナーの任命したロータリー委員会が直接協力し、責任を負うこと。毎年精査するこ

と；

4. 独立した組織体としてのクラブまたは地区の自主性を保持すること；

5. ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、クラブまたは地区が適切な形で認められること；

6. クラブまたは地区と協力団体とが合同プロジェクトの性格を一般の人々に伝達するという共同責任を負うこと；

7. クラブまたは地区は、合同プロジェクト参加に当たって継続的義務を引き受けないこと；

8. クラブまたは地区は、他団体への継続的財政義務を引き受けなくて、地区内のロータリー・クラブに対して、地区大会その他の適切な手段により、このようなプロジェクトまたは活動への継続的支援を検討し、決定を下せるような機会を提供すること；

9. クラブまたは地区は、協力団体のメンバーとならないこと；

10. クラブと地区は、他団体にクラブ名簿またはロータリアン名簿を提供したり、他団体に資料を配布したりしないこと。但し、ロータリー・プログラムのためになるような具体的目的（募金を含まない）のある場合を除く。(88)

## 地区資金

(District Funds)

R.I.細則は、地区資金を設ける手段について規定している（R.I.細則第12条第6節）。地区によっては、ロータリーを適切に運営、推進していくために、地区資金を必要としている。同時に、理事会はロータリーにおける会員の費用を最小限に保つ必要性を強調している。個々の地区がその決定をすることができる。しかし、資金を集める地区では、次のことを必ず配慮しなければならない。

(1)予算を提出し、地区協議会で承認を得ること。(2)資金は一個人で管理しないこと。(3)

収支の監査報告を次の地区大会か地区協議会に、また、要望があれば、クラブにも提出すること。手続例を参考として次に掲げる：

地区財務委員会が設けられ、地区運営に必要な費用を検討、調査するものとする。ガバナーは、1年任期の委員を1名、2年任期の委員を1名、3年任期の委員を1名任命する。翌年からは毎年、在任中のガバナーが、3年を任期として1名のロータリアンを任命し、空席を補充することとする。同委員会は、地区ガバナーと協力して地区経費の予算を作成し、予算案を地区協議会の最低4週間前にクラブに提出し、地区協議会の次期クラブ会長の会議で承認を受けなければならない。

地区資金負担金の額は、地区協議会に出席した次期会長の4分の3の承認を得て初めて決められるものとする。地区資金負担金の支払は、地区内全クラブの義務である。この負担金未払が6カ月以上に及ぶという証明書類を地区ガバナーから受理したR.I.理事会は、直ちに、未納中のクラブへのR.I.事務局のサービスを停止するものとする（R.I.細則第12条第6節）。

資金は地区の名義で銀行口座を開き、地区ガバナーと財務委員会委員1名が管理するものとする。この委員は会計係を務め、収支の記録をつける。この記録は委員以外の人、できれば会計士などの資格をもつ人が監査し、収支報告書は、毎年地区内全クラブに提出するものとする。

資金を合同地区青少年交換などの特定の目的のために集めた地区では、経費予算を作成し、地区ガバナーと財務委員会に提出し、その承認を得るものとする。そして、この資金も地区資金委員会から地区協議会または地区大会へ提出される会計報告に含まれるものとする。このような資金は別の銀行口座を設け、合同青少年交換委員会委員長もしくは関係委員会委員長を署名者の1人とするのが望ましい。

地区資金を設けることは義務づけられていないが、ロータリーは民主的な団体なので、前述の手続で地区内の全クラブが必ず従うと

思われる。(82)

### ロータリーの後援者 (Patrons of Rotary)

ロータリーを支持する人々に謝意を表するために適切な称号を授与することを希望する地区においては、そのような称号の授与は、政府の最高指導者、王室の人々、またはその地区のロータリアンによって適切とみなされるような上記の人々の代理に当たる人のみに限ることとする。(78)

### 地区講演者幹旋 (District Speakers Services)

地区内に講演者幹旋所のある地区ガバナーは、講演者リスト中に、ロータリー以外のグループにロータリーの話を効果的に話せる人の氏名を加えておこう、理事会は勧めるものである。(72)

### クラブ会員の増強 (Club Membership Development)

地区ガバナーは次のことを行うよう勧められている：

1) 地区会員増強委員会を設置する。同委員会は：

a) クラブの会員増強委員会、特に委員数が減少しているかあるいは、ほとんど、または、まったく増加していないクラブの会員増強委員会と直接に協力活動すること；

b) 地区の会員増強の進展に関する情報をあらゆる地区会合並びにロータリー地域研究会に提供し、また求められた場合はそれらの会合やクラブにおいて会員増強に関するプログラムを提供する責任を負うこと；

c) 地区会員増強委員会の目標達成に適切と考えられるその他の活動をなすこと；

2) 地区ガバナーは、会員増強のための諸活動に関連して分区代理をより効果的に利用し、分区代理を任命したならば、会員増強に関する分区代理の任務と責任の範囲を明確に定めること；

3) 会員増強委員会の設置とその積極的な活動をクラブに奨励する。そしてクラブ会員増強委員会による会員候補者推薦ということは決して、会員個人の新会員推薦の責任を免除するものではない点をクラブに力説する；

4) 週例会、家庭集会、フォーラムでスピーチをしたり、クラブ会報に記事を書いたりすることによって、会員に多くの情報を伝達するようロータリー・クラブ情報委員会に要請する；

5) 最高の会員増加率を示したクラブを適切な形で表彰することを考慮する。

クラブ幹事は、会員減少の原因に関する情報を地区ガバナー並びに地区会員増強委員会に提供するように要請されている。そして次に、地区ガバナーおよび地区会員増強委員会は、クラブの会員減少防止措置を講じる。

居住地に基づくロータリー・クラブ正会員身分の規定は、国際ロータリー出版物を通じまた地区協議会や地区大会のプログラムにおいて絶えず広報すべきである。またクラブが理事会推奨の範囲内でこの会員増強方法を利用するのを努めて援助しなければならない。

会員の増加と若い熱心な会員を獲得する方法としてアディショナル正会員規定の活用を最も強調しなければならない。

クラブの会員増強委員会の任命に当たっては、推奨ロータリー・クラブ細則に定められている手続に基づいて、委員会委員の継続性を図らなければならない。(69)

### 会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

ロータリー年度の最初の月にロータリー・クラブが会員数25名未満と報告した場合、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少

の理由を確認し、どのような再建措置が講じられているかを確認するものとする。

地区ガバナーは、その調査結果を国際ロータリー会長に報告し、かつ会員数の問題の解決に対して、どのような援助をクラブに与えたか明らかにするものとする。(53, 62, 89)

### 世界親睦活動

(World Fellowship Activities)

共通の趣味を抱くロータリアン・グループの活動は、友情と知り合いを深め、ロータリーの綱領のクラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各面の推進に大きく寄与する。

従って、地区ガバナーは地区世界親睦活動委員会を設置するよう奨励されている。同委員会は、委員長と最低3名の委員から成り、地区内クラブの各種組織的親睦活動および他地区の同種の活動や国際的な親睦活動との交流の責務を負う。(68)

### 拡大

(Extension)

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の全般的監督の下に自己の地区内における新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

### 地区拡大カウンセラー

(District Extension Counselors)

各地区ガバナーは、地区拡大カウンセラー・セミナー・プログラムを設けるよう要請されている。それぞれの地区には、3名の拡大カウンセラーのチームが任命されている。3名の拡大カウンセラーが地区拡大委員会を構成する。拡大カウンセラーの任期は3カ年で、毎年1名が任命され、任期の3年目に当たる委員が拡大委員会委員長となる(最初は、

1名を任期1年、他の1名を任期2年として任命するようにする)。

## 拡大に関する一般方針

### (General Policy on Extension)

クラブは、ロータリーのプログラムを推進し、ロータリーの綱領を実現する媒体である。従って、ロータリーが広大な影響力を最も発揮できるように、クラブの保持が成功しうると無理なく見込むことのできる場合は、どこでも、いつでも世界中に新クラブを進んで設立すべきである。

ロータリー・クラブは、ロータリーの基本原則を何の制約も受けずに守ることのできる地域であれば、どこにでも設立することができる。但し、次のことを念頭に置かなければならない：a) ロータリー・クラブのない国または地理的地域へのロータリーの拡大は、理事会の明確な承認を得て初めて企てるものとする。b) その地域に住んでいるか、関係地域の永続性のある、定着している、事業もしくは専門職務に携わる人を主としてその会員とすることができる地域においてのみ、ロータリー・クラブを結成するものとする。c) 新クラブおよびその会員がたやすくロータリーに溶け込めるように、新クラブは前記のような地域に位置し、会員は前記のように構成されなければならない。

## クラブの区域

### (Territory of a Club)

クラブはある一定の\*“Locality”場所(地域)に結成され存在しなくてはならない。社会的貢献をする仕事に活発に従事している、事業および専門職務に携わる人がいて、その事業場または住居が互いに近接しており、ロータリー・クラブとして活動できるような適当な広さの区域があれば、国際ロータリーはこれを前記のような地域と認めるであろう。

このような地域にクラブを結成する場合には、国際ロータリーでクラブの区域限界を定めこれをクラブ定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとし、以後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、その区域の一部を割譲するか、あるいは区域を共有することによってアディショナル・クラブの結成を承認することができる。

ロータリー・クラブの区域限界は、境界設定時に存在する行政上または自然の境界ばかりでなく街路または道路によっても定めることができる。仮クラブが、現存クラブから割譲された区域に結成されることになった場合、事務局は、求められれば、その関係資料を提供し、スポンサー・クラブの区域割譲計画の立案に協力・援助するものである。

区域が決められると、クラブは、事業場または住居が、その区域内、もしくは、該当する場合、同一の市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内にある人を会員に選ぶことができる (R.I.定款第4条第3節(a)項；標準ロータリークラブ定款第5条第3節)。

## 将来クラブを結成するのに 有望な地域

### (Prospective Localities for Clubs)

ロータリーの職業分類の原則の下に、少なくとも25名の会員を有するクラブとして成功を収めるには最低40の職業分類が必要であるが、それだけの数の、一般に認められた有益

\* この“Locality”場所(地域)という言葉には、市、区、町、村等の種々の名称と呼ばれているものがすべて含まれている。また、大都市の各部分、あるいは二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米国においては“Community”(社、都市町村)という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合はLocalityと同義である。しかし、Localityという言葉が、地理的な領域と位置とを示す意味を含むのに対して、Communityは共通の利害を有する人々のグループを意味する。これらの用語は、他の類似の用語の場合と同じく、しばしば相互に置き換えて用いられている。



な事業または専門職務の持主、共同経営者、法人役員または支配人である善良な人<sup>1</sup>がいる地域で、まだクラブが結成されていない地域は、クラブの結成に有望な地域であると考えてよいであろう。

一つ以上の既存クラブと区域限界を同じくする新クラブの結成を考慮する場合、最小限40の職業分類がなければならぬ。新クラブはこの40の職業分類から既存クラブ会員と打ち合うことなく、適格の会員を優に入会させることができるであろう。そうすれば、少なくとも25名の会員を有する成功を収めるクラブを必ず長く維持できることになる。

ある地域が、クラブをうまく持続していくことができそうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればするほど、クラブのためにもまたその地域のためにもよいのである。その地域がロータリーを欲しているという気持ちを外に示すまで待つという考えは適切ではない。ロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリーを拡大しているロータリアンは、与えることを求めているのであって、何かを得ようとするのではない。どのような地域でもロータリーの結成を控えるより、失敗を恐れず敢えて結成しようとするほうがよいのである。

しかし、僻地でクラブを結成する場合、その地域の住民からクラブ設立の明確な要望が出されるまで、クラブ結成を待つものとする。

近接地域に二つ以上の小地域社会を含む地域に仮クラブが結成され、R.I.に加盟を申請する場合、R.I.加盟条件を満たしていれば、そのクラブの加盟は承認される。しかし、それぞれのケースに応じてその都度考慮されることになる。

### 調 査

(Surveys)

地区ガバナーは、できるだけ早く、なるべく前半の6カ月間に、まだクラブを有しない地域の調査を行い、かつその結果を記録すべ

きである。そして、その地域に貢献する立派なクラブを結成できるかどうか決定すべきである。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後任の地区ガバナーに引き継ぐべきものとする。

新ロータリー・クラブを結成しようとしているすべての地域については、人口にかかわらず、調査を行い、ガバナーの承認を得てから、結成活動に着手しなければならない。

クラブの結成に取りかかる前に、クラブを成功させる地域かどうか確かめるために、ガバナーが有望な地域を訪れることが望ましい。人口5,000人未満の地域、また、既存クラブ(一つまたは二つ以上)と同一区域を共有するアディショナル・クラブで、既存クラブの承認を受けた地域の場合は、特にそうである。このような訪問が、かなりの費用と時間を伴う場合は、調査、および、その地域に詳しい1名または数名のロータリアンから得た報告と助言を大いに参考にしてクラブの結成準備をしてもよい。

### 特別代表

(Special Representatives)

あらゆる機会を利用して、立派な新クラブを結成することはガバナーの義務であり、これに協力するのは、あらゆるクラブとロータリアンの義務である。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事を指導できない場合には、近隣のクラブから、それもなるべくスポンサー・クラブから十分事情を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当たらせる。

このガバナーの代表はもちろんロータリーの理想に精通していなければならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなければならない。またロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識をもつことも必要であるし、この仕事をするのに必要

な時間を捧げることのできる人でなければならない。

特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行う権限を有している。時には(常にとは限らないが)、最終の結成会合にガバナーに代わって出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際して、次期ガバナーに自分の任命した特別代表のリストを引き渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わるものとする。

ロータリーの用語で特別代表“Special Representative”とは、仮クラブの結成についてガバナーを代表する者のことをいう。

## 地区ガバナーの拡大補佐

(Governor's Extension Aide)

「地区ガバナーの拡大補佐」という用語は、クラブ結成の仕事に経験のあるロータリアンで、特別代表が他からの援助なくしては任された地域のクラブの結成を完成することができないように思われる場合、またガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近隣地域に住む特別代表に援助を与えるようガバナーから指名された者を意味する。特殊な事情がある場合には、この「補佐」が自らクラブの結成に当たったほうがよいと思われることもありうる。

しかし、クラブを結成しようとしている土地のおののに対して異なった「補佐」を任命せよというのではなく、また補佐が任命されても、ガバナーが自己の地区の全部または一部における、その拡大の責任を委譲することにはならない。拡大補佐の必要かつ妥当な実費はガバナーの申請により国際ロータリーによって支払われる。

## スポンサー・クラブ

(Sponsor Clubs)

特別代表の所属クラブが新クラブの「スポンサー」となるのが普通である。スポンサー・クラブは次の責務を負う：1) 特別代表の立案・実行を助けて、新クラブの結成を成功させる；2) 新クラブの初期のプログラム；3) ロータリー運動の1単位として、発展し始めた\*新クラブの指導。

スポンサー・クラブは慎重に選ばなければならない。新ロータリー・クラブを結成するスポンサー・クラブとして選ばれるクラブは、できる限り、円滑に機能している瑕疵なきロータリー・クラブで、少なくとも、新クラブ結成に必要な会員数を有し、国際ロータリーに負債がなく、釣り合いのとれたロータリー奉仕プログラムを実施していなければならない。

## 仮クラブ

(Provisional Club)

結成集団は、毎週定期的に会合を開くことを条件として、その結成グループの第1回会合のときから国際ロータリーの加盟クラブに認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と呼ばれる。

## 標準ロータリー・クラブ定款

(Standard Rotary Club Constitution)

仮クラブは標準ロータリー・クラブ定款およびそれに調和した細則を採用しなければならない。

\* 一つ以上の既存クラブがその区域限界内にアディショナル・クラブの結成を承認した場合は、常に必ず既存クラブ(複数の場合はその中の一つ)が新クラブのスポンサー・クラブになるものとする。

## クラブの名称

(Name of Club)

クラブの名称は、そのクラブの区域を示すことになっている。その名称またはその名称の一部は、その地域の地図を見れば、容易に所在地が分かるようなものとする。その地域をよく知らない人でも、大体の位置が把握できるようにでなければならない。

一つの地域社会に二つ以上のクラブがある場合、アディショナル・クラブは、同一地域社会内の他のクラブと区別できるように、地域社会の名称のほかに、何か他の字句を付け加えるものとする。

クラブの名称に都市名を使う場合、クラブの区域境界の一部は都市の行政区域内になければならない。

クラブの名称が適切かどうかは事務総長の判断にまかされている。事務総長は、新クラブの名称または既存クラブの名称変更が近隣クラブの異議または不必要な混同を招くと判断した場合、この名称を否認する権限を有する。このような場合、事務総長はその旨 R.I. 会長へ報告するものとする。(86)

## 毎週の会合

(Weekly Meetings)

仮クラブは標準ロータリー・クラブ定款の規定に従い毎週定期的に会合を開くように定めなければならない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロータリーの親睦と友情が、もし2週間に1度の例会で多少は進められるものとすれば、毎週例会を開けばさらに好結果が得られるはずだからである。1年間に26回同僚ロータリアンと接触する機会を得るだけでは、年に52回接するほどには仲間を知り、ロータリーを体得することはできないであろうし、国際ロータリーの目的を推進するとともに各クラブが関心を有する社会奉仕を進めていくこともできないであろう。さらに、年に

52回例会を開いたとしても、会員の時間を不当に費やすというものでないのである。このことは実際の経験によって既に証明されている。

クラブの結成または結成監督の責務を負う R.I. 代表者は、毎週例会を開くことに同意しないクラブは R.I. に加盟できないということを知っていなければならない。

## 創立会員

(Charter Membership)

\*25名以上の創立会員名を記載した申し分のない名簿を提出しなければならない。

仮クラブの創立会員の中に「アディショナル正会員」または「シニア・アクティブ会員」を含めることは、少なくとも過半数が「正会員」で、バスト・サービス会員が10パーセント以下である場合には差し支えないものとする。

創立会員は、職業重視の観点からいって多種多様であることが大切である。従って新クラブ結成のときは、できる限り、関連のある一群の職業分類中の一つの業種だけを充填することが望ましい。事情により特別の場合として、このような職業分類を二つまたはそれ以上充填することを考える必要があるかもしれない。しかし、創立正会員総数の10パーセントを超えないものとする。

仮クラブの創立会員の少なくとも半分は、クラブの区域境界内に事業場か住居がなければならない。(87)

ある職業分類に2名の候補者が推薦された場合、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引き下げるため、若いほうを選ぶべきである。

年長者または隠退した人がもともと多い地域に関して、正当な事由がある場合、理事会はその裁量で最小限25名の創立会員のうちシ

\* 特別の場合には、加盟承認委員会はその自由裁量によって創立会員が25名未満のクラブの加盟を承認することができる。

ニア・アクティブ会員が12名を超えていないクラブの国際ロータリー加盟を承認することができる。国際ロータリー加盟が承認されたときに、そのクラブの創立会員であるシニア・アクティブ会員は、新加盟クラブのシニア・アクティブ会員でありながら同時に他のいずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員の籍を保持することはできない。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認するに当たり国際ロータリー理事会は、現存のクラブに見られる違反逸脱行為や誤解のために生じた特別な妥協の前例を顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守する義務があり、また厳守する所存である。もし地区ガバナーやその特別代表が同じように会員資格に関する規定を厳守しない場合には、創立会員の何名かが会員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするよう困った事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申請書の一部として国際ロータリー理事会に提出された会員名簿は、クラブの創立会員全員の名簿とみなされる。加盟に関する国際ロータリー理事会の決定が行われるまでは、この名簿に載っている以外に新たに会員を入会させることはできない。(27, 83)

## 入会金および会費 (Fees and Dues)

米国およびカナダにあるクラブで、少なくとも米貨20ドルの入会金、米貨25ドルの年会費を徴収しないクラブには理事会はその加盟を認めない。その他の国々では、地区ガバナーが、米国およびカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって新クラブの入会金および年会費を定めるものとする。

## 加盟金

(Charter Fee)

R.I.に加盟するためには、仮クラブは、理事会の随時定める加盟金を申請書に添えて提出するものとする。加盟金は現在創立会員1人に付き米貨15ドルである。

## 加盟認証状

(Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められたときには、国際ロータリー会長、事務総長および地区ガバナーの署名のある加盟認証状(Charter)が中央事務局からそのクラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会場あるいは幹事の事務所の目につきやすい場所に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリーにおける公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

## スポンサー・クラブ

(Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟直後の数カ月間の新クラブを援助することは、極めて重要なものと考えられている。そこでスポンサー・クラブに対して、少なくとも1年間は新クラブを援助することが強く要請されている。

## 新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

ガバナーまたはクラブ結成者は、近隣クラブその他を通じて新クラブの最初の8週間ないし10週間までの例会プログラムを提供する

責務がある。もちろん、これは、スポンサー・クラブが誕生まもないクラブの世話をする義務を免除するものではない。このような例は、ロータリーがまだしっかりと根を下ろしていない国のクラブに特に当てはまる。

### アドイショナル・クラブ (Additional Clubs)

ロータリー世界の人口変動の結果、大都市中心部に著しく人口が集中することとなった。そのような地にアドイショナル・クラブを結成することが賢明であることは、そのようにして結成されたアドイショナル・クラブの活力と成功によって、また、区域を割譲したクラブのさまざまな面に、ひいては、ロータリー全体の発展に、数々のプラス面をもたらしたことによって、実証されている。

R.I.細則の当該規定に従って、既存クラブがその区域を割譲するかあるいは区域を同じくするアドイショナル・クラブの結成を承認することによって、既存クラブの現区域内にアドイショナル・クラブを設立することはロータリーの発展に最も貢献することである。地区ガバナーは、ロータリーの職業分類制度の下に少なくとも25名の会員をもつ強力かつ活動的なクラブとして永続しうると合理的に判断される場合は、必ず、大都市にアドイショナル・クラブを結成することを奨励すべきである。(74)

同一区域限界を有するクラブが三つ以上ある場合は、クラブの過半数がアドイショナル・クラブの結成を承認することが必要である(クラブが二つのみの場合は、細則の特別規定を適用する)。区域の割譲または共有の提案が関係クラブによって否決された場合、地区ガバナーまたはR.I.理事会は、再審議を求めることができる。その場合、否決を再確認するためには、当該クラブの会合に出席し投票した人の3分の2の投票が必要とされる。

地区ガバナーの判断で、アドイショナル・クラブ結成のための必要かつ十分な理由があ

るなら、理事会は、関係クラブの承認を得ることなく、区域の割譲または共有を承認できる。ガバナーは、その勧告に当たって該当する拡大調査報告書を提出することになっている(R.I.細則第1条第1節)。

不明確または必要以上に広範な区域を有するクラブは、その区域の一部を割譲するか、または区域を同じくするアドイショナル・クラブの結成を承認して、ロータリーの会員の特典をその地域社会のさらに多くの人々に与えるようにすべきである。

会員24名以下のロータリー・クラブの所在地にアドイショナル・ロータリー・クラブを結成することは、割譲であろうと共有であろうと、原則として、好ましくない。

都市の行政区域内で、その市の主要な商業または取引の中心から離れたところに二つ以上の「商業上の中心」があり、そのいずれもが強力かつ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様の会員をもちえない場合は、これらの中心を2カ所以上含む割譲地域に、一つのクラブを結成することができる。これらの中心が併合されると、国際ロータリー細則第1条第1節に使われている“区域”を形成することとなる。(59, 64, 66)

### 他の奉仕クラブのある地域社会

(Communities with Other Service Clubs)

ある地域社会にロータリー・クラブを結成しようとする試みがうまくいかない場合の主要な原因として、既にその土地に奉仕クラブがあるという事実が挙げられる例がある。しかし地域社会に既に奉仕クラブが存在することは、その地域社会がロータリー・クラブを保持できないということを決定する要因とはならない。(45)

## 国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R.I.)

申請書類が完備するよう注意を払うことは、ガバナー（ガバナーが結成グループの会合に欠席した場合は特別代表）の責務である。

理事会は、国際大会…つまり、全ロータリー・クラブ…に対して、加盟承認されるクラブが基本的加盟資格を備えているようにする責任がある。従って、理事会は、この資格の厳守を力説しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務局から地区ガバナーにその通知が送られ、さらに地区ガバナーがクラブに対し国際ロータリー加盟が認められた旨を通知することになっている。

加盟申請書が事務局から理事会に提出されるのと同様に加盟認証状（Charter）も事務局から地区ガバナーに送付される。地区ガバナーがこの加盟認証状に署名した後、加盟祝賀の特別会合において地区ガバナーもしくはその特別代表から認証状がクラブに伝達される。

グレート・ブリテンおよびアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、R.I.B.I.に送付され、その会長および幹事が署名したうえ、各クラブに伝達されることになっている。

クラブに対して発行される加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語で書かれることになっている。(53)

国際ロータリー加盟が認められたときにクラブに加盟認証番号（Charter Number）を与える方法は、1951年7月1日をもって取り止められた。(50)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の地にある場合には、加盟認証状伝達式をその公式訪問と同じ時に行うとか、また特別代表もしくは他のスポンサー・クラブの会員が地区ガバナーの代理を務めることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(35)

## 新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブの国際ロータリー加盟については地区内の近隣のクラブおよび国際ロータリーの元役員にこの旨を通知するとともに、元役員および近隣クラブ会員の訪問は新クラブへの激励になると伝えるべきである。(35)

## ロータリー地区あるいは地域の出版物

(Rotary District or Regional Publications)

1. ロータリー地区ないし地域の出版物は、米国以外の地区においてのみ必要あるいは望ましいものである。

2. 全地区を通じて、ロータリーの名称を付したくなる出版物も、必ず国際ロータリーの管理下にあるのであり、かつ、その地区における国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーがロータリー地区ないし地域出版物を出版することができず、しかも地区内のクラブが地区出版物を望んでいる場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから、出版許可を与えるものとする。

4. 既に公認されているもの以外に、このような出版物を出す場合には、それに対して許可を与える前に、地区内の全クラブで投票を行い、ロータリー地区ないし地域出版物をもつことを過半数の会員が望んでいるかどうか、どのような雑誌が望まれているか、そして財政をどうするか等を調査すべきである。(23, 72)

### ロータリーの地域雑誌の定義

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためにある。次の基準に合致するロータリー出版物をロータリーの地域雑誌と認める

ことができる：

- 1) その雑誌は2地区もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。
- 2) その雑誌の出版については、全面的に、関係地区ガバナー（1名または数名）かあるいは地区ガバナー（1名または数名）の任命した雑誌評議会または委員会が直接監督すること。
- 3) ロータリーの地域雑誌編集者には、ロータリーの方針の基本的枠内において、完全な編集の自由が認められてはいるが、出版責任者である地区ガバナー（1名または数名）もしくはその任命した雑誌評議会または委員会による、編集並びに経営の面における適切な監督を受け入れること。
- 4) その雑誌の編集内容は国際ロータリーの方針に合致していなければならないこと。そして、少なくともその50パーセントはロータリーあるいはロータリーと関連のある事柄に関する記事でなければならないこと。
- 5) 地元あるいは地域的性格のニュースに加えて、国際ロータリーに関する情報を掲載し、かつR.I.会長または理事会から要請される話題や特別教示事項の発表を考慮に入れること。
- 6) その雑誌は1年間に4回以上発行されなければならないこと。
- 7) その雑誌は、ロータリーの品位と特質にふさわしく、全体的に格調の高い内容と魅力

的な外観を保たなければならないこと。

- 8) その雑誌は、その目的と経済的自立発展を維持できるよう、対象とする地域のロータリアンのほぼ過半数に達する発行部数が確保されなければならないこと。
- 9) その雑誌は、R.I.に財政的負担をかけずに、経営しうだけの資金をもっていなければならないこと。

#### 地区ロータリー出版物に対する指針

地区ロータリー出版物は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためにある。地区ロータリー出版物は下記の基準に合致するものとする：

- 1) その出版物は特定の1地区を対象に発行されるものであること。
- 2) その出版物は、あらゆる面において、当該地区のガバナーの直接監督下にななければならないこと。
- 3) 当該地区ガバナーは、編集者に任命されたロータリアンとともに、地区出版物の編集内容に対して共同責任を負うものとし、かつその内容は国際ロータリーの方針に合致すべきこと。
- 4) 局地的あるいは当該地区全体に関するニュースに加えて、国際ロータリーに関する情報およびR.I.会長から要請される情報および特別教示事項を掲載すること。(77)

## 第3章

### 国際ロータリー (Rotary International)

国際ロータリーは、世界中のロータリー・クラブの連合体である。R.I.は、組織規定によって課された義務をたゆまず遂行する加盟ロータリー・クラブによって構成される。

ロータリアンは、それぞれのクラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。国際ロータリーの目的は：

- 1) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；
- 2) 国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

(R.I.定款第2条)

#### ロータリーの定義

(A Definition of Rotary)

ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることとを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした、事業および専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。(76)

#### ロータリーの綱領

(Object of Rotary)

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重され

るべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

(R.I.定款第3条)

#### ロータリーの基本的特色

(Fundamental Characteristics of Rotary)

ロータリーは、奉仕の理想を個人として、また、団体として、現実に適用することを奨励するために、事業および専門職務に携わる人がロータリー・クラブにおいて世界的親交を結ぶ場である。

ロータリーは、奉仕の理想に基づき、世界中の人々のあいだに理解、親善、平和な関係の推進、奨励、助長することに関心がある。

ロータリー・クラブは、地域社会の生活面を広範に代表し、ロータリーの綱領を推進するために、職業分類に基づき、その会員を選考する。

会員身分を継続するために、少なくとも所定回数はクラブ例会に出席しなければならない。知り合うことと親睦とを永続的友情への第一歩としてはぐくむことができるようにするためである。

ロータリー・クラブは、会員に個人活動お



よび職業活動において高度の道徳的水準を実証する機会を提供する。

ロータリアンの宗教的、政治的信念は、個人の問題とみなされる。

## R.I.の管理

### (R.I. Administration)

国際ロータリーの管理の基本原則は、加盟ロータリー・クラブの大幅な自治である。(62)

管理に関する定款および手続上の制約は、ロータリーの基本的かつ比類ない特色を保持するうえで必要最小限にとどめられている。この範囲内で、特に各地域において、R.I.の方針を解釈、実施するに当たって最大限の柔軟性が認められている。(62)

ロータリーを通じて国際理解、親善、平和を推進するためには、世界中の加盟クラブの国際親睦を保持、推進することの重要性が広く認められることが必要である。これは、加盟クラブが国や地域のクラブ・グループでなく、国際ロータリーに直接つながり、共通の責任を負うということに基づくのである。(61, 62)

## 地域社会、国家および国際問題の方針

### (Policy in Community, National and International Affairs)

R.I.は国際団体で、その役員は世界的運動に奉仕するのであって、その運動に属す特定の国の奉仕者ではない。

どの問題を審議し、会員の理解を深めるかについては各ロータリー・クラブが自ら決定しなければならない、ということがロータリー組織における管理の基本原則の一つである。

どこかの政府もしくは国家のプログラムを是認、奨励すると、当事国以外のロータリアンには受け入れられない場合もあるし、推奨された政策に心から賛成できない当事国のロ

ータリアンを当惑させる場合もある。(34-16)

標準ロータリー・クラブ定款第11条には、クラブがこの点についてどのように自己を律すべきかが具体的に規定されている。これらの規定は、1989年規定審議会会で再確認された。(89-134)

## 国際ロータリーの他団体との協力

### (Rotary International Cooperation with Other Organization)

国際ロータリーは、一般方針として、他団体の価値ある活動に関心を抱き、称賛するが、こうした団体を公式に支持するものではない。しかし、ロータリーの目的と活動に合致する目的と活動を有する他団体との協力活動やプロジェクトが、R.I.プログラムまたは特別の奉仕分野の実践に著しく役立つ場合、国際ロータリーがこのような他団体と協力することは、妥当といえる。事務総長は、要請されれば、次のことを定めた特定のプロジェクトと活動において、他団体を支援し、他団体と協力する権限を有する。

- 1) 国際ロータリーは、他団体のメンバーにならないこと；
- 2) 国際ロータリーは、他団体にクラブ名簿またはロータリアン名簿を提供したり、他団体に資料を配布したりしないこと。但し、ロータリー・プログラムのためになるような具体的目的(募金を含まない)のある場合を除く；
- 3) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、国際ロータリーが適切な形で認められること；
- 4) 国際ロータリーと協力団体とが、合同プロジェクトの性格を一般の人々に伝達するという共同責任を負うこと；
- 5) 国際ロータリーは、他団体との合同プロジェクト参加に当たって継続的義務を引き受けず、他団体への継続的財政義

**務を負わないこと。(88)**

国際ロータリーの資金は、加盟クラブによってロータリー自体の目的のためにのみ提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通じ、個々のロータリアンが地域社会において立派な奉仕活動を支持し個人的に参加することを奨励するものである。(54)

R.I.のいかなる役員も、R.I.理事会の承認なしに、他の団体の役職、会員籍とともにR.I.役職名を公表することは許されない。(80-102)

## 国際的レベルにおける ロータリーの共同事業

(Corporate Rotary Projects at  
International Level)

ロータリーの目的は、個々のクラブおよびロータリアンの活動を通じて最も効果的に表れる。その活動はロータリーの各種奉仕部門にわたるもので、各クラブが、自己の能力、資力、および、会員がどのような特別なニーズと奉仕に関心をもっているかを考慮してその活動を決定する。しかし、そうではあるが、国際ロータリーが、クラブの連合体として、ロータリーの綱領の推進に役立つプログラムやプロジェクトで、しかもそれに参加を希望するロータリー・クラブ(複数)と個々のロータリアン達との協同活動によって有益な結果が得られると思われるものを時々発表することは、妥当と言える。(74, 78)

## 理事会

(Board of Directors)

理事会はR.I.の管理主体で、18名のメンバーから構成される；理事会の議長である会長、会長エレクト、16名の理事。16名の理事は、細則に明記されているゾーン、地理的集団もしくは地域のクラブから指名され、国際

大会で選挙される。

各理事は、特定のゾーン、地理的集団もしくは地域のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

理事会は、定款・細則に準拠してR.I.の業務と資金の監督、管理に当たる。R.I.の全役員および委員会を総括的に管理、監督する。理事会は、国際ロータリーの目的推進およびロータリーの綱領達成のために必要であるあらゆることを行う任務を負っている。理事会の決定は最終的であり、国際大会に提訴する以外は、これを覆すことはできない。

理事会は、3名以上5名以下の理事会のメンバーから成る執行委員会を設置する。理事会は、この委員会に、理事会の会合のないあいだ、理事会に代わって、R.I.の方針が確立している執行または管理に関する事項を決定する権限を委任できる。毎年、理事会は、執行委員会の具体的職務権限を定める。

## 国際ロータリーの役員

(Officers of R.I.)

R.I.の中央役員は、会長、副会長、財務長、理事、事務総長である。他のR.I.役員は地区ガバナナー(それぞれの地区内におけるR.I.役員)、グレート・ブリテンおよびアイルランド(R.I.B.I.)内国際ロータリー会長、直前会長、副会長、名誉会計である。この役員達はR.I.細則の規定に従い指名、選挙される。

R.I.会長は、組織の最高執行者であり、国際ロータリーの業務および活動を監督する。会長は、理事会のメンバーであるとともに議長であり、理事会を主宰する。常任委員および特別委員は、すべて会長によって任命される。会長は、会長指名委員会を除くすべての委員会の職権上の委員である。会長は、また、国際ロータリー国際大会および地域大会の議長となり、会長職に付随するその他の任務を行う。

会長は：

- 一事務総長の業務を監督し、事務総長および事務局の業務遂行を評価し、これを定期的に理事会に報告する。
- 一不在が2週間以上に及ぶ場合は、R.I.本部で監督に当たる副会長または理事を指名できる。
- 一地区ガバナーが国際協議会で適切に指導されるよう配慮し、地区ガバナーの業務遂行を観察し、助言、指導する。
- 一地区大会に会長代理を派遣する。会長が指示する任務と責務を有する個人的代理を任命することができる。
- 一理事会が定めた予算と方針の範囲内で世界各地を訪れるプログラムを立案、実行するよう望まれ、奨励されている。
- 一在職年度中、R.I.中で遵守する適切なテーマもしくは重点を選ぶことができるし、選ぶよう奨励されている。
- 一国の元首、政府および市民の指導者、報道機関および一般社会の人々に対してロータリーの代表者となる。
- 一会長は、その職務に関して会長を直接補佐するエードを1名おくことができる。
- 一理事会またはその執行委員会が開かれていないときもしくはこれを招集できないときに生じた緊急事態については、会長は、国際ロータリーの定款、細則の定めるところに従い、理事会に代わって決定を行うことができる。

会長エレクトは、理事会のメンバーとなったことから生じる任務のみを負うが、会長もしくは理事会からさらに任務を課される場合もある。

副会長は、毎年国際大会終了直後に開かれる暫定会合において次期会長によって選ばれる。会長の地位が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継承し、さらに、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任する。

理事は、国際大会で選挙され、その任期は2年間である。理事会のメンバーとなったことから生じる任務および責務を負う。

理事会はR.I.の管理主体であり、会長はR.I.の主たるスポークスマンである。同時に、一般の人々は、理事会の他のメンバーと同様にロータリーの代弁者とみなしている。従って、理事会の全メンバーは、ロータリーの方針を明瞭かつ正しく説明できるように、尋ねられると思われる方針に十分に精通するよう期待されている。(80)

事務総長は、会長の監督と理事会の統制の下に実務を執行する国際ロータリーの常務役員である。事務総長は直接理事会に報告を行い、その年次報告は理事会の承認を経て国際大会に提出される。理事会は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに、7月1日に新たに事務総長に就任する者を選任する。事務総長の任期は5カ年以内とする。但し、これには再選が認められている。

財務長は、理事会の定める方式に従ってR.I.資金を支払い、理事会の委任するところの財務長職に付随するその他の任務を遂行する。理事会が要求する報告を理事会に行い、国際大会に年次報告を提出する。財務長は理事会によって理事会のメンバーの中から選挙され、次年度の7月1日より1年間、同職を務める。

財務長はまた：

- 一財務委員会の会合に出席し、理事会と委員会の連絡役を務める。

—国際ロータリーの財務に関する事項について財務委員会とともに理事会に助言する。

—4カ年間の収支見積額の作成に当たって財務委員会と協力する。その見積額を基礎として、財務委員会と協力して、理事会に目標と目標達成措置案を伝える。

**地区ガバナー**は、理事会の総括的監督下におかれる。

国際ロータリーの各役員**の任期**は、会長、理事および事務総長を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長および理事の任期は、その選挙の行われた年の次の暦年の7月1日に始まる。但し、会長は、会長エレクトとして、その選挙の行われた直後の7月1日から理事会のメンバーとなる。

特殊な事情の下においては、理事会はガバナーの任期が7月2日以降に始まるものとすることができるが、これを10月1日より後とすることはできない。

国際大会で選挙される役員は理事を除き、すべて任期1カ年とする。理事の任期は、2カ年間とする。会長も理事会のメンバーを2カ年——1年は会長エレクトとして、次の1年は会長として——務めることとなる。

## 理事、クラブおよび地区

(Directors, clubs and districts)

それぞれのゾーンの理事と地区ガバナーは、相互に絶えず接触するよう奨励されている。理事の役割は、すべてのロータリー・クラブおよび地区を代表することであることは明らかであるが、自分を指名したゾーンに親近感をもち、また、特によく知っているのは当然である。この特別な関係をロータリーのプログラムを高めるために活用することがで

きる。理事会のメンバーは、次のようなことについて非公式に協議するために地区ガバナーと連絡を密にすべきである。例えば、理事会の決定事項の説明、地区または地区間の深刻な問題、将来必要な場合もありうる理事会との正式連絡などについてである。また、指名されたゾーンの地理、慣習、慣行、住民を直接知っていることが役立つような件については、理事会の他のメンバーに助言する心構えが必要である。(80)

国際ロータリーの理事は、事情の許す場合、自分が指名されたゾーンまたは地域内の地区を、国際ロータリーに負担をかけないで、訪問することを奨励されている。このような訪問を活用して、地区ガバナーや地区内の国際ロータリーの元役員に会い、またクラブ会長にも会って、ロータリーのプログラムの推進について意見を交えたり、激励すべきである。

地区ガバナーは、自分のゾーンまたは地域選出理事を招き、地区訪問の日程を組み、地区内の元R.I.役員やクラブ会長と話し合うための会合を1回もしくは数回手配するよう奨励されている。また、理事のこのような訪問に要した旅費と雑費を地区が負担するよう地区ガバナーから示唆していただきたい。

理事会のメンバーが個々のクラブの講演依頼を承諾するには、できれば、クラブで都市連合会を準備することが必要である。できるだけ多くのクラブやロータリアンと接するためである。

## 国際ロータリーの席次

(Rotary International Protocol)

次の席次が、正式行事に出席する国際ロータリーの現役員、次期および元役員のために指針として承認されている。

会長（または会長代理）

会長エレクト

副会長

理事会のメンバー

事務総長

### 第3章 国際ロータリー

会長ノミニ  
ー  
理事エレクト  
ー  
理事ノミニ  
ー  
元会長（先任順）  
地区ガバナーと他の現 R.I. 役員  
元理事  
元事務総長（先任順）  
その他の元 R.I. 役員（先任順）  
会長エード  
会長エレクト・エード  
次期地区ガバナーと地区ガバナー・ノミニ  
ー

現職の席次が元役職より上席である。2以上  
の役職を保持している人は、高いほうの役  
職の席次に着くものとする。

配偶者が同行している場合、その席次は夫  
妻ともに同一となる。(84)

#### 国際ロータリー役員を選出

(Selection of Officers of R.I.)

##### 会長 (President)

会長職の指名は、会長指名委員会、クラブ、  
もしくは、その両者によってなされる。指名  
委員、その委員の補欠者、元会長または現  
国際ロータリー理事は、指名委員会によって  
会長に指名される資格を有しない。指名委員  
会の構成および会長指名手続は、細則第9条  
第1節と第2節に詳細に規定されている。手  
続の概要は次の通りである：

委員会は各クラブに対し、会長指名に関し  
委員会の考慮を求める提案を出すよう招請  
状を出す。各クラブからの提案は9月1日  
までに中央事務局に到達しなければならない。

指名委員会の会合は10月1日までに開か  
れる。委員会はこの会合において委員の1人  
を委員長に選ぶ。この会合において委員  
会は会長ノミニーを選ぶ。

全クラブ宛の委員会の報告は、委員会会  
議後10日以内に委員長から事務総長に証  
明される。事務総長は、この報告を受領後  
10日以内に、その写しを、各クラブに送  
付すべきもの

とする。

委員会による指名に加えて、各クラブは、  
クラブの指名決議書を12月1日までに事務  
総長に提出することによって、国際大会に  
おける会長選挙のためその氏名を提出す  
る会長ノミニーを選ぶことができる。

12月1日までにクラブによる指名が提出  
されていないときは、会長は指名委員  
会の指名する者を会長ノミニーと宣言す  
る。会長ノミニーがただ1名である場合  
は、国際大会における選挙人は口頭投票  
によって、そのノミニーに全会一致の  
投票を行うよう事務総長に指示する  
ことができる。

しかしながら、細則に従って、クラブ  
からの指名が受理されており、かつその  
指名が有効である場合は、全会長  
ノミニーが郵便投票に付されるもの  
とする。

国際ロータリー会長ノミニーの選出は、  
もっぱら、会長指名委員会の責務であ  
る。同委員会の主な目的は、求めうる  
最も有能なロータリアンを指名する  
ことであるから、この点について委員  
会の外部から委員会の決定に、直接、  
間接、影響を及ぼそうとしてはなら  
ない。(62)

##### 理事ノミニー

(Directors-nominee)

指定されたゾーン、地理的集団、地域  
内のそれぞれの理事ノミニーは、グ  
レート・ブリテンおよびアイルランド  
を除き、指名委員会手続によって選出  
される。指名委員会が選出した候補  
者のほかに、1名または数名の候補  
者がクラブから推薦された場合、理  
事ノミニーは、細則第9条第3節(c)項  
の規定に従って、その候補者の中  
から郵便投票によって選ばれる。  
理事候補者が3名以上いる場合、  
投票は単一移譲式投票（解説につ  
いては第9章の国際大会を参照）  
による。

国際ロータリー理事ノミニーの選出  
は、もっぱら、理事指名委員会の責  
務であると認められているので、理  
事会は、この点について委員

会の外部から委員会の決定に、直接、間接に影響を及ぼそうとする動きに好意を寄せない。委員会は、指示や拘束力のある誓約を受け入れたり、またこれによって候補者の審議に制約を課されず、委員会の慎重な討議の後、全候補者の適正な資格条件を厳正に審議し、それに基づいて決定を下さなければならない。(69)

理事指名委員会への指針として、理事会は次のような意見を述べている：もし理事指名委員会の判断で、推薦された候補者の支援活動が厳正かつ責任ある候補者推薦としての範囲を逸脱すると考えられる場合、このような候補者の推薦を無視することは委員会の特権事項に属することとする。(65)

国際ロータリー細則は、理事ノミニー候補者に関して次のように規定している。国際ロータリーから配布される写真および履歴書以外の文書は、理事会が特に認めた場合を除き、候補者自身が、もしくは候補者のために他人が、当該ゾーン、地理的集団または地域内のクラブもしくはクラブ会員に配布してはならないものとする。

## 選挙運動および投票依頼

### (Campaigning and Canvassing)

選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を禁じている国際ロータリー細則（第9条第12節）の規定を適用するに当たって、理事会は、ロータリアンが自己の現在の生き方を変えたり、自分にふさわしいロータリー役職要請を辞退したり、または、習慣となっている日常のロータリー奉仕や活動を退けたりするとは思っていない。しかし、ロータリアンは、同一役職を目指す他の候補者より不当に有利になるような活動や意図的な支援要請、またはその他選挙運動と解釈されるような活動を自ら、または自分に代わって行われることを避けつつ、周到な注意を払って行動しなければならない。

禁じられた活動とは、立候補をもっぱら、

または、かなりの程度推進したり、推進する意図のある活動を指す。このような状況下で、次のようなことが禁じられた活動に含まれるが、これだけに限られるものではない。

a. 細則に特に規定されているもののほかに立候補に関するパンフレット、資料、書簡、その他をクラブまたはクラブ会員に配布・回覧すること。

b. 講演の約束、出席、旅行、資金の支出、パブリシティ、その他のコミュニケーション。

候補者が、禁止されている活動が自分に代わって行われているのに気づいたなら、関係者に直ちに不満の意を表明し、このような活動を終結させるよう通知、指導するものとする。

選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動の禁止規定は、ロータリアンが立候補すると意思決定した時点から適用される。氏名を正式に提出する前であっても、後日の立候補の選挙運動を主たる目的とする活動は、どのようなものであっても、細則の精神とロータリーの原則に反するものである。

R.I.の被選役職の立候補に関して、事務総長からクラブその他に送る全情報と資料には、被選役職候補者自ら、または、代わりの人の活動に対する細則の禁止規定およびそれに関する理事会の方針について記載しなければならない。このような規定と方針に従わなかった場合、目指す役職の失格処分などの理事会の決定を招きかねないという警告をも載せるものとする。

R.I.の被選役職の投票に関する情報と資料には、できるだけ包括的な略歴と可能な限り各候補者の比較用紙を載せるものとする。(85)

## 選挙審査委員会

(Election Review Committee)

選挙審査委員会が、毎年、会長から任命され、次の職務権限に従ってその機能を果たす：

委員会は9名の委員によって構成される。各地域から少なくとも1名の委員が選ばれるが、1地域から選ばれる委員の数は2名を超えないものとする。委員は3年を任期として、理事会の承認を得たうえ、会長から任命されるものとする。そのうち1名が会長から委員長に任命されるものとする。選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動などの告発を含む、国際ロータリー被選役職にまつわる論議で、同委員会に付託された問題は後述の手続に従って、選挙審査委員会が調査するものとする。(85,88)

### 手続

1) 候補者の行為または活動に関して細則の規定に違反しているとの書面による申し立てが、補助書類を添付したうえ、クラブまたはR.I.役員から提出されると、候補者にその旨通知し、事務総長の定めた適切な期間内にその回答を受理してから、会長または会長を代行する事務総長が、このような申し立てを関連書類とともに選挙審査委員会に付託するものとする。

2) 会長は、3名の委員を指名してパネルを構成させるものとする。そのうち1名は関係地域出身の人で、このパネルが、申し立て、回答、すべての証拠、その他審査中の全要素を調査する。どの委員も、特定の申し立ての審査を辞退しても差し支えない。会長は、また、パネルの1名を招集者に指名するものとする。

3) 告訴人と候補者はそれぞれ聴聞を受ける権利を有する。そして、違反の申し立て、または、その否定、釈明、鎮静のための証拠を提出する。パネルの裁量によって出頭するかどうかが決まるが、直接、聴聞の機会を得ることなく候補者が失格とされることはな

い。聴聞は、中央事務局か支局で開かれるものとする。但し、特別な状況においては、招集者が事務総長と協議して決める。

4) 委員会は、細則違反の申し立てを審査するに当たって、細則の関係規定、また、細則の規定の解釈・適用において理事会の設けた方針を考慮に入れるものとする。告訴人は、明確かつ納得させるような証拠を提出し、自分の立場を明確にしなければならない。

5) 委員会は、あらゆる情報を調べ、それに基づき、調査結果、結論、勧告を理事会に報告するものとする。理事会は、

a) 申し立てを退けるか、

b) ロータリアンまたはロータリー・クラブに警告するか、あるいは、公平で公正と思われる適切な措置を講じるか、

c) 候補者を失格させる。(85)

## 国際ロータリー

### 被選役職候補者の指針

(Guidelines for candidates for elective position in Rotary International)

ロータリアンの立候補、R.I.細則の規定の解釈、適用の指針として、R.I.理事会は次のようなものを設けた。

1. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する第9条第12節の規定を含むR.I.細則。

2. 理事会は、細則の前述の規定の適用、解釈における方針声明を採択した（この方針は前述の通り）。

3. 国際ロータリーの被選役職の候補者になろうとしているロータリアン、または、現に候補者であるロータリアンは、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する細則の禁止規定すべてを守るよう期待されている。立候補を発表したか、公式に申請したかにかかわらず、立候補を宣伝し、支援を乞うことによって他人に影響を及ぼそうとするあらゆる活動を禁じている細則の字句と精神

を守らなければならない。

ロータリアンのいかなる運動（氏名の正式提出前であっても）も、後日の立候補の選挙運動を主たる目的としている場合、細則の精神およびロータリーの原則に反するものであり、失格の理由となる。

4. 活動が細則の字句に厳密に従っているかどうかにかかわらず、候補者として自己の氏名および／または資格を売り込み、現実または意中の立候補への支援を求めることを真の目的としている全活動を不適切なものとして、候補者は退けなければならない。

5. このような状況において、次のような活動が禁止されているが、これだけにとどまるものでない。

a) 細則に特に定められているもの以外にパンフレット、印刷物、書状、立候補に関する他の資料をクラブまたはクラブ会員に配布または回覧すること。

b) 講演の約束、催しの出席、旅行、資金提供、パブリシティ、その他のコミュニケーション。

6. 禁止されている活動は、自分ばかりでなく、自分のために活動している人にも禁じられている。禁じられている活動が他の人によって始められているのに気付いたなら、直ちに、関係者に不満の意を表明し、活動に携わっている人に中止するよう指示しなければならない。

7. 候補者になろうとしているロータリアンまたは候補者であるロータリアンは、通常ロータリー奉仕と活動を続けて差し支えないし、続けなければならない。このようにしていれば、故意に支援を求めた、あるいは、立候補を助長した、と解釈されそうな活動を自ら、または、他の人が行うようなことは避けられるであろう。支援を得るために、金銭を支出するような活動はまさに論外である。

8. ロータリアンが、R.I.の被選役職の候補者になると決意したら、選挙が終わるまで、同一役職を目指す他の候補者より有利になるような、選挙区のロータリーの役職を新たに引き受けるべきではない。このような役職に

は次のものが含まれるが、これだけにとどまらない。

- 地区大会の会長代理
- ゾーン／地域研究会のプログラム担当
- 他クラブの各種会合における講演
- 国際ロータリーの会合におけるプログラム担当。(85)

## 中央役員の選出投票

(Ballots for Election of General Officers)

国際ロータリーの中央役員を選挙するための投票用紙には、指名委員会選出の候補者を最上部に記載し、他の候補者がいる場合は、その候補者の氏名をアルファベット順に記載する。但し、指名委員会から推薦された人がいない場合は、全候補者の氏名の記載順序を投票用紙ごとに変えて記載するものとする。(81)

## 国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

細則に規定されたゾーン、地理的集団および地域から推薦され、選ばれた15名の委員により会長指名委員会が構成されるという規定が設けられている。

常任委員会は細則に明記されている。委員は、会長が任命する。会長は、また、自身の判断もしくは理事会の判断で必要と思う特別委員会を設置できる。特定の目的を達成するまでを任期として設置された特別委員会はアド・ホック委員会と呼ばれる。特別委員会の任期はアド・ホック委員会を除き、設置されたロータリー年度の終了とともに終わる。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成されたとき、または理事会がこれを解任したときに終わる。

会長は、自分が設置した各委員会の委員長を指名し、このような委員会の欠員を補充す



る権限を有す。会長は会長指名委員会を除く全委員会の職務上の委員である。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は、理事会の承認を受けなければならない。委員会は、所定の職務権限が別段規定する場合を除き、本来、管理機能をもたず、もっぱら理事会に助言するものとする。(74)

## 委員会の会合

(Committee Meetings)

R.I.の各委員会は、会長が承認し、指定した時と場所、または、細則や理事会の特別決議によって定められた時と場所で開く。しかし、委員会の会合は、会長または理事会が十分な根拠があると考えないならば、会長によって開催を承認されない。(46)

R.I.の委員会の会合は通例エバンストンの事務局で開かれる。例外的な状況下では、会長は、他の場所で委員会を開くことを認める権限を有す。(45)

## 通信による投票

(Voting by Communication)

細則、あるいは国際大会または理事会による特別の決定に基づき別段の規定ある場合を除き、委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって議事を処理することができる。このような方法で決定される提案に対する投票は、委員の過半数の投票が30日目までに返送された場合には、30日目をもって締め切るものとする。但し、委員の過半数がそれより以前に賛成または反対の投票を終えていた場合には、30日目以前に締め切ってもよい。(52)

## 書類の受理

(Receipt of Documents)

事務総長が特定の締切期日までに各種書類

を受理することについてはR.I.組織規定に明記されているが、事務総長の事務所が実際の締切日に業務を行っていない場合、その締切日以後、最初に事務所を開いた日に受理した書類は有効なものとして扱われる。

## 委員会報告

(Committee Reports)

理事会は、執行委員会に、理事会の会合と会合のあいだに諸委員会の報告を検討し、必要であれば、報告書に記載されている事項に何らかの措置を講じる権限を与えている。但し、理事会が定めた執行委員会の職務権限の範囲内でなければならない。

## 委員の代理

(Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はその代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合のあいだだけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するものとする。しかしすべての点において委員会の開かれているあいだは自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。

## クラブの監督

(Supervision of Clubs)

クラブの管理は、次のいくつかの直接監督に加えて、理事会の総合的監督下にある：

- 1) 地区に編成されている地区では、地区ガバナーによるクラブの直接監督。
- 2) 理事会によるクラブの直接監督。

これは無地区クラブのために規定された監督形式である（無地区クラブの詳細については次の項を参照）。

3) 地理的に隣接している二つ以上の地区から成る地域内のクラブの場合は、地区ガバナーの監督に加えて、理事会が適切と考え、国際大会が承認した方式による監督。

グレート・ブリテンおよびアイルランドにおける地区の地区ガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、R.I.B.I.審議会の指示の下に、R.I.B.I.の定款並びに細則に基づいて、遂行される。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおける各地区ガバナーは、国際ロータリー細則並びにR.I.B.I.定款の規定により、自己の地区の監督につき、国際ロータリー理事会およびR.I.B.I.審議会に対して責任を負うものとする。

グレート・ブリテンおよびアイルランドにおける地区ガバナーは、その地区のクラブによって指名のために選ばれ、R.I.B.I.年次大会において指名され、国際ロータリー国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

選挙されるR.I.B.I.の役員は、会長、直前会長、副会長および名誉会計である。会長、副会長および名誉会計は、毎年R.I.B.I.大会によって指名され、国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

## 無地区クラブの管理

(Administration of Non-districted Clubs)

地区を構成するには数の足りない無地区クラブの集団が理事会の直接監督下にある場合、会長は、その集団内（特殊な事情のある場合は、集団外）のクラブ会員1名を折々指名して、その年度中、名誉職の管理顧問を務めさせることができる。

管理顧問を務めるロータリアンの職務は、

次の通りとする：

1) 集団内各クラブの管理進展状況並びに当該地区におけるロータリーの拡大に関し、常に中央事務局を通じて理事会に報告する。

2) 集団内の各クラブに対し、管理その他の問題につき助言を与える。

3) 毎年1回各クラブを訪問し、クラブ会長、理事会および各委員長と会談し、その相談に応じ、またクラブ役員達と個別的に相談し、さらに例会でロータリーのプログラムを主題としたスピーチをする。

管理顧問がこのような職務の遂行に関して支払った妥当かつ必要な事務費並びに旅費は国際ロータリーにより弁済されるものとする。

会長が管理顧問を決定できるように、理事会は、管理顧問指名の基盤となる無地区クラブのグループ編成をする。(67)

## 非公式の地域的クラブ集団 またはクラブ・グループ

(Unofficial Regional or Section  
Groupings of Clubs)

非公式な地域的クラブ集団またはクラブ・グループは、目的が何であれ、組織の統一を減少させる第一歩になりうるとみなされている。従って、これは理事会の要注意事項、場合によっては、対策を講じなければならない問題とみなされている。地域に関する事柄、あるいは、クラブ集団を強化することを目的とする活動を過度に強調し、専念することによって、クラブと地区ガバナーの機能と活動が制約されるのを恐れるからである。機能と活動が制約されると、世界中のクラブの連合体を通じて理解と親善を築く、もっと大きな機会にクラブと地区ガバナーが効果的に参加できなくなるであろう。(61)

## 事務局

(Secretariat)

事務総長が、職員とともに、国際ロータリー事務局を構成する。中央事務局は米国イリノイ州エバンストンにあり、理事会が必要とし、承認した支局はロータリーの世界の各地にある。支局の所在地並びに住所は、公式名簿最新号に記載されている。

## 機関雑誌

(Official Magazine)

国際ロータリーの機関雑誌は、理事会の認める数だけの言語版が刊行されている。現在は2種類であり、すなわち基本版である英語の**THE ROTARIAN**とスペイン語版の**REVISTA ROTARIA**である。現在世界各地に多くの地域雑誌がある。その中には公式地域雑誌となっているものがある（第2章参照）。

R.I.の機関雑誌であるロータリアン誌の基本目的は、理事会がロータリーの目的を推進し、ロータリーの綱領を達成するのを助ける媒体の役割を果たすことである。

ロータリアン誌の目標：

1) R.I.会長のテーマや所信および理事会が承認した特別プログラムを支持し、広めること。

2) R.I.の重要な会合および各種の公式ロータリー「月間」への参加推進を図りかつそれらについて報道すること。

3) ロータリー・クラブやロータリー地区の指導者達のためにプログラム・アイディアの源泉として、またロータリー知識の宝庫としての役割を果たすこと。

4) 世界各地においてロータリー・クラブやロータリアンが行った、四奉仕部門での活動の実例を報道することによって、ロータリアンに刺激を与え、その意欲をかきたて、奉仕活動の向上、強化に助力すること。

5) 国際友好の推進、強化に寄与すること。

6) ロータリー関係および非ロータリー関係の両面における重要な諸問題を取り上げてフォーラムを開催し、それらの問題に対する参加ロータリアン達の見解、関心を特集して、ロータリアン一般のロータリーに対する信念を刺激し、深め、そして強めることに役立たせること。このようなことを了解したうえ、編集者が見解で、特定の国民を不快にさせるような問題、または、特定の国の最善の利益に反すると思われる問題は、どのような人が提出するにせよ、その論評を載せてはならないこと。

7) ロータリー地域雑誌、地区出版物およびクラブ会報の協力を得て世界全域にわたるロータリーに関する情報のネットワークの整備に指導的な役割を務めること。

8) 魅力的かつ新鮮で、時事に関する事柄や、ロータリアンのことやその生活に関連する記事を載せた雑誌を編集して、読者の関心をかき立てること。(76,85)

## レビスタ・ロータリアンの顧問

(Advisers of Revista Rotaria)

会長は、ロータリー・クラブのあるスペイン語圏およびポルトガル語圏のそれぞれの国に居住するロータリアン1名を指名して、**レビスタ・ロータリアン**の編集者との連絡係を務めさせる権限を有する。このようにして指名されたロータリアンは、レビスタ・ロータリアンの顧問と呼ばれる。任期は1年であるが、2年務める場合もある。(55)

## ロータリーの雑誌月間

(Rotary's Magazine Month)

毎年、4月は「雑誌月間」に指定され、クラブはその月間中に雑誌に関するプログラムを実施しなければならないことになっている。このようなプログラムを作成するための資料は、中央事務局雑誌部から提供される。

## 国際ロータリー・ニュース

(R.I. News)

R.I.事務局（中央事務局）から、R.I.ニュースが定期的に各クラブの会長に送付されている。このR.I.ニュースは、クラブ役員に対する公式通達その他一般的なまたその時々的重要なニュースを伝えることを目的としている。

1部をクラブ会長宛に郵送し、会長はクラブ幹事に回覧する。そのほかに、40名以上の会員を有するクラブは、40名を超える20名につき1部の割合で追加分を入手することができる。クラブはこの無料追加分の郵送を受ける会員を知らせるものとする。

事務総長は、クラブ会長または幹事から請求があった場合は、無料で、国際ロータリー・ニュースを、クラブ会長または幹事の指定するクラブの主要委員会の委員長に送付することができる。(44)

国際ロータリー・ニュースはすべての国際ロータリー役員および委員に送られている。なお、多くの元国際ロータリー役員および委員長にも送られている。これらの部数は、クラブ割当分には含まれない。

国際ロータリー・ニュースは、一般に配布することを目的としたものではない。クラブの会員個人は、一定の購読料で購読することができる。

国際ロータリー・ニュースは、中国語、英語、フィンランド語、仏語、独語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語およびスウェーデン語で出版されている。

## 名簿

(Directories)

国際ロータリーは、各ロータリー年度の初めに世界中のクラブ、その会長および幹事の氏名および住所、例会場、例会曜日、時間、国際ロータリーの役員および委員の氏名、住

所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。

この名簿は、クラブ役員、国際ロータリー役員および委員の使用並びにロータリアンが旅行する際に役立つように発行されるものである。この名簿はロータリアン以外の人に配布するためのものではない。ロータリアンが営利を目的としてこれを利用するのは妥当でない。

公式名簿は、新版が出るたびに各クラブの幹事に1部無料で配布されるものとする。クラブは追加分を何部でも購入することができる。

公式名簿には著作権が設定されている。

旅行するロータリアンのため、公式名簿には、ホテルの有料広告を載せている。このようなホテルの中にはロータリアンの所有または経営しているものもあるし、ロータリー・クラブの例会場または事務所のあるところもある。また、クラブ幹事その他がロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合の案内として、この名簿には、ロータリー、インターアクトおよびローターアクトの名称や徽章入りの物品の製造または販売を国際ロータリーが特に認めている会社の一覧表も載っている。

地区または地域が、その地区または地域内のロータリアンの名簿の発行を望む場合には、これを行って差し支えないが、その経費は国際ロータリーの費用外で賄わなければならない。(55)

いずれの地区、地域またはクラブも、ロータリー名簿を発行する場合、その名簿の中にロータリアン以外の人に配布するものでないこと、また営業用の名簿に使用されてはならない旨の注意書きを明記しなければならない。(35)

## パンフレット

(Pamphlets)

特定の題目を取り扱った各種パンフレット

が国際ロータリーから発行されている。その全目録については、国際ロータリー事務局および日本支局から入手できるすべての出版物、用紙類、提供品等の価格が掲載されている「カタログ」(CD3-019-JA)を参照のこと。

理事会または国際大会の決定によって特に発行が認められているパンフレットを除き、事務総長は、新しいパンフレットをいつ、いかなる言語で出版するか、また、現在出版されているパンフレットをいつ廃刊にするかを決定する権限を有する。

#### ロータリー文献の翻訳

(Translation of Rotary Literature)

R.I.の公式用語である英語以外の言語版の国際ロータリー出版物に関する国際ロータリーの方針は：

1) ロータリー文献は、R.I.の優先リスト案に基づきR.I.資金の許す限り、またはクラブおよび地区資金の許す限り、ロータリアンが使っている言語版を作成するものとする。

2) 経費節約のため、理事会は、ロータリーの任務の基本となるR.I.出版物で、事務総長が決定した出版物を優先するよう勧めている；出版物を翻訳、印刷する前に理事会の承認を得なければならない。

3) まだ刊行されていない国際ロータリー出版物の翻訳、印刷を奨励する。但し、優先リスト案を考慮し、理事会の承認を得、最新の英語版を翻訳の基盤として使うものとする。規定審議会または理事会の決定が、出版物の内容に重大な変更をもたらした場合は、各地で翻訳、製作された版の在庫の配布は、英語の新版に合致した改訂版が翻訳・印刷されるまで中止しなければならない。

4) 英語版出版物の価格を、R.I.製作の他の言語版に適用するものとする。

5) 国際ロータリーの経費で製作された全出版物の保管および配布は、事務総長の監督と管理下にあるものとする。このような出版物はすべて事務局に保管され、中央事務局に

在庫目録の年次報告を行うものとする。

6) ロータリー出版物の各言語版は新版、または重大な変更がなされた改訂版の刊行される都度、事務総長の決定に従って、該当する言語版をクラブに贈呈する。

7) 各国の優れたロータリアンの奉仕を、できれば、ロータリー文献の翻訳に、また、翻訳作業の調整に、翻訳担当職員の翻訳検討に、国際ロータリーに費用をかけずに、活用しなければならない。自発的奉仕による経費節約に加えて、語法や慣行の地域的相違を見抜くという貴重な機会を提供することになる。(34,57,73,81)

#### 財 務

(Financial Matters)

理事会は、R.I.の業務および資金を統制、運営し、毎年、次の会計年度の予算を採択する。

#### 投資方針

(Investment Policy)

1) 理事会は随時、差し当たって使用目的のない金についてこれを一般資金投資勘定に積み立てておくようにすることを指示するものとする。一般資金の投資として以前に購入されていた証券の売却による収益は特に指示しないが、このような収益は、理事会の指示を待たずとも、一般資金投資勘定に入れることができるものとする。また、理事会は、一般資金投資勘定からの利子や配当も、理事会による指定の措置を待たずとも、一般資金投資勘定に再投資することを認可している。国際ロータリー資金の投資は理事会が定める条件の下に、理事会によって承認された国々において行われるものとする。投資マネージャーの成果は米国のドル貨でもって算定されるものとする。国際ロータリーとしては、投資マネージャーの成果は、四半期ごとの監査を実施しながら、3～5年を期間として測るこ

とが最も重要であると認識している。

## 2) 目的:

一般資金および本部建物改築資金の投資は、実質的価値の観点から元金の安全と市場性を考えて、そのうえで、最高の収益率を目指して行うものとする。

3) この方針は、理事会が随時定める「投資実施手続」に従って実施されるべきものとする。

## 国際ロータリーの会計年度

(Fiscal Year of R.I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる。人頭分担金および購読料の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行われる。

## 国際ロータリーの収入

(Revenue of R.I.)

国際ロータリーの収入の主要財源は、加盟クラブの人頭分担金、国際大会および地域大会の登録料、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料および広告料、免許料および使用料並びに投資に対する利子および配当金である。

## 人頭分担金

(Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ会員およびバスター・サービス会員1人当たり年額米貨29ドルの分担金を、毎年7月1日および1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

毎年、10月1日および4月1日に、各クラブは、人頭分担金を支払う半期の始まる日の翌日以降にクラブ会員に選ばれた正会員、シ

ニア・アクティブ会員およびバスター・サービス会員1人当たり米貨7ドル25セントの比例人頭分担金を納める(R.I.細則第14条第3節)。

規定審議会のクラブ代表議員：規定審議会の開かれる予定の年の7月1日には、各クラブは、その正会員、シニア・アクティブ会員、バスター・サービス会員1人当たり、1ドルの追加人頭分担金を支払い、規定審議会に出席する規定審議会クラブ代表議員の旅費補助金とする。その支払様式は理事会が定めるものとする。

新加盟クラブ：5月15日またはその直前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。同様に、11月15日またはその直前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。

払戻しまたは比例部分の支払：半期の中で退会した会員の人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻しを受けることができない。クラブおよび国際ロータリーの会計年度は同一であり、すなわち7月1日から6月30日までであるため、ときとしてクラブが(会費の徴収をすませる前に)7月1日および1月1日に支払うべき人頭分担金およびロータリアン誌購読料をとりあえず立て替えて送金し、後に至りその期間の会費を未払のまま死亡、退会あるいは会員資格を喪失した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金および購読料を国際ロータリーに支払っていたということになる場合を生じる。このような場合、理事会は国際ロータリー事務総長が事情に応じた調整をして払戻しをすることができるようにしている。

## 納入義務金滞納クラブ

(Clubs in Arrears)

クラブがR.I.への納入義務金を支払わない場合、支払期日を6カ月過ぎると、クラブの加盟資格は一時停止処分されることになる。

さらに90日未払が続くと、クラブの国際ロータリーへの加盟は自動的に終結することになる。但し、理事会の納得する条件と協定が事前に取り交わされている場合を除く。

外貨送金を制限されている国のロータリー・クラブで、最善の努力をしても R.I. に送金できないクラブの場合は、自動的に会員身分が終結することはない。このようなクラブは、理事会の納得のいくように、次のことを証明する必要がある：必要額の準備金を備え、クラブの所在国内で請求されれば R.I. に引き渡すか、あるいは、できるだけ早い時期に R.I. の銀行口座に送金する、という条件の下に R.I. への納入義務金を保持していること。(78)

### 監査報告書の配布

(Distribution of Auditor's Report)

R.I.と財団の監査報告に関する情報を含む、R.I.とロータリー財団の総合的な報告が、毎年、機関雑誌や地域雑誌とともに配布されている。R.I.と財団の完全な監査報告は、申込を受け次第、クラブに送付する。(88)

### 国際ロータリー資金の支出

(Expenditures of R.I. Funds)

一般手続：以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：理事会は、ガバナーその他の支出責任者の使う予算額を決定する責任をもつ。国際ロータリーによる年間予算の編成によってこのような予算額が決められる。この予算には、来る年度におけるすべての見積経費が計上されている。理事会が予算を承認すれば、それぞれの子算額が決定されたことになる。もちろん各費目の子算額はその必要（またはその一部の必要）を考慮して計上されたものである。換言すれば、各費目の最大限度を定めたもので、もし経費を使う者がその最大限度以下の金額で仕事を遂行することができれば、それ

だけ国際ロータリーの資金が節約されることになる。

一方、いかなる目的のためであっても、計上された子算額を超えた支出は、事前に理事会の承認を得ない限り、行ってはならない。

ある費目が特定の目的のために計上されている場合、例えば次期ガバナーの国際協議会出席の経費のようなものは、あらかじめ理事会の承認がない限り、ほかの人の経費に流用してはならない。

### 支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

支払請求があった場合、そうした支払が国際ロータリー理事会によって正式に計上された子算費目で賄われているものであり、かつ、理事会がその予算を計上することにした趣旨に反しないものであるとの確信が得られない限り、その支払をしないことおよび確かに支払われていないことを財務長に証明することは、国際ロータリーの資金の支出当務役員としての国際ロータリー事務総長および（または）会計検査役の義務でありかつ責任である。また、事務局の事務総長および（または）会計検査役が、理事会の計上した予算の趣旨に反しないものと認めてそれを保証することができ、また保証するのでない限り、事務総長も財務長も国際ロータリー資金からこうした経費の支払をすることははっきりと禁じられている。事務総長は、いかなる経費計算書による支払の請求あるいは支弁の要求であっても、それについて自分に前記の保証をする確信がない場合には、その事情を理事会に報告してこれを承認するか否かの決定を求めなければならない。(31, 51)

理事会はいかなる行為についても、そのための必要な子算措置をするかまたはしたものでない限り、その経費の支出を承認しない。(31)

**国際ロータリーの資金に対する  
緊急措置**

(Emergency Handling of R.I. Funds)

理事会は、事務総長に、緊急を要する場合に、できる限り財務長および／または財務委員会委員長との事前協議を経たうえで、理事会に代わって事を取り決める権限を与え、国際ロータリーの資金および財政義務を保護するために必要と考えられるいかなる措置も事務総長においてこれを行いうることとした。(74)

**国際ロータリーの活動に対するもの  
以外への国際ロータリー資金の寄付**

(Contributions of R.I. Funds for Other than R.I. Activities)

国際ロータリーの資金は、その加盟クラブによって、それ自体の目的のために提供されたものである。従って他の団体の活動に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、個々のロータリアンが地域社会において立派な奉仕活動を支持し、かつ個人的に参加することを奨励するものである。(54)



# 第2部

## プログラム

(PROGRAM)

第4章 ロータリーのプログラム一般

第5章 職業奉仕

第6章 社会奉仕

第7章 国際奉仕

第8章 青少年への奉仕

## 第4章

### ロータリーのプログラム一般 (General Program of Rotary)

ロータリーのプログラムは、国際ロータリー定款第3条と標準ロータリー・クラブ定款第3条に掲げられている綱領の中に示されている。すなわち：

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある：

**第1** 奉仕の機会として知り合いを広めること；

**第2** 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

**第3** ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

**第4** 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

ロータリーの奉仕の四「部門」は、この綱領の各項を反映している：クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕。

#### 年次プログラムの強調

(Annual Program Emphasis)

毎年度の国際ロータリー会長のメッセージは、特定のプログラムあるいはテーマその他その発表の形式のいかんを問わず、当該年度におけるロータリーのプログラム遂行上最大の重要性をもつものである。地区ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを採り上

げ、これを、例えば地区大会その他テーマを用いる地区会合のテーマにするとか、マンスリー・レター、公式訪問その他地区内のクラブやロータリアンと接触する場で紹介するなど、あらゆる適切な方法によって強調することは、その役職と切り離すことのできない任務である。地区ガバナーの掲げる地区の目標あるいは目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを強調するようなものでなければならない。そして、前記の地区の目標か目的について何か言う場合には、必ず会長のプログラムまたはテーマをはっきりと分かるように示すことが必要である。要は会長のメッセージをすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンに知らせ、理解させ、効果的に実行させることである。

#### 災害救援

(Disaster Relief)

災害時にロータリー特別救援募金に乗り出すのは R.I. の慣例ではない。このような救援活動を担当する機関があるのが普通だからである。赤十字その他の責任ある機関がこのような事態に対処しようとしているならば、ロータリアンは、このような団体の要請に惜しみなく速やかに応えてほしい。そのような機関のない場合、または、ロータリー・クラブやロータリアンが、被災地のロータリー・クラブに直接寄付金を送りたい場合、そのクラブが寄付金を受け取ることができ、また、受け取るのをいとわない場合に限り、送金してもよい。(59)

災害救援活動に関して、被災地のロータリ

一・クラブが、被災者のさし迫ったニーズをかなえるプログラムを組織し、救援のための寄付を他の人々から進んで受け、これを管理することもまれではない。クラブの関心も高いし、ロータリー・クラブやロータリアンの災害救援活動の価値は明らかではあるが、国際ロータリー理事会に申請し、承認を得て初めて、クラブまたはクラブ・グループは、他のロータリー・クラブまたはロータリアンに文書を配布し、災害救援に関し、財政援助ほかの支援を求めることができるのである。

事務総長が災害を知り、被災地のロータリアンが援助受入計画を立てたとき、災害と、被災者のための援助受入先を告げる災害発生通知が世界中の地区ガバナーに郵送される。

#### 人道的援助と設備に関する方針

(Policy re Humanitarian Aid and Equipment)

R.I.には、人道的援助と設備を提供している各種運動への支援要請が寄せられてくる。人道的援助を行っている各種運動の推進を手がけている機関は数多い。このため、また、このような運動が絶えず多数生まれているため、R.I.は、このような運動と提携しない。ロータリー・クラブは自治権をもっているのだから、この種の問題について、自己の希望する措置を講じて差し支えない。(42)

## 第5章

### 職業奉仕 (Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「定職、稼業、事業、専門職務、あるいは業務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当たって、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に事業あるいは専門職務における取引行為や販売された商品を目指すのみでなく、相手の必要と境遇に対して正当な考慮を払うとともに常に他人に対し思いやりの心をもって当たることも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領において次のような言葉によって強調されている：

事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；を鼓吹育成する。

1987-88年度に、R.I.理事会は次の声明を採択した：

#### 職業奉仕に関する声明

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法である。

職業奉仕の理想に本来込められているものは次のものである。

- 1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。その中には、雇主、従業員、同僚への誠実、忠実さ、また、この人達や同業者、一般の人々、職業上の知己すべてへの公正な取り扱いも含まれる；
- 2) 自己の職業またはロータリアンの携わる

職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること；

- 3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること。

職業奉仕は、ロータリー・クラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、たびたび職業奉仕を実践してみせることによって、また、クラブ自身の行動に職業奉仕を生かすことによって、模範となる実例を示すことによって、さらに、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を實踐、奨励することである。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って、自らと自分の職業を律し、併せてクラブが開発したプロジェクトに応えることである。

さらに、1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した：

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的規準を推進すべく全力を尽くせ。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名譽と敬意を表すべきことを

知れ。

- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与うることなかれ。

#### 四つのテストの複製並びに使用

(Reproduction and Use of The Four-Way Test)

四つのテストの複製はすべて次の形式で作成されなければならない：

##### 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における高度の道徳的水準の向上を図り、それを維持することで行なければならない。複製は販売や利益を増すための広告と結びつけてはならない。しかしながら、商社、団体または公共機関の人間関係のすべてが四つのテストの方針に沿って実施されることを願って真剣に努力していることを説明するような方法としてならば、書簡箋やその他の印刷物に刷り込んでよい。

四つのテストを、一つのロータリー・クラブあるいはクラブ・グループが頒布する物品の一部として、またはこの物品に関連させて複製する場合、当該ロータリー・クラブまたはクラブ・グループが複製した旨の断り書きをテストの本文の下方のどこかに入れるべきである。これは、それらのクラブがあらゆる人間関係を四つのテストに照らして実施しよ

うとしていることを連想させるのにふさわしいからである。

四つのテストは、いかなる意味においても「規則」として取り扱われてはならない。

#### 職業指導

(Vocational Guidance)

青少年の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年奉仕委員会の協力の下に、とりわけ、青少年の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕委員会の下に「就職相談」小委員会を設置するように示唆されている。(55)

#### 職業奉仕活動

(Vocational Service Activities)

ある国から別の国へと労働者が大移動した結果、言語障壁および文化的・社会的背景の相違から苦難が生じるかもしれない。このような苦難を克服する一助として、クラブは、自国以外の国の文化的・経済的・地理的狀態に関するプログラムを例会で実施し、また、地元地域社会の他のグループの会合でも実施するよう奨励すべきである；

●クラブはその地域に新たに移って来た人が新しい環境に溶け込むよう援助するため市民相談所を創設するとかあるいは支持する方法を講じることを考究する；

●適格な候補者が得られた場合、クラブは「労働団体」という職業分類の下にその候補者を会員に選挙する；

●クラブは随時、労使に関連した特別講演会や討論会に、要望があれば、雇用者団体の労務管理担当者を招待する；

●国家や地方自治体の政策は同業組合並びに労働組合双方の指導者の折衝と協定にどれほど依存しているか、ということを検討するようクラブ会員の注意を促す。さらにクラブ会

員は同業組合で指導的役割を果たすことに努力して労使間の問題における方針の確立に影響を与えうる機会に恵まれているという点にもクラブ会員の注意を喚起する。(63)

職業奉仕の範囲は、クラブとロータリアンの創意によって無限に広がる。ロータリアンは、自己の職業に基づいてクラブで職業分類されているのであるから、職業奉仕は、すべてのロータリー・プログラムを遂行するうえで不可欠な要素である：その影響は、他の奉仕部門に及ぶ。

職業奉仕は多面的である：クラブや地区は、ためらわず、ロータリーの第2奉仕部門の目標を鼓吹、育成することを目指す新しい革新的な方法をつくり出さなければならない。

## 職業奉仕月間

(Vocational Service Month)

理事会は、クラブだけではなく、各ロータリアンも、職業奉仕の理想を日常実践するように強調するために、毎年10月を特に職業奉仕に焦点をしばったプログラムを行う「職業奉仕月間」と定めた。(78, 81)

## ロータリアン間の取引関係

(Business and Professional Relations  
Among Rotarians)

ロータリアン間の取引関係に関するロータリーの方針は次の通りである。すなわち、ロータリアンはその同僚ロータリアンから、他の事業家に対する場合よりも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない。ロータリアンが、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特典を同僚ロータリアンに（ロータリアンであるという理由だけで）与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、また、ロータリーの職業奉仕の原則に背くことである。いかなる場合においても、ロータリーの親睦を利便や利益を得る手段として利用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。(33, 79)

いかなる商社も敬具 (Yours truly) の代わりに “Yours Rotarily” という字句を署名すべきでない。(29)

## 第6章

### 社会奉仕 (Community Service)

最初のロータリー・クラブが誕生した早期より、ロータリアンは、自己の地域社会に奉仕することに深く携わってきた。各ロータリー・クラブの歴史には、その所在地を問わず、ロータリーの綱領の第3項を実行に移しているプロジェクトが数多く記録されている。

**ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。**

#### 社会奉仕活動に対する方針

(Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正された決議23-34に述べられている。

#### 決議23-34の本文

(Text of Resolution 23-34)

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕——「超我の奉仕」——の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

2. 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つの実行することを目指している人々の集まりである：まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；第2に、自分達のあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実例を団体で示すこと；第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして第4は、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である：(1)ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及；(2)ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理；および(3)一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリー

定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4. 奉仕するものは行動しなければならぬ。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を——それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5. 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている：

a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要がある。総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。

ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f) ロータリー・クラブはそのすべての活



動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を取めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかかっているとと言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49)

## クラブと地区の

### 社会奉仕活動への参加

(Participation in Community Service Activities by Clubs and Districts)

地域社会のニーズに対して、政府および民間の諸団体が活動しているが、しかし、ロータリー・クラブやロータリアンが地元地域社会において効果的かつ重複しない奉仕を引き受ける各種やりがいのある機会が依然として存在する。

効果的な社会奉仕活動をする基礎として、

クラブは次のように要請されている：

a) 社会奉仕委員会が、地元内のそれぞれの地域の特定の相対的状況を総合的に調査、分析し、地域社会のニーズを確認する；

b) 地域社会のニーズを見いだすために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの区域内を探り、社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める；

c) 他の社会奉仕団体との会合が可能かつ必要で、所定の方針に合致して行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見の交換をする；

d) 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める。(63)

## 社会奉仕会議の運営手続規則

(Rules of Procedure for a Community Service Council)

地域社会内のいろいろな奉仕クラブあるいは他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議し、意見を交換するため、時々会合する必要があると認識した場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の運営手続に従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって実行されているかあるいは考慮されている社会奉仕に関する問題について、討論を行ってもよいが、それぞれの団体が独立団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行わないものとする。

問題のいかんを問わず会議がとるべき措置は、出席者の意見の表明と会議の意見を各所属団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどめるべきである。

会議は、その代表者を送り出している団体を、いかなる点においても拘束するような意見を表明する資格も権限も与えられていない。但し、各団体が前もってそれぞれその間

題を考慮し、その問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を他の代表者とともに表明することを指示し、委任した場合はこの限りでない。

地域社会内の団体全部の共同行動を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体のとるべき措置に関する決定はまず各団体自体においてなされるべきである。その決定後に、その問題を特別に考慮するための会議を特に招集すべきである。そしてこの会合に、各団体は、代表者を派遣すべきである。この代表者は、自己の所属団体を代弁し、共同活動への参加を約束する権限を正式に与えられるものとする。

ロータリー・クラブの態度が明確になる前に、会議の意見が新聞その他に発表されることは、会議に代表を送っている種々の団体をこうした意見によって束縛しようというのであれば、なすべきでない。

これらの運営手続の目的は、このような会議において各自が考えを自由に交換し、意見を発展させることであり、また、同時に、会議に代表を送っている諸団体の立場、つまり、団体相互間、あるいはそれぞれの団体から構成されるより大きな団体あるいは地域社会との関係を、決して侵害することがないようにすることである。(32)

### 募金運動への参加

(Participation in Fund Raising Activities)

募金計画あるいは他の運動に参加または提携する場合、クラブは、クラブの信望を落とすような品位のないやり方に陥らないよう常に注意を払うべきである。(46)

### 特に関心の高い社会奉仕活動

(Community Service Activities of Special Interest)

クラブは、クラブ奉仕、社会奉仕、青少年奉仕委員会を通じて、犯罪行為にまきこまれた青少年を調査し、地元の状況に照らして問題を軽減するために何ができるかを決定すべきである。その際、妥当であればローターアクトとインターアクト・クラブの援助を求めらるべきである。(81)

ロータリー・クラブは、地域社会内に薬物問題がどの程度存在するか調べ、このような問題と闘うために頼れる人材、団体を見極めるよう要請されている。(82)

ロータリー・クラブは、社会奉仕プロジェクトを通じて、また保健当局と協力して、児童に対する伝染病(特にポリオに重点を置く)の免疫措置対策を推進、援助するよう要請されている。

### 文盲追放

(Literacy Promotion)

ロータリー・クラブは、世界社会奉仕、ロータリー村落共同隊 (the Rotary Village Corps)、3-H プロジェクト、インターアクト、ローターアクトなどのロータリーの既存プログラムにおいて適切なプロジェクトを実施したり、既存プログラムに文盲追放という要素を組み入れたりすることによって、地元や他地域の文盲追放を推進するよう奨励されている。

### 高齢者への心づかい

(Concern for the Aging)

ロータリー・クラブは、高齢者の物質的、社会的、経済的ニーズに応える社会奉仕プロジェクトを実施するよう要請されている。

## ローターアクト・クラブ

(Rotaract Clubs)

R.I.理事会は、ローターアクトの目的と目標に関して次のような声明を採択した：

### 目的

ローターアクトの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにある。

### 目標

- 1) 専門技術および指導能力を開発すること；
- 2) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと；
- 3) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること；
- 4) 指導者としての資質という面でも、職業上の責務を遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識し、実践、推進すること；
- 5) 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深めること；
- 6) 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意を推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を提供すること。(87)

ローターアクト・クラブは、提唱ローターアクト・クラブの近隣地域内に居住、就職または就学している18歳から29歳までの青年によって構成される。年齢制限は大学に在学中の者には適用されない。

ローターアクト・クラブ年度はローターアクト・クラブ年度と一致させなければならない。

ローターアクト・クラブ会員組織の継続性

を確保するため、できる限り、年齢層のバランスを保つよう心がけなければならない。(67)

どのローターアクト・クラブにも、その名称の後に「(名称.....) ロータリー・クラブ提唱」という文言を付するようになっていることが強く要望されている。(79)

毎年ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員を1名またはそれ以上再任することにより、委員の継続性を保つよう規定することが重要である。

いかなる意味においても、ローターアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブまたは国際ロータリーの一部または合法的加盟クラブと考えるはならない。ローターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、またロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー徽章とは異なった、ローターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

ローターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ助言が与えられ、そして所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法では、創立することも、維持することもできない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

国際ロータリーが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、ローターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有するものとする。

ローターアクト・クラブが大学を結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、\*当該大学当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定並びに方針と同一のものに従うべきものであることを了解のうえ、大学当局の完全な協力の下に、

\*本方針声明書で使用される大学という言葉はすべての最高教育機関を含む。

当該ローターアクト・クラブに対する管理と助言を行うものとする。

ローターアクト・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。

原則として、ローターアクト・クラブは、他の団体の趣旨いかんにかかわらず、他の団体に加盟または合併してはならない。(67)

ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするローターアクト・クラブのほかに地域社会に基づくローターアクト・クラブをも提唱するよう奨励されている。(74)

### ローターアクトの標語

(Rotaract Motto)

ローターアクト・クラブ並びにその会員が使用するのにふさわしい次の標語が採択された：

「奉仕を通じての親睦」

(Fellowship Through Service) (77)

### ローターアクト組織

(Rotaract Organization)

標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会のみが、これを改正できる。クラブ結成並びに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、以後国際ロータリー理事会の採択する全改正条項を自動的に採用しなければならない。

各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款および国際ロータリーが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリ

ー・クラブの承認を得なければならない。

ローターアクト・クラブは、国際ロータリー理事会の文書による許可を得た場合に限り提唱ロータリー・クラブの近隣地域外にローターアクト・クラブを結成することができる。

ローターアクト・クラブは、次の条件下に2以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ提唱することができる：

1) 地区ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリー・クラブ並びにローターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。

2) 推薦されるローターアクト・クラブ会員は、各提唱ロータリー・クラブの区域境界内よりそれぞれ相当数選出されること。

3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にローターアクト・クラブを結成することが、原則であるが、ロータリー・クラブが個々にローターアクト・クラブを結成すると地域社会内もしくは大学内における単一の青年団を人為的に分断するような結果を招く恐れがあること。

4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同ローターアクト委員会を設立すること。

ローターアクト・クラブは次の場合に解散する： a) その定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより解散させられる場合、b) 提唱ロータリー・クラブにより解散させられる場合、またはc) ローターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。

国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、営利その他の目的のためにローターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。但し、ローターアクト・クラブ・レベル、地区レベル、多地区レベルの会合を準備する責任者であるローターアクターの場合はこの限りでない。

地区ガバナーは、地区内にローターアクト・プログラムを公表し、新ローターアクト・クラブの結成を推進し、ローターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ローターアクト委員会を設置するよう要請されている。地区ローターアクト委員会の設置に際し、それが可能でありかつ実行できる場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区ローターアクト委員会は、その任務を遂行する際、地区ローターアクト代表とその委員会と調整のうえ、活動しなければならない。(67)

### クラブ・レベル以上の ローターアクト組織と会合

(Rotaract Organization and Meetings  
Beyond the Club Level)

1) 三つまたはそれ以上のローターアクト・クラブを有するロータリー地区は、ローターアクト地区を構成するものとする。このようなローターアクト地区内のクラブは、その会員の中から地区ローターアクト代表を選挙しなければならない。選挙の方法はローターアクト会員が決めるものとする。ローターアクト代表に選ばれるためには、1年間ローターアクト・クラブ会長または地区ローターアクト委員会委員を務めた経験がなければならない。

2) ロータリー地区内におけるローターアクト・クラブの数が一つまたは二つの場合は、地区ガバナーが、地区内の直前ローターアクト・クラブ会長1名を地区ローターアクト代表に任命するものとする。

3) 地区ローターアクト代表は、ロータリー地区ガバナー、ロータリー地区ローターアクト委員会、他の関係ロータリー地区委員会の指導と助言を受けることになる。

4) 各ローターアクト地区は、地区ローターアクト代表を指導者とするローターアクト

地区組織を開発し、次の責務を遂行するよう奨励されている：

a) ローターアクト地区ニュースレターを発行・配布すること；

b) ローターアクト地区大会を計画、準備、開催すること；

c) ロータリー地区大会への出席・参加を奨励すること；

d) R.I.地区ローターアクト委員長とともに地区内いたるところでローターアクトの推進と拡大活動を実施すること；

e) 日本支局へローターアクト情報を報告する連絡役を務めること；

f) 奉仕活動を計画・実施すること(地区内のローターアクト・クラブの4分の3の承認を得た場合)；

g) ローターアクト・クラブがプロジェクトを実施する際、助言・援助をすること；

h) 地区内におけるロータリーとローターアクトの活動を調整するためにR.I.地区ローターアクト委員長に協力すること；

i) 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を調整すること；

j) 地区内におけるローターアクト・クラブ役員の見習いを計画、実施するためにR.I.地区ローターアクト委員長と協力すること。

5) ローターアクト・クラブの地区レベルの会合の目的は、友情と友愛にあふれた雰囲気の中で社会奉仕プロジェクトを推進し、国際理解を深め、専門知識を高めることである。(87)

6) クラブ・レベル以上のローターアクト会員の会合は、すべて、立法の権限をもたないものとし、かつまた、そのような権限もっているかのように思われる手続、方法によって会合を準備、運営してはならないものとする。但し、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるローターアクトの運営に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差し支えない。

7) 地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクト・クラブの4分の

3の多数投票により、地区奉仕プロジェクトに着手し、このプロジェクト募金のために地区ローターアクト奉仕基金を設立することができる。この基金への寄付は任意としなければならない。このようなプロジェクト並びに奉仕基金は地区ガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの運営および基金の用途に対する具体的計画および説明書も、地区ガバナーと地区内の4分の3のローターアクト・クラブの承認を得なければならない。地区ガバナーは、地区基金の募金および運営の責任者となる地区基金委員会を設置しなければならない。この委員会は、地区内のローターアクターおよび少なくとも1名のロータリアン(地区ローターアクト委員)によって構成される。地区奉仕基金は、その基金がローターアクト地区の財産であって、特定のローターアクターもしくはローターアクト・クラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。(80, 87)

8) すべてのローターアクト地区活動に要する資金は、その地区のローターアクト・クラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区レベルのローターアクト・クラブの会合の経費を負担しないものとする。このような会合の経費は最小限度にとどめ、参加者が負担できる範囲のものとする。(67, 87)

### 地区レベル以上の ローターアクトの会合

(Rotaract Meetings Beyond the District Level)

1) ローターアクトの国際レベルの会合は、開催地の地区ガバナーとその地域選出のR.I.理事の承認を得なければならない。さらに、R.I.理事会の承認も得なければならない。このような会合の申請書は、開催地の地区ローターアクト代表が提出するものとする。そして、この申請書には次のことを明記するものとする：日時、場所、会場設備、参加者、

プログラム、予算。さらに、十分な金額の責任保険に加入したことの証明書を添付するものとする。

2) ローターアクトの多地区合同会合(国際レベルでない)の場合は、ローターアクト会合委員長が、会合の申請書を関係地区ガバナーに提出しなければならない。申請書には、日時、場所、会場設備、参加者、プログラム、予算を明記し、さらに、十分な金額の責任保険に加入したことの証明書を添付するものとする。さらに、開催地の地区ガバナーは、その地域選出の理事と事務総長にこの催しについて報告するものとする。さらに、関係地区ガバナーにローターアクト多地区合同活動またはプロジェクトをすべて報告するものとする。

3) ローターアクト交換チームは、R.I.理事会の指針に従って実施されるなら、奨励するものである。(87)

### ローターアクト・プログラムの 資金調達

(Financing the Rotaract Program)

1) ローターアクターは、クラブの運営費を賄うために、所属ローターアクト・クラブに年会費を支払うものとする。

2) ローターアクト・クラブは、地区の運営費を賄うために、所属ローターアクト地区組織に、年会費を支払うものとする。

3) 提唱ロータリー・クラブが、地区レベルの指導者講習会におけるローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長の出席費用を支払うものとする(あるいは、事情によって、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者のあいだで費用について取り決めるものとする)；

4) ロータリー地区は、多地区合同指導者講習会への地区ローターアクト代表の出席費用を負担するものとする。

5) ローターアクト・プログラムの財務方針には次のものが含まれる：

a) 国際ロータリーは、国際大会でローターアクトの活動の場を提供するものとする。さらに、R.I.地区ローターアクト委員長と地区ローターアクト代表にプログラムの資料を提供するものとする。

b) 国際ロータリーは、国際大会直前に開かれるローターアクト年次会合を除き、ローターアクト・クラブの会合または複数のローターアクト・クラブの会合に要する費用を一切負担しない。

c) ローターアクト・クラブ会員の会費または分担金はごくわずかとし、クラブの運営費を賄える額だけとすべきである。ローターアクト・クラブが企てる活動およびプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別に、クラブが調達すべきものとする。

d) ローターアクト・クラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのは、ローターアクト・クラブ自身の責務である。

e) ローターアクト・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。

f) ローターアクト・クラブは、ロータリー・クラブまたは他のローターアクト・クラブに財政援助を広く求めてはならない。

g) ローターアクト地区奉仕プロジェクトへの寄付は任意であり、個々のローターアクトまたはローターアクト・クラブに強制することはできない。(80, 87)

## ローターアクト・ニュース (Rotaract News)

R.I.事務局は、ローターアクト・クラブ提唱ロータリー・クラブのために、また、ローターアクト・クラブ自身のために、時折、ニュースレターを発行している。ニュースレターまたは他の出版物は提唱ロータリー・クラブとローターアクト・クラブ会長に配布される。適切であれば、この資料の内容は、ローターアクト・クラブと提唱ロータリー・クラブ間の討論の機会となることができる。

## ローターアクト指導者講習会

(Leadership Training Meeting for Rotaract)

次期ローターアクト・クラブ役員すべては、地区レベルにおいてローターアクト・クラブ役員としての指導力研修を受けるものとする。この研修には、会期1日か2日の指導者講習会が含まれる。この講習会は、R.I.地区ローターアクト委員会と協力して地区ローターアクト委員会が実施する。出席者は、次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長で、費用は、提唱ロータリー・クラブが負担するか、あるいは事情によって、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者のあいだで費用について取り決めるものとする。

ロータリー地区は、多地区合同で、地区ローターアクト委員会の指導力研修を行うものとする。(87)

## 第7章

# 国際奉仕 (International Service)

### 国際奉仕の目的

(The Purpose of International Service)

ロータリアンのあいだに、また、一般の人々のあいだに理解と善意をはぐくむことが、ロータリーの国際奉仕の明確な任務である。(51)

### 国際奉仕における

#### ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary in International Service)

ロータリーの国際奉仕の目指していることは、奉仕の第4部門に表現されている：すなわち、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」。

自由、正義、真実、宣誓の神聖、人権尊重は、ロータリーの原則に本来備わっているものであり、また、国際平和と秩序の維持および人類の発展に不可欠である。(51, 53)

国際奉仕は、概念上、次のような四つの一般的分野に分類できる：

- 1) 世界社会奉仕活動；
- 2) 国際レベルの教育的、文化的な交換活動；
- 3) 特別月間と催し；
- 4) 国際的な会合。(85)

### 個々のロータリアンの責務

(Responsibility of the Individual Rotarian)

ロータリアンは、それぞれ、奉仕の第4部門に込められている理想の達成に寄与するよう期待されている。

各ロータリアンは、自国の忠実かつ勤勉な市民となるべく個人生活および職業活動を律するよう期待されている。

各ロータリアンは、場所を問わず、個人として尽力し、視野の広い世論をつくりだすよう助力すべきである。このような世論は、必然的に、あらゆる国の人々のあいだに国際理解と親善を増進しようとする政府の政策に影響を及ぼすであろう。

世界に目を向けるロータリアンとして：

1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなす。

2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにする。

3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成する。

4) 思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護する。

5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする措置を支援する。

6) 人類に対する正義の原則を高くかざす。この原則は基本であり、世界的なものではないと認識する。

7) 国家間の平和を推進しようと常に努



## 第7章 国際奉仕

め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をする。

8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的の基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践する。(51, 53)

### ロータリー・クラブの責務

(Responsibility of the Rotary Club)

ロータリー・クラブは、政府や世界問題あるいは国際間の政策に影響を与えるような団体行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるように努め、それによって会員に、啓発された建設的な心構えをもたせるようにすべきである。

ロータリー・クラブで、討論会を開催して、公共の問題を論じても差し支えない。但し、そのような場における一連の措置は、奉仕の第4部門の助長を目指すものとする。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

国際ロータリーの方針としては、ロータリー・クラブが核時代や貿易などの国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではない。これらの問題は、平和の追求という範囲内において真剣に考え、討議するのにふさわしいテーマである。

ロータリー・クラブにおいて国際的な論題を取り上げる場合、論者に他国の国民を攻撃しないように注意してほしい。また会合において表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任を負うとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係をもつ特定の計画に関するいかなる決議をも採択してはならない。ある国のクラブから他の国のクラブ、国民あるいは政府に対して何らかの行動をとることを要望してはならない

し、また、特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

ロータリー・クラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合には、悪意や誤解を増すことがないように、関係国および他の国々のクラブは、細心の注意を払わなければならない。(51, 53)

ロータリー・クラブとロータリアンは、なお一層の努力をして、世界中の人々のあいだに理解と親善を奨励・助長するよう要請されている——常に国際ロータリーの所定の方針を守ることを、また、誤解を生じ、悪意を生み、平和達成と維持への努力を後退させるような行動、発言、通信、文書は、躊躇することなく避けること(第1章「ロータリーと政治」、第3章「地域社会、国家、国際問題の方針」参照)。(73)

### 国際ロータリーと国際奉仕

(Rotary International and International Service)

国際ロータリーは、さまざまな見解をもつ多数の国に存在しているロータリー・クラブによって構成されているのであるから、R.I.は、政治問題に関し団体行動をとったり、団体声明を発表してはならない。とはいえ、国際ロータリーは、世界各地の加盟クラブを通じて、国家間の平和の基礎として人々のあいだに国際理解と親善を鼓舞・育成している。

国際ロータリーは、平和と正義の原則を固守することを再確認し、全ロータリアンに、国際的難問を平和交渉によって解決するために自己の影響力を行使するよう要請している。(51, 53, 61)

### 国の法律、慣習に対する批判

(Criticisms of Laws and Customs of a Country)

次の方針声明が採択された：

ロータリアンのあいだに、理解と親善を促進するに当たって、ある国において非合法とされていることが他の国においては合法である場合が多数あること、また、ある国において慣習となっていることが他の国においてはそうでない場合もあること、を認めなければならない。従って世界各国のロータリアンは、これらの事実を認識し、他国の法律や慣習を批判することを慎むべきであり、かつまた、他国の法律、慣習に干渉するような行為もこれを慎まなければならない。(32)

## 世界社会奉仕

(World Community Service)

世界社会奉仕を構成する活動は、国際奉仕に属す。ロータリアンは、このような活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する。

世界社会奉仕プログラムは、さまざまな活動を含む：

- 1) 世界社会奉仕の機会と活動を通じてロータリーの国際奉仕の目標を広く知ってもらうようにすること；
- 2) プロジェクト交換室の推進と活用；
- 3) 適切であれば、地区レベルと国際レベルにおいて国際奉仕委員会とロータリー財団委員会との協力を推進すること；
- 4) 世界社会奉仕活動を含む国際奉仕の牽引車として国際共同委員会を拡張すること；
- 5) 災害救援プロジェクトの支援を推進すること；
- 6) 2月23日の「世界理解と平和の日」の推進；
- 7) 世界社会奉仕プロジェクトを寄贈物資と供給品で援助するための現物拠出情報ネットワーク( Donation-in-kind Network) の活用；
- 8) 世界社会奉仕プロジェクト実施の財源として特別補助金を使うこと；

9) 国際奉仕プロジェクト諮問委員会(IPACs)が世界社会奉仕活動の有益な骨組となっているゾーンや地域において同委員会を推奨すること；

10) 国際ボランティア奉仕を含む世界社会奉仕活動にロータリアンを直接参加させること。

地区とクラブは世界社会奉仕小委員会を含む国際奉仕委員会を設置するよう推奨されている。その目標は、理解を深め、連絡を直結させ、あらゆる種類の国際奉仕の責任系統を明確にすることである。(85, 88)

世界社会奉仕または国際奉仕プロジェクトが、3地区以上のクラブを含むと思われる場合、または実際を含む場合、第2章の「多地区合同活動」の項に記載されている方針を参照しなければならない。

地区世界社会奉仕委員会または小委員会は次のことをしなければならない。

1) 地区内のすべてのロータリー・クラブに、世界社会奉仕を目的として他国のロータリー・クラブと提携するよう奨励すること。この提携は、地区世界社会奉仕委員会を通じて調整するよう奨励されている。(88)；

2) 地区内各クラブとの定期的接触および地区の諸会合並びに都市連合会等を通じて、世界社会奉仕プログラムに対する理解の増進を図り参加を推進すること；

3) 他国のロータリー・クラブから世界社会奉仕の援助を受けることができれば成功すると思われる地元のニーズを見つけるよう地区内のクラブを激励すること；

4) 地区内のクラブから報告された世界社会奉仕プロジェクトを審査し、その結果を地区ガバナーに報告し、適切であれば、R.I.世界社会奉仕プロジェクト交換室にプロジェクトを登録するよう力を貸すこと；

5) 世界社会奉仕活動のために提供可能な地区内の援助資源を探し出すよう地区内クラブを奨励すること；

6) 世界社会奉仕の目標と業績とを地区内のすべての関係報道機関——ロータリーとの関係の有無を問わず——に発表すること；

7) 地区レベルの世界社会奉仕プロジェクトを実施すること；

8) 地区内の世界社会奉仕活動の記録を取り、定期的に地区ガバナーおよび中央事務局へ報告すること。(68)

9) 金銭は、エバンストンの中央事務局から送金するので、国際ロータリーを受取人とし、エバンストンの中央事務局に送付するよう奨励すること。(88)

金銭が含まれるか否かを問わず、地区やクラブから特定の世界社会奉仕活動に関して協力や援助を要請する場合、一つまたは限られた数の地区かクラブを対象とし、全クラブを対象としないならば、財政援助懇請に課された制限条項に制約されないと考えられている。(66)

「世界社会奉仕プロジェクト交換」。R.I.事務局は、提唱ロータリー・クラブが援助を要請している世界社会奉仕プロジェクトの「登録」を整備している。ロータリー・クラブは2通りの方法でこの登録を活用することができる：

1) 地元地域社会のプロジェクトに援助を求めているクラブは、プロジェクトの詳細を計画資料書式に記入して提出できる。この書式は、地区ガバナーと地区世界社会奉仕委員会委員長を経て中央事務局に送付する。書式が事務局に着くと、そのニーズは公表される。そして、このような種類の援助を提供したいと申請したクラブに伝えられる。

2) 世界社会奉仕に援助を提供したいクラブは、情報要請書式に提供できる援助の種類や希望する援助提供地域を記入して提出する。これを受理した事務局からは、一つまたはいくつかのニーズについての情報が送られてくる。情報を要請したことによって、そのクラブが世界社会奉仕プロジェクトを引き受ける義務を負うことにはならない。

地区ガバナー、その代理、ロータリー・クラブは、ロータリーの理想と目的に合致している提案であれば、世界社会奉仕活動において他団体や組織との協力の道を探る権限を有する(第3章の「国際ロータリーの他団体との

協力」をも参照のこと)。

## ロータリー友情交換

(Rotary Friendship Exchange)

ロータリー友情交換プログラムは国際ロータリーの活動で、国境を越えた個人対個人の交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、ロータリアンとその家族が他国のロータリアンとその家族を訪問し、ホームステイを行うものである。

友情交換プログラムには2種類ある。一つはクラブ対クラブの訪問者プログラムで、これは個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同行することもできる。もう一つは地区対地区のチーム・プログラムで、4組から6組のロータリアン夫妻が最高1カ月間ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する。ロータリアン夫妻の数や滞在期間は関係地区双方の合意により変更できる。これら2種類のプログラムはいずれも地区友情交換委員会が調整に当たり、国際ロータリーに経費の負担をかけずに実施される。地区は、実行可能な場合、単一職業の交換プログラム、すなわちホストおよびゲスト・ロータリアンが同じ職業についているといった交換も考慮するよう奨励されている(パンフレット、「ロータリー友情交換の指針」には、このプログラムが詳細に解説されており、日本支局から入手できる)。

## ロータリー国際理解賞

(The Rotary Award for World Understanding)

ロータリー国際理解賞は、世界のあらゆる人々の切望するに値する理想としてロータリーの奉仕の理想を推奨するような方式で、特に、国際理解、親善、平和の推進において、この理想を実現、実証、浮き彫りにするために設けられた。

指名される個人は、誰でも、その生活または仕事から、模範的かつ推奨するに足る方式で、特に、国際理解、親善、平和の推進において、ロータリーの奉仕の理想を実証した個人でなければならない。

受賞者は特別委員会によって選考される。毎年、授与されるとは限らない。選考された候補者の氏名は、R.I.理事会と財団管理委員会に提出される。両者の承認があって初めて当該個人が受賞者に選ばれる。

選考後の最初の国際大会または適切であればもっと早期に同賞を贈る。

## 世界理解月間

(World Understanding Month)

「世界理解月間」は特別月間として毎年2月に実施される。同月間中、クラブは、世界平和に不可欠なものとして理解と親善を特に強調するクラブ・プログラムと活動を実施し、世界社会奉仕を中心としたプログラムを行うよう要請されている。(77, 81)

## 世界理解と平和の日

(World Understanding and Peace Day)

2月23日は、最初のロータリー・クラブ会合が開かれた記念日であり、世界理解と平和の日として遵守されている。各クラブは、この日、ロータリーの国際理解と友情と平和への献身を特に認め、強調しなければならない。(83)

## 国際青少年交換

(International Youth Exchange)

国際青少年交換は、然るべき条件の下に行われる場合、ロータリー世界の全域にわたって国際理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として評価されるものとなる。

地区ガバナーは、地区青少年交換担当役員を任命するかまたは委員会を設置して年度の初めにこれらの役員または委員長長の住所、氏名を事務総長に報告しなければならない。事務総長は毎年、青少年交換担当役員または青少年交換委員会委員長全員の名簿を出版する。この名簿は、毎年改訂され、地区ガバナーおよびこの名簿に載っている人々に送付される。

地区青少年交換担当役員または地区青少年交換委員会は、それぞれの地区ガバナーの監督の下におかれ、地区ガバナーに報告することになっている。

理事会は、クラブや地区に、青少年交換活動に着手する前に賠償責任問題に関して法律顧問に相談するよう奨励している。この中には、責任保険加入の是非に関する協議も含まれる。

いつでも、またどこでも実行可能な場合、そして派遣、受入双方のクラブまたは地区のあいだに合意ある場合に、身体障害者を青少年交換プログラムまたはその他の青少年プロジェクトに参加させることが好ましい。

成功を取めた交換プログラムに期間が1学年度未満のものが沢山あること、また、国際理解と親善の増進を図るためには、必ずしも、プログラムの全部が相互交換である必要はないということが認められている。関係当事者相互の合意により、参考指針（下記に略述）に記されている責務を当事者以外の人に受けもたせることにしても差し支えない。

国際ロータリー青少年交換プログラムは、ロータリアンの子女のみに与えられた特権ではなくて、ロータリアン、ロータリー・クラブまたは地区が推薦し、後援者となっている者で、必要な資格条件を備えた若い人なら誰でも歓迎している。

## 参考指針

(Suggested Guidelines)

青少年交換活動の指針として、以下のもの

を関係者に使っていただきたい。これらの義務や関係事項は推奨されるにすぎない。交換関係者が、それぞれの責務並びに相互の責務を決定する最終的責任者である。

交換青少年の人選を慎重にすることが何よりも大切である。派遣および受入両地区の認めている年齢の候補者は、申請書を提出して選考を受けるものとし、選考手続には、クラブおよび地区の各段階で行う本人および両親との面接を含む。

派遣ロータリー・クラブまたは地区は、地元ロータリー・クラブおよびその活動に関する説明を含む、交換青少年と両親の適応指導の準備をするものとする。

交換青少年の両親は、受入ロータリー・クラブまたは地区が十分と認める金額をもって、本人を、その自国出発から帰国までの期間の危険を担保する、疾病、傷害および責任保険に加入させなければならない。ホスト・ロータリー・クラブまたは地区の認めた、確実な1社または数社の保険会社が引き受けた保険契約の証明書類は、すべて、交換の開始に先立って、ホスト・ロータリー・クラブまたは地区に送達され受理されていなければならない。前記の保険契約は、少なくとも米貨10,000ドルまたはその相当額の医療費、事故死または手足切断の場合に少なくとも米貨8,000ドルまたはその相当額を担保するものでなければならない。

交換青少年の両親は適切な衣料を整え、また、ホスト地区への往復旅費を負担しなければならない。

交換青少年は、両親および関係ロータリー・クラブまたは地区の同意を得ないで、受入ロータリー・クラブの所在する土地の周辺外への旅行をしてはならない。

交換青少年は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転してはならないし、またホスト国内で動力付き車輛を所有することもできない。

交換青少年とホスト・ファミリーに予定されている家庭とは、交換青少年が自国を出発

する前から互いに文通を行うものとする。

ホスト・ファミリーは部屋と食事を提供し、本人の両親に代わって同様の責任を負い、監督しなければならない。

交換青少年とその両親は、派遣および受入ロータリー・クラブまたは地区の定めたプログラムの規定のすべてに同意する旨の承諾書を提出しなければならない。交換青少年は、常時、自己、自国およびロータリーの名譽を傷つけないように行動し、ホスト・ファミリーの国の生活様式に慣れるように努めなければならない。そして交換期間中はホスト・ファミリーおよび受入ロータリー・クラブまたは地区の監督と指図を受け、両親と受入ロータリー・クラブまたは地区のあいだで取り決めた日時と経路によって帰国しなければならない。

プログラムの規定に従わない交換青少年は受入ロータリー・クラブまたは地区により、両親または派遣ロータリー・クラブとホスト・ロータリー・クラブまたは地区とのあいだで取り決めた経路により、できる限り速やかに帰国させられるものとする。

青少年交換活動の関係ロータリアンおよびロータリー・クラブはすべて、交換の取決を行う相手方のグループに対する要望、特に交換学生の選考と適応指導における要望事項が予備的な取決の中に正確に表示されているかを必ず確かめるようにする必要がある。

以下の個条は、高校生を1学年度間派遣するプログラムの場合に限り、上記のものと併せて適用されるものとする。

クラブおよび地区は、理事会が定め、国際ロータリーより発行される標準書式を使用するよう要請されている。

交換青少年は、関係ロータリー・クラブまたは地区が年齢層につき別段の取決をした場合を除き、海外に滞在する年の初めに15歳から19歳までの者とし、学業成績は平均以上、なるべくクラスの上位3分の1以内の順位にあることが望ましい。交換期間は1学年度とするが、その学年度の直前または直後の休暇の一部または全部を含めた期間に延長するこ

とができる。

受入ロータリー・クラブまたは地区は、交換青少年各1名ごとにこれを次々と受け入れていくホスト・ファミリーを、なるべく3、4カ所慎重に選定し、教育費の全額を負担し、適切な学習プログラムの手配をし、顧問ロータリアンを任命し、また絶えず交換青少年と接触を保って、本人をホスト地域社会になじませるようにしなければならない。

受入ロータリー・クラブまたは地区は、関係当事者間で協議決定した適当額の小遣金を毎月支給しなければならない。学校給食のない場合には、その食費を小遣金に加算するものとする。

帰国した交換青少年とその両親とは、地区青少年交換委員会が、交換青少年を各自の元の家庭、学校および地元の社会環境に早く復帰させる目的で開催する報告会に出席するよう勧められるものとする。

## 多地区合同青少年交換プログラム

(Multidistrict Exchange Programs)

各地区ガバナーは、その管轄地区内における青少年交換プログラムを監督し取り締まる責任がある。しかし、理事会は、2地区以上のクラブが共同で交換活動またはプログラムを実施するために協力し合うことを望む例があることを認めている（詳細な規定については第2章の「多地区合同活動」を参照のこと）。

各地区ガバナーは、地区内の青少年交換活動に全力を尽くさなければならない。同時に、こうした活動からいかなる個人的金銭利益も生じることのないように配慮、確認しなければならない。

## ロータリー交換青少年の海外旅行

(International Travel by Rotary Youth Exchanges)

いずれのロータリー・クラブも、海外旅行

のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画が立てられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣を援助あるいは協力すべきではない。特に、旅行する青少年を他国のロータリー・クラブに紹介したりその身分を証明したりするために、身分証明書、紹介状、援助依頼状、その他の書類を提供してはならない。但し、青少年に対する援助ないし歓待に関し事前に両方のロータリー・クラブ間で完全な協約が取り決められている場合はこの限りではない。

いずれのロータリー・クラブも、たとえ他国の青少年がロータリー・クラブの後援の下に旅行していることを証明または主張した場合といえども、事前に当該青少年を援助ないし歓待することをはっきりと承諾していない限り、そうした青少年を援助あるいは歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定するのはロータリー・クラブ側である。

## 国家間の連合会

(Intercountry Meetings)

雑誌、国際ロータリー・ニュースおよび地区および地域の刊行物に連合会の成功例を発表することによって、国家間の連合会を奨励すべきである。このような会合を行うに当たっては、十分な注意が必要であり、かつ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行わなければならない。(32)

国家間のロータリー連合会を準備するに当たって、開催都市のロータリアン宅へ、海外から訪れる他国のゲストを宿泊させるよう考慮すべきである。これは、他国への通貨流出制限のため生じている問題を解決しうる手段となり、また、開催地区のロータリアンと他国のゲストのあいだに永続的交流をもたらす役に立つ。(48)

国家間の連合会では、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して決議ないし見解を採択したり配布したりしてはならな

い。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。国家間の連合会は、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。国家間の連合会は、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなる会合においてもこのような候補者の長所または短所を討議してはならない。(69)

## 国家間の訪問

(Intercountry Visits)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能なときにはいつでも、このような訪問の機会を利用すべきであり、また、これに関連して、地区ガバナーを通じてあるいはR.I.事務局の援助を得て、旅行のコースに当たるクラブと連絡を取り、訪問するよう努力すべきである。

ロータリアン・グループによって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーはまた相互に相談して、受け入れることができるかどうかあるいはその旅行が妥当かどうかを協議するものとする。

このような訪問がたとえガバナーのあいだで妥当であると意見が一致した場合であっても、この訪問は国際ロータリーまたはその役員が責任をとるいかなる意味の公式な訪問とみなされることはなく、また、訪問するほうもされるほうも、明確にそのように指示、あるいは了解されているのでなければ、その属する地区あるいは国家を代表することを示唆してはならない。

国家間訪問の価値が認められていることを考慮して、ガバナーは率先これを推奨してもよく、また、そのために、国際共同委員会あるいはその他のロータリアン・グループに援助を求めてもよい。

## 国際共同委員会

(Intercountry Committees)

隣接地区のガバナー、または、共通の倫理的、文化的、物質的関係を有する地区のガバナーは、国際共同委員会を設立するよう要請されている。但し、このような委員会は、国際ロータリーの財政援助なしにその務めを果たすものとする。(37, 50, 52, 53, 57)

言語のうえで、また文化的、法律上のきずなによってロータリアンが結束している地域の地区ガバナーは、次のことを行って差し支えない。

1) 互いに協議し、プロジェクトの提唱または推進に協力する。そのプロジェクトは、言語、文化、法律上の特定の状況を考慮に入れても、その地域中にロータリーの綱領をはぐくむ役に立つものとする。

2) 共同承認したプロジェクトの実施に当たるクラブの指導に際し、ガバナーに助言、支援する地区共同委員会を設立し、同地域内の元地区ガバナーや経験豊かなロータリアンの協力を求める。但し、国際共同委員会が運営されている場合、国際共同委員会の組織に当たって、4年以上連続して国際共同委員を務めてはならないという規定を設けるものとする。(58)

国際共同委員会が存在するかあるいは設置が提案されている場所では、関係国または近接地区グループの地区ガバナーは、自国と近接国間の国際共同委員会の活動を監督し推進するに当たって、また自国のクラブと他国のクラブ間の接触を準備するに当たって、ガバナー補佐として有資格ロータリアン1名を任命することを考慮しなければならない；このようなロータリアンの任命に当たっては、国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、3年以上6年以内の任期を与えることを考慮すること。

実行できるなら、非常に離れている国家間に国際共同委員会とコンタクト・クラブを設置することも考慮すべきである。さらに、このような国際共同委員会の委員は“パートナ

一”国への訪問を考えているロータリアンの中から指名されるべきである。

国際共同委員会は、地区ガバナーに対し顧問としてのみの働きをするものとする。(60, 69)

## 世界親睦活動

### (World Fellowship Activities)

有意義なレクリエーションまたは趣味に共通の関心を抱くロータリアンは、交友と親睦を増すため、親睦グループに参加するよう奨励されている。このような「趣味」のグループが世界親睦活動プログラムを構成する。このような親睦グループは他に依存しないで独自に活動する。但し、所定のロータリーの方針に合致していなければならない。さらに、何らかの点で所定の方針に反する活動とともにロータリーの名称や徽章をこのような親睦グループが使ってはならない。

国際ロータリーの認定を得ようとする親睦活動グループは、次の基準に合致したうえ、R.I.世界親睦活動委員会の承認を受けなければならない：

1) レクリエーションあるいは趣味に関する有益な活動において、共通の趣味を抱くロータリアンのグループで十分な会員数を有していること；

2) 少なくとも3カ国3地区のガバナーの承認を得ること；

3) 委員長（またはその他の管理責任者）がいること、さらに、財政的にも管理的にも、また、その他の点においても自立していること；そして、委員長は、国際ロータリーの世界親睦活動委員会の特別委員を務める意思と能力がなければならないこと；

4) ロータリーの既定方針に従って構成されて活動すること、かつ、ロータリーの既定方針に反したいかなる方法においても、ロータリーの名称や徽章を一切使用しないこと；

5) 財政的、営利的、あるいは、政治的な目標を表明もしくは意図せず、もっぱらロー

タリアン間の交友と親睦を増進することを目的とし、かつ、その目的を遂行する機会を提供するものであること；

6) 共通の趣味をもつ有資格のロータリアンであれば入会できるという国際性のあること。各会員は進んで文通と協同活動を行うことを誓約すること；

7) 会員名簿を毎年改訂して、整備すること；

8) いかなる国においても当該国の法律に違反して、存在したり、あるいは、活動してはならないこと；

9) 国際ロータリーが当該グループの存在を認めることは、そのグループが、国際ロータリーの世界親睦活動プログラムに参加している他の親睦グループと、活動を推進することに協力する点であって、国際ロータリー、あるいは、国際ロータリーのいずれの地区、もしくはロータリー・クラブも、そのグループのために法的、財政的、あるいは、その他の義務もしくは責任を負うものではないということを理解し、かつ、了承すること；

10) 当該親睦グループの会費を納めた会員全員に（毎年改訂される会員名簿に氏名を記載することによって会費が納められていることを示す）、毎ロータリー年度に1回、ニューズレターを発行送付すること。

R.I.は、「ロータリアンの世界親睦活動」(PA2-729-JA)と公式名簿(FD3-007-EN)に、認定を受けた親睦グループの主な役員住所氏名を毎年発表している。ロータリアンは、個人の資格でこのプログラムに参加する。親睦グループによっては、ニューズレターと最低限の運営費を賄うだけの実費を会員に負担させている。親睦グループを法人組織にすることはできるが、事前に承認を受けなければならない。さらに、法人設立定款に次のように記載しなければならない：この活動は国際ロータリーの機関ではない；この活動と国際ロータリーには何の関連もない；R.I.はどのような損害に対しても補償しないし、どのような責務をも免れるし、義務を負わない。



親睦グループには、飛行、ゴルフ、音楽、エスプレントなどの多彩な活動が含まれる。地区世界親睦活動委員会が、地区内クラブ間の組織化された各種親睦活動の責任者となり、さらに、他地区の同種の活動グループと、必要であれば、国際レベルの各種親睦グループ役員との連絡に当たる責任者となるよう推奨されている。

各種親睦グループの役員選挙については、親睦活動委員長の任期は、最低2年最高3年としなければならない。委員長は、選挙年度の1月15日までに、できれば、直前委員長と2名の元委員長によって指名されなければならない。このような指名は、R.I.に費用を負担させずに、親睦グループの会員に通知され、

郵便投票が行われる。委員長エレクトの氏名は、出版物にタイムリーに掲載できるように速やかに事務総長に報告されなければならない。

世界親睦活動グループは、R.I.に費用を負担させない、という条件で、毎年、R.I.国際大会に関連させて国際大会直前直後の活動を手配するよう奨励されている。世界親睦活動グループは、R.I.世界親睦活動委員会委員長の監督の下に、国際大会会場の一部を、展示・広報用に利用できる。国際大会マネージャーと事前に打ち合わせたうえ、このようなブースに各種親睦グループの会員を配置させておくことができる。

## 第8章

### 青少年への奉仕 (Service to Youth)

#### 青少年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

次の目標が、クラブの参考案として承認されている：

1) 大人への成長過程にある青少年に影響を及ぼす都市および農村の状況と要素を実際に叩いて知り、理解しようとする事。

2) 青少年にとって(a)健康体、(b)均衡のとれた教育、(c)精神的資質の涵養、(d)職業の賢明なる選択および、(e)十分な職業予備教育がいかに重要かを認識すること。

3) ロータリー・クラブ並びに個々のロータリアンに対し青少年関係の活動を奨励すること。ロータリアンは青少年活動の最高の適格者であり、青少年活動を通じて最大の奉仕を行うことができる。

4) 地域社会に対して個人の負う責務を認識することを通じて青少年に善良な市民精神を鼓舞すること。これによってのみ、地域社会の一員たる特権が保持されるのである。

5) 青少年の心の中に世界情勢の理解をはぐくみ、自国ばかりでなく他国の国民に対しても適正な態度を取るよう推進すること。

6) (a)ロータリアンと青少年との個人的接触、(b)年代の異なるグループ、例えば青少年と成人とか青少年と両親といったグループ間の意思疎通を図ることに関する研究、および(c)他国の青少年との直接、間接の接触を実現するための手段、方法の促進を図ること。(40, 47, 48, 75)

#### 青少年への奉仕プログラム

(Service to Youth Program)

ロータリー・クラブが青少年への奉仕プログラムを実施しようとする場合、その機会は、ロータリー・クラブの存在する国ならどこでも同じというわけにはいかない。しかし、ロータリー・クラブの存在するすべての国に一般的に当てはまる基礎的關係と参考事項があるはずである。均衡のとれた青少年への奉仕プログラムの概要を次に挙げたので、自己のロータリー・クラブが実行できると思われる有益な活動をいくつか見いだせるのではないかとと思う：

1. 青少年と両親とのあいだに有益な関係を増進する活動

2. 青少年に影響を及ぼす地域の状況を調査し、その結果として次のような既存団体との協力活動

- a) 学校
- b) 裁判所
- c) 仮出獄事務を取り扱う事務所
- d) ボーイ・スカウト
- e) 青少年クラブ
- f) 野営場
- g) 運動場

3. ロータリー・クラブに特に適した活動の一つか二つ選択してこれを増進すること、例えば

- a) 青少年の声を聴く会
- b) 「青少年への奉仕」大会
- c) 青少年の後援者となること
- d) 学費貸与資金および奨学資金

ロータリー・クラブは、それぞれの地域社会において青少年への奉仕特別プログラムを

## 第8章 青少年への奉仕

採用するよう奨励されている。その際、少年犯罪防止または地元で現在直面している問題を扱っている既存団体と協力すること。さらに、青少年への奉仕分野において実質的な活動を新たに開始しかつ強力に推進することも奨励されている。(53)

クラブおよび個々のロータリアンに、現行の青少年向けプログラムに自ら参加することが益々重要になっている点を喚起する。例えば、職業選択、職業訓練、薬物濫用、犯罪防止、レクリエーション、市民教育などの分野における問題を軽減し、解決することを目的とするプログラム。(68)

若い人達と接触する機会の多い職業のロータリアンは、ロータリー・クラブ例会や委員会会議のときにスピーチをして、自分の持っている青少年問題に関する知識と青少年への奉仕の機会をロータリー・クラブの同僚会員に伝えるようにしていただきたい。青少年への奉仕の機会に対する認識を深めるために、時々、例会のときに特にそうした目的のための時間を設ける必要がある。(70)

### ロータリー青少年指導者養成プログラム

(Rotary Youth Leadership Awards)

ロータリー青少年指導者養成プログラムは地区内の若い人々とロータリアンを参加させる地区のプロジェクトであり、若い人々の、指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことを目的とするものである。

RYLA プログラムは、世界各地でさまざまな形で行われているが、それぞれ、プログラムを開発した地域ならではの特徴を備えていることがよくある。しかし、ほとんどのプログラムは、セミナーか指導者キャンプのどちらかの方式に基づく。

どんな方式をとるにせよ、ロータリー青少年指導者養成プログラムは、ロータリアンに、青少年のためにというより、むしろ、青少年とともに活動するというやりがいのある課題

を提供している。また、このプログラムは、現代的諸問題の山積している状況において青少年の指導力を育成する方法として立証済みのものである。

### 青年功績賞

(Youth Merit Awards)

青年が、奉仕、信頼、指導面において優れた資質を発揮した場合、これを表彰する手段として、ロータリー・クラブに、青年功績賞を贈るよう奨励している。(69)

### 青少年活動月間

(Youth Activities Month)

青少年活動月間は、毎年9月に実施される。この月間中、ロータリー提唱のすべての青少年活動に焦点を当てるものとする。(68, 69, 81)

### 標語

「各ロータリアンは青少年の模範」

(Slogan “Every Rotarian an Example to Youth”)

ロータリー・クラブは、この標語を、クラブ会報、特に青少年活動月間中のクラブ会報に、また、青少年活動についてクラブに報告するときに使うよう奨励されている。(79)

### 青少年への奉仕団体と

ロータリー・クラブの関係

(Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organizations)

青少年への奉仕団体並びに運動と、ロータリー・クラブとのあるべき関係についての一般的な声明を次に挙げる：

1. **一般規定。**青少年への奉仕においてロータリー・クラブのもつ最大の機会：第1、青少年に対する地域社会の義務および責任について地域社会が自覚するよう指導すること；第2、地域社会の青少年のニーズを見つけること；第3、こういったニーズを関係当局および代行機関が十分把握できるようにすることである。

2. **接触の方法。**クラブの青少年活動委員会は、既存の青少年奉仕団体と協議のうえ、活動を調整し、重複を避けるために、できる限りの援助をしなければならない。こういった団体それぞれと、または、いずれかと協力するために特別小委員会を設置したほうがよい場合は、一つまたはいくつかの小委員会を設置しなければならない。

クラブは、諮問委員会を組織し、これを設立するために地域ぐるみの活動を開始することもできる。諮問委員会は、通常、市内の青少年奉仕団体の長によって構成され、地域社会の青少年への奉仕事業の情報交換所の役割を果たす。

このような諸団体は、通常、次の目標をもっていると思われる：

a) 青少年への奉仕に関心をもつすべての社会団体を力づけ、共通の目的に結束する。

b) 青少年の現在の一般的状況を説明し、既存団体がこの状況に応えるために何をしているか明らかにする。

c) 青少年への奉仕活動に携わる人の数を、ボランティアと専門職の両者において増やす。そしてこの人達の大会と研修会の実施を奨励することによって能率を高める。

d) 青少年関係の立法は、青少年に有益であれば促進し、有害であれば阻止する。

e) 各種既存団体が何をしているかを知らせたり、適切な規模で報道したりすることによって青少年への関心を高める。このようにして全団体への支援を高める。

f) 意見交換の場としての役割を果たす。

g) 活動の重複、二重の努力を防ぐ。

3. **財政的援助。**クラブが助力したいと望んでいる団体が資金不足の場合、この団体へ

の一般の人々の支援を獲得するキャンペーンを組むことが方策としては望ましい。すべての人が、この団体とその活動に関心をもてるように他の関係団体の協力を集める。ロータリアンは、同程度の資力をもつ他の市民と同じくらい個人的にキャンペーンの成功に寄与するものとする。

4. **新事業発足。**既存団体がまだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には前述に類似した方法が取られるべきである。但し、青少年のために必要欠くべからざる場合を除き、既存青少年奉仕団体と別個に組織すべきではない。

5. **新たなニーズにいつでも応えられるようにする。**クラブは前述の大意に従って行動し、特定の団体のニーズに応える一方、何ものにも束縛されず、必要であればいつでも他方面に手を差し伸べられるようにしておく。

6. **非常事態における緊急援助。**疑う余地のないほど価値ある団体、または、地域社会全体で、緊急に救いの手を差し伸べなければならないような事態が生じた場合、クラブが他者の行動に関係なく援助に乗り出しても正当と言える。

7. **クラブの単独援助または援助の主力。**クラブは、恒久的義務を負わないよう強く戒められている。しかし、クラブが、慎重に考慮した後、新しくかつ恒久的な事業または既存事業に単独で、または、主たる責任者として着手すると決定した場合、基金もしくは他の適切な手段によって、このような事業を恒久的に支援する措置を講じておかなければならない。(20)

## 青少年障害者

### (Youth Disabilities)

青少年プロジェクトに障害者を参加させるべきである。ロータリー・クラブと地区は、障害者への奉仕経験をもつ既存団体に接触し、あらゆる援助を与えなければならない。青少年奉仕団体とクラブのあるべき関係に関

する声明は、障害者奉仕団体とクラブの関係にも適用される。(79)

ロータリー・クラブと地区は、次のことも行うよう奨励されている。

1) できれば、青少年障害者にインターアクト・クラブに入会するよう誘う；

2) 障害者に職業相談会に参加するよう誘う。そして、この相談会で、障害をもつ労働者または障害者とともに行動している団体の一員に、障害者が学業終了後どのような職業につけるか話してもらう；

3) 青少年障害者に、ロータリー青少年指導者養成プログラムに参加するよう誘う；

4) 障害者に役立つ方法を見いだすため、障害者と関係のある、地元の団体、全国的団体、国際的団体に接触する。そして、このような団体の接触から提起された地元プロジェクトなどに障害者を参加させる。(79, 80)

## インターアクト・クラブ (Interact Clubs)

インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。

インターアクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年齢14歳から18歳までの若い人である。

インターアクト・クラブは次の目標をもっている。すなわち、建設的な指導力を養成し、自己の完成を図ること；他人に対する思いやりと、他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること；家庭と家族の重要性に対する認識を涵養すること；個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと；個人的成功のためにも、地域社会の改善のためにも、さらには団体としての業績を上げるためにも、各人が責任を負うことがその基本であることを強調すること；すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識するこ

と；地域社会、国家および世界の問題についての知識と理解を深める機会を提供すること；国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、また団体として、進むべき道を切り開くこと。

いかなる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブまたは国際ロータリーの一部または合法的加盟クラブと考えてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたりみなされぬものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。(61)

インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そして所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法では、創立することも、維持することもできない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

国際ロータリーが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブのすべての活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

インターアクト・クラブが学校関係である場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該学校当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定並びに方針と同一のものに従うべきものであることを了解のうえ、学校当局の完全な協力の下に、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

国際ロータリーが定めた標準インターアクト・クラブ定款があり、国際ロータリー理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ

定款を採択しその後国際ロータリー理事会により採択される全改正条項を自動的に採用しなければならない。

各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款および国際ロータリーが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地または学校の所在地がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にインターアクト・クラブの結成を認める旨を文書をもって許可した場合はこの限りでない。

インターアクト・クラブは、次の条件の下に、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ提唱することができる：

1) 地区ガバナーが、慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリー・クラブ並びにインターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えること。

2) 推薦されるインターアクト・クラブの会員は、各提唱ロータリー・クラブの区域限界内よりそれぞれ相当数選出されること。

3) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを結成することが原則であるが、ロータリー・クラブが個々にインターアクト・クラブを結成すると、地域社会内もしくは学校内における単一の青年団を、人為的に分断するような結果を招く恐れがあること。

4) 各提唱ロータリー・クラブから効果的に代表者が送り出されるような合同インターアクト委員会を設立すること。

インターアクト・クラブは次の場合に解散する： a) その定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより解散させられる場合、 b) 提唱ロータリー・クラ

ブにより解散させられる場合、または c) インターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。

国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、営利その他の目的のためにインターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。

地区ガバナーは、地区内にインターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブの結成を推進し、インターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を設置するよう要請されている。地区インターアクト委員会を設置することが可能であり、かつ実行できる場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区インターアクト委員会がその任務を遂行する場合に、インターアクト・クラブ会員と協議すれば、有益な結果が得られることと思う。

インターアクト・クラブ会員をロータリー・クラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任に対しクラブないし地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険および責任保険に加入すべきである。(65)

原則として、インターアクト・クラブは、他の団体の趣旨いかにかわりなく、他の団体に加盟または合併してはならない。

ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするインターアクト・クラブのほか地域社会に基づくインターアクト・クラブをも提唱するよう奨励されている。(74)

## クラブ・レベル以上の インターアクトの組織と会合

(Interact Organization and Meetings  
Beyond the Club Level)

一つの国際ロータリー地区内に、5以上のインターアクト・クラブがある場合は、その国際ロータリー地区と境界を同じくし、その中にそれぞれの提唱ロータリー・クラブを包含するインターアクト地区を設定することができる。インターアクト地区内のクラブは、会員の中から地区インターアクト代表を選挙することができる。選挙の方法はロータリー地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。地区インターアクト代表は、ロータリー地区ガバナーおよびロータリー地区インターアクト委員会ないしその他の適切なロータリー地区委員会から指導と助言を受ける。同時に、地区インターアクト委員会が地区規模の会合を整えるのに協力し、できれば、このような会合で司会する。さらに、地区内インターアクト・クラブに対して、特に地区内インターアクト・プログラムの拡大、強化について助言し、力づける。そして、インターアクト・クラブの関心を、インターアクトの世界的規模と国際理解のためのプログラムの可能性と業績とに集中させるよう力を貸す。

インターアクト地区が設定されている場合、所管地区ガバナーの承認を得て、地区代表に加えて1名の地区幹事、2名以上のゾーン代表をもって構成される地区組織を設けることができる。各ゾーン代表は一定数のクラブに対して責任をもつほか、地区代表から割り当てられたその他の事項に対して責任を負うものとする。

国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する二つ以上のインターアクト・クラブは、友情を深め、意見を交換し、刺激を受け、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区インターアクト委員会の1名ないし数名の委員の助言と指導と出席の下に、各クラブ代表

者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区インターアクト委員会の指導の下に、同委員会の委員1名ないし数名が同席のうえ、このような会合を地区規模で開催することもできるであろう。

地区規模のインターアクト会合の目的は、学校および地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを激励し、啓発し、感銘を与えること、および国際理解のためにインターアクトが世界的に発揮しうる能力と業績とに注意を集中させることである。

クラブ・レベル以上のインターアクト会員の会合は、すべて、立法の権限をもたないものとし、かつまた、そのような権限もっているかのように思われる手続、方法によって会合を準備もしくは運営してはならないものとする。但し、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるインターアクトの管理に携わる人々に対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差し支えない。

2地区以上、特に2カ国以上のインターアクト・クラブ会員の合同会合が可能であれば、これを開くよう勧める。このような会合は、開催地のロータリー地区ガバナーとインターアクト委員会の指導の下に、インターアクト委員1名または数名が出席し、開催地の地区インターアクト代表とインターアクト・クラブ会長の協力を得て開かれるものとし、国際ロータリー理事会の承認を必要とする。インターアクト・クラブ多地区合同会合の開催についてはR.I.理事会に提出する承認申請書には、下記の書類を添付しなければならない。

a) 申請にかかわる会合の開催日時、場所、目的、プログラムおよび参加者を記述したものの。

b) 会合の予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務については主催者が責任者として一切の責を負う旨の保証を付すること。

c) 会合で生じた事故に対する責任の損害を担保するのに十分な額の責任保険の加入を証明するもの。

d) 申請にかかわる会合の計画および実

施がロータリアンの直接監督の下に行われるべきことを保証したもの。

e) 会合の開催される地域に居住している理事または直前理事のその会合の実施計画に対する同意書。(65)

### インターアクト・プログラムの 資金調達

(Financing the Interact Program)

クラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのはインターアクト・クラブの責務である。インターアクト・クラブの提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブに、時折、または、臨時的援助以外に財政援助をしてはならない。

インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブまたは他のインターアクト・クラブに財政援助を広く求めてはならない。インターアクト・クラブは、地元地域社会の個人、業者、団体に、同価値の代償を提供することなしに、財政援助を求めてはならない。

インターアクト・クラブ会員の会費または分担金はごくわずかとし、クラブの管理費を賄える額だけとすべきである；インターアクト・クラブが企てる活動およびプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別に、クラブが調達すべきものとする。(65)

### インターアクト・ニュース (Interact News)

R.I.事務局は、インターアクト・クラブ提唱

ロータリー・クラブのために、また、インターアクト・クラブ自身のために、時折、ニュースレターを発行している。ニュースレターまたは他の出版物が提唱ロータリー・クラブ経由で配布される場合、関係ロータリアンは、その資料を調べ、それを対象者のインターアクトに必ずタイムリーに渡すようにしてもらいたい。適切であれば、この資料の内容は、インターアクト・クラブと提唱ロータリー・クラブ間の討論の機会となることができる。

### インターアクト指導者講習会

(Leadership Training Meeting for  
Interact)

ロータリー地区は、その地区内のインターアクト指導者のために会期1日の講習会を開くことを奨励されている。この講習会は、地区インターアクト代表の協力を得て、ロータリー地区インターアクト委員会が実施すべきものとする。(71)

### 国際学生計画並びに青少年交換

(International Student Projects  
and Youth Exchange)

国際学生計画並びに青少年交換に関するR.I.理事会の方針声明書については、この要覧の国際奉仕の章を参照してもらいたい。



# 第 3 部

## 国際的会合

(INTERNATIONAL MEETINGS)

第 9 章 国際大会

第10章 地域大会

第11章 協議会

第12章 研究会

第13章 規定審議会

第14章 会議運営手続規則

## 第9章

### 国際大会 (Convention)

R.I.国際大会は、毎年4月、5月または6月に、理事会の決定する時と場所において、開催される。但し十分な理由があれば、理事会はこれを変更することができる。

国際ロータリーの年次国際大会の主たる目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、国際ロータリーおよびロータリー・クラブの次期役員を、鼓舞、激励しかつ情報を与え、これによって地区レベルおよびクラブ・レベルにおけるロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起こさせようとするものである。年次国際大会は、また、国際的連合体の年1度の会合であり、連合体の業務を執り行う。(76)

各ロータリアンに出席資格があるとともに、各ロータリー・クラブは国際大会に代議員を送ることができる。クラブ会員\*50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送るものとする。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送ることができる。また、委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。役員および元R.I.会長で、現在もロータリー・クラブでシニア・アクティブ会員籍を有する人は、特別代議員である。

#### 国際大会開催地

(Site of Convention)

R.I.国際大会は、同一国におけるR.I.国際大会開催回数に関する決議を時折採択してきた。同一国において3年連続国際大会を開くことができない、と1970年国際大会で決議され、今日に至っている。(64-42)

理事会が国際大会開催地を決定する。理事会が、国際大会が開かれる地域を決め、発表する。さらに、国際大会を開くことのできる国(々)、時には(諸)都市を具体的に指示する場合もある。開催地はクラブからの大会招致を考慮して決められるのが普通である。

#### 大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

自分のクラブの所在する都市において国際大会を開催することを希望するクラブは、事務総長より入手した大会招致申込書を提出する。理事会は国際大会招致を申し出たクラブからの委員とか代表を迎え入れることはせず、事務総長に郵送された書面による国際大会招致申込を受け取った後、もし必要と考える場合には、招致希望のあった都市を調査するために人を派遣する。(24)

#### 国際大会におけるクラブの代表

(Club Representation at Convention)

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第8条および細則第7条にある。

国際大会の都度、投票に参加するのは各ク

1～50名まで	1人
51～75名まで	1人
76～125名まで	2人
126～175名まで	3人
176～225名まで	4人
226～275名まで	5人

## 第9章 国際大会

クラブの義務であり、代議員を R.I.国際大会に出席させるか、有資格者に委任状を与えることによって投票に参加する手配をしなければならない。

クラブは国際大会に1名の代議員を送るよう要請されている。しかし、不可能であれば、四つか五つの小クラブが協力し、そのいずれかのクラブの1名の代議員の費用をぜひ分担してほしい。この代議員が、自分の所属クラブ以外のクラブの派遣員の務めを果たし、国際大会の報告を行えるようにするためである。(35)

各代議員（または補欠者および委任状による代理者）の資格は、委任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席することを公式に認められるためには、その代議員は、委任状を大会開催地の委任状委員会に提出し、その投票用紙に査証してもらわなければならない。いかなる代議員も、登録料を支払ったうえ、その委任状が委任状委員会によって承認されるまでは投票することを許されない。

委任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう十分の余裕をみて、各クラブの幹事宛郵送される。

### 選挙管理委員会

(Balloting Arrangements Committee)

各国際大会において会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名以上の選挙人から成る選挙管理委員会を設置する。この委員会は、すべての投票の準備、投票用紙の配布および投票の集計の任にあたる。この任務は、国際大会で投票が必要になった場合その他の票決を要する場合にも適用される。

### 国際大会における投票

(Voting at Convention)

正当な委任状をもつ代議員、委任状保持者、

および特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する。投票は、国際ロータリー細則並びに国際大会手続規則に従って行われるものとする (R.I.定款第8条第5節)。

#### 投票手続

国際大会の投票は口頭で行われる。但し、役員 の指名、選挙について細則に別段の規定のある場合と、決議77-105中の国際大会手続規則に詳述されている例外規定を除くものとする。

#### 単一移動式投票

大会において選挙される理事あるいはその他の役職に、3名以上の候補者がいる場合は、単一移動式投票が用いられる。このような候補者の氏名の記載順序は投票用紙ごとに変えなければならない。

#### 単一移動式投票の実施方法

3名以上の候補者がいる場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組みになっている。

1) 前記選挙人は、投票用紙上の、自分が第1に選んだ候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字が書かれた票が「第1選択投票」である。

2) 選挙人は、前項に認められた1という数字のほかに、2番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第3番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付していくのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

過半数の票を得た候補者が当選したものとされる。いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選者として発表する。

投票の数え方の一例を次に挙げる。

A, B, C, Dと4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第

1 選択投票をA, B, C, Dの四つに分けて数える。この第1回の計算において誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が最も少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字2が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えていく。

しかしこのように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を得票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれ繰り入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらを選択しているかをみる。この移譲すなわち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全項目に記入していない得票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“×”は第1選択の表示とみなされる。一つの投票用紙に“1”または“×”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合 何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。すなわち、第2回目の計算においては第1選択の数の最も少ない候補者、第3回目の計算においては第1および第2選択の数の最も少ない候補者を除外していけばよい。

## 登録料

(Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、国際大会に出席する16歳以上の者は、必ず登録のうえ登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わない限り投票することはできない。

理事会は、毎年開催する国際大会の計画に関連して、国際大会登録者が国際大会開催地

での交通ないしその他の特別活動に対して支払う金額を国際大会登録料に加算すべきかまたは除外すべきかを決定するものとする。(65)

## 国際大会議事録

(Convention Proceeding)

印刷、製本された国際大会議事録は、毎回、地区ガバナー、地区ガバナー・ノミニ、現および元R.I.役員、現R.I.委員に各1部贈呈される。この議事録は販売しているので、国際大会登録時と会期中に注文することができる。また、後日R.I.中央事務局に注文することもできる。(87)

## 国際ロータリーの国際大会

(Conventions of R.I.)

年度	場所	月日	登録者数
1910	シカゴ	(イリノイ州) 8月15日~17日	60
1911	ポートランド	(オレゴン州) 8月21日~23日	149
1912	デュールス	(ミネソタ州) 8月6日~9日	598
1913	バッファロー	(ニューヨーク州) 8月18日~21日	930
1914	ヒューストン	(テキサス州) 6月22日~26日	1,288
1915	サンフランシスコ	(カリフォルニア州) 7月18日~23日	1,988
1916	シンシナティ	(オハイオ州) 7月16日~20日	3,591
1917	アトランタ	(ジョージア州) 6月17日~21日	2,588
1918	カンザスシティ	(ミズーリ州) 6月24日~28日	4,145
1919	ソールトレーク・シティ	(ユタ州) 6月16日~20日	3,038

第9章 国際大会

1920	アトランティック・シティー(ニュージャージー州)	6月19日~24日	10,432
		6月21日~25日	7,213
1921	エジンバラ(スコットランド)	6月13日~16日	2,523
1922	ロサンゼルス(カリフォルニア州)	6月5日~9日	6,096
1923	セントルイス(ミズーリ州)	6月18日~22日	6,779
1924	トロント(カナダ・オンタリオ州)	6月16日~20日	9,173
1925	クリーブランド(オハイオ州)	6月15日~19日	10,216
1926	デンバー(コロラド州)	6月14日~18日	8,888
1927	オステンド(ベルギー)	6月5日~10日	6,412
1928	ミネアポリス(ミネソタ州)	6月18日~22日	9,428
1929	ダラス(テキサス州)	5月27日~31日	9,508
1930	シカゴ(イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン(オーストリア)	6月22日~26日	4,269
1932	シアトル(ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン(マサチューセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト(ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコ・シティー(メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック・シティー(ニュージャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニース(フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	6月3日~7日	10,003
1939	クリーブランド(オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバナ(キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバー(コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント(カナダ・オンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス(ミズーリ州)	5月17日~20日	3,851
1944	シカゴ(イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ(イリノイ州)	5月31日, 6月5日-12日-19日	141
1946	アトランティック・シティー(ニュージャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオデジャネイロ(ブラジル)	5月16日~20日	7,511
1949	ニューヨーク(ニューヨーク州)	6月12日~16日	15,961
1950	デトロイト(ミシガン州)	6月18日~22日	6,949
1951	アトランティック・シティー(ニュージャージー州)	5月27日~31日	8,453
1952	メキシコ・シティー(メキシコ)	5月25日~29日	6,804
1953	パリ(フランス)	5月24日~28日	10,107
1954	シアトル(ワシントン州)	6月6日~10日	8,015
1955	シカゴ(イリノイ州)	5月29日~6月2日	14,312
1956	フィラデルフィア(ペンシルベニア州)	6月3日~7日	10,003
1957	ルザン(スイス)		

	5月19日～23日	9,702		6月8日～12日	12,975
1958	ダラ	ス(テキサス州)	1976	ニューオーリンズ(ルイジアナ州)	
	6月1日～5日	14,035		6月13日～17日	13,935
1959	ニューヨーク	(ニューヨーク州)	1977	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	
	6月7日～11日	15,475		6月5日～9日	14,168
1960	マイアミ-マイアミ・ビーチ(フロリダ州)		1978	東京(日本)	
	5月29日～6月2日	11,354		5月14日～18日	39,834
1961	東京(日本)		1979	ローマ(イタリア)	
	5月28日～6月1日	23,366		6月10日～14日	14,429
1962	ロサンゼルス(カリフォルニア州)		1980	シカゴ(イリノイ州)	
	6月3日～7日	22,302		6月1日～5日	18,309
1963	セントルイス(ミズーリ州)		1981	サンパウロ(ブラジル)	
	6月9日～13日	10,779		5月31日～6月3日	15,222
1964	トロント(カナダ・オンタリオ州)		1982	ダラス(テキサス州)	
	6月7日～11日	14,661		6月6日～9日	13,558
1965	アトランティック・シティー(ニュージャージー州)		1983	トロント(カナダ・オンタリオ州)	
	5月30日～6月3日	9,368		6月5日～8日	16,250
1966	デンバー(コロラド州)		1984	バーミンガム(英国)	
	6月12日～16日	12,929		6月3日～6日	22,452
1967	ニース(フランス)		1985	カンザスシティー(ミズーリ州)	
	5月21日～25日	19,362		5月26日～29日	12,930
1968	メキシコ・シティー(メキシコ)		1986	ラスベガス(ネバダ州)	
	5月12日～16日	11,840		6月1日～4日	18,426
1969	ホノルル(ハワイ州)		1987	ミュンヘン(ドイツ)	
	5月25日～29日	14,453		6月7日～10日	<u>26,909</u>
1970	アトランタ(ジョージア州)		1988	フィラデルフィア(ペンシルベニア州)	
	5月31日～6月4日	10,803		5月22日～25日	<u>16,316</u>
1971	シドニー(オーストラリア)		1989	ソウル(韓国)	
	5月16日～20日	16,646		5月21日～24日	<u>38,878</u>
1972	ヒューストン(テキサス州)		1990	ポートランド(オレゴン州)	
	6月11日～15日	13,287		6月24日～27日	開催予定
1973	ローザンヌ(スイス)		1991	<u>メキシコ・シティー(メキシコ)</u>	
	5月13日～17日	17,187		<u>6月2日～5日</u>	開催予定
1974	ミネアポリス・セントポール(ミネソタ州)		1992	<u>バルセロナ(スペイン)</u>	
	6月9日～13日	10,015		<u>5月31日～6月3日</u>	開催予定
1975	モンテリオール(カナダ・ケベック州)		1993	<u>オーランド(フロリダ州)</u>	
				<u>6月13日～16日</u>	開催予定
			1994	<u>台北(台湾)</u>	
				<u>6月12日～15日</u>	開催予定

## 第10章

### 地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は、知り合いと理解を育成・推進し、意見の交換の場を提供するために開催される。一般方針として、地域大会は、同一地域において5年に1回を超えて開催しないものとし、また、その開催地は同じ年に開かれる国際大会から相当離れた土地になければならないものとする。地域大会は、国際大会の開催地となる可能性のあるようなところとはかなり離れた地域にいるロータリアンに、あまり費用をかけないで国際ロータリーの会合に出席できる機会を与えるために開かれるものでなければならない。

理事会は、3年に1回を超える地域大会の開催を認可しないものとする。このような地域大会は、毎年規則正しく開催される行事というより臨時的出来事であり、従って、地域大会招致には、その大会を開く特別の事由を付記するという前提の下に、地域大会の日程を定める。(81, 87)

地域大会の開催地を選定する際次の諸点を考慮に入れること：

1) 「主要な出席地域」内に少なくとも1万名のロータリアンが居住していなければならない——その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することができ、従って最多数の出席者が期待され、かつ、大抵の場合実際に出席する地域を言うのである。

2) 国際大会が、地域大会会期の前後2年間、その地域で開かれる予定がない。(81)

3) 開催都市は、地域大会の独立採算性のためにも3,000人を超す出席者を収容できる設備をもっていなければならない。国際大会開催有望地と両立しないため、できれば、その収容能力は10,000人以下であること。(81)

4) 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行する機会がこれまでなかったか、または数年のうちに予定されていないこと。

5) しかも、最小限2,000名のロータリアンの出席が期待できること。

開催予定地は、出席を希望する全ロータリアンが国籍、人種または宗教にかわりなく出席できる場所になければならない (国際ロータリー細則第16条第5節)。

当該都市は、国際ロータリーへ何らの負担をかけることなく、大会の本会議にふさわしい、適当で便利な公会堂並びにその他の会議のための会場を準備するよう期待されている。どのような都市であっても、ロータリークラブが、R.I.の使う会議場の室代その他を負担しなければならないとは考えていない。しかし、その都市が地域社会としてこのような設備を備えているか、または市当局、あるいは商工会議所、旅行協会、または事業家やホテル業者等の類似の団体が、必要であれば会議場資金を配慮してくれることを期待している。地域大会の立案と開催を援助するための資金予算は、R.I.国際大会について、現在行っている方法と同一の方法で行われる。(65, 69)

ある年に地域大会を開くことが適当かどうかは、大会出席地域内の要望、他の国際ロータリー活動を考えたうえでの大会の適否、大会開催に関する他の状況を考え合わせたとえで決められる。(65, 66)

理事会は、地域大会を開催する決定は、開催予定日期の3年から5年前までに行うようにすべきであるとの意見であり、従って、将来いろいろなロータリー地域において開催さ

れる地域大会の予定表を作成するようなことはしない。(74)

## 地域大会の財務

(Regional Conferences Financing)

国際ロータリーの地域大会は、経済的に自立すべきものと期待されている。(77)

## 地域大会組織の手続規則

(Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences)

### A. 組織

(Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を催すべき都市および日時について決定を行い、大会開催の通知を發し、地域大会委員会を設置し、かつその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は、大会の議長（主宰すべき役員）となる。

国際ロータリー事務総長は、地域大会および地域大会委員会の事務局長となるものであるが、中央事務局の職員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリアンは、立法機関を構成しない。従って、国際ロータリーまたはロータリー・クラブを拘束するような決議を行うことはできない。

理事会は、地域大会の開催期日より少なくとも1カ年前に大会開催の通知を發することになっている。

### 地域大会委員会

(Regional Conference Committee)

地域大会委員会を設置するに当たっては、理事会は、地区内に含まれる各国の特異性を考慮に入れる。大会委員会は、国際ロータリー理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない部分すべてに関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを

起草して理事会の承認を受けるものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任をもつものとする。

ホスト・クラブ実行委員会として知られているホスト・クラブの地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

### 国際ロータリー事務総長

(General Secretary, R.I.)

国際ロータリー事務総長は、広報、財務、会場の選定と設備、出席の推進、登録、ホスト・クラブとの協力等運営上のあらゆる任務に対し第1の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行するに当たって、ホスト・クラブの協力を要請する。さらに、事務総長は、各地域大会の主要な職務を遂行するに当たって、ホスト・クラブの手腕や能力をできる限り活用するものとする。また、プログラムおよびその関連事項に関しては、大会委員会に協力し、大会の運営については、理事会に対し、第1の責任を負うものである。

### 国際ロータリー地域大会幹事

(Conference Manager, R.I.)

国際ロータリー地域大会幹事は、事務総長の代理人であって、事務総長が第1の責任をもつ運営上の多くの業務を代行する。

### ホスト・クラブ

(Host Club)

ホスト・クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を歓待する責任がある。歓待計画はすべて国際ロータリー地域大会委員会の承認を受けなければならない。

ホスト・クラブは、国際ロータリー事務総長と協力して、事務総長が第1の責任を負っている運営業務の多くを遂行する。

### B. ホスト・クラブよりの大会招致

(Invitation from Host Club)



地域大会を招致したいクラブは、希望する大会の開催予定期日の少なくとも36カ月以前に、事務総長の手許まで大会の招致状を提出しなければならない。この招致状に添付する説明書に含まれるべき事項は次の通りである：

1. 地域大会開催予定の会場並びに収容能力。但し国際ロータリーまたはロータリー・クラブへ負担をかけずに使用できるか否かを明記のこと。

2. 利用できる一級および二級ホテルの室数およびその宿泊料の範囲。

3. 地域大会の開催月に関する希望とその理由を述べた書状。国際ロータリーとしては10月ないし11月を希望しているが、少なくとも9月15日から1月15日までのあいだに開催しなければならない。(81)

また、地域大会をホストしようというクラブ・グループ、地区、地区グループからの地域大会招致も奨励されている。但し、地区の場合、ガバナーが、地区内クラブの過半数の承認を得て、招致状を出すものとする。(87)

クラブまたは地区からの地域大会開催の申込書の受理については、添付すべき契約書も含めて、すべて国際大会招致に関して定められた規則、手続と同一のものが適用される。

この諸規則には、次のような明確な方針が含まれている：

1) 理事会は、ホスト・クラブ地域が地域大会を支援すると明記した招致状を優先する。地区の決議またはその他によって、地域大会直前の1月現在のホスト・クラブ地域のロータリアン総数に等しい同地域からの登録によって支援を表明した招致状を優先する；

2) 理事会が、ホスト・クラブの区域を含む地域を定め、これがホスト地域とみなされる；

3) ホスト地域のクラブに所属するロータリアンは、地域大会をホストすることに関連して、特別な出費を招くことを考慮して、理事会は、ホスト地域の特別登録料を定めることになっている。その額は、他のロータリアンの登録料より約25パーセント低くなると思

われる；

4) 登録誓約を報告する地区大会その他の決議は、ホスト・クラブ招致を継続審議するためにも、開催日の36カ月前までに事務総長に受理されなければならない；

5) ホスト地域のクラブまたは地区大会の決定でこのような登録支援が撤回された場合、理事会が、その地域大会開催地の継続審議を行うかどうか決めるものとする。

## 出席

(Attendance)

世界のどの地域のロータリアンも地域大会に参加できるが、地域外のクラブからの出席を得るために特に努力する必要はない。

## 余興

(Entertainment)

余興は地域大会開催国または地域の郷土色豊かなものであるべきである。趣味がよく、経費をあまりかけないもので、プロである必要はない。(81)

## 地域大会に関する広報

(Public Relations for Regional Conference)

理事会は、地域大会のプログラムを立案するに当たって、プログラムの広報面に力を入れるべきであると考えている。そうすれば、はっきりとした広報目標がその地域で達成されるし、そのうえ、ロータリーの全体的知名度も高まる。

## 地域大会

(Regional Conferences)

今までに開催された地域大会は次の通りである。

	開催時期	登録者数
<b>太平洋地域</b>		
ホノルル, ハワイ	1926年5月	433
東京, 日本	1928年10月	568
シドニー,		
オーストラリア	1930年3月	736
ホノルル, ハワイ	1932年6月	335
マニラ, フィリピン	1935年2月	220
ウェリントン,		
ニュージーランド	1937年3月	312
シドニー,		
オーストラリア	1956年11月	1,940
メルボルン,		
オーストラリア	1981年11月	4,461
アデレード,		
オーストラリア	1986年11月	<u>1,006</u>
<b>欧州, 北アフリカおよび東地中海地域</b>		
ハーグ, オランダ	1930年9月	763
ローザンヌ, スイス	1933年8月	700
ベニス, イタリア	1935年9月	1,514
ストックホルム,		
スウェーデン	1938年9月	1,513
オステンド, ベルギー	1954年9月	1,576
カンヌ, フランス	1959年9月	2,264
アムステルダム,		
オランダ	1965年10月	2,421
ローマ, イタリア	1970年11月	3,187
イエーテボリ,		
スウェーデン	1980年8月	585
<b>南アメリカ</b>		
バルバライソ, チリ	1936年3月	331
サンチャゴ, チリ	1960年11月	1,655
モンテビデオ,		
ウルグアイ	1969年12月	2,667
ブエノスアイレス,		
アルゼンチン	1983年9月	2,900
		(概数)
<b>カリブ海—メキシコ湾</b>		
ハバナ, キューバ	1937年3月	500
サンファン,		
プエルトリコ	1966年11月	1,666
カラカス, ベネズエラ	1985年11月	1,980
<b>中央アジア</b>		
ペナン, 海峡植民地	1938年4月	170
<b>アジア</b>		
デリー, インド	1958年11月	2,913
ソウル, 韓国	1979年9月	9,096
マニラ, フィリピン	1984年11月	2,885
ニューデリー, インド	1987年10月	<u>10,501</u>

# 第11章

## 協議会

### (Assemblies)

#### 国際協議会

(International Assembly)

国際協議会は毎年通常国際大会の開かれる前に開催される。理事会は、毎年、2月中旬から3月中旬までのあいだに国際協議会を開くと決定した。国際協議会は、R.I.管理において最も重要な国際会議である。協議会は、ガバナー・ノミニエーの数と居住地を考慮して、便利がよく経済的な場所で開かれる。

#### 目的

(Purpose)

国際協議会の目的は、地区ガバナー・ノミニエーに対して、ロータリー教育と管理上の任務に関する指導を行い、かつ、ノミニエーと他の出席者に、来る年度のロータリーのプログラムと活動の実施方法を討議・計画する機会を与えるものである(国際ロータリー細則第16条第3節)。

とりわけ、国際協議会は次のことを行う：

- 1) 地区ガバナー・ノミニエーを刺激し、意欲を与える；
- 2) 会長が発表した国際ロータリーのテーマと国際ロータリーの新プログラムの説明と実施；
- 3) 地区ガバナーが国際ロータリーの継続中のプログラムと活動を実施する効果的な方法；
- 4) クラブと地区の指導者に情報を伝え、訓練し、意欲を与える実務的技術。

#### 参加者

(Participants)

協議会は、会長、副会長、並びにその他の理事、もしあれば会長ノミニエー、および理事ノミニエー、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニエー、R.I.B.I.役員ノミニエー、国際ロータリー各種委員会委員長および理事会が指定するその他の者から成る。

国際協議会は特別の目的をもった会合なので、出席者は前記参加者とその近親者に限定されている。(74)

#### 経費支弁条件

(Expense Limitation)

国際協議会に出席する参加者和其他の者の経費は、協議会への全期出席を果たした人に対してのみ支払われる。但し、やむを得ぬ事情(不可抗力の旅行遅延、病気など)がある場合は、会長が一般規定の例外として支払を許可できる。

#### 文献の配布

(Distribution of Literature)

国際協議会の参加者に配布される文献その他の資料は、国際ロータリーによって出版されまたは配布されるものに限られている。その他による文献、資料の配布は許可されていない。(63)

# 第12章

## 研究会

### (Institutes)

#### 国際研究会

(International Institute)

理事会の判断で、国際ロータリーの元役員と現役員のための研究会を開催できる。研究会は毎年開かれるのが一般的である。この研究会は、国際協議会と同時期に開催されるのが慣例であり、できれば、同一の場所、設備、条件の下で開催される。

#### 国際研究会の目的

(Purpose of the International Institute)

国際研究会により、現役員と元役員は、ロータリー計画とプログラムを深く知り、そのため、所属クラブと地区に有益な人物として自己の価値を高める機会に恵まれる。研究会は、また、国際ロータリー元役員と現役員の意見を聴く機会を現指導者と次期指導者に与えることによって、ロータリーの現在および次期指導力に寄与する。

#### 国際研究会の参加者

(Participants at the International Institute)

国際研究会は、国際ロータリーの現役員と元役員およびその近親者のすべてが参加できる。場所の都合により、出席を制限しなければならない場合もある。理事会は、出席者数を考慮して、現および元役員の中で優先すべき人を定めることができる；その他の場合

は、申込順に登録する。

#### 国際研究会と国際協議会の関係

(Relationship of the International Institute to International Assembly)

国際協議会と同時期に国際研究会を開催することにより、研究会参加者は、教育的で感銘深い特別の機会に恵まれる。場所の都合がつけば、国際研究会参加者は、本会議の催しに出席できる。

#### 国際研究会の経費

(Expenses of the International Institute)

国際研究会は、通常、参加者の費用を負担しない。理事会が認めた準備費、つまり、組織とプログラムと指導力関係の費用のみを支弁する。

#### 地域／ゾーン研究会

(Regional/Zone Institute)

理事会は、ロータリーのさまざまな地域で、または、多地域で、あるいは地域内の一つまたは二つ以上のゾーン内で、研究会を開くことを承認している。特別な事情があれば、一つのゾーン内で二つ以上の研究会を開催できる。

開催予定地は、出席を希望する全ロータリーアンが国籍、人種または宗教にかかわらず

出席できる場所になければならない（国際ロータリー細則第16条第5節）。

### 地域／ゾーン研究会の目的

(Purpose of Regional/Zone Institute)

研究会プログラムの主たる目的は、参加者と現職のロータリー指導者との情報と意見の伝達である。研究会の課題とプログラムによって、次の機会が生まれる。

- 1) すべての参加者に、ロータリーの奉仕活動および運営事項に関する精確かつ最新の情報を与えること；
- 2) 現在行われているロータリーのプログラムを分析し、強化し、拡充すること；
- 3) その地域のロータリーに特に関連のある問題を研究すること；
- 4) 将来におけるロータリーの使命について考察すること；
- 5) 現地区ガバナーの特別プログラムを作成すること；
- 6) 地区ガバナー・ノミニーの特別プログラムを作成すること。(74, 80)

### 地域／ゾーン研究会の参加者

(Participants at Regional/Zone Institute)

地域／ゾーン研究会は、研究会の対象範囲の地域に居住している R.I. の元、現、次期役員の出席と参加を目的とする会合である。

### 地域／ゾーン研究会の重要性

(Importance of Regional/Zone Institutes)

R.I. 会長と理事会と事務総長は、R.I. の現、元、次期役員の理解ある完全な支援と協力が必要としている。ロータリー研究会は、このような支援、協力、理解をもたらす重要かつ

有益な伝達手段の役割を果たすものである。

### 地域／ゾーン研究会承認手続

(Procedures for Authorizing Regional/Zone Institutes)

国際ロータリーの種々の地域またはゾーンに居住している理事は、関係地区ガバナーと協議して、一つまたは二つ以上のロータリー研究会を開催する必要があるかどうかを決定し、必要であれば、研究会開催の申請をする。研究会は、理事会の承認を得て招集することができるものとし、承認は、会長が理事会に代わってこれを行う。

会長は、ロータリー研究会の開催を承認するに当たって、どの地域の国際ロータリー現役員、元役員、次期役員を出席者とするかを指定する権限を有するものとする。

参加者の旅行に要する距離あるいは言語上の困難などの理由で、一つのロータリー研究会では知識の習得や討議に所期の成果を収めることができなと思われるような地域、ゾーン等については、国際ロータリー会長は、なるべく多数の国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員を参加させるために、二つ以上のロータリー研究会の開催を認めることができるものとする。

### 地域／ゾーン研究会の招集者

(Convener of Regional/Zone Institutes)

研究会の目的を考慮すると、一つまたはいくつかの研究会の開催の承認を受けた地域またはゾーンの理事は、研究会に出席することが大変望まれる。また、会長は、研究会開催時における現理事を、その研究会の招集者として指名する。通常は、研究会ごとに1名の理事が招集者となることになっているが、言語、地理その他特殊事情により必要であれば、会長は、同じ地域またはゾーンの理事2名を

招集者として指名することができる。さらに、会長は、やむを得ない事情があるときは、関係理事と協議のうえ、当該地域またはゾーンの元理事、あるいは、元理事が招集者として得られない場合は、他の適任の国際ロータリー現役員か元役員を、研究会の招集者に指名することができる。

研究会開催の申請をした招集者は、その研究会の招集者になると否とにかかわらず、研究会の議題およびプログラムの責任者となるものとするが、研究会の準備および推進については、会長は、その任務を、当該地域またはゾーン等の元理事またはその他の適任の現役員もしくは元役員に委任することができる。

### 地域／ゾーン研究会の経費

(Regional/Zone Institute Expenses)

国際ロータリーの現、元、次期役員のための地域／ゾーン研究会は、経済的に自立ベースで開催しなければならない。理事会が特に

認めた経費以外は R.I. で負担しない。

### 地域／ゾーン研究会プログラム

(Regional/Zone Institute Program)

毎年、理事会は、研究会の目的と参加者の特別資格条件とを十分勘案のうえ、時機を得た、適切、妥当なテーマを設問形式に作成したものを一覧表につくり、研究会の開催が認められた地域またはゾーンの理事が研究会の議題およびプログラムを作成するときに、その中から選び出すことができるように準備しておくべきものとする。

### 報 告

(Reports)

ロータリー研究会の都度、その報告は、理事または研究会の招集者に指定された人によって会長と事務総長に提出され、理事会のメンバーに回付される。(74)

## 第13章

### 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関であり、3年ごとに開かれる。

立法とは、組織の特質を変え、広範囲にわたる諸方針を採択し、組織の団体意思を別の形で表明することのできる方法である。立法手続には、審議会会議と、審議会後クラブが審議会の採択した制定または決議に反対意思を表明する機会が含まれる。国際ロータリーの定款に影響を及ぼさない決定は、審議会の開かれない年、または審議会の会期後には、国際大会でこれを行うことができる。

審議会が開催される都度、各地区内のクラブは、代表議員を1名選ぶ。この代表議員が審議会の投票権を有する議員である。このほかに、投票権を有しない議員として、議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、R.I.会長、会長以外の理事会のメンバー、R.I.元会長全員、事務総長を10年以上務めた人、ロータリー財団の管理委員1名、定款・細則委員会委員が特別議員を務める。

規定審議会は、理事会の定めた時と場所において開かれる。代表議員の旅費の一部は、国際ロータリーの資金で賄われる。

審議会は、副議長と議事運営手続の専門家の援助を得て議長が司会する。三者とも、審議会開催の年に会長が任命する。審議会が開かれる年のR.I.定款・細則委員会委員は、審議会の「特別議員」を務める。投票権を有しない議員として、立法案件の提出・審議の法解釈面に関する任務と責務を負う。各審議会は、その手続規則を採択する権限を有する。

審議会は、審議会に提出された立法案件すべてを審議し、決定を下す。その決定は、R.I.細則に規定されているように、その後のクラブの議決にのみ従う。立法案は、制定案ま

たは決議案という形で審議会に提出される。国際ロータリーの定款・細則、標準ロータリー・クラブ定款を改正する意図をもつ立法案件は制定案である。決議案は、単に意見を表明するか、もしくは組織規定を改正することなしに国際ロータリーの方針または手続を設定または廃止する案件である。

立法案を提出しうるものは、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの審議会もしくは大会、規定審議会および国際ロータリー理事会である。制定案は、規定審議会が開催されるロータリー年度の前年度の5月1日までに事務総長に送達されていなければならない。決議案は、規定審議会が開催される日の30日前までに受理されていなければならない。

適法に提案され、正式に受理されたほぼすべての制定案は、審議のため審議会に回付されるが、R.I.細則は、理事会が立法案すべての本文を点検することを定めている。制定案が専門的見地からみて妥当でない場合、無効とみなされ、その旨提案者に通知される。提案者は提案を修正し、それを有効なものとする機会を与えられることになる。

決議案がR.I.のプログラムの「枠内のものでない」と理事会が決定した場合は、審議会へ回付されない。決議案がこのようにして撤回される場合は、審議会の開会に先立ち、提案者にその旨通告する。そして、提案者は、理事会の決定を覆し、決議案を審議するために、審議会に請願する機会を与えられる。

制定案提出締切後、制定案すべてとその時点で受理した決議案すべてを記載した立法案集を出版する。この立法案集は1部、各ロータリー・クラブと規定審議会全構成員に送付

される。クラブは、注文すれば追加部数を入力できる。立法案集は英語版のみ刊行される。英語以外の言語を使用している地域では、該当する言語の一つで書かれた立法案要旨を配布する。既に出版されている立法案の修正および出版後提出された決議案は、後日、刊行される1ないし2以上の補足に収録される。

審議会終了後、議長は、審議会が採択した全立法案に関する審議会決定報告を事務総長に回付し、事務総長は、次いで、これをクラブに送付する。その時点で、各クラブは、立法案採択における審議会の決定に反対の意思を1票投じる機会を与えられる。75名を超す会員数を有するクラブは、直前の7月1日現在の会員実数に基づいて2票以上の投票権を有する。投票権を有する総投票数のうち10パーセント以上が反対の意思表示をした場合、当該立法案に対する審議会の採択は無効とされ、次の国際ロータリー国際大会に提出され、国際大会に出席し投票する代議員が審議し、最終決定を行う。

## 規定制定と決議の効力

(Enactment and Resolution in Effect)

規定審議会で採択した制定の結果は、現行の組織規定に記載されることになっている。決議は、審議会の決定報告に記録される。そして効力を保ち続けるか、所期の目的を果たし効力を失うか、のいずれかの道をたどる。R.I.理事会は、一定の期間のみ施行される決議または後の決議によって補足された決議を勘案しながら、どの決議が現に効力を有するかを随時決定する権限を有する。理事会がこの権限を行使して行った決定は、そのような決定がなされた年の国際大会で会長または事務総長が報告することによってクラブ会員に伝えられる。

## クラブの代表議員

(Representative of Clubs)

各地区において、1名のロータリアンが選ばれ、審議会で、その地区内のクラブを代表する。この選挙は、審議会が開かれるロータリー年度の直前ロータリー年度に開かれる地区大会で行われるのが普通である。代表議員がその務めを果たせない場合に備えて、補欠議員もそのとき選ぶ。

補欠議員および代表議員は、国際ロータリーの役員か元役員（または特別な事情の下では地区ガバナー・ノミニー）で、自分が代表する地区内のロータリー・クラブの名誉会員以外の会員でなければならない。ロータリアンが、審議会におけるクラブ代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件および任務をよく調べたうえ、次のことをしたため、署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。

- 1) 審議会におけるクラブ代表議員の資格要件、任務および責任をはっきりと心得ていること。
- 2) 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。
- 3) 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。

いかなるロータリー・クラブも、地区内のクラブを代表する、資格を備えた候補者を指名できる。地区大会に出席する各選挙人は、審議会におけるその地区のクラブ代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。最高票数を得た候補者をその地区の審議会議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とする。

補欠議員は、代表議員が務めを果たせない場合、その任につく。両者とも務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内の資格を備えたロータリアンをもう1名任命して、その務めを果たさせる。

各地区は、ロータリーの現在の方針と手続



に精通していて、規定審議会に出席できる最も適格のロータリアンを、審議会代表議員に選ぶよう奨励されている。(87)

ロータリアンは連続3回以上規定審議会代表議員を務めるべきではない、と地区に勧告している。(87)

代表議員の任務は、国際ロータリー細則に明確に記載されている：

- 1) 地区大会やその他の地区会合で、立法案を討議すること；
- 2) ロータリーの問題に関する現在の自分の地区内の意向をよく知っておくこと；
- 3) 審議会に提出された制定案および決議案のすべてに批判的な考察を加え、審議会に自分の見解を的確に伝えること；
- 4) 国際ロータリーの公正な立法当務者として行動すること；
- 5) 審議会の会議に、会期の全部を通じて出席すること；
- 6) 審議会終了後、審議会で行われた審議について地区内のクラブに報告すること。

審議会会議に備えて代表議員が準備する、その予備知識を提供する力になるため、また、全体的に立法過程を強化するため、できれば、立法年度には地区大会の本会議のうち少なくとも1回は、立法案の討議を含めるよう理事会は勧め、また、地区ガバナーに立法案の検討と討議のための地区の特別会合を準備するよう奨励している。また、クラブは、案件と審議会の決定を話し合うため、他クラブと自由に接触することが認められている。これは、このような接触を通常制約している国際大会決議80-102の規定の例外である。(71, 75)

立法案の検討と討議のために手配された地区の特別会合に、地区のクラブ代表議員を招待しなければならない。立法案を論理的に理解すること、そして地区代表議員に自分が代表するクラブの総意を理解させることがその目的である。(86)

## 立法案の提出方法

(How to Propose Legislation)

ロータリー・クラブが立法案を提出する場合、その案件は、クラブの理事会より会員に提出され、正式に採択されたものでなければならない。それから、その案件は採択されたことを証明するクラブの会長と幹事の署名した書簡を添えて事務総長に送付されなければならない。この書簡に、立法案が提出されるに至った事情となる理由や事実を詳しく述べる、注意深く作成された説明を付記しなければならない。

地区大会が立法案を提出することを決定する場合、ガバナーおよび地区大会幹事が国際ロータリーに対して行う地区大会公式報告の中に、これに関する報告も含めるようにしなければならない。

正式に立法案を提出したとみなされるためには、立法案それぞれに次のことを書きしるした趣旨説明書が提出者から添付されていなければならない：(1)立法理由；(2)その目的を達成する方法；(3)ほかにどのような効果があるか (R.I.細則第6条第1節)。

所定の期日までに適法に提出された制定案のほぼすべては、審議会に回付される。制定案は、規定審議会の開催される年度の前年度の5月1日までに、事務総長のもとに届いていなければならない。制定案は理事会で点検され、理事会は、R.I.の定款・細則委員会の勧告に基づいて、明らかに提案を無効、不適切にするような不備または不適切な個所につき、提案者に勧告する。そして、できれば、修正か代案を推奨する。制定案が大幅に不備であったり、あいまいであるにもかかわらず、提出者に代案が受け入れられなかった場合、理事会は、原案を審議会に回付しないよう指示できる。このような場合、提出者にこの旨連絡し、提出者は、理事会の決定を覆すことを審議会に求める機会を与えられる。実質的に同種の制定案が提出されている場合、理事会は折衷案を勧告できる。提出者達が折衷案に同意しない場合、理事会は、同種の提案の

趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる (R.I.細則第8条第10節)。

決議案は審議会が開かれる30日前までに、クラブおよび地区大会から受理されていないなければならない。決議案がR.I.のプログラムの枠内のものでないと理事会が決定した場合は、審議会へ回付されない。しかし、提案者が審議会議員の3分の2の同意を得ることができれば、その決議案は審議に付される。決議案が撤回される場合は、審議会前にその旨提案者に通告する。実質的に同種の決議案が提出された場合も、理事会は、折衷案または代案を勧告できる (R.I.細則第8条第10節)。

審議会の開催予定日の2カ月前までに提案者から事務総長に提出された、制定案と決議案の修正案は審議会に回付される (R.I.細則第6条第1節)。

規定審議会の審議に付されるために、立法案を適切な様式で作成することは、一般的に、提案者の責任である。制定案の不適当な個所に関する勧告のほかに、理事会は、クラブおよび地区の要請があれば、制定案を提出する前に、定款・細則委員会が、制定案の案文の起草、訂正および修正を援助することを認可している。しかし、立法案は受理締切日後、直ちに印刷準備にとりかからなければならないので、締切日直前に受理した立法案については起草に力を貸すことはできない。(79)

### 様式 (Format)

制定案は、関係条項の全文を明記して提出しなければならぬ。削除する文章には削除のしるしを付け、新しく文章を付け加える場所は挿入個所を明確に示さなければならない。

事務総長が次のような様式で立法案を受理する場合、その立法案は提出条件に最もかなっているものと言える。

### 制定案

(簡潔に提案の要旨を書く) .....

.....の件  
提案者 .....

(規定名)、第...条、第...節の(改正箇所を記載)は次のように改正されると国際ロータリーは制定する：(改正を示す個所にしるしを付け、条項の関係箇所を挿入)

### PROPOSED ENACTMENT

To (state concise from purpose of proposal)  
Proposed by .....

IT IS ENACTED by R.I. that (Document), Article..., Section..., be and hereby is amended to read as follows :  
(insert affected portion of document with markings to show changes).

### 決議案

(簡潔に要旨を書く) .....

.....の件  
提案者 .....

国際ロータリーは次のように決議する：  
(以下決議文を記載)

### PROPOSED RESOLUTION

To (state in concise from purpose of proposal)

Proposed by .....

IT IS RESOLVED by R.I. that (and then give the resolution).

### 趣旨説明書

#### (Purpose Statement)

立法案件そのものが専門用語を使うため、その目的と効果があまり明確でない場合がしばしばある。出版時に各案件の後に載っている説明によって、立法案の提出理由が明確になり、どういった変更が生じるかを示すことができる。

## 規定審議会の審議方法

(How Legislation Comes Before the Council on Legislation)

立法案が審議会で審議されるには、会議場で誰かが立法案の採択を発議しなければならぬ（第14章の会議運営手続規則の第3節を参照のこと）。このような「動議」の提出も「賛成」もなければ、立法案は、審議会の審議を求めず、撤回されたとみなされる（第14章の会議運営手続規則の第6節D項を参照のこと）。審議会で採択されるために、立法案の提出者は、動議の提出者を指名することができる。動議の提出者は、審議会議員か審議会特別議員である。審議会議員の場合は、通常、当該立法案を提出している地区の代表議員で、特別議員の場合は、立法案の提出者の要請により、理事会から指名された人である。立法案の提出者は、動議の提出前であればいつでも動議の提出者として審議会議員を指名できる。特別議員に動議の提出を要請する場合は、審議会開会日の少なくとも5日前までに事務総長に書面で申し込まなければならない（第14章の会議運営手続規則の第10節B項を参照のこと）。

立法案の提出者の代理に指名されたロータリオンも、審議会議員とともに討議に加わる権利を認められている。但し、当該立法案にのみ限られるうえ、審議会議員と同じ制限時間を守るものとする（第14章の会議運営手続規則の第4節を参照のこと）。

## 賛成および反対

(Support and Opposition)

立法案の提出者は立法案件を補足する1頁以内の情報を提出するよう要請されている。同情報は事務総長により審議会議員へ回付される。立法案に賛成または反対する情報を審議会の議員へ提出しようとするロータリー・クラブは、このような見解を審議会議員に回付してもらうために事務総長へ、これを提出することができる。但し、この見解も1頁以内に制限し、かつ、審議会が開かれる少なくとも2カ月前までに事務総長に受理されなければならない。（80, 87）

## 理事会に対する建議案

(Memorials to the Board)

立法案を作成するに当たり、クラブもしくは地区大会はR.I.理事会へ建議案を提出するという方法を考慮してもよい。建議案という形で提案され、より効果的にその目的が達成されうる場合もいくつかある。

しかし、ロータリー・クラブもしくは地区が組織規定の改正を必要もしくは望ましいと考える場合、このような改正案は、理事会でなく当該クラブもしくは地区から提議されるべきであると理事会は考える。

## 第14章

### 会議運営手続規則 (Rules of Procedure)

#### I. 規定審議会の会議運営手続規則 (Rules of Procedure-Council on Legislation)

国際ロータリー理事会は、次の会議運営手続規則を推奨している。この規則は、国際ロータリーの定款・細則の諸規定を補足することを目的としたもので、規定審議会で用いるものである。

#### 第1節 定義(Definition)

会議運営手続規則中に使用されている一定の用語の定義を次のように定める。

- A. 「議員」——審議会に参加する資格を有するすべての者 (R.I.細則第8条第1節)。
- B. 「代表議員」——地区内のクラブの代表者に選ばれた、投票権を有する審議会議員。各代表議員は、投票に付せられる案件それぞれに1票のみを投じる資格を有するものとする (R.I.細則第8条第1節、第6節)。
- C. 「出席投票代表議員」——賛成または反対の投票を行う代表議員。投票を棄権する代表議員は、出席投票する者とは認めない。
- D. 「過半数の投票」——出席投票代表議員の投票の過半数。
- E. 「3分の2の投票」——出席投票代表議員の投票の3分の2。
- F. 「日程」——審議会に提出される案件の審議時間または討議の制限に関し、審議会が過半数によって採択した議事進行に関する手続。
- G. 「定足数」——国際ロータリー細則第8条第9節に定める数を定足数とする。出席が定足数に満たないときには、一定の時刻までの

休憩 (同じ日に再開する場合) または一定日までの休会 (後日に延ばす場合) を決める以外には、立法事項に関するいかなる決定も行うことができないものとする。

H. 「制定」——国際ロータリーの定款細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正することを規則制定という。

I. 「決議」——審議会が、単に意見を表明するか、国際ロータリーの定款細則または標準クラブ定款の改正をしないで方針または手続を制定または改廃する場合、その決定は、決議という形で行われる。

J. 「立法」——規則制定と決議。

K. 「国際ロータリーのプログラムの枠内」——ロータリーの綱領並びに国際ロータリーの意図と目的に合致していて、組織規定に矛盾していないこと。

L. 「本文中の不備な箇所」——制定案の本文中の必要な箇所の全部について、関係条文の書き改めが行われていないこと。

#### 第2節 動議の種類(Kinds of Motions)

動議には本動議と会議運営手続に関する動議との2種類がある。この規則に別な定めのある場合を除き、動議が採択されるには過半数の賛成投票を必要とする。

#### 第3節 動議の提出 (Offering of Motion)

審議会において案件の議事に入るには、まず議員から、「動議」を提出する。これは、審議会がある表決をするという提案、または、ある見解を保持していると意見を表明する提案である。動議を提出するには、議員が起立

して議長から発言の許しを得た後、自分の身分を証明したうえて、「議長、私はこれこれの動議を提出いたします」と言う。この動議に対してはもう1名の議員の「賛成」が必要である。賛成者は起立して議長から発言の許しを得てから、自分の身分を証明したうえて、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに審議会から表明されなかった場合には、議長の後から賛成者を求めることができる。

#### 第4節 討議 (Debate)

議長が動議の正式提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることはできない。

議員は、議長から発言の許しを得たうへ、自分の身分を証明した後に初めて発言をすることができる。本動議の提出者には、議題に関して冒頭と結びの論述を行う権利が認められ、提案理由の説明に5分間、結びに3分間の時間が与えられるものとする。

討議の場合、各議員は、審議会の許可を得て行う場合を除き、同じ問題について2回を限り発言が認められるものとする。但し、その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることはできない。議員の発言は、1回に3分を超えないものとする。但し、前述の本動議の提出者と議事日程についてはこの限りでないし、また、出席投票議員の過半数の同意のある場合もこの限りでない。

上程されている議案の提出者が本手続規則の第10節B項によりその代理者として指名したロータリアンであれば、たとえ審議会議員でなくても、討議を行う権利が与えられる。この権利は、当該議案に関する限りにおいてのみ認められるものとする。この規則中に定められている制限時間は、提出者の代理者にも適用されるものとする。

#### 第5節 本動議——定義 (Main Motions ——Defined)

主たる動議または本動議とは、審議会の表決の対象となっている原案のことをいう。こうした動議が提出され、賛成を得、議長からその報告が行われると、その動議の処理が終わるまでは、審議会は自由に他の問題や他の本動議の審議を行うことができないこととなる。但し、本動議の審議または討議中であっても、本動議に優先することとなっている会議運営手続に関する動議は、これを提出することができる。従って、審議会は他のいかなる表決にも先んじてその処理をしなければならない。

#### 第6節 本動議の表決 (Action on Main Motions)

A. 制定案または決議案に関する本動議およびその表決は、次の形のいずれかによるものとする。

- 1) (原案の通り) 採択する。
- 2) (原案の修正の仕方を精確に示す) …ことにより修正して採択する。
- 3) 提出者の意思に基づき撤回する。
- 4) 撤回されたものとする。この決定が行われた場合は、審議会の定める特定の指示を付してこれを国際ロータリー理事会に付託する。
- 5) 否決する。

B. 制定案または決議案を (原案の通りまたは修正を付して) 採択することとする動議の採決が行われた場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案または決議案は審議会によって否決されたものとみなす。

C. 制定案または決議案を否決する、とする動議の採決が行われた場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案または決議案はなお審議継続中のものとし、議長は当該制定案または決議案に対して審議会の

とるべき措置について、動議の提出を促すものとする。

D. 議長から次の議事日程に関してとるべき措置について動議を提出することを審議会に促す発言があった場合において、議場から何らこれに応じる動議が提起されなかったときは、議長は、当該日程にかかわる案件はこれを撤回されたものとみなす旨の発表をするものとする。

E. ある提案について本動議が提出され、それに対する賛成があったときは、その賛成者の承諾を得ない限り、それを撤回することができないものとする。賛成の行われる前であれば、提案の提出者はその提案を撤回することができる。撤回には賛成者を要せず、また討議も修正も行うことができない。

#### 第7節 規定審議会前における修正——その効果 (Amendment Prior to Council on Legislation——Effect of)

審議に付せられる案件が制定案または決議案である場合に、その提出者が、当該制定案または決議案について修正の意向を、その修正の正文を添付した書面をもって、事務総長に申し入れており、そして事務総長が、議員のために、審議会招集の30日前までに、前記提出者の意向および修正の正文を公表していたときは、まず原案を審議することとする動議を提出することを要せず、修正された形の制定案または決議案の審議を求める動議を提出することができるものとする。

#### 第8節 会議運営手続に関する動議——優先順位 (Procedural Motions——Order of Precedence)

以下、会議運営手続に関する動議をその優先順位に従って掲げる。

A. 休会：この動議は、次の場合を除き、いつでも提出することができる。

- 1) 議長の発言中。
- 2) 採決が行われているとき。

3) 休会動議が否決された直後。

4) 審議会がいきなり中止することのできないような議事の進行中。

再開の日時と場所とを定めてそれまで休会することとする動議の場合は、討議および修正を行うことができる。その他の休会の動議については討議も修正も行わない。

B. 休憩：この動議は、議事の合間に、あるいは日程の議事を終えて次の審議会を開くまで、休憩しようとする場合に用いられる。この動議については討議を行わない。

C. 特権の問題に関する動議：特権の問題は、審議会または審議会議員に認められている権利および特典に関するものである。次の問題が特権の問題に属す：審議会の構成に関するもの；会議場の暖房、採光、換気とか、あるいは騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など、議員のための好適な環境の保持に関するもの；会議に出ている役員や議員の行動に関するもの；議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの；傍聴人や訪問者の行動に関するもの；公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。審議会の特権の問題は、議員の特権の問題に優先する。個人的な特権の問題は、審議会議員としての特権に関するものでなければならない。

D. 議事進行手続に関する異議：この動議は、議長の裁定とか会議運営手続規則の違反に対して注意を喚起したり、抗議をしたりする場合に用いられる。この動議は、他議員の「賛成」を必要としない。この動議は「議長、議事進行手続について異議があります」という形をとる。議長は「ご異議の点についてご説明願います」と言う。その議員が問題について述べ終わると、議長は次のように答える。

1) 「ご異議の趣旨はよく了承しました」

または

2) 「ご異議の趣旨は了承できません」。

もしこれに納得のできない議員があれば、その議員は、本節Lの「異議の申し立て——その手続」に述べられている手続に従って、議長の裁定を票決に付することとする動議を提出

することができる。

E. 審議保留：この動議は、審議会が審議なかばの問題の審議をしばらく中止することにしたという場合に用いられる。この動議は、そのときにまだ審議の済んでいない付帯的な動議や付随的な問題のすべてに優先する。この動議については討議も修正も行わない。但し、審議保留を求める動議の提出者が、採決の前に、質問に答えるのは差し支えないものとする。

F. 審議再開：先に審議保留とした案件を採り上げて審議を再開することとする動議。この動議については討議も修正も行わない。但し、審議保留を求めた元の動議の提出者が採決の行われる前に質問に答えるのは差し支えないものとする。

G. 先決問題(討議終結)：審議中の問題の討議を終結させる動議。この動議については討議を行わない。また修正もできない。問題について既に発言をしている議員はこの動議を提出することができない。動議の提出は次のような形で行われる。「議長、私は、(ここに、会議の審議、決定を求めて上程されている動議の名前を挙げる)の審議を打ち切り、直ちに本案の採決を行うこととする動議を提出いたします」。議長が、十分に討議されたと判断したならば、この討議終結の動議の可否を次のように語る。「それではここで本議案の採決を行うこととしますか」。

もしこの動議が出席投票議員の3分の2の多数で成立した場合には、討議を打ち切るものとする。討議が打ち切られた場合でも本動議の提出者は本規則第4節に従って3分間応答する権利を有する。それが済むと直ちに審議に付せられている議案の採決をしなければならない。

H. 審議延期：上程されている議案の審議を一定の日時まで延期することとする動議。この動議は、発言が行われているときを除き、いつでも提出することができる。また討議および修正を行うことができる。

I. 委員会付託：議案を委員会に付託してさらに検討を加えたいと報告させることとする

動議。この動議は討議および修正を行うことができる。

J. 修正：審議中の動議に修正を加えようとする場合に用いられる動議。動議は議長に書面で提出するものとする。但し、修正案が口頭で明確に理解できるという根拠があれば、議長はこの規定を無視できる。

1) 修正の動議そのものは修正することができるが、その修正をさらに修正することはできない。

2) 次のような修正の動議は提出できない。

一修正にかかわる問題と密接な関係のないもの；

一否定の形をとっている原案を肯定の形をした同じ趣旨のものに修正するにすぎないもの；

一審議会が既に決定した問題と同一内容のもの；

一実質的な内容に変更なく単に修正の形式を別な形式に差し替えるだけのもの；

一制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの；

一何ら意味のある修正を提案したこととならないような文言を削除または挿入するもの。

3) 修正案の修正は、本動議の議案のみならず、修正案の内容とも密接な関係がなければならぬ。修正に名を借りて別な新しい問題をもちこむようなことをしてはならない。

4) 修正案の採決：原案に対する修正が提案されたときは、まずその修正案の採決を行う。修正案に対する修正が提案された場合には、審議会はまずその修正案に対する修正案を採決してから、原案に対する修正案の採決を行う。次に、原案について、原案の通りとか、修正案の通りとか、修正動議の結果に応じた形による採決を行う。

K. 再審議：本動議の決定を再審議することとする動議は、同日または翌日の審議会に提出されなければならない。この動議は、多数側に立って投票した議員が次のような形で提

出することを要する。「議長、私は多数側の1人として投票した者ですが(動議等の名前)の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします」。動議についての発言は、動議に賛成の者2名、反対の者2名に限り許されるものとし、これらの発言が終わったあと直ちに採決を行うものとする。各発言者の意見の陳述には5分間の時間が与えられる。この動議の成立には3分の2の賛成投票が必要である。再審議という動議が支持された場合、その正式動議の審議は、承認済み審議順序の最後に置かれるものとする。

**L. 異議の申し立て**——その手続：議長の行った決定に対しては、本節Dの「議事進行手続に関する異議」の場合の議長の裁定も含め、すべて異議の申し立ての動議を提出することができる。但し、ほかに異議の申し立てがあつてその処理がまだ済んでいない場合はこの限りでない。この動議は、議長の裁定が行われたときのみ提出しうるものとする。この動議は他の議員の発言が行われているときでも提出することができる。もし何かほかの討議や議事があいだに入ってしまうと、もはやこの動議の提出はできないことになる。異議の申し立ての動議は特権の問題に関する動議には優先できない。異議の申し立ての動議については、討議をすることができるが、修正できない。

議長が、異議申し立ての問題について発言する場合には、議長席に着いたままで、自分の行った決定についてその理由を説明することができる。理由の説明には3分間が与えられる。議員の発言はいずれも1回限りとする。但し、討議が終わったときに、決定に対する反対意見に答える場合の議長についてはこの限りでない。各議員の動議に関する発言は3分間とし、議長が決定に対する反対意見に答えようとする場合には、それに対して5分間が与えられる。問題は「議長の決定を支持されますか」という言葉で審議会に問いかけられる。それから投票の呼びかけがあつて、採決となる。

投票の結果が可否同数となった場合には、

議長の決定が支持されたことになる。議長または司会者の決定は過半数によって覆されない限りその効力を失わないとする原則に基づいて、議長自ら可否同数とするための投票をすることができる。

### 第9節 賛否分離方法による採決 (Division of Vote)

議長は投票結果を発表する。もし発表されたものの正確さについて疑念を抱く議員があれば、その議員は直ちに「賛否分離方法による採決」を要求すべきである。

この方法による採決の要求があつた場合または議長がその判断でこの方法によることを必要と認めるときは、議長は直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行わなければならないが、この場合には、賛成側の起立を求めてこれを数え、次に、賛成側が着席してから反対側を起立させてこれを数える、という方法による。議長は計算係の報告を発表するものとし、この発表をもって最終とする。

### 第10節 関係規則 (Special Rules Concerning)

**A. 議事順序**——議事は次の7段階から成る。

1) 審議会が開かれた場合、最初の議事は、審議会の信任状委員会が事前に行う、定足数を満たす出席の確認に関する報告である。

2) 第2の議事は、定足数の出席が立証されたあと、推奨手続細則の採択について審議することである。

3) 第3の議事は、事務総長から、審議会の審議を求めて正式に提出された制定案および決議案を審議会に回付することである。

4) 第4の議事は、国際ロータリー細則第8条第10節(d)項または(e)項の規定に基づく国際ロータリー一理事会の決定により、審議会に回付されなかった制定案または決議案に関して提起されている一切の問題を審議



することである。

5) 第5の議事は、審議会の審議を求めている案件の審議順序を推奨している委員会の報告を受理して、検討し、審議順序並びに審議会の審議を求めている一つまたは複数の案件のその日の日程を採択することである。

6) 第6の議事は、事務総長から回付を受けた制定案および決議案の審議である。この審議は審議会があらかじめ決定した順序に従って行い、いったん採用されたその順序は、過半数によるほか変更することができないものとする。

7) 最後の議事は、審議会の信任状委員会から最終報告を受けることである。

#### B. 規定審議会の運営

1) 信任状の査証を済ませてから正式に議席を与えられた審議会の議員は、審議会の全会期を通じて議員を務めるものとし、代理を任命する権利を有しない。

2) 制定案または決議案の提出者は、議長が動議の提出を求める前に、議案の審議を審議会に求める動議の提出者となる議員をあらかじめ指名しておくか、あるいは理事会对し、特別議員に前記の動議を本人に代わって提出させることを要求することができる。前記の指名は、議案が上程される前であればいつでも行うことができ、議長はその指名された議員に動議の提出を求めるものとする。特別議員に命じて前記制定案または決議案の審議を求める動議を提出させることを要求する場合には、これを書面にして、審議会の会議の始まる少なくとも5日前に、事務総長に提出しなければならない。

3) 会長は、国際ロータリー細則の規定に従い、規定審議会の開かれるロータリー年度の早い時期に、審議会の議長および副議長を任命する。

4) 審議会の同意なしに、審議会の会場で、立法案に反対する資料を配布することはできない。

5) 審議会は、随時休会したり、開いたり

することができる。

審議会の起草委員会は、審議会特別議員となっている定款・細則委員会の委員長および委員、並びに審議会議長と副議長で構成する。審議会議長は起草委員会の委員長となるものとする。

起草委員会は次の任務を行う。

(1) 審議会に採択するために審議会の会議運営手続規則を推奨する；

(2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する；

(3) 立法案またはその修正案の中に、委員会が、不備な点、首尾一貫していない点または、その他の欠点を見つけた場合、できれば、それを見直すために必要な修正を審議会のために起草する；

(4) 審議会から指定された立法案の書き直し作業に当たる；

(5) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、国際ロータリー細則と標準ロータリー・クラブの関係個所の修正文案を作成する；

(6) 審議会の報告書を作成する。さらに、関係個所を修正する必要がある場合、その修正をする（国際ロータリー細則第8条第10節）。

#### 第11節 その他の事項 (Matters Not Covered)

以上の規則に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員は審議会に対して異議の申し立てをすることができる。この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合には、国際ロータリーの定款および細則にその解決を求めるものとする。

## II. 国際大会手続規則

### (Rules of Procedure-Convention)

R.I.国際大会の議事運営手続は、1977年規定審議会で採択された(77-105)。以後、1980年、1983年、1986年の審議会で改正された。この手続は、理事会が審議会で使うよう推奨した手続規則と似ているが、次の点が異なる。

一代議員は、正式な資格のあるクラブ代議員、委任状による代理者、国際大会特別代議員で、それぞれが国際大会で投票権を行使できる。

一国際ロータリーの全クラブ数の6分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会の本会議の定足数とする(R.I.細則第7条第8節)。

一国際大会手続規則には、「全員委員会(committee of the whole)」の規定が含まれる。

一各種委員会の報告、国際大会に寄せられた通信、制定案および決議案並びにこれらに対するすべての修正案、および国際ロータリーの会議運営手続規則によって討議できないこととなっているものを除くすべての動議は、国際大会の議場において討議することができる。但し、国際大会が、その時の出席投票選挙人の投票の3分の2の多数をもって、討議を用いなくてこれら进行处理すべきことを決定した場合はこの限りでない。

一国際大会において、いったん成立した動議を再審議する動議を提出する場合には、成立した動議を議決した日と同じ日の大会の正式会議においてこれを行わなければならない。

一国際大会において、国際ロータリー定款の規定に関する修正案または同規定を含む修正案を投票に付す場合、これを採択するにはそのときの出席投票選挙人の投票の3分の2を要するものとする。

さらに、国際大会手続規則は次のような投票手続を定めている：

1) 国際大会における投票は、本手続規則またはR.I.細則に別段の定めある場合を除

き、口頭によるものとする。議長が投票結果を発表するものとする。あるいは「賛否分離方法による採決」を指示することができる。

2) 議員が発表結果の正確さについて疑念を抱いた場合、その議員は直ちに「賛否分離方法による採決」または起立投票を要求できる。起立した選挙人を1票と数えるものとする。

会長または議長は、必ずしも実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣うことができるものとする。そして実数を数えることとする要求が遅滞なく行われ、20名に達する他の選挙人が発言の機会を与えられてその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする。

要求があり、20名が同調した場合、議長は直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行わなければならない。今回は、賛成側の起立を求めてこれを数え、次に、賛成側が着席してから反対側を起立させてこれを数える、という方法による。議長は計算係の報告を発表するものとし、この発表をもって最終とする。

3) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案もしくは決議案、またはそのような制定案または決議案に対する修正案については、次のような状況であれば、投票用紙によって採決するものとする。

(a) 問題が重要であってぜひこの方式による票決を必要とすることを、理事会の過半数が前もって表明しているか、または出席選挙人の過半数がこれを表明した場合。

(b) 会長または司会に当たっている議長が、口頭または起立による投票を見守っていた後、自分の考えでは投票用紙による票決が望ましいと宣言した場合。

(c) 選挙人が、その氏名と所属クラブを明らかにしたうえで、投票用紙による採決を要求し、かつ、前述の規定のいずれによっても投票用紙による採決を必要としていることにならないと告げられ、その要求が正当であるか否かについて議長の意見を聞いたうえで、なおもその要求を主張し、さらにその主張が選挙人の過半数によって支持された場合。

制定案、決議案、その修正案を投票用紙に

よって票決するという指図には、当該制定案または決議案とそれに関する未決定の全修正案が記載されていなければならない。投票用紙は、当該制定案、決議案、それに関する未決定の全修正案の最終決定ができるような様式と文言にするものとする。必要であれば多肢選択方式とする。

投票用紙および役員・指名・選挙の場合は、選挙人は、自分の所持する代議員の信任状の数と委任状の数だけ投票する資格があるものとする。但し、特別代議員は、特別代議員としての資格においては、国際大会全体に対し

て提出された案件についてのみ投票することができる。投票用紙による手続は、できる限り簡素で実地的なものとする。

### III. その他の国際ロータリーの会議 (Other R.I. Meetings)

議案を討議、表決する他のR.I.会議でも、必要に応じて、規定審議会の会議運営手続規則を修正して使うことができる。

# 第4部

## 国際ロータリーの ロータリー財団

(THE ROTARY FOUNDATION OF  
ROTARY INTERNATIONAL)

第15章 組織および目的

第16章 ロータリー財団のプログラム

第17章 財務と表彰に関する事項

## 第15章

### 組織および目的 (Organization and Purpose)

国際ロータリー定款（第11条）と細則（第18条）に規定されているロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。本手続要覧の黄色のページに、「ロータリー財団細則」と「国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会との関係に関する声明」が載っている。

#### 財団の目標

(The Objective of the Foundation)

ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプロジェクトの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的関係を助長することである。

これに代わるものとして、より非公式な文章を出版物や広報資料に使うことができる：

国際ロータリーのロータリー財団の目標は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて世界理解と平和を達成することである。

#### 管理委員の任命と組織

(Appointment and Organization of Trustees)

R.I.細則(第18条)の規定によると、会長が、理事会の承認を得て、13名の管理委員を任命する。

財団細則の規定によると、管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる委員会と小委員会およびそれぞれの任務を決定する。管理委員会委員長が、その委員会と小委員会の委員と委員長を任命する。

その委員会の名称と委員の氏名は公式名簿に記載されている。

#### ロータリー財団地区委員会

(Rotary Foundation District Committees)

R.I.理事会と管理委員は次のことを決定した。

各地区ガバナーは、就任のかなり前に、地区ロータリー財団委員会を設置するものとする。次のような人を委員とするよう勧める：

委員長として、元地区ガバナーまたは経験豊かなロータリアン。委員長は、連続3年を超えて留任できない。

委員として、地区ロータリー財団委員会小委員会の委員長。できるだけ元地区ガバナーの経験を活用する。

次のような小委員会を設置することを勧奨する。地区内のロータリアンで構成され、それぞれの小委員会の担当する活動分野において経験豊かなロータリアンをできる限り委員とし、かつ、委員の継続性を図る。

- 1) 奨学金
- 2) 研究グループ交換
- 3) 特別補助金・保健、飢餓追放および人間性尊重補助金
- 4) 増進（一部の地区では、年次寄付と計画的寄付に分けてもよい）

5) 財団情報

6) 学友

7) 基金

小委員会それぞれの任務は、「地区ロータリー財団委員会要覧」(RF3—176—JA)に記述されている。

### ロータリー財団事務総長

(General Secretary of the Rotary Foundation)

財団事務総長は、国際ロータリー理事会によって選ばれた同一暦年度の国際ロータリー

事務総長と同一人とする。事務総長は管理委員会委員長<sup>1</sup>の監督と管理委員会の統制の下に実務を執行する常勤役員とする。事務総長は准事務総長を指名することができる。准事務総長は、事務総長がその職務を執行できない場合、または事務総長から委任された場合に、事務総長に代わって事務を執ることができるが、事務総長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。事務総長はまた、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形および指示書に署名する1名以上の管理補佐役を指名することができる。

## 第16章

### ロータリー財団のプログラム (Programs of the Rotary Foundation)

R.I.理事会と管理委員会は、ロータリー財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として、次のプログラムを承認した：

奨学金

研究グループ交換

特別補助金

開発途上国で奉仕する大学教員のための補助金

保健、飢餓追放および人間性尊重プログラム

ロータリー・ボランティア

ポリオ・プラス

奨学金、研究グループ交換プログラムおよび大学教員のための補助金プログラムは、申請書提出最終期日の数カ月前に、地区ガバナーに対して、パンフレットと申請書を送付する。資料が用意されたとの通知を受けたら、クラブは、地区ガバナー、または、日本支局から資料を取り寄せることができる。他の4種類のプログラムの申請書は時期を問わず提出できる。

#### 奨学金

(Scholarships)

大学院課程奨学金、大学課程奨学金、職業研修奨学金、障害者教師奨学金、ジャーナリズム奨学金、特別の目的をもった競争制の奨学金 (Graduate Scholarships, Undergraduate Scholarships, Vocational Scholarships, Teachers of the Handicapped Scholarships, Journalism Scholarships, Special Purpose Competitive Scholarships)

ロータリー財団奨学金の目的は、男女を他

国の教育機関で勉学させることによって、相異なる国民間の理解と友好関係の増進に寄与することである。奨学生は非公式の「親善使節」として行動するよう期待されており、かくして、研究年度中および帰国後、自国と留学国の国民間の理解増進に寄与する機会に恵まれるのである。

各奨学金は、自国から留学地までの往復航空運賃、補助金授与期間中の授業料、必要な書籍および学用品、下宿料および食費を含む。候補者は、志望先を問われるが、管理委員会の裁量で全奨学生は適切な教育機関を指定される。

これら5種の基本的奨学金の性質および目的は類似しており、主な違いは参加者の年齢と教育水準、および研究プログラムの水準と性格にある。

#### 資格

男女共に申請資格を有する。ロータリー財団奨学金候補者は優秀な学生、技術者、ジャーナリストないし教師であるとともに「親善使節」となる可能性をもつものでなければならない。

自国と受入国の国民間の友情と理解の効果的なかけ橋を務めるために、候補者は親しみやすい外向的な性格と、異なる文化をもつ国民の態度および生活様式に対する好意的関心と、自己の考えを即座に効果的に伝える能力とをもっていなければならない。また、自国の歴史、文化、地理、時事問題についても十分な知識をもっていなければならない。

候補者は特に次の諸条件に該当しなければならない：

1) 学業または専門的分野において、あるいは研修または実務において高水準を保持し

てきた者で、かつロータリー財団奨学生として顕著な成果を上げうる可能性を示す者でなければならぬ。

2) 指導性、独創力、熱意、適応性、円熟、目的の誠実さを実証すること。

3) 申請時において、留学国および指定された教育機関で用いられている言語に熟達していなければならない。

4) 他国における厳しい1カ年の研究と旅行に堪えること。

このプログラムの詳細、候補者の資格、申請手続は、「奨学金要覧」(RF2—133—JA)の最新版に記載されている。

#### 受領できる奨学金

管理委員会は、毎年、特定の金額を超過す寄付を行った地区に褒賞枠を授与する。管理委員会が毎年、その金額を定め、この決定を全地区に伝える。地区は、この褒賞枠を奨学金その他の財団プログラムに使うことができる。地区が、褒賞枠の使途を奨学金に決めた場合、大学院課程奨学金、大学課程奨学金、職業研修奨学金、障害者教師奨学金またはジャーナリズム奨学金のうち、地区が希望するいずれか一つを選ぶことができる。奨学金を受領するためには、各候補者は、管理委員会によって、奨学金の必要条件を満たすものと判定された者でなければならない。各地区はまた補欠候補者1名を推薦することになるが、それは正候補者と同種の奨学金を対象とするには及ばない。

管理委員会は、毎年、世界を枠とする競争制の奨学金を授与できる。すなわち、日本研究、開発途上国の農業を専攻する大学院課程の学生のための数カ年にわたる飢餓救済奨学金、他の特別プログラム。

奨学金プログラムに対する地区の責務は、「奨学金要覧」(RF2—133—JA)と「地区ロータリー財団委員会要覧」(RF3—176—JA)に詳述されている。

#### 選考並びに発表

ロータリー財団奨学金候補者を指名する締切期日はR.I.事務局から知らせる。この締切期日は、単に最終的な期日にすぎない。クラ

ブや地区が申請書をエバンストンに早目に提出すればするほど、奨学生は競争率の高い大学を志望することができる。

奨学金は、クラブと地区の推薦に基づいてロータリー財団管理委員会より授与されることが、明確に諒解されていなければならない。

管理委員会による選考結果は毎年12月にロータリー財団の事務総長から発表される。

#### 顧問ロータリアン

奨学金受領者として選定、発表された地区後援の奨学生のひとりひとりについて顧問ロータリアンを任命すること、また、自分の地区に留学する奨学生のホスト顧問ロータリアンを任命することは、地区ガバナーの責務である。

理事会と管理委員会が、顧問ロータリアンの任務を検討し、承認してきた。顧問ロータリアンすべてが、この任務を知り、誠実に遂行するよう強く要望するものである。

## 研究グループ交換

### (Group Study Exchange)

ロータリー財団研究グループ交換は次の三つの目的のために計画された教育的プログラムである：

1) 事業および専門職務に携わる優秀な青年を、他国において計画準備された研究討論プログラムに参加させることによって、その国とその国民並びに諸施設とを研究する機会を与えるため；

2) 善意の人々が、友好的雰囲気の中に相会し、語り合い、生活を共にして、相互の問題や抱負を理解するようになり、かくして個人的接触を永続する友情へと成熟させることにより国際理解を増進するため；

3) 研究グループのチームのために教育的プログラムを作成し、チームを欲待することによって、ロータリアンを、具体的、実際的かつ有意義な国際奉仕プロジェクトに参加させるため。



このプログラムは、異なる国に属す二つの地区で研究グループを交換するものである。それぞれのグループは、十分な資格を備えた事業または専門職務に携わる青年（申請書提出時において25—35歳）と研究グループ交換地区ガバナー代理（チーム・リーダーを務めるロータリアン）によって構成される。チーム・メンバー全員が特定の1地区出身者である。研究グループ交換チームは次のように構成される：

—事業または専門職務に携わる、ロータリアン以外の人5名とロータリアンのチーム・リーダー、または、

—事業または専門職務に携わる、ロータリアン以外の人4人とロータリアンのチーム・リーダーとその配偶者。

地区が、全員男性、全員女性、男女混成のチーム構成を選ぶことができる。

両地区のうち一方が4週間以上6週間以内の期間、グループを派遣する。正確な期間は、派遣地区と受入地区双方の合意によって取り決める。派遣地区は、同年の後日か翌年、相手地区のグループを受け入れる。

補助金は、出発地点から所定の到着地点までの往復運賃を賄えるだけのものであるが、ジェット機エコノミークラス往復運賃を超えてはならない。ホスト地区滞在中の食費、宿泊費、旅費は、地元のロータリアンが負担する。

「事業または専門職務に携わる青年」という言葉は、研究グループ交換チームへの参加申請前に、常勤制の下に少なくとも2年間、一般に認められた事業または専門職に雇用されたことのある男女を意味するのである。参加申請者は居住している国の国民で、候補者の確認をする地区で雇用されているかまたは居住していなければならない。

補助金を受ける資格を取得するためには、地区は、地区大会もしくは地区協議会における決議によって、あるいは郵便投票によって、地区内クラブの3分の2が、本プログラム参加申請を承諾しかつ支持することを表明し、かつ要請された場合は訪問チームのホストに

なることに同意したことを証明しなければならない。

## 選考

クラブは、地元地域社会の全申請者を面接するために、クラブ・レベルの選考委員会を設置する。この委員会は2名以下の申請者を選考、確認する。最終選考前に、クラブは、プログラムに関して、候補者の雇主または同業者と接触し、この人達の協力を得なければならない。

クラブ・レベルで選考された青年男女から研究チームを最終的に選ぶのは、地区研究グループ交換小委員会の責務である。地区ガバナーもこれに協力する。できる限り、個人面接を行うべきである。

地区は、希望する相手地区を表明する機会を与えられるが、最終選考は、ロータリー財団管理委員会が行う。

申請書に記入し、基本的研究計画を同封し、12月15日までに財団に送るものとする。相互交換は、補助金授与発表直後の1年度間に完了しなければならない。但し、両地区で交換が2年にわたるよう延長することに同意した場合はこの限りでない。管理委員会は1月に補助金授与を発表する。

ロータリアンであるなしを問わず人々と接触または講演する際は、チーム・リーダーよりもチーム・メンバーに注目が集まるようにしなければならない。

## 受入地区

研究チームは、到着時点から出発時点までホスト地区の管理下にあるのが普通である。研究計画に他地区が含まれる場合ですら、ホスト地区が、研究計画（日程作成、地元の交通手配、チームの受入、活動の用意など）の立案およびできる限りのホーム・ホスピタリティを引き受け、その責務を負う。他の手続および規定は、「研究グループ交換要覧」(RF3—165—JA)に記載されている。

## 開発途上国で奉仕する 大学教員のための補助金

(Grants for University Teachers to  
Serve in Developing Countries)

管理委員会は、毎年、米貨10,000ドルの補助金を10件、自国以外の開発途上諸国の高等教育機関で教鞭を執っている有資格の男女に授与する。詳細は中央事務局に照会できる。

## 特別補助金

(Special Grants)

ロータリー財団の目的推進に貢献する国際奉仕プロジェクトの開発およびその試みへの奨励策として、管理委員会は、異なる国の人々のあいだの理解と友好関係を増進させることに寄与する適格の教育的または人道的プロジェクトに対するクラブおよび地区の財政援助申請に考慮を払うものである。資格基準は、中央事務局から入手できる。提唱クラブまたは地区は、財団への申請額と少なくとも同額を寄付するのが普通である。特別補助金プロジェクトは、単に個人を受益者とするだけでなく、規模において国際性がなければならぬ。また、援助受領国の一つまたはいくつかのクラブや地区を含む、少なくとも2カ国以上の相当数のロータリアンが積極的に参加するプロジェクトでなければならない。スポンサー・クラブと地区の総寄付額の少なくとも半分は、援助受領国を除いた提唱者側が集めなければならない。次のようなものに、プロジェクトの資金を使ってはならない：土地または建物、給与、学位取得のための教育的プログラム、既に進行中または完了したプログラム、以前に特別補助金を授与されたことのあるプロジェクトと同種のもを同一の提唱者が申請した場合。

特別補助金の申請手続は簡単であり、年度中いつでも申請できる。ロータリー・クラブおよび地区が国際奉仕プロジェクトを入念に検討し、提唱することを決定したならば、申

請書を中央事務局に提出する（書式、RF2-141-JAは日本支局から入手できる）。

申請を受けた財団管理委員会は、そのプロジェクトが資格基準に合致しているか否か、申請を承認するか否か、いくら支給するかについて決定する。提唱ロータリー・クラブあるいは地区は、プロジェクトの実施中および完了後に1回ないし数回、報告書を提出しなければならない。

## 保健、飢餓追放および人間性尊重補助金

(Health, Hunger and Humanity  
Grants)

1977-78年度に、R.I.理事会は、保健、飢餓追放および人間性尊重(3-H)プログラムを設立し、1982-83年度に、理事会は、管理委員会にこのプログラムの全面的管理を引き受けるよう要請した。その目的は、国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることである。この目的は、クラブや地区の資力と人的資源だけでは大きすぎて扱いきれないような大規模なプロジェクトによって推進される。

保健、飢餓追放および人間性尊重補助金の申請は、中央事務局支給の申請書に記入のうえ、管理委員会に提出しなければならない。申請書には、申請理由と規模と目標と予算を記載したプロジェクト案の明確な説明、および地区のロータリアンが目標達成に助力するために何をするか、並びにプロジェクトを援助する他国のロータリアンの職権を記入しなければならない。

プロジェクトは、次のような条件を備えていなければならない：

- 1) 国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として、人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることを目的とするものであること；
- 2) 相当数のロータリアンが進んで参加するものであること；

3) ロータリアン、ロータリー・クラブおよび/または地区からできる限りの支援が得られるものであること；

4) 国際奉仕のプロジェクトであること；

5) 一つのクラブまたは地区、あるいは、クラブ・グループまたは地区グループでは大きすぎること；

6) 長期的に自立していけるという利点のあること；

7) ロータリー財団と国際ロータリーの双方またはいずれかの手を離れてからも、引き続き適当な支援が確保されるものであること；

8) 土地の購入、または、堅固な建物の購入または建設を含まないこと；

9) ロータリー財団または国際ロータリーに補助金の支給以外の責任を負わせるものではないこと。

## ロータリー・ボランティア

(Rotary Volunteers)

本プログラムは、他国でボランティアとして奉仕するロータリアン、財団学友、ロータリーアクターを派遣するものである。ボランティアの力を借りたいクラブと地区、またボランティアになりたいロータリアンは、詳細について、中央事務局に照会することができる。

## ポリオ・プラス

(PolioPlus)

1985年2月に、国際ロータリーは、ロータリー創立100周年の2005年までに、世界からポリオをなくす力になろうという誓約を発表した。1985年6月に、このプログラムは「ポリオ・プラス-全世界の児童に免疫接種を」と名付けられた。ポリオの制圧は、児童の健康を高めるための闘いの一面にすぎないこと、また、ポリオ・プラスは、世界保健機関(WHO)の免疫付与拡大プログラム(Expanded Pro-

grams on Immunization)の目標を支援・補足しなければならないことを認識したからである。さらに、EPI自体が、児童の健康を改善するための、また、年間1,400万人にのぼる児童の死亡数を減らすための、幅広い基礎保健計画の一環であることが、認識されている。1,400万人の死亡数のうち約350万人は、ワクチンで予防できる疾病によるものである。

ポリオ・プラス・プログラムを通じて、ロータリーは、接種が承認されている市、州、国または地域の免疫プログラムに対し、連続5年以上、必要なだけのポリオ・ワクチンを提供する。これは、全国ポリオ予防接種日の一環としてか、WHOの免疫付与拡大プログラム(EPI)を全面的に支援する他の方法によって行う(多くの国々が撲滅という目標に到達できるように、最初の5年が過ぎても、予防接種を支援し続けるために、ポリオ・プラスの資金を使うことができる)。

このようなキャンペーンの対象となった各国では、ロータリアンの委員会が、ロータリアンの専門家や国および地元の保健官と協力して、正規の健康管理機構を補足し、世界的にポリオ撲滅運動に参加協力するために民間の事業および専門職務に携わる人材や物資を活用するように務める。

## 試験的プログラム

(Pilot Programs)

管理委員会は、時々、3カ年を期間として、新プログラムを採択する。試験的プログラムの最近の例は、災害救援(現在、終結)やロータリー平和会議である。

## 財団補助金受領無資格者

(Ineligibility for Foundation Awards)

R.I.理事会と管理委員会は次の点に同意した。奉仕の理想を実証するために、ロータリー財団支援プログラムの下に授与される補助

金は次の者には授与されない：ロータリアン；クラブと地区と他のロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員；前記ロータリアンと職員の配偶者；直系単属（血縁による子または孫、入籍している養子）；直系単属の配偶者；尊属（血縁による両親または祖父母）。

財団への寄付者は、直接または間接、財団プログラムの受益者となつてはならないと現実に定めている方針によって、奉仕の理想は最もよく実証される。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教育的プログラムによって、最もよく実証されるのである。

## 財団学友

(Foundation Alumni)

元奨学生、元研究グループ交換参加者、元大学教員補助金受領者、ロータリー・ボランティアは、すべて、ロータリー財団の学友である。

財団管理委員会は、各地区（単独または、地域か国別のいずれか）に、その地区（または地域か国）に住む全学友のための学友会を設立するよう強く勧めている。

管理委員会の意見では、このような学友会

は、次のような目的の一端に役立つことができる：

1) ロータリー・クラブ会員候補者の宝庫として；

2) ロータリー・プログラムへの支援（例えば、出発しようとしている奨学生または帰国した奨学生の適応指導と助言；社会奉仕プロジェクトの援助）に；

3) ロータリー・クラブと地区に対し、講演とプログラムの提供；

4) 国際親善を築き、維持する、R.I.とロータリー財団の広報プログラムに貢献する；

5) 財団プログラムの財政支援源として；

6) 世界平和という共通の目標を目指して努力する男女グループの一員であるという誇りと共感。

## ロータリー財団月間

(The Rotary Foundation Month)

理事会と管理委員会は、次のことを決定した：毎年11月中、「ロータリー財団月間」を遵守すること；月間中、クラブは少なくとも一つのクラブ・プログラムを財団に充て、さらに、財団の目標に合致するプロジェクト案を事務総長に提出するよう要請されている。また、月間について適切な報道機関すべてに発表すること。(81)

## 第17章

### 財務と表彰に関する事項 (Fiscal Matters and Recognition)

#### 財団資金の支出目的

(Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

R.I.理事会とロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団資金の支出目的について次の決議を採択した：

ロータリー財団の基本財産あるいは収入からの支出は、管理に要する費用を除き、必ず、慈善、科学、文学、教育またはその他 U.S.A. 国内歳入条例、第23(o)2、23(q)2、および101(6)の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、また、ロータリー財団の基本財産も収入も、そのいかなる部分といえども個人的利益のために使用しないこと、また、ロータリー財団の活動の相当な部分が宣伝その他の立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、および最後に、ロータリー財団の解散のときには、その基本財産およびそれより生ずる収入は、本決議の条件に従って支出されるものとするをここに決議する。

#### 寄付金の為替レート

(Rate of Exchange for Contributions)

ロータリー財団管理委員会は、米国ドル以外の通貨によるロータリー財団に対する寄付金の米国ドルへの換算は、このために定められた為替レートによることとしたうえ、以下のことを決定した：

1) ロータリー財団は、7月1日および1月1日に始まる6か月ごとに、その間に用いる寄付金の米国ドルへの換算率を定めるもの

とし、さらに、その換算率の再検討を行い、実際の為替相場に5パーセント以上の変動を生じていた場合にはこれを変更して10月1日および4月1日以降に適用する換算率を定めること。

2) 管理委員会に代わって、事務総長に、7月1日および1月1日以降に適用する換算率を設定し、また10月1日および4月1日以降これを変更する権限を委任すること。

3) 換算率の設定または変更が行われている四半期の間に、ある通貨の米国ドルに対する価値に5パーセント以上の変動があった場合、事務総長は、管理委員会に代わって適切と考える換算率の調整を行うことができること。

4) 毎年、1月1日と7月1日に、向こう6か月間のロータリー財団への寄付に関して実施される換算率をすべての関係地区に通知する。10月1日と4月1日に変更があればこれも通知する。この通知には、適用期間または、これと異なる換算率が決定、通知されるまでは、ロータリー財団への寄付は、この換算率（米国ドルに相当する地元の通貨を具体的に明記する）で領収、入金されるという趣旨の説明を付記する。さらに、財団が授与しているさまざまな表彰を受けるために必要とされる金額を地元の通貨で具体的に言及する。

#### 所得税申告に対する寄付金額の控除

(Deductibility of Contributions on Income Tax Returns)

国によっては所得税申告を行う場合ロータ

リー財団への寄付金は控除されている。クラブ並びに各個人はそれぞれの国においてこのような寄付金が所得税の課税金額から控除されるかどうかを関係当局に確かめてほしい。

米国では、ロータリー財団は、国内歳入法第501項(c)(3)の下に、非課税の人道組織と認められてきた。さらに、米国の国内歳入事務局は、財団を「国内歳入法第509項(a)に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた(1971年12月2日付書簡)。

カナダにおいては、寄付者が所得税法第27節(1)(a)項の規定に従いつその範囲内において課税所得額を計算する際も、もし正規の領収書により立証されるならば、寄付金を控除額として申告することができる。

## 財団に対する資金の募集

(Raising Funds for Foundation)

R.I.理事会並びに管理委員会(1964-65)は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。

地区ガバナーは、国際ロータリーの役員として管轄地区にロータリー財団を推進する直接の責任者であるということを忘れてはならない。世界理解と平和を助長している財団の目的がより知られ、支援されることを目指して財団を推進する責務を負っているのである。

## 財団への寄付

(Contributions to Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎のうえに発展してきた事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか、あるいはそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブ細則を改正したり、ロータリー会員証

にこのようなことを書き入れることは認められていない。

理事会並びに財団管理委員会(1964-65)は、全クラブそして全ロータリアンがロータリー財団への寄付者であるべきだということに意見が一致した。

地区ガバナーは、地区ロータリー財団委員会、地区協議会およびクラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。

各ロータリアン、特に新会員に財団へ毎年寄付し、遺言または資産計画に贈与の旨書きしるすことを考慮するよう奨励しなければならぬ。

管理委員会は、使途指定寄付に関し、次の方針を採択した：

**基本財産への寄付の場合：**

1) 条件付き寄付より、無条件寄付を奨励する。無条件寄付は、管理委員会の定める認定方式の対象となるものとする。

2) 金額を問わず、寄付者は、次の財団プログラムのいずれかを指定して寄付することができる：奨学金；研究グループ交換；保健、飢餓追放および人間性尊重；特別補助金。このような寄付は、ポール・ハリス・フェロー、パーセンテージ順位の対象となるが褒賞枠の対象とならない。

3) 個人(人、財団、会社/法人、政府であって、クラブ、地区、複数の人の合同活動ではない)の行う米貨2万5,000ドル以上の寄付の使途指定は、一つのプログラムの範囲内の現行の財団プロジェクト(これによって予算を増額)または管理委員会の承認しうる新プログラムかプロジェクトに限られる。このような寄付はそれぞれの場合において管理委員会の定める認定方式の対象となる。例外：冠名奨学金および承認済みの特別補助金プロジェクトへの寄付。

4) 管理委員会が寄付金を受理した時点でもはや存在しなかったり、または、十分な資金が調達されているプログラムかプロジェクト

トを指定して寄付した場合は、その寄付は無効とならず、管理委員会によって別の財団プログラムまたはプロジェクトに活用することができる。

#### ポリオ・プラス基金への寄付の場合：

金額を問わず、ポリオ・プラス基金を指定して寄付することができる。このような寄付は、ポール・ハリス・フェローおよびパーセンテージ順位の対象となるが、褒賞枠の対象とならない。

#### 世界理解と平和のための基金への寄付の場合：

金額を問わず、世界理解と平和のためのロータリー財団基金と指定して寄付することができる。米貨2万5,000ドル以上の寄付の収益は、ポール・ハリス・フェローやパーセンテージ順位の対象となり、財団プログラムのいずれかを使途として指定していない場合は、褒賞枠の対象にもなる。

使途指定寄付に関する詳細については中央事務局に照会してほしい。

## 遺 贈

### (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与の希望を記載する場合、寄付者はその受益人として、米国、イリノイ州、エバンストンに本部をおく、非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団と指定するものとする。遺言状に財団について書いた（実際の金額を明記するには及ばない）と管理委員会に通知した人は、管理委員会から美しい記念品を贈られ、中央事務局に陳列されているベネファクター名簿に自分の氏名が加えられることになる。

## パーセンテージ順位

### (Plateau Standings)

クラブの寄付金が、会員1人当たり米貨で10ドルとなったときは、そのクラブは「100パ

ーセント・ロータリー財団クラブ」となる。そして、クラブの寄付金が会員1人当たり米貨10ドルとなるたびに、そのクラブは、次のパーセンテージ順位に進むことになる。

クラブの順位に関する詳細については、中央事務局に照会することができる。

## 寄付の表彰

### (Recognition of Contributions)

「メモリアル・コントリビューター」とは米貨100ドル以上を、亡くなった人を記念して寄付した個人またはクラブである。この証書は故人あるいは寄付をした個人またはクラブの名前で発行される。

米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合その名義人は、申込をすれば、ロータリー財団ポール・ハリス・フェローになったことを認めた証明書、メダル、襟章を贈呈される。

再度米貨1,000ドルを寄付したポール・ハリス・フェローは、特に、ブルーのサファイアが一つ付いた金のラベル・ピンを贈られる。このような寄付を重ねると、最高五つのサファイアの付いたピンを受け取ることができる。この寄付は、新フェローの指名など他のあらゆる年次寄付認定方法の資格も有する。詳細は中央事務局に照会してもらいたい。

米貨1,000ドルに達するまで寄付を続ける意図を明らかにして、最初に米貨100ドルを寄付した個人、または、ある人のためにその寄付が行われた場合はその名義人は、申込をすれば「ポール・ハリス準フェロー」と認められる。そして米貨1,000ドルの満額に達したとき「ポール・ハリス・フェロー」と認定され、「ポール・ハリス・フェロー」の証明書、メダルおよび襟章を受け取ることになる。

財団を生命保険証券の唯一の所有者および受取人とした場合、証券の解約返戻金はポール・ハリス・フェローやパーセンテージ順位の対象となるが、地区褒賞枠の対象とはみなされない。生命保険証券の死亡保険金は、寄

付者が特に別の指示をしない限り、基金のものとなる。

「ポール・ハリス・フェロー」および「ポール・ハリス準フェロー」の方法による寄付は、寄付者の指定したロータリー・クラブの寄付に加えられて、そのクラブがより高いパーセンテージ順位に進むのに貢献することになる。

## 冠名奨学金

(Donor Named Scholarship)

個人または団体は、1学年度年間の留学費用全額を寄付することによって、自己の氏名を冠した奨学金を授与することができる。米貨150,000ドル寄付すると、その元金で1学年度間の留学費用全額の収益を上げられるので冠名奨学金基金に該当し、毎年1件の冠名奨学金を授与できる。詳細は、中央事務局または地区ロータリー財団委員会に照会してもらいたい。

## 奉仕に対する表彰

(Recognition of Service)

管理委員会は、ロータリー財団に対して多くの功勞のあったロータリアンにロータリー

財団功勞表彰状(The Rotary Foundation for Meritorious Service)を授与して、これを表彰している。証明書は受賞者各人に贈られる。ロータリー財団に対する本人の功績が大きくて、地区の範囲を超えていたり、また長期にわたっていたりするもの場合は、管理委員会は、ロータリー財団特別功勞賞(The Rotary Foundation Distinguished Service Awards)によってこれを表彰しており、これに対してはブランクが贈られる。管理委員会は、次の表彰基準を採択した：

1) 財団への顕著で意欲的な奉仕に対して贈るものとする(大変顕著であっても、財団に財政面で寄与しただけの人は、有資格者とはならない)；

2) 財団功勞表彰状を既に受賞した人が、財団特別功勞賞を贈られるのが普通である；また、表彰状受賞と財団特別功勞賞指名のあいだには、通常2年間の期間を置く；

3) 異例の場合を除き、1ロータリー年度に25件以上の特別功勞賞を授与しない、かつ、各ロータリー年度の1地区の表彰状受賞者は1名を限度とするものとする；

4) 財団功勞表彰状または財団特別功勞賞を受賞すると、再度同じ賞を受賞することはできない；

5) ロータリー財団管理委員会は、管理委員を現実を務めているあいだは、両賞の受賞資格はないものとする。



# 第5部 雑則

(MISCELLANEOUS POLICY MATTERS)

第18章 名称と徽章

# 第18章

## 名称と徽章

### (Name and Emblem)

ロータリーという名称は、最初のクラブが会員の事業所で輪番制 (in rotation) によって例会を開いたという慣例に由来している。名詞として、組織全体を指すことが最も多い。また組織の理想や原則を意味する場合もある。「ロータリアン」は、ロータリー・クラブの会員を指す名詞として、また、機関雑誌ロータリアン誌という名称においてのみ使われる。ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブ・グループは、ロータリー以外の名称を採択してはならないし、ロータリー以外の名称の下で運営されてはならない。ロータリーという名称の下で、ロータリー・クラブは R.I. 定款に従って結成されたのである。

## 徽 章

### (The Emblem)

国際ロータリーの公式徽章は、6本の輻と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。“Rotary International”の二つの文字は輪縁の窪んだ所にある。輪を縁で立てて見ると、“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さを占め、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さを占める。この二つの窪みのあいだに位置して文字のない二つの窪みが両側にある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従って2単位であり、また、窪みと内外の輪縁との間隔は1.5単位である。輻は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っ

ているときは、向かい合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側にややふくれている。従って輪歯と輪歯のあいだの空間はほぼ機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

	単位
全体の直径	61
中心から輪歯の基部まで	26
輪歯の輻 (内端) から輪歯の基部まで	8½
こしきの直径	12
軸の直径	7
輻	
輪縁と接する点における輻	5
軸の中心における輻	7
楔穴の垂直断面	
輻	1¾
深さ	7/8
輪歯	
基部の輻	4¼
先端の輻	2¼
長さ	4½
文字の刷り込み	
窪みの輻	5½
文字の長さ	4

輪が奉仕を一層象徴するように、前述のデザインに楔穴を加えた。さらに、輻の位置を定めた。襟章は小さいので、楔穴を組み入れる必要はないと言えよう。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。すなわち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤルブルーとする。窪みの“Rotary”と“International”の文字

は金色で、中心と楔穴は空白とする。(80—102)

### 役員用としてバッジおよび徽章の変更は認められていない

(Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)

徽章は、どのような方法であろうとも、改造、修正してはならない。また所定の形以外のものを複製してはならない。

ロータリアンがそのロータリーにおける役職を示すために特殊のバッジ、宝石あるいはリボンなどを使用することは、職業人の団体にはふさわしくない。従って、このような等級別徽章は承認されない。但し、地元の慣習がこれと異なる国を除く。また、ロータリアンの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札あるいはリボンはこの対象外とする。(28, 55)

### 名称および徽章の保護

(Protection of Name and Emblem)

「Rotary」という文字は辞書に記載されている文字であるから、この文字を独占して使用することはできない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もしRotaryという文字が他の人々に使われて国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合はこれを止めさせることができる。R.I.の名称および徽章の不当な使用にR.I.が抗議し、それが法的にも認められてきた事例からも明らかであるように、これは止めさせることができるのである。

ロータリアンの徽章は、米国特許局の登記原簿に奉仕団体のマークとして登録された。また米国においては、商標並びに集团的会員制度のマークとしても登録されている。ロータリーという名称も米国特許局の登記原簿に登

録された。このような登録により最近国際ロータリーは他の者がロータリアンの徽章を使用できないようにすることに成功しており、またロータリーと無関係の者がロータリアンの名称を使用し、ロータリーと関係があるようにみせたり、思わせたりして人々を混乱させるような場合にはロータリアンの名称を使用させないようにすることが可能になった。

### 徽章の使用認可

(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリアンの徽章を付した物品(例えば、襟章、バッジ、装飾用品、道路標識など)の製造販売を出願する個人や商社は多数にのぼっている。

R.I.徽章を全ロータリアンのためにのみ使うためにR.I.の徽章を保持保存するというR.I.の責務に照らして、また徽章の正確な複製並びに使用許可制を保持するばかりでなく、法的地位についてもこの目的に沿って尽力するという観点から、理事会は、商社および個人のロータリー徽章の製造、販売、使用の免許料および使用手続を定めた。

二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリアンの公式色すなわちロイヤルブルーおよび金色のみで印刷しなければならない。

徽章は他のいかなる徽章または名称と組み合わせる製造したり使用されてはならない。

免許されたマークは(免許されたマークの使用ができる国際ロータリーおよびロータリアンの加盟クラブを除き)、いかなる方法においても、いかなる人、商社、または企業体の商用便箋または商用名刺に印刷されまたは使用されてはならない。

徽章はその商標としていかなる人、商社または企業体によっても使用されてはならないし、また“ロータリー”または“ロータリアン”という言葉はいかなる人、商社または企業体によっても、その製造または販売する商品の商用名または商標として、あるいはその記述に用いられてはならない。

免許されたマークは、ロータリーの考で、不道徳、ごまかしたまたは不面目なものから成りまたは含んでいると思われる製品に使用、併用されてはならない。あるいは人間、公共団体、信仰または国家の象徴を傷ついたり、不当に示唆したり、あるいは侮辱または悪評に導くような製品に使用、併用されてはならない。(61)

## 名称および徽章の正しい使用 および不当な使用

### (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする(R.I.定款第12条)。

国際ロータリー並びにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章またはその他の記章を他の名称または徽章、バッジと組み合わせることは国際ロータリーの承認しないところである(R.I.細則第15条)。

R.I.のいかなる役員も、他の団体の役職または一員であることと関連させて、R.I.役員としての地位を公表してはならない。但し、R.I.理事会の同意ある場合を除く。(80-102)

ロータリー・クラブの会員が、政治運動促進のためにロータリーの名称と徽章、ロータリー・クラブ会員名簿または他のロータリアン名簿を使うことは、ロータリーのプログラムの枠内のことではない。政治的利益を得る手段としてロータリーの親睦を使うことは、ロータリー精神に反することである。(82)

ロータリーの徽章の次のような使用は認められている：

1) 国際ロータリーもしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用紙および

印刷物に使用する場合：

- 2) 公式のロータリー旗に使用する場合；
- 3) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、バナー、装飾用品並びに印刷物、国際ロータリーおよび加盟クラブの備品並びに設備に使用する場合；
- 4) 加盟クラブの道標に使用する場合；
- 5) ロータリアンとその家族の着用する襟章に使用する場合。

次のような場合は不当な使用である：

- 6) 商品の商標あるいは特別銘柄として使用する場合；
- 7) 他の徽章あるいは名称と組み合わせる使用する場合(但し、\*後述の場合を除く)；
- 8) ロータリアン個人の商用便箋あるいは名刺に使用する場合；
- 9) 営利を目的として使用する場合。

次のような徽章の使用は許されるであろう：

ロータリアンおよびその家族の個人的に使用する物品および季節の挨拶状に使用する場合。

次のような徽章の使用には賛成できない：

ロータリアンの事務所の前や窓に使用する場合。

国際ロータリーの名称を刷りこんだ書簡用紙は、R.I.の次期役員、現役員、元役員および会長または理事会が各種役職を務めるよう任命したロータリアンのみが使うものとする。但し、役職を記載する場合、その年度を明確に記載しなければならない。(82)

\*ロータリー関係のプログラムを物語る名称または他の徽章を含むデザインにロータリーの徽章を組み入れることはできる。但し、このデザインは、理事会のみの管理下におかれ、さらに、どのような場合であっても、このデザインは、何らかの形でロータリー徽章を組み入れたラベル・ピンとして展示することも使用することもできない。(83)

クラブまたは地区の活動に関連させて、「ロータリー」という名称を使うこと

(Use of Name "Rotary" in Connection with Club or District Activities)

クラブまたはクラブ・グループの活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使う場合、その活動は、このようなクラブまたはクラブ・グループに直接関連させるべきであり、直接にも間接にも国際ロータリーに関連させてはならない。ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブ・グループの全面的管理下でない活動の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。または、ロータリアン以外の人または団体を会員とする団体の名称の一部として、または、その名称とともに、「ロータリー」という語を使うことは承認されていない。(60)

クラブまたは地区の財団活動とともに「ロータリー」という名称をロータリー・クラブまたはクラブ・グループが使うことに反対するものではない。但し、(1)このような使い方は、活動を、国際ロータリーでなく関係クラブに関連させるものでなければならない；(2)「国際」という語は、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに、使ってはならない；(3)クラブまたは地区の財団活動の名称は、クラブまたは地区名から始まらなければならない；(4)クラブまたは地区の財団活動とともに、「ロータリー」および「財団」という語を使うときは、「ロータリー」と「財団」という語を離して使わなければならない。(63)

### 諸団体による名称の使用は認められていない

(Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、

他の団体が、ロータリーという語を使い、ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブが国際ロータリーの関係団体であるかのように述べたり、示唆することは認められていないし、また、許されていない。(47, 62)

定款および細則また年次国際大会あるいは国際ロータリー理事会の決議によって認められたものでなければ、「Rotary Club」、「Rotary International」、「Rotary」あるいは「Rotarian」等の文字の使用は禁止されている。従ってすべての加盟クラブおよび個々のロータリアンは皆この規定に従わなければならない。

加盟クラブは地域的出版物の名称の一部として「Rotarian」という言葉の使用を控えるべきである。(80-102)

### 青少年クラブおよび同種の団体による名称徽章の使用

(Use of Name and Emblem by Boys Clubs and Similar Groups)

多くのロータリー・クラブは青少年クラブに関心をもっており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもある。また、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」あるいは「ロータリアン」の文字が入っている場合もある。ロータリーと関係のあることを示すような徽章や記章を使用したがつているクラブもある。

すべてのロータリアンは、ロータリーという模範を見習おうとしている団体に思いやりある援助と激励を与えてほしい。しかし、このような団体またはグループの目的がどんなに価値があっても、R.I.はロータリーの名称または徽章を使用させることを認めない。そうでなければ、ロータリアンのためにのみロータリーの名称と記章を保存することは危機に瀕する。このような見解を抱いているからといって、各種団体またはグループがロータリー・クラブを範とすることに賛成しないと

いうのではない。このような団体およびグループが、ロータリーの名称と記章を侵害することなく適切な名称および記章を考案するものと考えているのである。(39)

### 建築関係での名称の使用

(Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーへの波及を避けるために、いかなるロータリアン・グループ、ロータリー・クラブ・グループ、R.I.地区も、家屋その他の建物の建設、購入に当たって、「国際ロータリー」という名称を使用すべきではない。このような事業のために会員に資金を割り当てて募金することは賛成できない。(44)

### ロータリーの色

(Rotary Colors)

国際ロータリーの色はロイヤルブルーおよび金色である。(80-102)

### ロータリー旗

(Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、縁の窪んだ四つの部分はロイヤルブルーでなければならない。窪みの“Rotary”および“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字をまた、輪の下部に都市、州、省あるいは国家の名称を記入することができる。(80-102)

### ロータリーの標語

(Rotary Mottoes)

「超我の奉仕」「Service Above Self」と「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」「He Profits Most Who Serves Best」が、ロータリーの公式標語である。前者がロータリーの第1標語である。(50-11, 51-9, 89-145)

### ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

公式名簿の「序文」には次のように記述されている：国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへ情報を伝えるために毎年出版されている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもならない。

従って、ロータリアンが自己の商取引に営利を目的として公式名簿を利用することは妥当でない。(29)

### 配布に関する方針声明

(Statement of Policy Concerning Circularization)

R.I.の公式名簿にせよ、あるいは地区またはクラブの会員名簿にせよ、ロータリアンまたはロータリー・クラブ、地区は、これを文書配布を目的として利用してはならない、ということが慣行として確立されている。(36)

### ロータリー・クラブおよび

### ロータリアンの名簿

(Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

R.I.は、理事会の同意がなければ、目的のいかに問わず、通常、ロータリアン名簿を他に提供しない。(20)

クラブ会員の名簿を入手したい人は、そのクラブ自身から入手するか、あるいは会員名簿を他へ提供することを承認した中央事務局宛の当該クラブの書面を、まず手に入れなければならない。

地区ガバナーが国際ロータリー事務総長に地区内の全会員の名簿を請求した場合、地区内の全クラブがこのことについて同意しているということをガバナーが保証した場合に限り、事務総長はガバナーに名簿を支給することになっている。(37)

クラブ名簿あるいはクラブ役員または委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の合法的な要請がある場合、あるいは事務総長、国際ロータリー理事会または執行委員会の同意がある場合はこの限りでない。(40, 83)

他の団体に対してクラブまたはロータリアンの名簿を提供したり、ロータリー文献を配布したりすることは、国際ロータリーまたはその加盟クラブの活動範囲内にあるとは考えられていない。(54)

# 第 6 部 組織規定

(CONSTITUTIONAL DOCUMENTS)

国際ロータリー定款

国際ロータリー細則

標準ロータリー・クラブ定款

推奨ロータリー・クラブ細則

国際ロータリーのロータリー財団細則

ロータリー用語語彙

索引



国際ロータリー  
定 款

171頁—174頁

## 定款細則の番号の付け方

定款細則中に、各種数字や記号が含まれているが、その順序を一例として挙げる。

第4条：第3節；(a)項；(1)；パラグラフ；(iv)サブパラグラフ。

## 国際ロータリー定款

条	題 目	頁
1	名称および性格	171
2	目 的	171
3	綱 領	171
4	会 員	171
5	理 事 会	172
6	役 員	172
7	管 理	172
8	国 際 大 会	173
9	規 定 審 議 会	173
10	会 費	173
11	ロータリー財団	174
12	会員の名称と徽章	174
13	細 則	174
14	解釈の仕方	174
15	改 正	174

## 国際ロータリー定款

### 第1条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。  
国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

### 第2条 目的

国際ロータリーの目的は：

- (i) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；
- (ii) 国際ロータリーの活動を調整し、全般にこれを指導すること。

### \*第3条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第4条 会員

#### 第1節 構成

国際ロータリーの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するロータリー・クラブをもって構成されるものとする。

る。

#### 第2節 所在

細則の別段の規定によるほか、1市、1行政区または1市政区域から一つのロータリー・クラブを加盟させるものとする。

#### \*第3節 クラブの構成

(a) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える人々によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示すところに該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない；

善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか；

または

(ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

または

(iii) 一般に認められた有益な事業または専門職務の地方代理店または支店を管理権をもって担当する地方代理人または支店代理人または支店代表者を務めていること；

そして

以上いずれの場合も、同人がクラブにおいて分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっており、そしてその事業場、またはその住居がそのクラブの区域限界内、もしくはクラブの存在する市の行政区区域内、または直接に隣接するクラブの区域限界内にあることを要する。

(b) 報道機関、宗教、外交官の職業分類、および、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があつてはならない。

\*1989年規定審議会において改正。

(c) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブの正会員以外の会員種類をシニア・アクトブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員と呼ぶと規定している。そして国際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 本定款もしくは国際ロータリー細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、ロータリー・クラブは、その所在する区域を管轄する法律に反しないならば、会員の性別を一つに限定しても差し支えない。

#### 第4節 定款および細則の承認

国際ロータリー加盟認証状を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの定款および細則並びにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

### 第5条 理事会

#### 第1節 構成

理事会は国際ロータリーの管理主体であって、定員を18名とする。国際ロータリーの会長は理事会のメンバーであって、その議長となるものとする。国際ロータリーの会長エレクトは理事会のメンバーとする。16名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるものとする。

#### 第2節 権限

理事会は本定款および細則に従って国際ロータリーの業務並びに資金の支配と管理を行うものとする。かかる支配と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、国際ロータリーの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会はいかなる場合にも、その時点における国際ロータリーの純資産を超える負債を生ぜしめてはならな

い。

### 第3節 幹事

国際ロータリーの事務総長は理事会の幹事を務めるものとする。事務総長は理事会の議事について投票権をもたないものとする。

### 第6条 役員

#### 第1節 名称

国際ロータリーの役員は、会長、副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長および名誉会計とする。

#### 第2節 選挙の方法

国際ロータリーの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

### 第7条 管理

#### 第1節

グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、国際ロータリーの管理上の地域単位を形成するものとし、これを“グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー”と呼ぶものとする。

#### 第2節

クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款および細則の規定に適合するものでなければならない：

- (i) 理事会によるクラブの直接管理。
- (ii) 地区に編成されている地区では、地区ガバナーによるクラブの直接管理。
- (iii) 地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの場合、地区ガバナーの管理に加えて、理事会が適切と考えかつ規定審議会または国際大会が承認した方式による管理。
- (iv) 管理上の地域単位であるグレート・ブ

リテンおよびアイルランド内国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの権限、目的および職務は、規定審議会または国際ロータリー国際大会によって承認されたグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款の条項並びに国際ロータリーの定款および細則に定められているところに従うものとする。

## 第8条 国際大会

### 第1節 時期および場所

国際ロータリーの大会は、理事会の決定する時と場所において毎年4月、5月または6月に開催されるものとする。但し、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

### 第2節 臨時国際大会

非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を招集することができる。

### 第3節 代表

(a) すべて国際大会においては、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利をもつ。名誉会員を除く会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名または端数が26名以上の場合さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利をもつ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定すべきものとする。クラブはそのクラブのもつ1または2以上の投票を行使する権限を1名の代議員にゆだねることができる。

(b) 各クラブは、国際ロータリーの大会に代議員たるそのクラブの会員または委任状による代理者を送り、大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

### 第4節 特別代議員

国際ロータリー役員および元会長で、現在

も会員(名誉会員を除く)としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

## 第5節 選挙人および投票

正規の信任状をもつ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めるところに従って行われなければならない。

## 第9条 規定審議会

### 第1節 目的

国際大会が、細則に従って、制定案および決議案を審議、決定する場合を除き、規定審議会が、国際ロータリーの立法機関を成すものとする。

### 第2節 時期および場所

規定審議会は3年に1度開催される。審議会は立法年度に開催される国際大会閉会予定日の120日以前に招集されるものとし、その時期および場所については理事会がこれを決定する。

### 第3節 手続

審議会は、正規の手続によって提出されたすべての制定案および決議案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの決定にのみ従うものとする。制定案または決議案の採択に関して審議会の行った決定に反対の意思を表示したクラブの票が事務総長に提出され、それが所定数に達した場合は、当該制定案または決議案は、次の国際大会における投票人の票決に付せられるものとする。

### 第4節 議員

審議会の議員については細則に規定するところによる。

## 第10条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、国際ロータリーに納付するものとする。

## 第11条 ロータリー財団

国際ロータリー理事会またはロータリー財団管理委員会は、両者または一方が適切と考える条件の下に、いかなる贈与、不動産遺贈、金銭の遺贈、財産または財産から生じる収入の遺贈をも受け取ることができる。このような贈与、不動産その他の遺贈は、無条件贈与であると、贈与者または遺言者が使途および委託を指示した信託であるとを問わない。但し、細則または国際ロータリー国際大会の定める制約に従うものとする。すべてこのような贈与、不動産その他の遺贈は、理事会が国際大会決議によって与えられた権限によって随時留保する国際ロータリー剰余金とともに、ロータリー財団資金の一部を構成するものとする。

## 第12条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして認められ、国際ロータリーの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

## 第13条 細 則

規定審議会または国際ロータリー国際大会は、国際ロータリー管理のために、本定款のほか、本定款に反しない細則規定を採決し、また、改正することができるものとする。

## \*第14条 解釈の仕方

本国際ロータリー定款および国際ロータリー細則、標準ロータリー・クラブ定款の全部にわたって男性代名詞 (he, his, him) は女性をも含むものとする。

## 第15条 改 正

### 第1節 時 期

本定款の改正は、規定審議会において、出席しかつ投票を行う者の投票の3分の2によってのみ行うことができる。但し、この定款を改正しようとする制定案の採択に関して審議会の行った決定に反対の意思を表示した所定数のクラブの票が事務総長に提出されたため、国際ロータリー細則第8条第10節(h)項の規定による国際大会の決定を必要とするに至った場合は、この定款の改正は、規定審議会の直後に開かれる国際大会において、当該改正案が国際大会に付議されたときにおける出席投票選挙人の投票の3分の2によって行うことができる。

### 第2節 提案者

本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの審議会または大会、規定審議会、または理事会によってのみ提案されるものとする。

### \*第3節 手 続

本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日までに事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開催される期日の120日前までに規定審議会全構成員と各クラブの幹事に郵送しなければならない。

規定審議会は、適法に審議会に提出された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

\*1989年規定審議会において改正。

国際ロータリー  
細則

177頁-219頁

## 国際ロータリー細則

条	題 目	頁
1	国際ロータリーの加盟会員	177
2	加盟の終結	178
3	クラブの会員身分	179
4	理 事 会	181
5	役 員	182
6	立 法 手 続	184
7	国 際 大 会	185
8	規 定 審 議 会	187
9	指 名 と 選 挙	191
10	管 理 上 の 集 団	205
11	管 理 上 の 単 位	205
12	地 区	205
13	委 員 会	212
14	財 務 事 項	215
15	名 称 と 徽 章	216
16	そ の 他 の 管 理 上 の 事 項	216
17	機 関 雑 誌	217
18	ロ ー タ リ ー 財 団	218
19	補 償	218
20	改 正	218



## 国際ロータリー細則

### 第1条 国際ロータリーの加盟会員

#### \*第1節 クラブの加盟承認

(a) クラブの国際ロータリーへの加盟承認申請書は、理事会に提出するものとする。加盟申請書には、各クラブが支払うべき加盟金として、理事会が随時定める、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額を添付しなければならない。理事会は、かかる申請を承認または拒否する権限をもつ。加盟は、申請が承認された日をもってその効力を生ずる。

(b) 一つの市、区、自治体地域、または、それ以外の都市部が農村地域に、一つまたは二つ以上のクラブを結成することができる。但し、明確に区画することのできる地域が存在し、その地域内に、少なくとも新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が含まれていなければならない。さらに、新クラブの結成によって影響を受ける区域を保持する既存クラブがあれば、その承認も受けなければならない。

(c) 区域限界を同じくする二つ以上のクラブを一つの地域に結成することができる。但し、その地域を既に保持または共有しているクラブの過半数が、区域の共有を承認しなければならない。承認を必要とするクラブ数が二つだけの場合には、(e)項に規定される、会員の過半数の投票とは、2クラブの連結投票による集計でなければならない。

(d) また、アディショナル・クラブ結成予定の区域にあるクラブの過半数が、新クラブ結成予定区域を割譲した場合も、一つの地域に二つ以上のクラブを結成することができる。この割譲をした既存クラブは、割譲区域の人で、その事業、担当経営業務または専門職務活動の範囲が、割譲をした既存クラブの区域にわたっている者を、自己のクラブに入会させる権利を自己の意思で留保できる。この措置は、前記のアディショナル・クラブを

拘束するものとする。

(e) 区域の一部割譲、一つまたは二つ以上の新クラブあるいは既存クラブとの区域共有は、例会において出席会員の過半数の賛成投票によって承認されなければならない。これに関する議案の通知は、前記例会の少なくとも10日前に、会員に郵送されていなければならない。

(f) 区域の一部割譲もしくは共有を含むアディショナル・クラブ結成案が、アディショナル・クラブの結成が提案されている区域内のクラブによって、または複数のクラブの場合そのクラブの一つによって、否決された場合、地区ガバナーあるいはR.I.理事会が、この件をクラブ会員に提起して再審議を求めよう指示することができる。理事会または地区ガバナーが、再審議の指示後、6カ月以内にクラブの否決の通知を受理しなかった場合には、理事会に、区域の共有または割譲を承認する権限がある。区域の割譲もしくは共有を再度否決するためには、定足数に達した例会で、出席し投票する会員の3分の2の投票を必要とする。

(g) 本節の(e)項と(f)項の規定にもかかわらず、地区ガバナーの判断で、アディショナル・クラブ結成のための必要かつ十分な理由があるなら、理事会は、関係クラブの承認を得ることなく、区域の割譲または共有を承認できる。ガバナーは、その勧告に当たって該当する拡大調査報告書を提出することになっている。

(h) それぞれ区域限界を異にする、二つ以上のクラブが一つの地域に結成されている場合、理事会は、関係クラブすべての申請があれば、同一の区域限界を共有するよう指示することができる。

#### \*第2節 標準ロータリー・クラブ定款

(a) 国際ロータリーによって採択され、

\*1989年規定審議会において改正。

時々改正の行われた標準ロータリー・クラブ定款は、1922年6月6日よりも後に加盟を承認されたすべてのクラブによって採択されなければならない。

(b) 標準ロータリー・クラブ定款は、本細則の改正について規定されているところと同様の方法によって改正することができる。かかる改正は、自動的に、標準ロータリー・クラブ定款を採択している各クラブの定款の一部となるものとする。

(c) 1922年6月6日よりも前に加盟したすべてのクラブも、標準ロータリー・クラブ定款を採択するものとする。しかし、標準ロータリー・クラブ定款と異なる規定を一つまたはいくつか含む既存定款をもつクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。但し、異なる規定の正確な全文を1989年12月31日までに国際ロータリー理事会に送付し、理事会の確認を受けておかなければならない。それぞれのクラブ特有の規定は、そのクラブの標準ロータリー・クラブ定款の補遺規定としてのみ使用され、時折、改正される標準ロータリー・クラブ定款に近づけるため以外はクラブで改正することはできない。

(d) 特殊な事情のある場合、または国、州、もしくは県等の法令および慣習に従うために必要な場合、理事会は、そのいずれかの会合において、出席しているそのメンバーの3分の2の多数をもって、国際ロータリー定款および本細則に反しない場合に限り、標準ロータリー・クラブ定款およびその改正規定と異なるクラブ定款の規定を承認することができる。

## 第2条 加盟の終結

### 第1節 不 払

会費または国際ロータリーに対するその他の金銭的債務の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

### 第2節 懲 戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、

聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは会員資格停止処分に付し、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。但し、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行われる少なくとも30日前に、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。理事会の決定は、本細則第4条第2節に定める国際大会への提訴があった場合のみを除き、最終とする。

### 第3節 脱 会

いずれのクラブも、国際ロータリーに対する金銭上その他の義務を完済している限り、加盟から離脱することができる。理事会が離脱通告を受理したときは、その離脱は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

### 第4節 機能の喪失

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に行わず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会は、そのクラブの加盟を終結させることができる。

### 第5節 再結成

加盟を終結させられたクラブが再び結成された場合、または同じ土地に新クラブが結成された場合、理事会はその再結成または新設されたクラブに加盟の承認を与えるに当たり、これに加盟金の支払を求めるか否か、または、国際ロータリーに対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを、決定する権限をもつものとする。

### 第6節 引渡し

国際ロータリーにおける会員籍が終結したときは、その元クラブは、国際ロータリーの財産に対する所有権を失ったもの、または失うに至るものとする。但し、会員籍にあるあいだは、国際ロータリーの名称、徽章その他の記章を使用する権利を有するものとする。この権利は、そのクラブの加盟会員籍が終結

したときに消滅するものとする。

事務総長は、クラブの加盟認証状を回収するための措置をとる義務を負うものとする。

### 第3条 クラブの会員身分

#### 第1節 種類

ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員および名誉会員とする。

#### 第2節 正会員

国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

#### 第3節 アディショナル正会員

(a) クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の事業または専門職務に現実に従事している者をもう1人正会員に推薦することができる。クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつて他のロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実に関わっている事業の場所またはその住居がクラブの区域境界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。但し：

- (i) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする。
- (ii) 本節本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域境界内でそのクラブにおいて本人が分類されて

いた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

- (iii) このアディショナル正会員は、本節(a)項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(c) 職業分類の保持者の正会員身分が終了したか、または、その保持者がシニア・アクティブ会員になった場合、あるいは、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、本節(a)項および(b)項の下に選ばれたアディショナル正会員身分は次のように扱われるものとする。

- (i) このようなアディショナル正会員が1名しかない場合、この人は自動的に正会員となり、職業分類の保持者となるものとする。
- (ii) アディショナル正会員が2名いる場合、そのとき、クラブはそのうち1名を選挙して、正会員とし、職業分類の保持者とするものとする。
- (iii) 前述の(ii)項の規定に従って、アディショナル正会員の1人が正会員に選ばれたとき、もう1人のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

#### 第4節 シニア・アクティブ会員

(a) クラブの正会員またはバスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびバスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (i) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者、
- (ii) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者、
- (iii) 現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者、
- (iv) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった

時点においてシニア・アクチブ会員であった者またはシニア・アクチブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクチブ会員に選ぶことができる。

(c) シニア・アクチブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。

(i) シニア・アクチブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、

(ii) 本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

クラブは、シニア・アクチブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

#### \*第5節 パスト・サービス会員

(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのバスト・サービス会員に選挙されることができる。但し、一つまたはいくつかのクラブで通算3年以上正会員であったか、あるいは、会員歴にかかわらず55歳に達していなければならない。このような元会員は、他のすべてのバスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員の身分を失ったときまたはその後いつでも、バスト・サービス会員に選ばれることができる。事業または専門職務からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをバスト・サービス会員に選挙することはできない。バスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

(b) 本人に落度が無いのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決定によって、バスト・サービス会員に選ばれることができる。

(c) バスト・サービス会員は、事業または専門職務の職業分類を代表しないこと、シニア・アクチブ会員になることができないこと

(但し本条第4節(a)項に規定されている場合を除く) および本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことの3点を除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

#### 第6節 二重会員

同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクチブ会員またはバスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員、シニア・アクチブ会員、バスト・サービス会員、名誉会員の資格を同時に保持することはできない。

#### \*第7節 名誉会員

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない。クラブのいかなる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

#### 第8節 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社および/またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款および本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

#### 第9節 公職

一定の任期を限って選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

\*1989年規定審議会において改正。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙または任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

#### 第10節 会員身分の制約

本細則第1条第2節に規定されているが、いかなるクラブも、国際ロータリー加盟年月日に関係なく、クラブの定款またはその他の規定によって、クラブの会員身分を人種、皮膚の色、信条または国籍に基づき制約すること、もしくは国際ロータリー定款または本細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課することはできない。本細則本節の規定に反する、いかなるクラブ定款のいかなる規定、その他によるいかなる条件も無効とし効力はないものとする。

#### 第11節 国際ロータリーの職員

クラブは、国際ロータリーと雇用関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇用関係の続く限り保持せしめることができる。

## 第4条 理事会

### 第1節 任務

国際ロータリーの理事会は、国際ロータリー一目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理およびロータリーの独創的組織の保全、並びにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。

### 第2節 権限

理事会は、国際ロータリーの管理主体を成すものとし、その決定は、定時または臨時の国際大会に提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開催の少なくとも30日前に、国際ロータリーの事務総長に提出しなければならない。

### 第3節 管理および監督

理事会は、国際ロータリーの役員、役員エ

レクト、役員ノミニーおよび委員会の全部に対する総括的管理および監督を行い、然るべき理由がある場合には、聴聞を行ったうえ、理事会全員の投票の3分の2によって、役員、役員エレクト、役員ノミニーまたは委員を罷免することができる。但し、問責書およびかかる聴聞の行われる時と場所を明示した通知が、聴聞の行われる少なくとも60日前に、本人に直接もしくは書留郵便によって、届けられていなければならない。この聴聞においては、弁護人を本人の代理人とすることができる。地区ガバナー・ノミニーの場合、理事会は、このほかに、本細則第12条第7節に規定されている権限をもつものとする。

### 第4節 会合

(a) 理事会は、理事会が決定する時および場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各会計年度ごとに少なくとも2回開かなければならない。

(b) 次の会計年度に理事会のメンバーとなる者の暫定会合が、年次国際大会の終了直後、次期会長の定める時と場所において、開催されなければならない。7月2日以後のいずれかの日に、定足数を満たした理事会、または本条第5節に述べられている通信方法のうちいずれかによって理事の過半数が、前記暫定会合で行われた決定を承認したときは、暫定会合およびその会合で行われた決定は、暫定会合が前記の7月2日以後の日に行われた場合と同様の効力を有するものとする。

(c) いかなる理事会の会合においても、定款または細則によってより多くの投票を必要とされる場合を除き、理事会のメンバー5名をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

### 第5節 通信による投票

理事会は、会合を開かないで、会長から、または会長の承認を得て、理事会に回付された事項を、郵便、電信、無線電報または電話

によって票決する方法によって、議事を処理することができる。理事会のメンバーの過半数が投票を終了している場合には、回付の日から30日を経過したときをもって、投票が締め切られたものとみなし、また、前記の期日前であっても、理事会のメンバーの過半数が賛成票を投じたときまたは反対票を投じたときは、そのときをもって投票が締め切られたものとみなす。

#### 第6節 執行委員会

理事会は、3名以上5名以下のメンバーにより構成される執行委員会を任命することができる。理事会はこの委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、既に国際ロータリーの方針が確立されている、執行または管理の性格をもつ事項について、理事会に代わって決定を行う権限の行使を委任することができる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務権限によってその任務を行うものとする。

#### 第7節 監査委員会

理事会は、3名以上5名以内の委員によって構成される監査委員会を設置するものとする。監査委員会は、国際ロータリーの財務報告、外部監査、内部の会計管理と内部監査システムに注意を払い、理事会の定めた、本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行しなければならない。

#### 第8節 欠員

(a) 理事に選挙された時期と任期の第1年目を終わるときとのあいだに、何らかの理由で理事に欠員が生じた場合には、その理事を指名したゾーン、地理的集団または地域内のクラブは欠員となった理事の残存任期を務める後任の理事ノミニーを選出して、理事会による選挙に備えるものとする。このようなノミニーの選出は、可能な限り、当該ゾーン、地理的集団または地域が理事ノミニーを選出する場合の手続に従って行うものとする。手続の具体的詳細は会長の定めるところによる。

このような選出が本細則の定める指名委員会手続によって行われる場合において、欠員

の生じた年度に当該ゾーン、地理的集団または地域に理事指名委員会が設けられていたときは、その委員会が、その任務のほかに、欠員理事の残存期間を任期とする理事ノミニーの選出に関する任務を行うものとする。

このような指名委員会が設けられていない場合には、空席となった理事の選出に関する任務に当たった指名委員会が、その空席を埋めて残存任期を務める理事ノミニーの選出に関する任務を行うために、会長によって再任命されるものとする。

本節上述の規定に従って空席を埋め、残存任期を務める理事ノミニーを選出した後、そのノミニーを理事とする選挙は、理事会が、会長の決定するところに従い、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、これを行うものとする。

(b) 理由のいかんを問わず理事の欠員が、その理事の就任第1年度終了のときとその任期満了のときとのあいだに生じた場合は、残余の理事が、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、欠員の生じた当該ゾーン、地理的集団または地域から、残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。

(c) 上述の規定によることができないような不測の場合が生じたときは、とるべき手続を会長が決定するものとする。

## 第5条 役員

### 第1節 選挙

(a) 会長および理事は、以下に定める規定に従い、年次国際大会において選挙されるものとする。

(b) 毎年、次期理事会の暫定理事会会議において、次期会長は、副会長を選任するものとする。

次期理事会は、その暫定理事会会議において、そのメンバーのうち任期の第2年目を務めることとなる者の中から、7月1日から向こう1カ年を任期とする財務長を選出するものとする。

(c) 事務総長は理事会が選任し、その任期は選任後の7月1日に始まり、5カ年を超えないものとする。事務総長の任期の終了する年に、理事会はその年の3月31日までに事務総長を選び、事務総長はそのあとの7月1日に就任するものとする。事務総長は再選されることができる。

## 第2節 資格条件

(a) 国際ロータリーの各役員は、クラブの名誉会員以外の暇疵なき会員でなければならない。

(b) 国際ロータリー会長候補者は、かかる候補者として推薦される以前に国際ロータリーの理事としてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

(c) 国際ロータリーの理事候補者は、かかる候補者として推薦される以前に国際ロータリーの地区ガバナーとしてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

## 第3節 任期

(a) 会長および各理事を除き、国際大会において選挙される各役員は、その選挙された国際大会が終了した直後の7月1日に始まるものとする。但し、特別な事情のある場合には、理事会は、ある地区ガバナーの任期が、7月2日以降に始まるものと定めることができる。但し、これは、その年の10月1日以前の日でなければならない。理事を除き、すべての役員は、1カ年またはその後継者が選挙されてその資格を得るまで在任するものとする。定款または本細則に定めのない限り、理事はすべて2カ年、またはその後継者が選挙されてその資格を得るまで在任するものとする。

(b) 国際大会において選挙された会長の任期は、その選挙された年の次の暦年の7月1日に始まるものとする。但し、その選挙の行

われた国際大会が終了した直後の7月1日から会長エレクトとして理事会のメンバーとなるものとするが、同人を副会長に選任することはできないものとする。

(c) 国際大会で選挙された各理事の任期は、選挙された年の次の暦年の7月1日に始まるものとする。

## 第4節 欠員

(a) 会長が欠員となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、そして、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。

(b) 会長エレクトに欠員を生じた場合は、本細則第9条第2節(e)項に定めるところに従ってその欠員を補充するものとする。

(c) 財務長または事務総長に欠員が生じた場合は、理事会はその残存任期を充填する後継者をロータリアンの中から選任しなければならない。

## 第5節 報酬

事務総長以外の役員はすべて無報酬とする。理事会は事務総長の報酬額を定めなければならない。

## 第6節 任務

(a) 会長はすべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰するものとする。会長は、最高執行者として、国際ロータリーの業務および活動を管理し、その職責に属するその他の任務を執行するものとする。

(b) 会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務および権限のみをもつものとする。但し、会長または理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

(c) 事務総長は、会長の監督および理事会の支配の下に業務を執行する国際ロータリーの常勤役員とする。事務総長は、国際ロータリーのために、事務総長の署名を要するすべての書類に署名し、会計記帳を行い、理事会の指示した方法によって資金を受け入れてこれを預金し、また、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金

額と保証人を、誠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

(d) 財務長は、理事会の指示した方法に従って資金の払い出しを行うことのほか、理事会から委任された財務長の職責に属するその他の任務を行うものとする。財務長は、理事会から要求された場合、理事会に報告し、また、国際大会で報告しなければならない。財務長は、理事会の要求する金額と保証人を誠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

## 第6条 立法手続

### \*第1節 提案

国際ロータリーの定款もしくは細則または標準クラブ定款を改正しようとする提案は、これを制定案と称するものとする。これらの規則のいずれをも改正することを目的としていない提案は、これを決議案と称するものとする。

正式に立法案を提出したとみなされるためには、制定案と決議案のそれぞれの締切期日までに立法案件が受理されたうえ、次のことを書きしるした趣旨説明書が添付されていなければならない：(1)立法理由；(2)その目的を達成する方法；(3)ほかにどのような効果があるか。

本細則に別段の定めある場合を除き、制定案は、国際ロータリー定款第15条、国際ロータリー細則第8条および第20条、並びに標準クラブ定款第17条に定められている方法によって提案され、決定されなければならない。

決議案の提出は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー審議会または大会、規定審議会、および理事会において行うことができる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する決議案を提出できないものとする。

決議案は、規定審議会における審議、採決に当たって、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成投票で、採択

することができる。国際大会のときは、国際大会に出席して投票するクラブ代議員の投票権の数の少なくとも過半数の賛成票によって、採択することができる。

事務総長は、適法に提出された制定案と決議案を審議会に回付しなければならない。また、審議会の開催予定日の少なくとも2カ月前までに提案者から事務総長に提出された、制定案と決議案の修正案もすべて審議会に回付しなければならない。

この規定に別な定めのある場合を除き、決議案は規定審議会の審議に付せられるものとし、審議会の開かれる30日前までに、書面をもって、これを事務総長のもとに届けなければならない。但し、審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

管理、運営上の事項に関する決議案は、規定審議会が開かれることになっていない年には、理事会がこれをその年の国際大会の審議に付することができるものとし、そして、本細則第8条の定める処理方法によらず、国際大会で審議することができるものとする。但し、このような決議案は、すべて理事会がその提案者となり、その審議が行われる国際大会の開かれる75日前までに事務総長に提出されるものとし、事務総長は、その決議案の審議が行われる国際大会の開かれる60日前までに、その写しを各ロータリー・クラブに郵送するものとする。

本細則に別段の定めある場合を除き、決議案は本細則第8条に規定する方法によって提案し採決するものとする。

### 第2節 非常事態

(a) 理事会全員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として、非常事態の存在することが認められた場合は、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、または決議案で、規定審議会が開かれることになっている年の規

\*1989年規定審議会において改正。



定審議会の会期中または会期前において、審議会の審議に付するために定められている立法案提出期限を過ぎてから受理されたものについては、本細則第20条第3節または標準クラブ定款第17条第3節または本細則第8条の規定による手続を経ないで、当該審議会においてその決定を行うことができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制提案、または理事会以外の者が提出した決議案、および理事会提出の管理、運営上の事項以外の問題に関する決議案は、規定審議会が開かれることになっていない年には、本細則第20条第3節または標準クラブ定款第17条第3節または本細則第8条に定められた手続を経ないで、その年の国際大会において、その票決を行うことができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

(3) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制提案、または理事会以外の者が提出した決議案、および理事会提出の管理、運営上の事項以外の問題に関する決議案で、規定審議会が開かれることになっている年の国際大会の会期中、または会期前において、審議会の会期終了後に、受理されたものは、本細則第20条第3節または標準クラブ定款第17条第3節または本細則第8条の規定による手続を経ないで、当該国際大会においてその票決を行うことができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

(b) 非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会または国際大会によって処理される制提案または決議案を採択するためには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

## 第7条 国際大会

### 第1節 時期および場所

国際ロータリー定款第8条第1節の規定に

従って、理事会は、毎年、その会合の時点を含む会計年度が終わってから54カ月後に始まる暦年に開催する国際大会の日および場所を決定することができる。そしてその国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行う権限を有するものとする。

### 第2節 招集

国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を發表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。

臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発せられ、郵送されなければならない。

### 第3節 国際大会の役員

国際大会の役員は、国際ロータリーの会長、副会長、事務総長および財務長、並びに会長によって任命される会場監督とする。

### 第4節 代議員

(a) 資格条件。各代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員でなければならない。

(b) 補欠者。クラブは、その代議員を選任する場合に、各代議員ごとに1名の補欠者を、さらに、その補欠者が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠者を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者または第2補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができるものとする。但し、正式の信任状を有する補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行うことができる。

補欠者が代議員に代わる場合は、代議員の団長はその交代を信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合は、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員として務

めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、この一般原則を変更して、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの会議について認めるようにすることができる。但し、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、そうした大会の会議のすべてに出席することが不可能な場合に限るものとし、また信任状委員会が正式にこのような交代の仕方について通知を受け、それを承知していなければならぬ。

(c) 委任状による代理者。国際大会にクラブを代表する代議員またはその補欠者をもたないクラブは、自分の地区内にあるいずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員を委任状による代理者に指定して、自分のクラブの有する一つまたはいくつかの投票権の行使を委任することができる。但し、無地区クラブの場合は、自分のクラブが送りうることとなっている代議員の代わりに、所在のいかなを問わず、いずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員を委任状による代理者に指定することができる。

このような委任状による代理者は、本条第5節に規定する証明書を提出することによって本人のもっている他の投票権のほか、自分が代理者となっている代議員に代わって投票する権利を取得するものとする。

### 第5節 信任状

各代議員およびその補欠者の権限は、そのクラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。委任状による代理者の権限は、代理を委任した、代議員を送らないクラブの会長および幹事の署名する証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者が国際大会においてこれらの資格によって行動するためには、これらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

### 第6節 特別代議員

国際ロータリーの各役員または理事、およ

び現在もクラブで名誉会員以外の会員身分を有する国際ロータリーの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有するものとする。

### 第7節 登録料

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して理事会の定める登録料を支払わなければならない。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

### 第8節 定足数

(a) 全クラブ数の6分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会のすべての本会議における定足数とする。

(b) 本会議において定足数の有無が問題となり、当該本会議における出席者数が定足数に足りないことが判明した場合には、国際大会は、議長の定めた時間内において、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

### 第9節 信任状委員会

各国際大会において、またはそれに先立って、会長は、会長の決定する少なくとも5名の委員から成る信任状に関する委員会を設置するものとする。

### 第10節 プログラム

国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、出席代議員および委任状による代理者の3分の2の投票によって随時変更することができる。

### 第11節 代議員一座席

信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これら代議員の専用のために確保されるものとする。

## 第12節 特別協議会

国際大会においては、その都度、ロータリー・クラブの結成されている国または国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、いずれの国または国々のロータリアンがこのような特別協議会を開催することとするかを随時決定して大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係の国または国々に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めて発表しなければならない。協議会を開いたときは、その議長および幹事を選挙しなければならない。

## 第8条 規定審議会

### 第1節 構成

審議会の構成員は次の通りとする。

(i) 投票権を有する議員として、本条第6節(a)項および(b)項の規定によってクラブが選挙した、各地区ごとに1名の地区クラブ代表議員。前記の代表議員は、国際ロータリーの元役員、もしくは現役員（地区内で代表議員に選ぶべき元役員もしくは現役員が得られないことを当該地区ガバナーが証明した場合は、次期地区ガバナー）でなければならない。代表議員は、いずれも、本人の代表する地区のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員でなければならない。無地区クラブは、それぞれ、自分に好都合と思う地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。

(ii) 会長の任命する審議会議長および副議長。いずれも、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しないものとする。

(iii) 投票権を有しない議員として、国際ロータリー定款・細則委員会の委員長および委員。審議会における特別議員として、後段で

規定する任務に当たるものとする。

(iv) 投票権を有しない議員として、会長、その他の理事会のメンバーおよび事務総長。

(v) 投票権を有しない議員として、元国際ロータリー会長全員、および国際ロータリー事務総長を10年以上の期間にわたり務めた者。

(vi) 投票権を有しない議員として、管理委員会の選んだロータリー財団管理委員。

審議会の議員は、いずれも、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員でなければならない。

国際ロータリーもしくは地区またはロータリー・クラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることできない。

### 第2節 規定審議会のクラブ代表議員の任務

規定審議会のクラブ代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (i) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること；
- (ii) ロータリーの問題に関する現在の自分の地区内の意向をよく知っておくこと；
- (iii) 審議会に提出された制定案および決議案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、自分の見解を的確に伝えること；
- (iv) 国際ロータリーの公正な立法当務者として行動すること；
- (v) 規定審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること；
- (vi) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。

### 第3節 役員

審議会の議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian) および幹事を審議会の役員とする。議長は、審議会の会議の司会者となるほか、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、並びに通常その職責に属する任務を行うものとする。

副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。また、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に勧告、助言するものとする。

事務総長は、審議会幹事となる。但し、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

#### 第4節 議長、副議長および議事運営手続の専門家の任命

審議会開催の予定されているロータリー一年度に会長を務めるよう選ばれているロータリアンが審議会の議長、副議長および議事運営手続の専門家を任命するものとする。議長、副議長および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに、これを発表する。

#### 第5節 特別議員

事務総長によって立法案の発表が行われたときは、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとし、各特別議員は、割り当てられた立法案件のすべてを検討し、各案件について、その趣旨、その背景、その影響およびその採択に対する賛否の意見を審議会に報告する用意をしなければならない。

#### 第6節 クラブ代表議員の選挙

(a) 本節(b)項に定める場合を除き、審議会における各地区(グレート・ブリテンおよびアイルランドを除く)のクラブ代表議員および補欠議員は、規定審議会の開かれるロータリー一年度の前のロータリー一年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする(グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、規定審議会における各地区のクラブ代表議員および補欠議員は、審議会の開かれるロータリー一年度の前のロータリー一年度の10月2日以後同年度内に開かれる地区審議会において選挙されるものとする)。

ロータリアンが、審議会におけるクラブ代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件および職務をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。

(i) 審議会におけるクラブ代表議員の資格要件、任務および責任をはっきりと心得ていること。

(ii) 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。

(iii) 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。

地区内のクラブは、そのクラブで審議会の議員となる資格のある会員(選ばれたうちは、進んでその任務に服する用意のあることを表示している者)を指名することができるものとし、その指名は会長および幹事の署名のある文書をもって、地区ガバナーに対して証明され、地区ガバナーにより地区大会においてクラブの投票に付せられるものとする。地区大会に出席する各選挙人は、審議会におけるその地区のクラブ代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

最高票数を得た候補者をその地区の審議会議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任につくものとする。議員およびその補欠議員(補欠議員が選挙されている場合)がいずれもその務めを果たし得ない場合は、地区ガバナーは、本条第1節の規定による資格条件を備えた、その地区内のクラブの他の会員を審議会における地区クラブ代表議員に指名することができる。

もし地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合は、投票を行わないものとし、地区ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。

#### (b) 郵便投票による指名

(1) 事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めることができる。その場合地区ガバナーは、その地区の審議会議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送させなければならない。

\*1989年規定審議会において改正。

指名はすべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書は地区ガバナーの定める期日までに地区ガバナーの許に届くことを要する。地区ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に掲げた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたいう、郵便投票を実施すべきものとする（但し、地区ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者を除くものとする）。各クラブは、選出の行われる月の前月末日現在における名誉会員を除く会員数の25名ごとに1票または端数が13名以上の場合さらに1票の割合で投票権を与えられるものとする。但し、各クラブは少なくとも1票の投票権を有するものとする。もし地区ガバナーが希望する場合は、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。この場合には本項に規定されている任務は、その委員会が地区ガバナーに代わって行うものとする。

(2) 地区は、その地区の地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、その地区の審議会議員および補欠議員を郵便投票によって選出することを定めることができる。この場合の郵便投票は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度において、その地区の年次大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。

この郵便投票は、本節(b)項(1)に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

## 第7節 通知

審議会における地区のクラブ代表議員および補欠議員の選挙が終わったときは、地区ガバナーは直ちにその人達の氏名を事務総長に報告しなければならない。

審議会の少なくとも30日前に、事務総長はそのときまでに報告を受けている審議会議員の氏名を発表しなければならない。これと同時に、審議会開催の時と場所を知らせる通知を各審議会議員に郵送しなければならない。

## 第8節 信任状

会長は、審議会の会合に先立ち、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合して、信任状を審査し、その査証をしなければならない。信任状は審議会の議員であることを証明するものとして委員会に提出することを要する。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

## 第9節 定足数

投票権を有する審議会議員の3分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

## \*第10節 手続

(a) 本節(c)項の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用するものとする。但し、かかる規則は本細則の他のすべての規定に沿ったものでなければならない。

(b) 議長のいかなる裁定にも異議を申し立てることができる。異議は審議会に提起されるものとする。議長の決定を覆すためには審議会の過半数の投票が必要とされる。

(c) 審議会特別議員である、国際ロータリー一定款・細則委員会の委員長および委員、並びに審議会議長および副議長をもって構成する審議会起草委員会を設ける。審議会議長は、起草委員会の委員長となる。

起草委員会は次の任務を行うものとする。

(1) 審議会にて採択するために審議会の会議運営手続規則を推奨する；

(2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する；

(3) 立法案またはその修正案の中に、委員会が、不備な点、首尾一貫していない点または、その他の欠点を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草する；

\*1989年規定審議会において改正。

(4) 審議会から指定された立法案の書き直し作業に当たる；

(5) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、国際ロータリー細則と標準ロータリー・クラブ定款の関係個所の修正文案を作成する；

(6) 審議会の報告書を作成する。さらに、関連個所を修正する必要がある場合、その修正をする。

(d) 適法に提出されたすべての制定案を事務総長が審議会に回付するのであるが、理事会は制定案本文の全部を点検し、定款・細則委員会の勧告に基づき、不備の個所や不適切な個所があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正することを勧告するものとする。

実質的には同種の制定案が提出されている場合、理事会は、提案者達に折衷案を勧告できる。提案者達が折衷案に同意しない場合、理事会は、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案と代案は、所定の締切日に拘束されない。

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、制定案が適法に提出されていない、あるいは、大幅に不備、または、あいまいである、と決定し、提案者に代案を示唆したが、受け入れられなかった場合、理事会は、その制定案を審議会に回付しない旨指示できる。但し、その提案者が、審議会で審議することに対し、審議会議員の3分の2の同意を得た場合は、この限りでない。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

(e) 理事会は、すべての決議案の本文を点検し、規定審議会に提出された決議案であることを考慮して、理事会が国際ロータリーのプログラムの枠内であると決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指令しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案が国際ロータリーのプログラムの枠内のものでないと決定した場合は、提案者に審議会の開会に先立ってその旨通告しなければならない。そして、その決

議案は、審議会に回付されないものとする。但し提案者が、その決議案を審議会において審議することについて、審議会議員の3分の2の同意を得ている場合はこの限りでない。

実質的には同種の決議案が提出されている場合、理事会は、提案者達に折衷案を勧告できる。提案者達が折衷案に同意しない場合、理事会は、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案と代案は、所定の締切日に拘束されない。

(f) 審議会は、適法に提案された各制定案および決議案並びにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

(g) 審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

事務総長は、審議会開催年度に開かれる国際大会の閉会予定日の90日前までに、各クラブの幹事に対し、審議会が、修正を加え、または修正を加えずに、採択した制定案および決議案のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を送付するものとする。報告書には、それに記載されている制定案または決議案の採択に関して審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

(h) 制定案または決議案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、立法年度の国際大会閉会予定時刻の24時間前に事務総長の許に届くように、提出されなければならない。制定案または決議案の採択に関して審議会の行った決定に対して反対を表示する場合、各クラブは、直前の7月1日現在におけるクラブ会員数により、会員（名誉会員を除く）数50名ごとに1票または端数が26名以上の場合さらに1票を投じる権利を有する。但し、いかなるクラブも、少なくとも1票を投じる権利を有するものとする。

その時まで、クラブ全部の行使し得る投票数の10パーセント以上に当たるクラブが、制定案または決議案の採択に関して審議会の行った決定に対して反対の意思を表示した書式を事務総長に提出した場合は、その制定案または決議案に関して審議会の行った決定は無効とされるものとし、その制定案または決議案は、事務総長によって国際大会に提出され、クラブの投票代議員の審議並びに投票用紙による最終表決に付せられるものとする。

事務総長は、制定案および決議案の採択に関する審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからのすべての書式を検査して、これに関する計算表をつくるものとする。事務総長は、国際大会最終日の最初の議事として、代議員にこの計算の結果を報告するものとする。本細則に従って、出席、投票するクラブ代議員が審議、決定することとなる制定案もしくは決議案について、このような形でクラブに報告するものとする。

各制定案および決議案について審議会の行った決定は規定審議会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。本細則第20条第4節に定める場合を除き、制定案または決議案に関する国際大会の決定は、その制定案または決議案が表決された国際大会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

## 第9条 指名と選挙

### 会長の指名

#### 第1節 会長の指名

会長の指名は、会長指名委員会もしくはクラブまたはこれらの両者によって、ここに定める方法に従って行われるものとする。この委員会の委員、その補欠者、元会長または理事会のメンバーは、会長に指名されることができないものとする。

#### \*第2節 会長指名委員会

(a) 構成。会長指名委員会は、以下に規定するゾーンまたは地域から推薦され、選出される15名の委員によって構成されるものとする。

各委員は本人が推薦を受けるゾーンまたは地域にあるクラブの名誉会員以外の会員でなければならない。

会長、会長エレクトおよび元会長は、いずれも会長指名委員会委員となる資格がないものとする。かつて会長指名委員会の委員を務めたことのある有資格ロータリアンは、前に委員を務めたときから少なくとも2年を経過していなければ委員となることができない。但し、ゾーンまたは地域に、元理事で指名委員会の委員となる資格のある者または委員にすることができる者がほかにいないときは、そのゾーンまたは地域で委員となる資格のあるロータリアンを引き続きそのゾーンまたは地域からの委員として選ぶことができる。この委員会の委員はいずれも国際ロータリーの元理事でなければならない。また委員会委員の候補者は、候補者として推薦を受けた時点において、元理事でなければならない。但し、指名委員会の委員として選出または任命することのできる元理事がいないゾーンまたは地域の場合は、元地区ガバナーであっても、本細則第13条第1節および第2節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員として少なくとも1年以上務めたことのある者であれば、選出または任命することができるものとする。

本節にいうゾーンとは、理事会が理事の選出のために定めた各地域におけるゾーンを指すものとする。

各ゾーンまたは地域の会長指名委員会委員の選出は、以下の規定によって行うものとする。

(1) 米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコ。米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコにおいては、会長指名委員会の委員として、毎年6名を選出する。偶数年に、ゾーン1、2、3、4、5および6にあるクラブが、それぞれのゾーンから会長指名委員会の委員として1名を選び、また奇数年には、ゾーン7、8、9、10、11および12にあるク

\*1989年規定審議会において改正。

クラブが各ゾーンごとに会長指名委員会委員として1名を選ぶものとする。

(2) **グレート・ブリテンおよびアイルランド**。毎年、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー年次大会において、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、会長指名委員会委員1名を選出するものとする。

(3) **ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域**。ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域においては、当該地域から毎年2名の委員を選出するものとする。但し、1987年およびそれ以後4年ごとに、3名の委員を選出する。

アジアに所在するクラブ並びに他のいずれの地域にも属さない土地のクラブによって構成されている地域にあるクラブで、管理上の目的から、ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域に含められているクラブは、会長指名委員会委員選出の目的から、これをヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域に含めるものとする。

毎年、二つのゾーンのおおのから、委員1名を選出するものとする。ゾーン1から5までは、番号順に輪番で、さらに、1987年と以後4年ごと(奇数年)には、ゾーン6から委員を選ぶものとする。

(4) **アジア**。アジアにおいては、毎年、会長指名委員会委員として2名を選出するものとする。偶数年に、ゾーン1およびゾーン2にあるクラブが、それぞれのゾーンから会長指名委員会委員1名を選び、奇数年には、ゾーン3およびゾーン4のクラブが、それぞれのゾーンから1名を選出するものとする。

(5) **イベロ・アメリカ**。南米、中米、メキシコ、およびプエルトリコを除くアンティル諸島から成るイベロ・アメリカは、毎年、会長指名委員会委員として2名を選出する。毎年、番号順に輪番で、二つのゾーンがそれぞれ委員1名を選出するものとする。

(6) **オーストラリア、ニュージーランドおよび他のいずれの地域にも属さない土地**。オ

ーストラリア、ニュージーランドおよび他のいずれの地域にも属さない土地のクラブによって構成されている地域は、1987年と以後4年目ごとに当たる年を除いて毎年1名の会長指名委員会委員を選出するものとする。その順序は、ゾーン1、ゾーン2、ゾーン1、ナシ。

(7) 以上のうちの1地域から選出される**アドレティショナル指名委員会委員**。本節の先に定めた各地域から会長指名委員会委員を選出するほかに、毎年、1名のアドレティショナル委員が選ばれるものとする。このアドレティショナル委員は、本細則、第9条第3節(a)項(7)の下に、その年に、アドレティショナル理事が指名される地域と同一地域から選出される。

(b) **委員の選挙**。2月1日から15日までのあいだに、事務総長は、次年度の会長指名委員会委員の候補者を出すことになっているゾーンまたは地域の各クラブの幹事に對し、これらゾーンまたは地域内のクラブの会員で被選資格のあるロータリアンをアルファベット順に記載したリストを郵送しなければならない。このリストは、事務総長事務所の原簿に載せられている被選資格のあるロータリアンに関する記録の2月1日現在のものによって作成されるものとする。

事務総長が各クラブに郵送するリストには、次の事項が記載されていなければならない：

- 各ロータリアンの氏名
- 本人の所属するクラブの名称
- 本人が務めたことのある国際ロータリーの役職および国際ロータリー委員会の委員、並びに在任年度。

会長指名委員会委員の選挙に候補者を推薦しようとするクラブは、その例会において採択された前記候補者の指名に関する決議を、4月1日までに事務総長の許に提出するものとする。この決議には、本人に委員候補者推薦を受諾する意思があること、および、会長指名委員会委員に選挙された場合には喜んで就任するつもりであり、また就任することが可能であることを推薦されたロータリアン自



身がしたためて差し出した書面を添付しなければならない。

前記4月1日までに事務総長が、いずれかのゾーンまたは地域からただ1名の候補者の氏名しか受け付けていなかった場合は、そのあと10日以内に、会長は、その候補者を当該ゾーンまたは地域からの会長指名委員会委員として公表するものとする。もし4月1日に、事務総長がいずれかのゾーンまたは地域から2名以上の候補者の氏名を受け付けていた場合は、それらの候補者名は、すべて、郵便投票によって(グレート・ブリテンおよびアイルランドの場合は次のグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー年次大会において、または前述の郵便投票によって)、票決に付せられるものとする(但し、前記4月1日までに、候補者が、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請する書面を事務総長の手元に提出した場合、その候補者を除くものとする)。

ゾーンまたは地域から会長指名委員会委員を郵便投票で選ぶ場合、その手続は次のようになる。

会長は、投票用紙の準備を監督するために、またクラブの行った投票を受理し、これを数えるために選挙管理委員会を設置する。

選挙管理委員会は投票用紙(単一移読式投票による場合には、その投票用紙)を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を、アルファベット順に記載するものとする。

選挙管理委員会は、本項第2パラグラフに従って、投票用紙に、事務総長から提供された写真と履歴書を添えて、4月15日までにゾーン、地理的集団および地域内の各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して6月1日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。直前の7月1日現在の会員数に基づき、名誉会員を除く会員数50名を超えるク

ラブは、50名ごとに1票、端数が26名以上の場合、さらに1票を投じる権利を有するものとする。

6月5日までに、選挙管理委員会は、会長の招集によって会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

必要であれば第2選択以下の選択票を加算して過半数の投票を獲得した候補者が、会長指名委員会委員として公表されるものとする。当該ゾーンまたは地域からの候補者で必要な場合の第2選択以下の選択票を加算して第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。補欠委員は、本人がその補欠者として選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンまたは地域において、最高得票が同数となった場合、理事会が、同数となった候補者の1人を指名委員会委員に任命するものとする。

指名委員会委員を選出するゾーンに次年度の指名委員会の委員を務めることのできる元理事がいない場合には、理事会は、ここ数年間のその地域内における委員会委員の配分について十分考慮したうえで、その地域内の他のゾーンから委員を任命するものとする。

委員に選ぶことのできる元理事が1名または2名以上いるゾーンまたは地域が会長指名委員会委員の推薦もしくは選出をしなかった場合、または理由のいかんにかかわらず、そのゾーンまたは地域から出た委員に欠員を生じた場合は、4月1日現在そのゾーンまたは地域で委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい元理事が、そのゾーンまたは地域からの会長指名委員会の委員となるものとする。

委員の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まり、翌年の6月30日に終了するものとする。委員の補欠者が委員会委員に変わった場合は、その補欠者は委員会の残

存任期中その委員を務めるものとする。

以上の規定により委員会委員となる資格を有するものは、委員になることを受諾するかまたは拒絶するかの選択権を有するものとする。

委員およびその補欠者に関する前記の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会がその欠員を補充する委員を任命するものとし、その委員は、なるべく欠員を生じたそのゾーンまたは地域内のクラブから任命されるものとする。

(c) 手続。事務総長は、前記の規定に従って委員会委員となった者を理事会およびクラブに通知しなければならない。

委員会を開いたときは、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

事務総長は、会長の指名に関し委員会に提案をしてその審議を仰ぐことを希望するクラブがあれば、その提出をするようにクラブを促す告示をするか、または委員会の名でそれを告示させなければならない。提案は、理事会の定めた書式によって、事務総長を通じて、9月1日までに、指名委員会に提出されるものとする。クラブは、理事会の定めた手続と準備の下に、希望すれば、事務総長または地区ガバナーから書式入手できる。

(d) 委員会による指名。委員会は、会長の職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名する責任のあることを考えて、会長職につくべきノミネーを選ぶものとし、そして、本人がその指名を受諾したこと、および本人に就任の意思があり、また就任が可能であることを確かめなければならない。

委員会は、前記の目的のため、毎年10月1日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミネーの選定については、委員会委員のうち、少なくとも9名の投票がそのノミネーを支持する票であることを要するものとする。

委員会の会議で選ばれた会長ノミネーが、何らかの理由で就任することができなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミネーを本人の指名にかかわる年度の会長に指名または選挙することができないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミネーとして選出しなければならない。委員会は、前記の10月1日までに開かれる会議で、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わり、直ちに必要の場合の郵便もしくは電信による投票、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催など、このような事態に対応する確な措置をとる権限を与える決定を行うものとする。委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、会長ノミネーの選出について委員会のとるべき措置を決定するものとする。

(e) 委員会の報告。クラブ宛の委員会報告は、委員会の会議後10日以内に、委員長から事務総長に証明されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから10日以内に、その写しを各クラブに郵送しなければならない。委員会は、会合後、本節(c)項の下に定められているように委員会に正式に推薦された全候補者の氏名のリストを事務総長に書式証言するものとする。

(f) クラブによる指名。

(1) 指名委員会によって行われる指名のほかに、次のような方法で追加指名することができる：

(i) 12月1日またはそれ以前に、いずれのクラブも、その例会において正式に採択された決議によって、先に会長指名委員会に会長候補者として審議されるために正式に推薦された適格のロータリアンの氏名を事務総長に提出できる。このような決議には、被推薦ロータリアンが自己の氏名をクラブの承認を得るためにクラブに提出されてもよい旨したためた書面を添付しなければならない；

(ii) 12月1日直後に、事務総長は、このように推薦された1人または数人の追加候補者の氏名をクラブに通知し、このような追加候補者を支持したいクラブが使う書式を提供するものとする；

(iii) 会長指名委員会が開かれた年の12月1日までに、どのクラブも追加候補者を推薦しなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする；

(iv) 1月15日の時点において、このような追加候補者が、前年の7月1日現在 R.I. に加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする；

(v) 1月15日の時点において、このような追加候補者が、前年7月1日現在 R.I. に加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持を受けたなら、このような1名もしくは数名の追加候補者および指名委員会ノミネーは、(i)項の規定に従って投票に付されるものとする。

(2) 前述の、指名委員会が改めて会長ノミネーを選出しなければならないような事態が生じた場合には、クラブは、国際ロータリー理事会の決定により、指名委員会の指名するノミネーのほかに会長ノミネーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数が与えられるものとし、前記のクラブの行う指名については、書類の提出期限に関するものを除き、本節(i)項の規定に従うものとする。

(3) 本節(i)項の前述の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会のとるべき措置を決定するものとする。

(4) **会長エレクトの空位。**会長エレクトが選挙されたときからその次の国際大会が終わるまでのあいだに会長エレクトに空位を生じた場合は、会長指名委員会は、その任務のほかに、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミネーを選出しなければならない。このような選出は、

できるだけ早く、緊急委員会か、または定例の委員会において行わなければならない。もしこのような会議を開くことができない場合は、郵便または電信による投票によって選出を行うことができる。

このような空位が生じた場合において、指名委員会が既に本節(d)項に従って会長ノミネーを選出しており、(e)項に従って事務総長に対してこれを証明していたときは、委員会は、その裁量によって、その既選出のノミネーの承諾を得たうえ、そのノミネーを次の7月1日に始まる年度の会長ノミネーとして指名することができる。この場合には、指名委員会はまだ1名の会長ノミネーを選出して、次の国際大会における選挙に付さなければならない。この会長ノミネーは、選挙された年の次の暦年の7月1日に会長の任につくものとする。

会長エレクトに生じた空位を補充するための指名手続は会長によって決定されるものとし、その手続には、各クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていることを要する。このような規定は、時間的に可能な限り、本節(e)項および(i)項に従ったものでなければならない。もしも空位の生じた時期が国際大会に近過ぎて、大会に先立ち、全クラブに郵送すべき委員会の報告およびクラブによる指名を行うために必要な時間的余裕がない場合は、事務総長は可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による指名が許されるものとする。

会長エレクトが就任するはずであった7月1日の直前の国際大会の終了後、その7月1日までのあいだに会長エレクトに空位が生じた場合は、その7月1日に会長の地位が空位になっているものとみなして、その空位を本細則第5条第4節に従って補充するものとする。

以上に規定されていない不測の事態が起こった場合は、とるべき手続を会長が決定するものとする。

(h) 国際大会への指名の提出。事務総長は、(i)項に規定されているように郵便投票が行われない場合、次の歴年の7月1日に始まる年度を任期とする会長の候補者として、会長指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出しなければならない。

会長エレクトに空位を生じた場合において、もし可能であれば、事務総長は、当該大会直後の7月1日に始まる年度を任期とする会長の候補者として、会長指名委員会が正式に指名した者の氏名およびクラブが正式に指名した者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出しなければならない。事情により必要な場合は、前掲(g)項の定めるところにより、指名は、国際大会の議場におけるクラブ代議員によって行うことができる。

(i) 郵便投票。会長選挙が、(r)項で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、その手続は次のように行われる。

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために選挙管理委員会を設置するものとする。

選挙管理委員会は投票用紙…単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

選挙管理委員会は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の2月15日までに、各クラブに郵送させるように手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して4月15日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。直前の7月1日現在の会員数に基づき、名誉会員を除く会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1票、端数が26名以上の場合、さらに1票を投じる権利を有する。

4月20日までに、選挙管理委員会は、会長の招集によって会長の決定する時と場所に合し、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入したうえで、過半数の投票を獲得した候補者が会長エレクトとして公表されるものとする。

会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

最高得票が同数となり、同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が会長エレクトとして公表される。いずれも指名委員会選出の候補者でない場合は、理事会が、同数となった候補者の1人を会長エレクトに選ぶものとする。

## 理事の指名

### \*第3節 理事の指名

(a) 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーン、地理的集団または地域によってこれを行う：

(1) 米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコ。米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコからの理事の選出は、ゾーン別に行うものとする。米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコからの理事候補者推薦の目的のため、および本細則に特に定められているその他の目的のため、1から12までの番号を付した12のゾーンが設けられるものとし、そのうち、一つのゾーンはカナダのクラブから成り、11のゾーンは、米国、バミューダおよびプエルトリコ内のクラブから成るものとする。各ゾーンとも、できる限り相隣接する国際ロータリー地区の集団内のクラブをもって構成されるものとし、また、米国、バミューダおよびプエルトリコ内のクラブから成る11のゾーンについては、それぞれのゾーンの選挙人の数がほぼ等しくなるようにしな

\*1989年規定審議会において改正。

なければならない。

理事会は、米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコの各ゾーンを構成する地区のリストを決定しなければならない。理事会は、前記のリストを、毎年、米国、カナダ、バミューダおよびプエルトリコ内のすべてのクラブに公表すべきものとする。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの編成は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。各偶数年に、三つの奇数番号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある偶数年にはゾーン1、ゾーン3およびゾーン5が、その次の偶数年にはゾーン7、ゾーン9およびゾーン11が、というようにかわるがわる行う。各奇数年には、三つの偶数番号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある奇数年にはゾーン2、ゾーン4およびゾーン6で、その次の奇数年にはゾーン8、ゾーン10およびゾーン12、というようにかわるがわる行う。

カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事ノミネーの選出は、集団別に、かわるがわるこれを行うものとする。理事候補者推薦の目的のために、そしてこの目的のためにのみ、カナダ内のクラブは、理事会の決定する三つの集団に分けられ、このように決定された集団は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者の指名につきその効力を有するものとする。理事会は、カナダのクラブから成るゾーンの理事が選挙される年の前の会計年度に、カナダの各集団を構成するクラブのリストを決定し、翌年の国際大会で選挙される理事の候補者の指名を行う集団を指定するものとする。

カナダのクラブから成るゾーンの理事が選挙される年の前の年に、理事会は、カナダ内のすべてのクラブに、カナダの各集団を構成するクラブのリストを公表し、また、次の会計年度の国際大会において選挙される理事の

候補者の指名を行う集団をクラブに通知しなければならない。

(2) **グレート・ブリテンおよびアイルランド**。各偶数年ごとに、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー大会において、グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブ会員から1名の理事が指名されるものとする。このノミネーの氏名は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの幹事によって事務総長に正式に証明されなければならない。このようなノミネーが選挙される資格を喪失した場合は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブからの選挙人は、国際大会においてそのために開かれた会合で、多数決によって、当該地理的集団からの理事ノミネーを選出するものとする。

(3) **ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域**。ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域からの理事ノミネーの選出は、ゾーン別に行うものとする。この地域内のクラブから理事候補者を推薦する目的および本細則に特に定められているその他の目的のために、1から6までの六つのゾーンを設ける。各ゾーンは、実行可能な限りこの地域の相隣接する国際ロータリーの地区の集団内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する無地区クラブを含むものとする。アジアに所在する地区およびクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域に含められているものは、理事候補者推薦の目的から、これをヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域に含めるものとする。

ゾーン1から5までは、ヨーロッパ大陸、東地中海地域およびサハラ以北のアフリカによって構成される。ゾーン6は、サハラ以南のアフリカの全クラブによって構成されるものとする。

理事会はこの地域内の各ゾーンを構成する地区および無地区クラブのリストを決定しなければならない。理事会は毎年このリストを地区内の全クラブに発表しなければならない。

い。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの構成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名につきその効力を有するものとする。

毎年、1名の理事が、番号順に輪番でゾーン1からゾーン5までのクラブ会員の中から指名される。さらに、1987年と以後8年目ごと(奇数年)に、ゾーン6のクラブ会員の中から1名の理事が指名されるものとする。

(4) アジア。アジアからの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行うものとする。アジアのクラブから理事候補者を推薦する目的および本細則に特に定められているその他の目的のために、1から4までの番号を付した四つのゾーンを設ける。各ゾーンは、できる限り相隣接した国際ロータリー地区の集団内のクラブで構成され、また理事会の定める無地区クラブを含むものとする。アジアにある地区およびクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域に含められているものは、理事候補者推薦の目的上、これをアジアのゾーンに含めず、ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域のゾーンに含めるものとする。日本国内のクラブを含む各地区は、ゾーン1またはゾーン3に編入されるものとする。ゾーン4は、韓国とフィリピンのクラブを含む地区、さらに、理事会の決めた他の地区から成るものとする。

ゾーン4のクラブ会員からの理事ノミニーの選出は輪番とする。ゾーン内のクラブから理事候補者を推薦するために、また、本細則に特に規定されている他の目的のために、ゾーン4を三つのセクションに分けるものとする。すなわちセクション1と2と3である。セクション1は、韓国のクラブから成るものとする。セクション2は、フィリピンのクラブから成るものとする。セクション3は、ゾーン4の残りの国のクラブから成るものとする。理事は、セクション1、2、3の順番で、セクション別にゾーン内のクラブ会員から指名されるものとする。

理事会は、アジアの各ゾーンを構成する地区および無地区クラブのリストを決定する。

理事会が前記のようにして決定し、公表したゾーンの編成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。

毎年、アジア内のクラブの会員の中から1名の理事が指名されるものとし、その指名は、各ゾーンが、番号順に、かわるがわる行うものとする。

(5) イベロ・アメリカ。イベロ・アメリカからの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行うものとする。イベロ・アメリカは南米、中米、メキシコ、およびプエルトリコを除くアンティル諸島を含むものとする。

イベロ・アメリカ内のクラブからの理事候補者を推薦する目的および本細則に特に定められているその他の目的のためにイベロ・アメリカを1から5までの番号を付した五つのゾーンに分けるものとする。各ゾーンは、できる限り相隣接する国際ロータリー地区の集団内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する無地区クラブを含むものとする。各ゾーンは、各ゾーン内クラブから出る選挙人の数がほぼ同じになるように構成されるものとする。ブラジル国内のクラブを含む各地区は、ゾーン2またはゾーン4に編入されるものとする。

理事会は、イベロ・アメリカ内の各ゾーンを構成する地区および無地区クラブのリストを決定しなければならない。

毎年、理事会は、上述の地区のリストをイベロ・アメリカ内の全クラブに発表しなければならない。理事会によって上述のように決定され発表されたゾーンの編成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名に関しその効力を有するものとする。

毎年、各ゾーンが番号順に輪番で、1名の理事を、イベロ・アメリカ内のクラブの会員の中から指名するものとする。

(6) オーストラリア、ニュージーランド、および他のいずれの地域にも属さない土地。オーストラリア、ニュージーランド、および他のいずれの地域にも属さない土地に所在す

るクラブからの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行うものとする。この地域内のクラブから理事候補者を推薦する目的および本細則に特に定められているその他の目的のために、1から2までの番号を付した二つのゾーンを設けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリー地区の集団内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する無地区クラブを含むものとする。オーストラリア内のクラブを含む各地区は、ゾーン1に編入されるものとする。ニュージーランドのクラブを含む各地区はゾーン2に編入されるものとする。

理事会は、この地域のゾーンから理事が選挙される会計年度の前の年度に、この地域内の各ゾーンを構成する地区および無地区クラブのリストを決定し、この地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会によってこのように決定され発表されたゾーンは、次の奇数年の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名に関しその効力を有するものとする。

1987年より8年目ごとに当たる年を除いて各奇数年ごとに1名の理事がこの地域内のクラブの会員の中から指名されるものとし、次のゾーン順で指名されるものとする：ゾーン1、ゾーン2、ゾーン1、ナシ。

(7) **前記地域の一つからのアドイショナル理事。**以上のように定められた国際ロータリー理事の指名のほかに、毎年、上述地域のうち理事会の指定する1地域から、1名のアドイショナル理事を指名するものとし、この理事ノミニーの指名は、指定された地域からの理事ノミニーの選出に関して本節で定めた手続に従って行われるものとする。

理事会は、少なくとも5年ごとに、ロータリー・クラブの地理的分布状態その他への配慮とともに、クラブの数の増勢およびある地域における特殊な増勢も考慮に入れて、理事会のメンバーの各地域への配分について検討すべきものとし、その検討に基づき、理事を指名する各地域ができる限り公平にその代表を理事会に出すこととなるようにする考え

で、この規定により、アドイショナル理事を指名する国(1カ国または数カ国)あるいは地区(1地区または数地区)を決定してその指定をしなければならない。

(b) **指名委員会手続による理事ノミニーの選出。**理事ノミニーの選出は、グレート・ブリテンおよびアイルランドを除き、指名委員会手続によって行われるものとする。

理事ノミニー指名委員会は7名の委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーン、地理的集団または地域内の会員で、バスト・ガバナーでなければならない。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、および元会長はいずれもこの指名委員会の委員となる資格はないものとする。理事も元理事も、理事指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、以後さらにこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

指名委員会委員候補者を推薦するために、理事会は、ゾーン、地理的集団または地域が理事ノミニーを選出すべき会計年度の前の会計年度の第1回会合において、当該ゾーン、地理的集団または地域を七つの区域に等分してこれを指定しなければならない。理事会の決定する区域は、ゾーン、地理的集団または地域から選ばれる委員が、数年間の期間を通してほぼ均等にそのゾーン、地理的集団または地域内の各部分に配分されるようにするため、ゾーン、地理的集団または地域内のクラブの選挙人の数をおおよそ7等分にするために毎年変更することができる。このようにして指定された各区域内のクラブは、1名の委員を選挙するものとする。

このような年度の9月15日までに、事務総長はそのゾーン、地理的集団または地域内のクラブに、理事会によって定められた指名委員会委員の配分を通告し、以下定められているような委員会委員候補者推薦の方法についてクラブに通告しなければならない。

指名委員会委員は、ゾーン、地理的集団または地域のクラブによって、郵便投票によ

て選挙されるものとする。自分のゾーン、地理的集団または地域から理事指名委員会委員候補者を推薦しようとするクラブは、理事が国際大会で選挙される会計年度の前の会計年度の12月31日までに、そのクラブの例会で採択された、その候補者を指名するクラブ決議（クラブ幹事によって正式に証明されている）を事務総長のもとに提出することによってこれを行うことができる。この決議には、推薦されたロータリアンが任務につき意思があり、就任が可能であるということと本人がしたためた書面、理事会が定めた様式に経歴の明細を記入したものおよび最近の写真を添付することを要する。

前記12月31日において、事務総長が理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団または地域の理事指名委員会委員の候補者として、1名の氏名のみを受理していたときは、会長は、できる限り速やかに、当該候補者をその推薦区域からの指名委員会委員とすることを公表するものとする。

前記12月31日において、事務総長が理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団または地域の理事指名委員会委員の候補者として、2名以上の氏名を受理していたときは、事務総長は、3月1日までに投票用紙（単一移譲式が適用される場合にはその様式による投票用紙）を作成して、関係区域のクラブに郵送しなければならない。その投票用紙には、事務総長が、前記12月31日において、当該区域のクラブから受理しているすべての正式に推薦された候補者の氏名を列記するものとする（但し、前記12月31日までに、候補者が、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請する書面を事務総長の手元に提出した場合、その候補者を除く）。

各投票用紙には、それに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そしてその履歴書は記載事項が画一で、理事会が定めた書式に記入して提供された資料に基づいてつくられたものでなければなら

ない。前記以外の用紙、資料またはパンフレットや選挙運動のためのものは、一切認められない。候補者あるいは候補者のために他人が、国際ロータリーから配布される写真および履歴書以外のパンフレット、印刷物または書状を、ゾーン、地理的集団または地域のクラブもしくは会員に、配布したり、回覧させたりしてはならないものとする。

投票については、各クラブは1月末日現在のクラブ会員数に基づき、その会員（但し名誉会員を除く）数50名ごとに1票またはその端数が26名以上の場合はさらに1票を投じる権利をもつものとする。但し各クラブは少なくとも1票を投じる権利を有するものとする。会長は、少なくとも3名の理事会のメンバーから成る選挙管理委員会を任命するものとし、その中の1名または数名は当該ゾーン、地理的集団および地域から出ている理事でなければならない。但しこれらの理事が任務遂行不能または資格喪失の場合はこの限りではない。

クラブの投票を表示した投票用紙は、中央事務局内の選挙管理委員会宛に送られることを要し、次の4月15日までに同委員会に到達しなければならない。選挙管理委員会は、6月1日までに投票用紙を審査し、これを数えて、投票の結果を事務総長に通知しなければならない。

投票の結果を決定するについては、選挙管理委員会は、理事会が定めた指名委員会委員の配分を実現するため投票用紙を各区域別に数えなければならない。そうして、各区域の投票において最高の票を得た候補者が委員会委員として公表されるものとする。2番目に多い票数を得た候補者がその同じ投票で選ばれた委員の補欠として公表されるものとする。補欠委員は、自分がその補欠として選挙された委員がその任務を務めることができないうか任務につきことを拒否した場合にのみ、任務につくものとする。

委員会委員の欠員の場合は、理事会が、その欠員を埋めるための委員を任命するものとする。この場合の委員は、欠員の生じたゾー



ン、地理的集団または地域内の区域と同じ区域内のクラブから優先的に任命されるものとする。

票決に当たって、前述の本項(b)の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

ゾーン、地理的集団または地域から理事が指名される会計年度の前の会計年度の6月1日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。そして次の10月1日から15日までのあいだに委員会の会合を開くべき場所を指定しなければならない。委員会はその会合の際委員の1人を議長に選ばなければならない。

7月15日までに、事務総長は当該ゾーン、地理的集団または地域のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。そして、委員会の名において、そのゾーン、地理的集団または地域内のクラブに対して、もし欲するならばそのゾーン、地理的集団または地域からの理事指名に関してクラブとしての提案を委員会の審議に付すために提出することを勧誘する通知を発しあるいは発せしめるよう手配しなければならない。この提案は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出されなければならない。そしてその提案書には、これを提出するクラブが適切と考える、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる資料および最近の写真を含まなければならない。理事会が定める書式には、提案書の送付先である招集者の住所を記載しなければならない。前記の提案の審議を受けるためには、その提案書が9月15日までに招集者気付指名委員会に到達することを要する。

委員会は、翌10月中に、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員5名をもって定足数とする。議事はすべて多数決によって決する。但し、委員会の理事ノミニニーの選出に限り、少なくとも5名の委員がそのノミニニーに賛成票を投じる必要があるとある。

委員会は、当該ゾーン、地理的集団または地域内のクラブの会員で、当該ゾーン、地理的集団または地域内のクラブからその氏名が提出された人の中から理事ノミニニーを選出するものとする。このように提出された氏名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーン、地理的集団または地域の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することができ、もしも、ゾーン、地理的集団もしくは地域の1区域が理事会によって理事指名候補者推薦の目的のために指定されていた場合には、選出される理事ノミニニーは、当該区域内クラブの会員であることを要する。指名委員会の委員または補欠委員は、どちらも委員会によって理事に指名される資格を認められていない。委員会は、求め得る最も有能な人の指名を実現する責任を常に自覚していなければならない。

ゾーン、地理的集団または地域からの理事選出に関する委員会の報告は、委員会会合後10日以内に事務総長に提出しなければならない。11月1日までに、事務総長はゾーン、地理的集団または地域内の全クラブに指名委員会の選出を通告しなければならない。

もしも何らかの理由によって委員会の会合において選出された理事ノミニニーが任につくことができない場合は、委員会は郵便投票、電信または緊急委員会の開催のいずれかによって理事ノミニニーをもう1名選出しなければならない。このような緊急の場合に対処する具体的な手続は、10月に開かれる委員会の会合において決定されるものとする。委員会が予測していないような緊急事態が発生した場合は、理事会は、委員会が理事ノミニニー選出に際してとるべき手続を決定しなければならない。

指名委員会が行った選出に加えて、そのゾーン、地理的集団または地域内のクラブは、そのゾーン、地理的集団または地域からの理事候補者として、既に指名委員会に対して正式に提案されている者を推薦することができる。これを行うには、そのクラブの例会において採択された、その候補者の指名に関する

クラブ決議を12月1日までに事務総長に提出することを要する。この決議には、任務につく意思があり、その用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示、経歴の明細(理事会が定めた書式に記入)および最近の写真の添付を必要とする。もしも、理事に指名される候補者推薦の目的のために、そのゾーン、地理的集団または地域の中の1区域を理事会が指定していた場合には、各候補者はその指定された区域内にあるクラブの会員であることを要する。

もし前記の12月1日に、そのゾーン、地理的集団または地域内のどのクラブからも以上のような推薦を事務総長が受け取っていない場合には、会長は12月15日までに、指名委員会を選んだノミネーをそのゾーン、地理的集団または地域からの理事ノミネーとして公表するものとする。前記12月1日までに、事務総長が、ゾーン、地理的集団または地域内の一つもしくは二つ以上のクラブから1人または2人以上の追加候補者の推薦を受理した場合、この挑戦者である候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミネーを選ぶことは、本節(c)項に従って郵便投票で行われるものとする。

(c) 郵便投票。本節(b)項の規定によって、ゾーン、地理的集団または地域からの理事ノミネーの選出が郵便投票によって行われる場合は、その手続は次の通りとする：

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために選挙管理委員会を任命するものとする。この委員会は、郵便投票によって理事ノミネーの選出が行われるゾーン、地理的集団または地域の投票に関してその任務を行うものとする。

選挙管理委員会は投票用紙(単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙)および、理事会によって定められた書式に、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資料を公平に要約して記入したものを準備する。投票用紙には、指名委員会に正式に推薦された候補者で、指名委員会選出の候補者

の発表後、クラブが推薦した挑戦者である全候補者の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

選挙管理委員会は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団および地域内の各クラブ宛に郵送させるように手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して2月15日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有するものとする。直前の7月1日現在の会員数に基づき、名誉会員を除く会員数50名を超えるクラブは、50名ごとに1票またはその端数が26名以上の場合は、さらに1票を投じる権利を有するものとする。

2月20日までに、選挙管理委員会は、会長の招集によって会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団または地域内で投じられた票——必要な場合には第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入したうえで——の過半数を得た理事候補者がノミネーとして公表されるものとする。

会長は3月10日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミネーの氏名を発表しなければならない。

最高得票が同数で、再度の郵便投票を必要とする場合は、選挙管理委員会は投票用紙の準備を監督して、理事ノミネー選出のための第1次郵便投票で最高得票を得た候補者達の写真と履歴書を添付した投票用紙を、3月15日までに当該ゾーン、地理的集団または地域内の各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。このような投票用紙は、記入の

うえ、次の5月1日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。選挙管理委員会は、5月5日までに、会長の招集の下に、会長の決定する時と場所において会合して、投票を審査し、これを数えて、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。会長は、5月10日までに当該ゾーン、地理的集団または地域内の全クラブに対して、次の国際大会で選挙される、そのゾーン、地理的集団または地域からの理事ノミニーを通告しなければならない。

(d) 期間の延長。本節において、何らかの措置をある期日までに完了しなければならない場合は、理事会は、特別な事情により理事会が必要と認める限り、ゾーン、地理的集団または地域のクラブに適用する期日を変更できる権限を有するものとする。

(e) 国際大会へのノミニー名の提出。事務総長は、国際大会における選挙のために、それぞれ所属ゾーン、地理的集団または地域によって、正規の手続によって理事職に指名されたノミニーの氏名および、任期満了直前の理事会によって正規の手続を経て理事職に指名されたノミニーがもしあればそのノミニーの氏名も併せて、国際大会に提出しなければならない。

#### 第4節 グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長、名誉会計の指名

グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長および名誉会計のノミニーは、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

#### 第5節 国際大会への他のノミニー名の提出

事務総長はまた、正規の手続によって地区ガバナー職に指名されたことを証明されたノミニーの氏名および、正規の手続によってグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長および名誉会計職

に指名されたことを証明されたノミニーの氏名をも、選挙のために国際大会に提出しなければならない。

#### 第6節 選挙人

正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

#### 第7節 選挙管理委員会

(a) 国際大会の都度会長は選挙人の中から選挙管理委員会を任命しなければならない。この委員会は、その国際大会におけるすべての投票の準備を司るものとする。この委員会は、会長の定める5名以上の選挙人から成るものとする。

(b) 本細則の定める定足数の出席した国際大会の最初の本会議において、会長は役員に指名および選挙を行う所定の場所、日、および時間について選挙人の注意を促さなければならない。

(c) 選挙管理委員会は、投票準備、投票用紙の配布、および投票用紙の計算を担当するものとする。事務総長が全投票用紙印刷の責任を負うものとする。

(d) 選挙管理委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破壊しなければならない。但し大会が別段の指図を行った場合はその限りでない。

#### 第8節 役員選挙

(a) 各選挙人はそれぞれ、次に示す通りの投票権を有する：会長に対して1票；毎年理事選挙が行われるが、その理事ひとりひとりに対して1票；各地区ガバナーに対して1票；およびグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長および名誉会計のおのおのに対して1票。

(b) これらの役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。

る。但し、一つの役職に対してノミニーがただ1名の場合は、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。

(c) 前述各役職ごとに投じられた票のうち、必要な場合には第2選択以下全選択投票をも計算に入れた後、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。

### 第9節

本条に掲げられている役職の候補者または被指名者は、すべて、名誉会員以外の、クラブの「瑕疵なき会員であることを要するものとし、また、いかなる地区のガバナー候補者も、クラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員でなければならないものとする。

### 第10節

本条でいう米国には、プエルトリコを含み、アンティル諸島には、プエルトリコを含まないものとする。

### 第11節 ロータリー職員

国際ロータリーもしくは地区またはロータリー・クラブの常勤、有給の職員は、国際ロータリーの事務総長または財務長に選挙されて就任する場合のほか、国際ロータリーの役員となること、または、すべて選挙によることを要する国際ロータリーの役職につくことを得ないものとする。

### 第12節 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

いかなるロータリアンも、選挙によって任命される国際ロータリアンの役職につくために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、代わりの人にこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物または書状を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはロータリアンに代わって配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いた

なら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

本節に違反している疑いがある、という申し立ては、ロータリー・クラブまたは国際ロータリー現役員が書面で申し立てない限り、考慮されないものとする。すべての申し立ては、投票結果の発表後30日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。事務総長は、これを委員会に付託し、検討させるものとする。委員会は、会長が理事会の承認を得て任命し、理事会の現在のメンバーを含まないものとする。委員会の規模および任期は、本細則第13条の規定にかかわらず、会長および理事会が適切と考える程度のものとする。

委員会、または、そのパネルは、証拠物件を調べ、全関係者に、違反の疑いを確認または否認する機会を与えるものとする。すなわち、申し立ての陳述または打消の機会としてである。その当事者が委員会に出頭するかどうかは委員会（または、そのパネル）の裁量によって決められる。但し、候補者に聴聞の機会を与えることなく失格とされることはないものとする。調査完了後、委員会は、直ちに、その調査結果、結論、勧告を理事会に報告しなければならない。

理事会は、委員会の報告を受理し、また、理事会の指示で委員会がさらに検討し、申し立てを却下するか、候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには3分の2の投票を必要とする。理事会の決定は直ちに、全関係者に通知され、クラブが次期国際大会に提訴する以外、これを覆すことはできない。本細則、第4条第2節の規定にもかかわらず、このような提訴は、国際大会開会の少なくとも5日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日以降の提出期限を承認してい

<sup>1</sup>「瑕疵なき会員（"a member in good standing"）とは会費等の滞納のない会員をいう。

る場合はこの限りでない。

被選役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本節の規定を読み、理解し、受け入れ、同意したと署名する申告欄が含まれていなければならない。

## 第10条 管理上の集団

### 第1節

地区に編成されている地区において、クラブが地区ガバナーの直接監督の下に管理される場合は、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

### 第2節

地理的に隣接する二つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、地区ガバナーの管理のほか、他の管理方法を理事会が追加設定する場合は、理事会は、そのような管理を設定するに当たって、関係地区内クラブの同意の下に理事会が適切と考えかつ国際大会の承認を得た、それに関する手続規則を定めなければならない。

## 第11条 管理上の単位

### 第1節

グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの加盟クラブから成る国際ロータリーの地域単位は、国際ロータリーの規定審議会または国際大会によって承認されたグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款の定めるところに従って、国際ロータリーの1管理単位として組織されかつその機能を行うものとする。この地域単位はまた、グレート・ブリテンおよびアイルランド内において、国際ロータリー理事会に代わって、クラブ加盟承認委員会および国際ロータリー地区編成委員会としての役を務め、さらに本細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって国際ロータリーの財務事項を処理するものとする。

### 第2節

この地域単位の定款は、常に国際ロータリー一定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。国際ロータリーの定款・細則とグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款・細則には、国際ロータリーの規定審議会または国際大会によって承認された、地域単位の域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。そして地域単位の域内管理は、この特定の規定に従って、この特定の規定の認める範囲内で執行されるものとする。

### 第3節

地域単位がその権限、目的および機能を遂行するについての域内管理を規定する、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー一定款の規定は、国際ロータリーの規定審議会または国際大会の承認を得たグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、国際ロータリーの規定審議会または国際大会が国際ロータリー一定款または細則を改正したときは、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款および細則を国際ロータリー一定款および細則と一致させるために必要な改正は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

地域単位の定款または国際ロータリーの定款および細則と矛盾しない地域単位細則の変更は、そのような場合について定める地域単位定款に従って、地域単位がこれを行うことができる。

## 第12条 地 区

### \*第1節 創 設

管理をより効果的にするために、理事会はクラブの所在する地域を地区に分割する権限

\*1989年規定審議会において改正。

を有する。理事会の指示に従い、会長は随時、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。但し、本細則の後段にこれと異なる規定のある場合を除き、関係地区内クラブの過半数の反対ある場合は地区を変更または新設してはならない。このほかに、同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが二つの地区に分割されることはないものとする。同一の市、区、自治体地域または都市部にありながら、異なる地区に属しているクラブは、理事会によって同一地区に編入される権利を有する。このようなクラブの過半数が理事会に申請することによって、この権利を行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

## 第2節 地区協議会

ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区の活動を統括するために、地区内全クラブの次期会長と次期幹事並びに次期地区ガバナーおよび理事会の指定する者の協議会を、3月1日から7月1日までのあいだに、各地区のガバナーが定める時と場所において開催するものとする。但し、地区協議会参加者が国際ロータリー国際大会に出席できなくなるような時期を避けなければならない。地区協議会は、地区ガバナーと協力して次期地区ガバナーが立案・実施するものとする。特別の事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可することができる。

## 第3節 会長エレクト研修セミナー

理事会が随時決定するような方法で地区内ロータリー・クラブ会長エレクトを指導・訓練するために、国際協議会終了後1カ月以内、少なくとも4月15日前までに毎年セミナーを開くものとする。セミナーは、地区ガバナーと協力してガバナー・ノミニニーが計画・実施する。さらに、その期日は、地区協議会と異なるものとする。距離、気候、費用の点で別個に予定を組むことが実際的でない地区は、

地区協議会と研修セミナーを同一の場所で続けて開催することができる。

## 第4節 地区大会

(a) **時と場所。**毎年地区ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を開催するものとする。但し開催の時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会または国際大会の時期と同じであってはならない。理事会は(1)二つ以上の地区が合同して関係地区の区域内で連合大会を開くことを認可することができる；あるいは(2)例外的な場合に、当該地区の区域外で地区大会を開くことを認可することができる。

(b) 地区ガバナー・ノミニニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

国際ロータリー理事会の承認を得て、地区は、地区ガバナー・ノミニニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数との投票によって、当該地区ガバナー・ノミニニーが地区ガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができる。クラブがかかると者を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかるとる大会開催地の投票を行うものとする。

(c) **地区大会の機能。**地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と本質とに沿うものでなければならない。各地区大会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

(d) **地区大会幹事。**ホスト・クラブの会長と相談のうえ、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は、大会の計画を策定し、大会記録の作成について

て地区ガバナーに協力することである。

(e) **地区大会報告**。地区大会終了後30日以内に地区ガバナーまたは議長代行者、および大会幹事は、そのおのおのの署名ある書面によって、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

#### 第5節

(a) **地区大会の投票**。地区ガバナー指名委員会の構成および職務権限並びに規定審議会の地区クラブ代表議員の選挙に関する投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。地区大会に出席しているクラブの暇疵なき正会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員は、いずれもその地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。但し、選挙人は、誰でも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。

(b) **選挙人**。地区内の各クラブは、地区大会の開催される月の前の月の最終日現在のそのクラブの会員数に基づき、名誉会員を除く会員数25名ごとに1名またはその端数が13名以上の場合、さらに、1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。但し地区内各クラブは、その大会の開かれる月の前月までの6ヶ月を超える期間にわたり国際ロータリーに対する支払を怠っていたものでない限り、少なくとも1名の選挙人を送る権利を有する。各選挙人はそのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員でなければならない。そしてもし地区大会に出席していれば、地区ガバナー指名委員会の構成と職務権限、および規定審議会の地区のクラブ代表議員選挙において1票を投じる権利を有するものとする。

(c) **委任状による代理者**。事情がこれを必要とする場合は、所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、地区ガ

バナーの承諾を得て、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者として、自分のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員、もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員を指定することができる。そして、当該クラブの会長および幹事によってその代理が証明されたならば、その委任状による代理者は、既にもっている投票権のほかに、自分が委任状による代理者となっている欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

#### \*第6節 地区の財務

(a) 各地区は、地区大会の決議によって、「地区資金」という基金を設けて差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。

(b) 地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、地区資金を調達するものとする。1人当たりの賦課金の額は、地区協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認を得て決めなければならない。

(c) 地区資金負担金の支払は、地区内全クラブの義務である。この負担金未払が6ヶ月以上に及ぶという証明書類を地区ガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のクラブへのR.I.事務局のサービスを停止するものとする。

(d) 地区は、地区内の全クラブに対し、地区財務の年次監査報告を行わなければならない。

#### \*第7節 地区ガバナー

(a) **ノミニーの選出**。地区ガバナー・ノミニーの選出は、当該ノミニーが国際協議会で研修を受け、国際大会で地区ガバナーに選挙されるロータリー年度の直前のロータリー年度内にその地区が行うものとする。例外的な事情およびやむを得ざる理由のある場合、国

\*1989年規定審議会において改正。

際大会で地区ガバナーに選挙される2年前に当たるロータリー年度中にノミニーを選出しても差し支えない。

(b) 地区ガバナー・ノミニーの資格条件。理事会によって特に許されない限り、選出の時点で、次の資格条件に達していなければ地区ガバナー・ノミニーに選ばれることはできない。

(i) 本人が指名を受ける地区内のクラブの名誉会員以外の暇疵なき会員であることを要する。

(ii) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

(iii) 本人が地区ガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高をもたない、義務機能を果たしている暇疵なきロータリー・クラブの有資格会員でなければならない。

(iv) クラブ会長を全期務めたことのある者でなければならない。

(v) ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

(vi) 以上のほかに、次の(c)項に述べる資格条件をも満たそうとする能力と熱意がなければならない。

地区ガバナー・ノミニーとしての資格を得るためには、その職に指名された候補者は、本細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務および責任を熟知したうえで、事務総長を通じて国際ロータリーに、細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務および責任を的確に理解していることおよび地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思をもち、それができる状態にある旨の声明書に署名して提出しなければならない。

前述の資格条件に欠ける地区ガバナー・ノ

ミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

もし、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、理事会に、そのノミニーが本細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。このような保留が行われたときは、これを地区ガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。そしてそのノミニーは、地区ガバナーおよび事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

もし、前述の規定のいずれかによって地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は関係地区の地区ガバナーにその拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、その地区は、本細則の規定に従い地区ガバナーの指導の下に、郵便投票によって、地区ガバナー・ノミニーをもう1度選ばなければならない。

地区が地区ガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは本節(b)項の規定に従って選出されるものとする。

(c) 地区ガバナーの資格条件。理事会によって特に許可されない限り、地区ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算7年以上会員であり、さらに、前述の(b)項に述べる資格条件を、選出の時点から引き続き保持し続けていなければならない。

(d) 任務。地区ガバナーは理事会の一般的



な指揮、監督の下に職務を行うその地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすに当たって地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、自ら次の諸項の責務を負うものとする。

(i) 担当地区の新クラブ結成。

(ii) 担当地区内既存クラブの強化助成。

(iii) 担当地区内クラブ相互間の友好関係およびクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進。

(iv) 担当地区の地区大会を計画・主宰すること。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画・準備に当たる次期地区ガバナーに協力すること。

(v) できるだけ年度の早い時期、なるべく前半6カ月に担当地区内の全クラブを公式訪問すること。

(vi) 担当地区内各クラブの会長および幹事に対して月信を発行すること。

(vii) 会長または理事会の要請があれば速やかに国際ロータリーに報告を提出すること。

(viii) 後任ガバナーに対して、国際協議会の前に地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(ix) 地区で保存すべき文書を後継者に引き継ぐこと。

(x) 地区における国際ロータリー役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、審議会の指図の下に、そしてグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、執行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかに国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

(e) 地区ガバナー指名委員会。グレート・

ブリテンおよびアイルランド内の地区を除いて、各地区は、指名委員会手続によって地区ガバナー・ノミネーを選ぶものとする。但し、地区の規模、財政的理由、その他やむを得ない理由等の例外的事情のため、R.I.理事会から特に免除された場合はこの限りでない。地区ガバナー指名委員会は、地区ガバナー・ノミネーとして求め得る最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、その地区の地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人の過半数の投票によって採択した決議の規定により決定される。但し、このような職務権限は、本規定と矛盾してはならない。

地区指名委員会委員選出方法を本項に定める通りに採択できなかった地区は、最近の5人の元地区ガバナー（指名委員になる時間と意思があり、その地区に居住している人）を指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、本項に従ってその務めを果たすものとする。このような元地区ガバナーが5名いない場合、R.I.会長が、委員の人数を5人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

地区ガバナーは、指名委員会の名において、クラブに通知を発行するか、発行させるとする。この通知は、クラブに、希望するなら指名委員会の審議を仰ぐため地区ガバナー指名案を提出するよう要請するものである。審議されるためには地区ガバナーの定め、通知する期日までに指名委員会に提案が受理されなければならない。地区ガバナー発行の通知は、その期日の少なくとも2カ月前に地区内クラブに送付され、その通知には、提案の送付先が記載されていなければならない。この提案は、候補者推薦クラブの例会で採択され、クラブ幹事によって正式に証明された決議という形式で提出されなければならない。自己のクラブの会員でない人を地区ガバナー・ノミネーに推薦しようとする場合、候補者の所属クラブの同意をあらかじめ得るものとする。

地区ガバナー指名委員会がその選択を行う

に当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。

指名委員会は、ノミニー選出後、選出した候補者を地区ガバナーに報告する。ガバナーは、次に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。但し、指名委員会の会合時またはその直前2カ月前において、指名委員であったロータリアンは、指名委員会によっても、クラブによっても、地区ガバナー・ノミニーに選出される資格はないものとする。

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、本節(8)項に規定されているように、指名委員会に推薦されている候補者の中から郵便投票または本条第5節に従って地区大会によって地区ガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

地区指名委員会によるいかなる指名にもかかわらず、地区内クラブは、既に地区指名委員会に正式に推薦されていた者を、地区ガバナー・ノミニー候補者として推薦することができる。このように推薦するには、クラブは、地区ガバナーの定める期日までに、クラブ例会で採択された当該候補者指名決議を地区ガバナーに提出しなければならない。地区ガバナーの定める期日は、地区ガバナー指名委員会による地区ガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも2週間後とする。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからもガバナーが受け取っていない場合には、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言するものとし、それより15日以内に地区内全クラブにその旨通達しなければならない。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、そしてその指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合は、地区ガバナーはそれらの各候補者の氏名とその資格条件を地区内の全クラブに通達し、地区ガバナー・ノミニーの候

補者全員について、郵便投票が行われる旨を通達しなければならない。

もし、上述の15日が経過したときに、地区内クラブからの指名が全部効力を失っていたならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言し、それより15日以内にこの旨地区内全クラブに通達しなければならない。

(f) 例外。事情がそれを必要とし、R.I.理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、地区ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

地区ガバナーは、地区内各クラブの幹事に対して、地区ガバナー指名の公式要請を作成し、これを郵送させなければならない。すべて指名は書面によることとし、クラブの会長および幹事によって署名されなければならない。いずれかのクラブから推薦された候補者がそのクラブの会員でない場合は、その候補者が所属するクラブの同意をあらかじめ得るものとする。その書面は、地区ガバナーの定める期限までに地区ガバナーに受理されることを要する。但しその期限は公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。もしも本細則に従ってクラブから推薦された候補者が1名のみ場合は投票を要しないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー・ノミニーとして公表するものとする。

候補者が2名以上ある場合は、地区ガバナーは、このような候補者ひとりひとりの氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナー・ノミニー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

(g) 郵便投票：地区ガバナーは、R.I.理事会の定める標準書式の投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の指名した候補者がいる場合はその候補者名を記し、そして期限内にクラブからガバナーが受け取る候補者の氏名をアルファベット順に列記し、各クラブに対して1部郵送しなければならない。その際、その投票用紙にはクラブの投票を記入したうえ、地区ガバナーの定める期限

までにガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指図を添付すべきものとする。但しガバナーの定める上述の期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内のあいだに定めることを要する。

投票数は、そのために招集された会合で、選挙管理委員会が数えるものとする。候補者が3名以上ある場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。

地区ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、選挙管理委員会を設置するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。選挙管理委員会は、投票の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の計算・集計に立ち合えるよう手配するものとする。

各クラブは、選出の行われる月の前の月の最終日現在におけるクラブの会員数を基礎として、会員（名誉会員を除く）数25名ごとに1票またはその端数が13名以上の場合は、さらに1票を投じる権利を有するものとする。但し、選出の行われる前、6カ月以上にわたり、国際ロータリーに対する支払を怠っていた場合を除く。

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニニーと宣言されるものとする。過半数を獲得する候補者を決定するために、必要に応じて第2選択票以下の選択票を加算できるように、単一移譲式投票方式を用いるものとする。

選挙管理委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したことを確認すると、直ちに、この事実を、各候補者の得票数とともに、地区ガバナーまたは議長代行者に報告しなければならない。それから、地区ガバナーは投票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。選挙管理委員会は、ガバナーから候補者に投票結果が告げられてから15日間、投じら

れた投票すべてを保管し、クラブ代表者が点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

(h) 特別選挙。地区が地区ガバナー・ノミニニーを選出できなかった場合、もしくは地区ガバナー・ノミニニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の前次選挙に先立って、その地区が別のノミニニーを選出しなかった場合は、理事会は理事会のメンバーの過半数の票をもって本細則第12条第7節(b)項(i)ないし(ii)の資格条件を備えたロータリアンを地区ガバナーに選挙するものとする。

(i) 地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。

(j) 地区ガバナーは、ノミニニーの宣言後10日以内に地区ガバナー・ノミニニーの氏名を事務総長に証明するものとする。

(k) もし、何らかの理由で、指名委員会の選出の発表時と、ノミニニーが選挙されるロータリー年度の国際協議会の3カ月前までのあいだに、有効な指名が一つもない場合、そのとき、ガバナーは、本節(f)項の第2パラグラフ以下の手続を再度踏むものとする。

(l) 解任。事情によっては、あるいは会長が十分な理由ありと考える場合は、会長は次に示す通り、地区ガバナーをその職から解任することができる。

地区ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由があるときには、会長は当該地区ガバナーにその旨通告しなければならぬ。そして、当該地区ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30日以内に釈明するよう勧告するものとする。30日以内に、当該地区ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかったときは、会長は地区ガバナーを解任できる。本規定の下に解任された地区ガバナーは、バスト・ガバナーとみなされないものとする。

(m) 地区ガバナー—欠員。何らかの理由で地区ガバナーの地位に欠員を生じた場合は、

理事会は過半数の票をもって本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。同ロータリアンは、残存任期中その空席を埋め、地区ガバナーの任務を果たし、その権威と特権を行使するものとする。但し、会長は、理事会によってその欠員が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、ガバナーの任務を行い、ガバナーのもつすべての権限と特権を行使するアクティング・ガバナーとして任命することができる。

地区ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合は、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティング・ガバナーに任命して、地区ガバナーが任務を執り行い得ない期間中、その任務を行わせ、その職に付随するあらゆる権限と特権を行使させることができる。

地区ガバナーが年次国際大会において選挙された後地区外にあって就任時に地区に戻ることでできない場合は、その直前のガバナーが、現在の地区ガバナーが地区に帰って来るまで、引き続きその地区ガバナーの職務を執り行うものとする。

(n) **国際大会への提出。**事務総長は、毎年国際大会に対して、その大会終了直後の会計年度に地区ガバナーを務める者として指名されたことを事務総長に証明されている、資格条件を備えた地区ガバナー・ノミニーの氏名を選挙のために提出しなければならない。

#### **第8節 地区の郵便投票**

本細則に明記する諸決定や選挙は地区協議会または地区大会で行うものではあるが、本条第7節(6)項の手續にできる限り沿った方式で地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。

### **第13条 委員会**

#### **第1節 常任委員会**

会長は次に掲げる常任委員会の委員を任命しなければならない：

定款・細則委員会

国際大会委員会  
地区編成委員会  
拡大委員会  
財務委員会  
投資諮問委員会  
会員増強委員会  
企画・研究委員会  
広報委員会  
出版物委員会  
青少年奉仕委員会

但し会長は、その在任年度の次のロータリー一年度開催される国際大会の委員を任命するものとする。

常任委員会は、任命された年度の7月1日にその機能を開始するものとする。

#### **第2節 特別委員会**

会長は、自らまたは理事会が必要と認める特別委員会を任命することができる。特定の目的を達成するまでの任期をもって任命される特別委員会をアド・ホック委員会と呼ぶものとする。アド・ホック委員会以外の特別委員会の任期は、その委員会が任命されたロータリー年度末をもって終了するものとする。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成されたとき、または理事会がこれを解任したときに終了するものとする。

#### **第3節 委員長および欠員**

会長は各委員会の委員長を指名するものとし、委員会に生じた欠員を補充する権限をもつ。

#### **第4節 諮問委員会**

(a) 理事会は、地区ガバナーが諮問の目的をもって地区委員会を設定する権限を認めることができる。

理事会は、1国の全クラブから成る集団に、その国の国策の諸問題を研究する諮問委員会を形成して、それらのクラブの公共奉仕活動のプログラムを理事会に提出してその承認を求める権限を与えることができる。

(b) 理事会は、2カ国以上の国々から成る

\*1989年規定審議会において改正。

地域内のクラブの代表者をもって構成する諮問委員会を設けて、当該地域内のロータリーの方針および手続上の問題を研究させ、理事会に対して進言させることができる。

#### 第5節 職権上の委員

会長は、会長指名委員会を除くすべての国際ロータリー委員会の職権上の委員とする。委員会の職権上の委員は委員のもつすべての特権を有するものとする。

#### 第6節 任期

何人も2カ年を超えて国際ロータリーの同一委員会の委員を務めることは許されない。但し本細則、地域またはその他の委員会の手続規則、もしくは委員会を創設する国際大会の特別決議によって別段の定めある場合はこの限りでない。ある委員会に既に2カ年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格をもたないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアド・ホック委員会の委員には適用されない。本節の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

#### \*第7節 定款・細則委員会

本委員会は  
一3名の委員から成り、毎年1名を3年を任期として任命するものとする；  
一国際ロータリーの組織規定に関するすべての事項について理事会に助言し、立法手続を検討し、これについて理事会に助言し、規定審議会では特別議員を務める。  
一規定審議会に回付のため、事務総長に提出されたすべての立法案を検討し、理事会に代わって次のことを実施できる。

(i) 提案者に、適切であれば、その立法案へのふさわしい修正を勧告する。

(ii) 実質的には同種の立法案の提案者達に、その提案の代わりとなる折衷案を勧告する。提案者達がこの折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付されるよう理事会に勧告する。このような立法案は所定

の締切日に拘束されないものとする。

(iii) 提案が、適法に提出されていない、あるいは大幅に不備、または、あいまいである、と定款・細則委員会が決定し、修正案を勧告したが提案者に受け入れられなかった場合、事務総長からこの提案が審議会に回付されないよう、理事会に勧告する。但し、理事会が、事務総長に対して、このような提案を審議会に回付しないよう指示する場合、この旨、提案者に直ちに通知しなければならない。提案が、審議会の審議を受けるには、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

#### \*第8節 国際大会委員会

本委員会は  
一6名の委員から成り、その1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長となるものとする；

一任命を受けた国際大会に関するすべての事項の責務をもつものとする。但し、本細則または理事会が、役員または他の委員会に特に委任した事項を除く。

#### 第9節 地区編成委員会

本委員会は  
一3名の委員から成り、毎年1名を3年を任期として理事の中から任命するものとする；  
一理事会および会長の新地区創設および既存地区の境界調整を援助するものとする。

#### 第10節 拡大委員会

本委員会は  
一12名の委員から成り、毎年4名を3年を任期として任命するものとする；  
一新クラブ結成によって世界中にロータリーを拡大するという責務遂行について理事会に助言する。ある場合は地区ガバナーに接触し、また、ある場合は、理事会が随時望ましいと判断する地区委員長を通じてロータリーを拡大する。

#### \*第11節 財務委員会

本委員会は  
一3年任期の5名の委員から成るものとする。毎年1名または2名の委員を任命して、

\*1989年規定審議会において改正。

委員の数を常に5名とする；

一国際ロータリーの年次予算を作成し、会計帳簿と会計方式を精査し、国際ロータリーの財務について理事会に助言するものとする。

#### 第12節 投資諮問委員会

本委員会は

一4年任期の3名の委員から成り、常時3人の委員がいるように、1人の任期満了の都度、必要に応じて任命するものとする；

一投資方針を勧告し、投資マネージャーに助言し投資マネージャーの業務を監督し、投資方針のあらゆる面について理事会に助言するものとする。

#### 第13節 会員増強委員会

本委員会は

一12名の委員から成り、毎年4名を3年を任期として任命するものとする；

一世界中にロータリー・クラブ会員を増強・拡大するという責務遂行について理事会に助言するものとする。

#### 第14節 企画・研究委員会

本委員会は

一6名の委員から成り、理事指名について本細則で明記している地域からそれぞれ1名の委員を任命し、毎年2名を3年を任期として任命するものとする；

一理事会または会長の付託した、長期計画、研究、指導力養成、または、関連事項について理事会に助言するものとする。

#### 第15節 広報委員会

本委員会は

一3年任期の6名の委員から成るものとする。理事指名のために本細則において決められている六つの地域のおのおのから1名の委員を任命する。毎年2名の委員が任命されることになる；

一国際ロータリーの広報プログラムについて理事会に助言するものとする。

#### 第16節 出版物委員会

本委員会は

一3年任期の5名の委員から成るものとする。毎年1名または2名の委員を任命して、委員の数を常に5名とする；

一機関雑誌を含む、国際ロータリーの全出版物について理事会に助言するものとする。

#### \*第17節 青少年奉仕委員会

本委員会は

一6名の委員から成り、毎年2名を3年を任期として任命するものとする；

一青少年のための奉仕に関する事項について理事会に助言するものとする。

#### 第18節 その他の任務、活動、資格条件

理事会は、常任委員会の任務や活動をさらに規定、修正し、理事会が適切とみなし、かつ、本細則に矛盾しない任務を委員会に課することができる。そのうえ、委員の資格条件、委員の継続の必要性について、これを決定できる。理事会は、常任委員会に、地区ガバナーと協力して、適切な地区指導者と接触し、理事会の承認した計画を遂行する権限を与えることができる。

#### 第19節 委員の資格条件

委員会の委員長および各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員でなければならない。

#### 第20節 委員会の幹事

本細則によって、あるいは委員会設置に当たって国際大会または理事会の特別決議によって別段の定めのある場合のほか、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

#### 第21節 定足数

委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。但し、本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、国際大会または理事会でこれと異なる特別決議のあった場合は、この限りでない。

#### 第22節 通信による議事の処理

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、郵便、電信、無線電報または電話によって処理することができる。但し、本細則または国際大会または理事会の特別決

\*1989年規定審議会において改正。

議によって別段の定めのある場合はこの限りでない。

### 第23節 権限

会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。

## 第14条 財務事項

### 第1節 会計年度

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

### 第2節 クラブ報告

毎年7月1日および1月1日に各クラブは同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送致されなければならない。

### \*第3節 会費

(a) 各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員のおのおのにつき、半か年米貨14ドル50セント(\$14.50)ずつの割で、人頭分担当金(会費)を国際ロータリーに対して支払わなければならない。

(b) 規定審議会が開催される予定の年には必ず、各クラブは、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル(\$1.00)を国際ロータリーに支払い、規定審議会に出席する審議会クラブ代表議員の旅費補助金に充てるものとする。その方式については理事会が定めるものとする。

(c) 理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

(d) グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブは、国際ロータリーの代行者としての、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーとして知られる地域単位を通じて本節(a)項の規定する人頭分担当金を国際ロータリーに支払わなければならない。毎年、グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブから、本節(a)項の規定に従って

国際ロータリーに支払われる人頭分担当金のうち、国際ロータリーによって保有される部分の総額は、国際ロータリーが年間グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならないものとする。そしてその残りの部分は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーに配分され、保有されるものとする。

半年ごとにグレート・ブリテンおよびアイルランド内クラブによって支払われる、本節(a)項の規定する人頭分担当金のうち国際ロータリーによって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担当金に適用されるものとする。理事会は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内のクラブに代わって国際ロータリーが前年度支出した金額に基づいて、国際ロータリーの保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するための国際ロータリーの一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、R.I.の未充当基金残高への拠出金として米貨50セント(\$.50)を加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも6年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

(e) もしもある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、国際ロータリーに対する債務を支弁するために、本国通貨を過剰に支払わなければならない場合は、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

### 第4節 支払時期

(a) 毎年7月1日および1月1日を会費支払期日とし、本条第3節に定められた基準に基づいて支払われるものとする。但し、本条第3節(b)項の下に支払う会費は、7月1日を支払期日とし、支払うものとする。会費を支払う半期の7月1日もしくは1月1日より後

\*1989年規定審議会において改正。

にクラブ会員に選ばれた正会員, シニア・アクティブ会員, パスト・サービス会員のおおのにつき, 各クラブは比例人頭分担金米貨7ドル25セント(\$7.25)を10月1日と4月1日に支払うものとする。会費は米國通貨をもって国際ロータリーに支払われるものとする。しかしながら, 米國通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか, 実行困難の場合は, 理事会は, 他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた, 非常事態のためそうすることが適切である場合は, 会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

(b) クラブは, 加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

#### 第5節 予算

毎年理事会は, 次の会計年度に対する収支予算を採択しなければならない。もし必要があれば次の会計年度において理事会は予算を修正することができる。

#### 第6節 監査

理事会は, 毎年, 1回または2回以上, 免許をもつ会計士, 公認会計士または計理士, もしくは監査の行われる国, 州または県において一般にその権威を認められている監査人による国際ロータリーの会計帳簿の監査を手配しこれを実施させなければならない。事務総長および財務長は理事会の要求があればいつでも帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

### 第15条 名称と徽章

#### 第1節 保全

国際ロータリーの目的と綱領を達成するために, 理事会は国際ロータリーの徽章その他の記章をもつばら全ロータリアンのみの使用と, その利益のために確保し保全するものとする。

#### 第2節 使用の制限

国際ロータリー並びにクラブの名称, 徽章, バッジその他の記章を, クラブまたはクラブ

の会員が商品の商標または特別銘柄として使用しあるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称, 徽章, バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることは国際ロータリーの承認しないところである。

### 第16条 その他の管理上の事項

#### 第1節 出席報告

各クラブは, 各月の最終例会後直ちに, そのクラブの例会における月次出席報告を, 地区ガバナーがいる場合には地区ガバナーに, その他の場合には事務総長に提出しなければならない。

#### 第2節

ロータリー・クラブの各正会員, シニア・アクティブ会員, およびパスト・サービス会員は, いつでも他のロータリー・クラブの例会に出席する特典をもち, かつそのような出席を奨励されるものとする。

#### \*第3節 国際協議会

(a) 時と場所。毎年国際協議会を開催するものとする。その目的は, 地区ガバナー・ノミニーに, ロータリー教育を行い, 運営上の任務を指導し, 鼓舞激励し, さらに, 出席しているノミニーや他の人に, 次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとし, 同協議会プログラム決定の責務を負うものとする。

(b) 構成。国際協議会は次の通り構成されるものとする: 会長, 他の理事, 会長ノミニー, 理事ノミニー, 事務総長, 財務長, 地区ガバナー・ノミニー, グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの役員ノミニー, 国際ロータリー各種委員会委員長, およびその他理事会の指定する者。

(c) 特別, または局地的, 協議会。非常事態または特別の事情に対応するために, 理事

\*1989年規定審議会において改正。



会は二つまたはそれ以上のこのような協議会もしくは局地的協議会を、理事会が定める時および場所において開催するよう手配することができる。

#### 第4節 元会長審議会

(a) 構成。クラブの名誉会員以外の会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を設けるものとする（以下本節においては単に「審議会」と呼ぶ）。

会長は職権上、本審議会のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権はもたないものとする。

(b) 役員。直前会長の前の元会長を審議会の議長とし、さらにその前の元会長をその副議長とする。

事務総長は審議会の幹事となるが審議会のメンバーではない。

(c) 任務。審議会のメンバーは、会長または理事会から審議会に付託される事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告を行うことができる。

(d) 会合。会長または理事会が審議会の合議、およびその進言を必要と考える場合、会長または理事会は審議会を招集することができる。審議会は、国際大会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を行うものとする。

会長または理事会によって会合が招集される場合は、審議会の会合に対する議事日程をつくらなければならない。その議事日程には、会長または理事会が審議会の審議とその勧告を求めて審議会に付託した議題を含むものとする。

(e) 報告。会長または理事会招集の審議会後、審議会議長は必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を公表しない限り、この報告を公表してはならない。

#### \*第5節 国際ロータリーの地域大会

理事会は、理事会の定める時と場所において、国際ロータリー地域大会として知られるクラブ会員の大会を招集することができる。

理事会は、地域大会に参加する会員の所属クラブを指定するものとする。理事会は大会の招集方法、その組織と運営およびその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

国際ロータリーの準備する地域大会または研究会は、出席を希望する全ロータリアンが、国籍、人種または宗教にかかわらず、その開催予定地に現実に行くことができる、という書面による保証を理事会が、ホスト国の政府または他の関係当局から得られなかったなら、いかなる場所においても開かれぬものとする。

このような地域大会の目的は、地域内のクラブ会員間の知り合いと理解を育成・推進し、また、ロータリーの綱領の範囲内のテーマについて意見を交換し、話し合う場を提供するために、地域内のクラブ会員を一堂に集めることである。ロータリー・クラブが所在する地域であれば、いずれの地域でも差し支えない。

地域大会の目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

## 第17条 機関雑誌

### 第1節 権限

理事会は、国際ロータリーの機関雑誌を、発行し、もしくは、その監督および管理の下に、発行せしむるものとし、雑誌の発行に関するすべての事項について責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が許可するいくつかの異なった版で出版されるものとする。そのうち基本的な版は英語で出版されるものとし、これをロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的の推進とロータリーの綱領の達成について理事会を助ける仲介役を務めることである。

### 第2節 購読

(a) 各機関雑誌の購読料は、すべて理事会

\*1989年規定審議会において改正。

がこれを定めるものとする。

米国およびカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員がすべて機関雑誌の有料購読者となること、そして会員資格を保持する限り購読を続けることを、会員資格取得の条件としなければならない。かかる購読料は、正規会費の一部として、もしくは正規会費のほかに、各会員からクラブが徴収しなければならない。各クラブは購読料を特別購読料勘定としてその帳簿に記載しなければならない。そして購読者の代理人として、そのクラブ会員の購読料を国際ロータリーに送金しなければならない。

(b) 年度内の雑誌収入は、その一部分といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、年度末に国際ロータリーの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

### 第3節

(a) 米国およびカナダ以外のクラブは、後段に規定する場合を除き、その正会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員のそれぞれが、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリーの理事会が承認し、当該クラブに対して指定した地域的なロータリーの雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない。

(b) 会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた地域雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

## 第18条 ロータリー財団

### \*第1節

国際ロータリーのロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得

て改正できるが、そのほかの方法はない。

### \*第2節

会長が、理事会の承認を得て、任命した13名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち6名は、国際ロータリーの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

### \*第3節

国際ロータリーの元会長である6人の管理委員の任期は6年とする。残りの管理委員の任期は3年とする。管理委員は再選されることができる。

### 第4節

管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

### \*第5節

管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、支出するものとする。但し、次の場合はこの限りでない。

(i) 財団の管理運営に必要な経費。

(ii) 贈与または遺贈という条件で指示された財団寄付の収益または元金の支出。

両者とも管理委員会の承認のみで十分とする。

### \*第6節

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年1度国際ロータリーに報告するものとする。

## \*第19条 補 償

国際ロータリー理事会は、国際ロータリー理事、役員、従業員、代行者の補償方針を随時設定、実施することができる。

## 第20条 改 正

### 第1節 時

本細則の改正は、本細則第6条第2節に規定する非常事態の場合を除き、規定審議会に出席し投票した人の過半数によってのみ行う

\*1989年規定審議会において改正。

ことができる。但し、本細則を改正しようとする制定案の採択に関して審議会の行った決定に反対の意思を表示したクラブの票が所定の数まで事務総長に提出されたため、本細則第8条第10節(h)項の規定による国際大会の決定を必要とするに至った場合は、規定審議会の直後に開かれる国際大会において、当該改正案が国際大会に付議されたときにおける出席選挙人の投票の過半数によって、本細則の改正を行うことができる。

#### 第2節 提案者

本細則に対する改正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの審議会または大会、規定審議会、または理事会によってのみ提案することができる。理事会は、ロータリー財団管理委員会の事前の同意なしには、本細則第18条を改正する効力をもつどのような制定案も提出できないものとする。

#### \*第3節 手続

本細則を改正しようとする提案はすべて規

定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日までに事務総長に提出されなければならない。

国際ロータリー事務総長は適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに規定審議会全構成員と各クラブ幹事に郵送しなければならない。

審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案を、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

#### 第4節 財務事項の変更

会費としてクラブが支払う金額の変更を行う改正は、その改正の制定直後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

\*1989年規定審議会において改正。

## 標準ロータリー・クラブ定款

223頁—231頁

## 標準ロータリー・クラブ定款

条	題 目	頁
1	名 称	223
2	区 域 限 界	223
3	綱 領	223
4	会 合	223
5	会 員 身 分	223
6	職 業 分 類	226
7	出 席	226
8	理事および役員	227
9	入会金および会費	228
10	会員身分の存続	228
11	地域社会、国家および国際問題	230
12	ロータリーの雑誌	230
13	綱領の受諾と定款・細則の遵守	230
14	仲 裁	231
15	細 則	231
16	解釈の仕方	231
17	改 正	231

## 1 ロータリー・クラブ定款

### 第1条 名 称

本会の名称は、\、..... ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第2条 区域限界

本クラブの区域限界は、次の通りとする。  
.....  
.....  
.....

### \*第3条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道德的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第4条 会 合

#### \*第1節

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的会合を開かなければならない。

但し、非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例

会の翌日から次の例会の前日までのあいだのいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

また、例会日が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取りやめることができる。

本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度に2回まで例会を取りやめることができる。

#### 第2節

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

### 第5条 会員身分

#### \*第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

#### 第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

#### 第3節 正会員

本クラブは、次の資格条件を有する人を正会員に選ぶことができる。

(i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか；

または

↑国際ロータリー細則は、1922年6月6日より後に国際ロータリーへ加盟を承認されたロータリー・クラブは一律にこの標準ロータリー・クラブ定款を採用することと規定している。

\*1989年規定審議会において改正。

(ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

または

(iii) 一般に認められた有益な事業または専門職務の地方代理店または支店を管理権をもって担当する地方代理人または支店代理人または支店代表者を務めていること；

そして

以上いずれの場合も、同人がクラブにおいて分類される事業または専門職務に、自らかつ現実に携わっており、そしてその事業場またはその住居が本クラブの区域限界内もしくはクラブの存在する市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内にあることを要する。

報道機関、宗教および外交官の職業分類を除き、そして、本条第4節に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があつてはならない。

#### 第4節 アディショナル正会員

(a) 本クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の事業または専門職務に現実に従事している者をもう1人正会員に推薦することができる。クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、本条第1節および第3節において正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(b) 本クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつて他のロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実に携わっている事業の場所またはその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者をもう1人、アディショナル正会員に選ぶことができる。但し

(i) いかなる場合でも、一つの職業分類に

ついて本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする。

(ii) このようにして会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、そのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて分類されていた職業分類の下に現実に事業または専門職務に従事しなくなったということではなければならない。

(iii) このアディショナル正会員は、第4節(a)項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員に同じとする。

(c) 職業分類の保持者の正会員身分が終結したか、または、その保持者がシニア・アクティブ会員になった場合、あるいは、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、第4節(a)項および(b)項の下に選ばれたアディショナル正会員の会員身分は次のように扱われるものとする。

(1) このようなアディショナル正会員が1名しかいない場合、この人は自動的に正会員となり、職業分類の保持者となるものとする。

(2) アディショナル正会員が2名いる場合、そのときクラブはそのうち1名を選挙して、正会員とし、職業分類の保持者とするものとする。

(3) 前述の(2)項の規定に従って、アディショナル正会員の1人が正会員に選ばれたとき、もう1人のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

#### 第5節 シニア・アクティブ会員

(a) 本クラブの正会員またはバスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびバスト・サービス会員としての経歴が次の各項に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

(i) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。

(ii) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。

(iii) 現在65歳以上で、一つまたはいくつか

のクラブで通算5年以上会員であった者。

(iv) 現在国際ロータリーの役員であるか、またかつてその役員であった者。

(b) 本クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。

(i) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、

(ii) 本条第4節(a)項によるアドイショナル正会員を推薦する権利をもたない。

本クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している事業または専門職務の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

#### \*第6節 パスト・サービス会員

(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員は、自分が正会員となっていたクラブその他のクラブのバスト・サービス会員に選挙されることができる。但し、一つまたはいくつかのクラブで通算3年以上正会員であったか、あるいは、会員歴にかかわらず55歳に達していなければならない。このような元会員は、他のすべてのバスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員の身分を失ったときまたはその後いつでも、バスト・サービス会員に選ばれることができる。事業または専門職務からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをバスト・サービス会員に選挙することはできない。バスト・サービス会員が、本クラブの元正会員でなければ入会金の支払を要するものとする。本クラブの元正会員であれば、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

(b) 本人に落度が無いのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、バスト・サービス

会員に選ばれることができる。

(c) パスト・サービス会員は、事業または専門職務の職業分類を代表しないこと、シニア・アクティブ会員になることができないこと(但し本条第5節(a)項に規定されている場合を除く)および本条第4節(a)項によるアドイショナル正会員を推薦する権利をもたないことの3点を除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

#### \*第7節 二重会員

いかなる人も、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員の資格を同時に保持することはできない。いかなる人も本クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員、名誉会員の資格を同時に保持することはできない。

#### \*第8節 名誉会員

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を、本クラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない。本クラブのいかなる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

#### 第9節 宗教、報道機関および外交官

二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞および/またはその他の報道機関の各代表者および二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が本定款に定められた資格条件を備えていることを要する。

#### 第10節 公職

一定の任期を限って選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下

\*1989年規定審議会において改正。



に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

本クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙または任命の直前に同人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

#### 第11節 国際ロータリーの職員

本クラブは、国際ロータリーと雇用関係に入ったクラブ会員の会員身分を、その雇用関係の続く限り、保持せしめることができる。

### 第6条 職業分類

#### \*第1節 職業分類

(a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。

(b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

(c) **修正**。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

#### 第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りではない。

### 第7条 出席

#### \*第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(a) 本クラブの前回の例会の定例の時から、今回の例会の定例の時までの間に、

(i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、

(ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、

(iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。

(iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。

(b) 例会のときに、

(i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(ii) 国際ロータリーの役員または委員がロ

\*1989年規定審議会において改正。

一タリーの用務に携わっている場合。

(iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。

(iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

## 第2節 メークアップの通知

本条第1節(a)項の(ii), (a)項の(iii), (b)項に記載されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(ii)に記載されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事に、通知を送ることができる。

### \*第3節 免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 長期にわたる健康不良/傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実には不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。この場合、この人の欠席は、クラブの出席記録に算入されないものとする。ロータリー・クラブのない国に滞在して欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。

(b) シニア・アクティブ会員の場合。

(i) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって、65歳に達していること。

(ii) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって、70歳に達していること。

さらに

出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告していること。このような場合、理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

## 第8条 理事および役員

### 第1節

本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

### 第2節

別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

### 第3節

本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

\*1989年規定審議会において改正。

#### 第4節

各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18か月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席しなければならない。正当な理由により地区協議会に出席できない場合は、所属クラブから指名した代理を派遣しなければならない。この代理は地区協議会終了後、同人に報告する任務をもつものとする。

#### 第9条 入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびバスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

#### 第10条 会員身分の存続

##### 第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

##### \*第2節 終結する場合

(a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(i) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、バスト・サービス会員に選ばれることができる。

または、

(ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域境界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、\*\*出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である；

または、

(iii) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めてつくために必要な期間として、1カ年を限り\*\*出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) バスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業

\*1989年規定審議会において改正。

\*\* "leave of absence" の訳語を「出席義務の猶予」から「出席義務規定の免除」に、「special leave of absence」を「出席義務の特別猶予」から「出席義務規定の特別免除」に変更しました。

分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、バスト・サービス会員身分のままとする。

(c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

### 第3節 再入会

正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申請をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

### 第4節 終結一会費不払

所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第5節 終結一欠席

名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、次のような場合、自動的に終結するものとする：

(a) 連続4回例会に出席もメイクアップもしていない場合、または

(b) 本クラブの会計年度の前半または後半の6カ月間、メイクアップを含む出席率が60パーセントに達しない場合、

(c) 本クラブの会計年度の前半または後半の6カ月間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席していない場合。

### 第6節 他の原因による終結

(a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があ

れば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

## 第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

## 第8節 資産関与権一その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対して、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第11条 地域社会、国家および国際問題

### 第1節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

### 第2節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### 第3節

(a) 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見

解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第12条 ロータリーの雑誌

### 第1節

本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

### 第2節

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第13条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはでき

ない。

## 第14条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない論争が、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第15条 細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

### \*第16条 解釈の仕方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞 (he, his, him) は女性をも含むものとする。

## 第17条 改 正

### 第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会または国際ロータリー国際大会によってのみ改正できる。その方式

は、国際ロータリー細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R.I.B.I.の審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

### \*第3節 手 続

本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日までに、国際ロータリー事務総長のもとに提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、規定審議会全構成員と各クラブの幹事に郵送しなければならない。

審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

### 第4節

本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アディショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいは国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則第1条第1節(f)項に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

\*1989年規定審議会において改正。

## 推奨クラブ細則

235頁—241頁

## 推奨クラブ細則

条	目	頁
1	理事および役員選挙	235
2	理事会	236
3	役員任務	236
4	会合	236
5	入会金および会費	237
6	採決の方法	237
7	委員会	237
8	委員会の任務	238
9	出席義務規定の免除	239
10	財務	240
11	会員選挙の方法	240
12	決議	241
13	議事の順序	241
14	改正	241



注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を乞わなければならない(本細則に2案が示されているものについては、クラブは案のうち一つだけを採用すべきものとする。採用されなかったほうの案は抹消されなければならない)。本細則中の男性代名詞には女性も含まれるものとする。

## ロータリー・クラブ細則

### 第1条 理事および役員選挙

#### 第1節

役員を選挙する会合の1カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した、.....名の候補者をもって当選者とする。

#### 第2節

被選理事は、年次総会后1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない：

(1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

(2) 1名または数名の副会長。

(3) 幹事、会計および会場監督。これらの一部または全部に理事会のメンバーを充てることのできるし、また、そうしなくてもよい。

前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

(注：次に掲げる二つの節は上掲二つの節の代わりに採用することのできる案として掲げたものである。採用しないほうの二つの節を抹消すること)

### 第1条 2案

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計および.....名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところから従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た.....名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

#### 第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

#### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。



## 第2節

本クラブの毎週の例会は、          曜日          時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの暇疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

## 第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

## 第4節

定例理事会は毎月          に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合合理的な予告が行われなければならない。

## 第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金および会費

### 第1節

入会金は          とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

### 第2節

会費は年額          とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨5ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(注：ロータリアン誌およびレビスタ・ロータリアンの購読料は年額米貨10ドルとする)

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 委員会

### 第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない：

- クラブ奉仕委員会
- 職業奉仕委員会
- 社会奉仕委員会
- 国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員会および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つあるいは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任する

かまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：

- 出席委員会
- クラブ会報委員会
- 親睦活動委員会
- 雑誌委員会
- 会員選考委員会
- 会員増強委員会
- プログラム委員会
- 広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする：

- 職業分類委員会
- ロータリー情報委員会

(d) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

(e) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

(f) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会

員を委員の中に含めなければならない。

## 第8条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) **出席委員会**。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(b) **職業分類委員会**。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) **クラブ会報委員会**。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(d) **親睦活動委員会**。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロ

一タリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(e) **雑誌委員会**。この委員会は、ロータリアン誌および／またはレピスタ・ロータリアンに対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書館閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(f) **会員選考委員会**。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) **会員増強委員会**。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(h) **プログラム委員会**。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) **広報委員会**。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

(j) **ロータリー情報委員会**。この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、

(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第9条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

## 第10条 財 務

### 第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は国際ロータリー事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

### 第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条 会員選挙の方法

### 第1節 正会員

(アディショナル正会員を含む)

(1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはバスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じて、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、しばらくこれを秘密にしておかなければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位、並びに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名とともに、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において、これを審議し、当該被推薦者につ

いて票決を行うものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が、        票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

(6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

## 第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、および名誉会員

これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもって行われるものとする。但しこれら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階のうち、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投じる反対投票が、        票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブのシニア・アクティブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

(注) 理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員または名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但しこの場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない)

## 第12条 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条 議事の順序

開会宣言  
 来訪ロータリアンの紹介  
 来信および告示事項  
 委員会報告（もしあれば）  
 審議未終了議事  
 新規議事  
 スピーチその他のプログラム  
 閉会

## 第14条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

# ロータリー財団 細 則

244頁－251頁

下記を集録  
法人設立定款  
と  
国際ロータリー理事会と  
国際ロータリーの  
ロータリー財団  
管理委員会との関係に関する声明



1983年5月31日

申請の

法人設立定款抜粋

**名称。**当法人の名称は：国際ロータリーのロータリー財団である。

**目的。**本法人は、人道的かつ教育的目的、または、1954年国内歳入法第501項(c)(3)もしくは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認した他の目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には次のもの含まれるが、これに限定されるものではない：博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプロジェクトの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的関係を助長すること。

#### 収入と資産の用途

(a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。但し、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条他の規定にもかかわらず、(i)1954年国内歳入法501項(c)(3)(または将来の米国国内歳入法の関係規定)の下に連邦所得税を免除された法人によって、(ii)1954年国内歳入法第170項(c)(2)(または将

来の米国国内歳入法の関係規定)の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められていないような他の活動を遂行しないものとする。

(b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン(声明の発表、配布も含まれる)に参加してはならない。

(c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて(当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く)は、1954年国内歳入法第501項(c)(3)または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人全員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

**法人会員。**当法人の構成員は1種類とし、これは、「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。法人会員の選出方法は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事(管理委員を指す)を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならない他の事項については細則に定められている。

## 国際ロータリーのロータリー財団細則

### 第1条 当法人の目的

第1項—目的。当法人の目的は、法人設立定款第5条に記載されている通りとする。

### 第2条 構 成 員

第1項—構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは、「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2項—選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第3項—決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、国際ロータリー理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に到達して行く。

第4項—法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない：

- (a) 財団の財産の全支出。但し、次のものを除く：
- (i) 財団の管理運営に必要な経費
  - (ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出

両者とも管理委員会の承認のみで十分とする；

- (b) 法人設立定款または細則の改正または修正；
- (c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ；
- (d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべて。

### 第3条 管理委員会

第1項—総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。但し、特定の事項は、第2条第4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、次の権限と任務を有するものとする：

- (a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この責務の遂行に当たって、管理委員会は、次のことをする権限を有する：
  - (i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること；
  - (ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと；
  - (iii) 管理委員会が財団資金の投資として適当と考える貸付、証券、

- または不動産に投資、再投資すること；
- (iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的目的を達成するための制限のない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための限定された資金または寄付資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って制限されないまたは限定された資金に負わせ割り当てること；
- (v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること——これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーを含む。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと；
- (vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること；
- (vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要とされる全経費を財団の資金から支出すること；
- (b) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクト、活動を管理すること；
- (c) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続の基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること；
- (d) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリー・クラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること；
- (e) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責

任を負うこと；

- (f) 法人会員理事会の提出した、財団に関する国際ロータリー定款細則の改正案を、審議、承認すること。他の関係者がこのような改正案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、国際ロータリーの国際大会または規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。
- (g) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。但し、このような規定と規則は、国際ロータリーの定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

**第2項—人数、任命、任期。**管理委員の数は13名とする。管理委員は、法人会員の理事会の同意を得て、法人会員の会長が任命するものとする。管理委員のうち6名は、法人会員の元会長で、任期は6年とする。法人会員の元会長以外の管理委員の任期は3年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。但し、本条本項および第3項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

**第3項—資格条件。**管理委員は、ロータリー・クラブの名譽会員以外の会員でなければならない。管理委員のうち3名は財団が活動を支援している分野に経験をもつ者でなければならない。さらに、2名は財務畑の経験者でなければならない。管理委員には、国際ロータリー理事選挙のために定められている地理的地域のそれぞれから少なくとも1名のクラブ会員が選ばなければならない。

**第4項—辞任。**管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

**第5項一解任。**本条第3項に掲げる資格を満たすことのできなかった管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、この失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第6項により後任者と交代する。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴問の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、国際ロータリーの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

**第6項一欠員。**死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

**第7項一委員長。**管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長に選ぶ。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、管理委員会が残存任期を務める委員長を選ぶものとする。

**第8項一報酬。**管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

## 第4条 管理委員会の会合

**第1項一年次会合。**財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所で、4月1日から6月30日までのあいだに開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望ましければ、年次会合の期間中、合同会合を開いてもよい。

**第2項一他の会合。**管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

**第3項一会合の通知。**書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時

(期日と時刻)と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の放棄に相当する。但し、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明示した目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

**第4項一定足数と決議方法。**その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定することができる。但し、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数に不足している場合、出席している管理委員の過半数は、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会しても差し支えない。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

**第5項一非公式な決議。**管理委員会の会合でどのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属すときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

**第6項一議長。**管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長または副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

## 第5条 当法人の役員

**第1項一役職。**当法人の役員は、管理委員会の委員長(「委員長」)、副委員長、事務総長とする。事務総長の裁量で准事務総長が含まれる場合もある。規則上、必要であれば、委員長は当法人の会長とみなされ、副委員長は当法人の副会長とみなされ、事務総長は当法人の幹事兼会計とみなされる。

**第2項一選挙、任期、報酬。**委員長と副委員長は、1年を任期として毎年管理委員会によって選ばれるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。准事務総長は、管理委員会と法人会員理事会の同意を得て、事務総長より任命されるものとする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長と副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決め、准事務総長の報酬は管理委員会と法人会員理事会の承認を得て事務総長が決めるものとする。

**第3項一辞任。**役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

**第4項一解任。**委員長または副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわらず解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。准事務総長は、事務総長が解任できる。

**第5項一欠員。**いずれかの役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

**第6項一委員長。**委員長は、当法人の最高の役員であり、当法人のあらゆる運営と活動を監督しなければならない。委員長は、自己の権限の一部を当法人の他の管理委員または役員に委任することができる。委員長は、すべての常任委員会と臨時委員会の委員を任命す

るものとする。委員長は、すべての委員会の委員であり、可否同数のときのみ投票権を行使する。管理委員会または執行委員会が開かれていないとき、または、容易に招集できないときで、その決定が国際ロータリー定款細則および財団の法人設立定款、本細則に合致している場合は委員長が管理委員会に代わって緊急事項に対処できる。

**第7項一副委員長。**副委員長は、委員長によって権限を委任されたとき、または、何らかの理由で、委員長が任務を遂行できないとき、管理委員会の会合と会合のあいだ委員長に代わって行動するものとする。

**第8項一事務総長。**事務総長は、委員長の監督の下に、また、管理委員会の統制の下において、当法人の業務を執行し並びに財務を担当する最高責任者とする。

- (a) 事務総長は、財団の主要目標を達成するための長期計画に関して管理委員会に助言し、新プログラム並びに財団基金への計画的寄付の増進に指導力を発揮し、管理委員会の方針作成につながるような企画・調査を監督し、准事務総長の遂行能力を監視するものとする。
- (b) 事務総長は、委員長の承認を得て、各国で必要とされる銀行口座を開設し、当法人の投資に関して必要なすべての銀行業務の手はずを整えることができる。
- (c) 事務総長と、准事務総長か管理補佐役、または前述の人のいずれか2人が、財団の銀行口座に影響を及ぼす小切手、銀行手形、約束手形、為替手形、為替に署名する。管理補佐役とはこのために事務総長が指名した人である；現在または以後、財団の名において、または、財団の所有するあらゆる株式、引受権証券、無担保社債、約束手形、負債証券、その他有価証券を譲渡、変換、裏書、販売、委託、評価、交付を行う；前記のことを行うのに必要かつ適切な委託や譲渡の文書をすべて考案、作成、

交付する。さらに、

- (d) 事務総長、または准事務総長、あるいは、管理委員会がそのために指名した管理補佐役は、贈与年金契約、積み立て基金契約、慈善残余権信託を受理、執行し、このような契約または信託に従って、財産の譲渡または委託を実施するために必要または適切な他の文書を作成する権限を有する。

**第9項—准事務総長。**准事務総長は、事務総長が何らかの理由で行動できないとき、または、事務総長によって権限を委任されたとき、事務総長に代わって行動するものとする。准事務総長は、事務総長の直接監督の下に財団を管理するものとする。准事務総長は、財団の運営を担当し、財団の事項に携わる他の人の任命に関して事務総長に助言するものとする。准事務総長は、事務総長の席が空席となったとしても自動的に事務総長の地位を継承するものではない。

**第10項—他の任務。**当法人の数名の役員は、先に列記した任務のほか、管理委員会が随時委任、決定するところの、または、委員長または他の上級役員に委任するところの任務を本細則に沿って実施し、権限を遂行するものとする。管理委員会に代わって行動した役員は、誰であれ、次の会合で、その行動を管理委員会に報告するものとする。

## 第6条 委員会

**第1項—人数と任期。**当法人の管理委員会は、委員会を設立するものとする。さらに、当法人の最もためになる、と管理委員会が随時決定するところの委員会の任務と権限を定めるものとする。委員の人数と任期は、管理委員会の決定する通りとする。

**第2項—委員構成。**委員長がこのような委員会の委員とその小委員会を任命する。そして、各委員会と小委員会の委員長を指名する。各委員会は、少なくとも2名の管理委員によって構成される。

**第3項—会合。**委員会と小委員会は、管理委

員会の委員長の決定した時と場所で、通知後、会合を開く。委員の過半数を定足数とする。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数による決議が委員会の決議とされる。

**第4項—常任委員会。**年次会合または他の会合に出席している管理委員の過半数によって、これと異なる規定がある場合を除いて、当法人は、執行委員会、財務委員会、プログラム委員会、増進委員会を有する。各委員会は、管理委員会が随時定める構成と任務を持ち、委員会に委任されている権限の範囲内で、当法人の運営に当たって管理委員会の権限を有し、これを行使用するものとする。

**第5項—臨時委員会。**管理委員会の委員長は、随時、臨時のアド・ホック委員会を設置し、その委員会の委員長と委員を任命する。この委員会には管理委員と管理委員以外の人の両方またはいずれかが属す。管理委員は投票権を有し、管理委員以外の人は、管理委員会の裁量で投票権を有する委員であってもなくてもよい。

## 第7条 管理委員会と法人会員理事会との合同委員会

**第1項—委員構成と任期。**管理委員会と法人会員理事会との相互理解と協力を維持する手段として、管理委員会と法人会員理事会の合同委員会が設置され、継続されるものとする。この委員会は、法人会員の理事3名ないし5名と同数の管理委員によって構成されるものとする。合同委員会の構成員となる理事は法人会員の会長によって任命され、同管理委員は管理委員会委員長によって任命される。合同委員会の委員は、1年を任期とし、再任されることができる。

**第2項—権限。**委員会は、管理委員会と理事会相互に関心のある事項を審議できる。そして、管理委員会と法人会員理事会との承認を求めて、勧告意見を提出する権限を有する。

**第3項—会合。**委員会は、法人会員の会長と管理委員会委員長との合同招集によって開催

される。

**第4項一欠員。**管理委員会の委員長と法人会員の会長は、それぞれ、自分の任命した委員の死亡、辞任、任務遂行不能、解任、資格欠如によって生じた欠員を埋める権限を有するものとする。

**第5項一通知。**書面によって放棄しない限り、すべての委員会の時(期日と時刻)と場所の通知書は、会合の少なくとも30日前までに、自宅または通常の事業所に郵送されるか、または、会合の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。委員が会合に出席することは、通知の放棄に相当する。但し、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明示した目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

**第6項一定足数と決議方法。**合同委員会に任命された財団管理委員と法人会員理事のそれぞれの過半数がどの会合においても業務処理の定足数となる。定足数に達している会合に出席している委員の過半数の決議が合同委員会の決議とされる。定足数に不足している場合、出席している委員の過半数は、定足数が出席するまで随時会合を延会しても差し支えない。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

## 第8条 財務報告

**第1項一帳簿と会計記録。**管理委員会は当法人の受理したすべての財産が法人設立定款に掲げられている目的のみ使われるように財団の領収書、支出、投資、財産、他の資産の正確な帳簿および記録をつけるようにしなければならない。

**第2項一報告。**管理委員会は、法人会員の理事会に対し、財団割当額の状況、並びに、財団の目的助長に利用できる金額を定期的に通知しなければならない。

**第3項一監査。**当法人は、運営費として、毎年、法人会員の会計監査に雇われた会計監査役を、財団の会計監査に従事させるものとす

る。事務総長は、管理委員会と法人会員理事会に監査報告を配布しなければならない。さらに、この報告を、事務総長が適切と考える方式で公表、配布させるようにしなければならない。

**第4項一保証金。**管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証金の必要性と金額を決め、このような保証金の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかなければならない。

**第5項一会計年度。**当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

**第6項一予算。**管理委員会は、前年度の年次会合までに各会計年度の予算を採択するものとする。管理委員は、任務の忠実なる遂行に対し保証を提供するよう要求されることはないし、法律の規定によって要求されるどのような保証もこれを免除されるものとする。

## 第9条 雑則

**第1項一補償。**1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または、米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度まで、財団は現および元管理委員と役員のすべてを補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人をも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

**第2項一印章。**当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形を取るものとする。

**第3項一細則改正。**本細則は、管理委員会が必要に応じて、タイムリーに改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員の理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員の理事会の承認を得次第効力を発するものとする。しかし、国際ロータリーの規定審議会

または国際大会から承認されるまで効力を発  
しないものとする。



## 国際ロータリー理事会と 国際ロータリーのロータリー財団管理委員会との 関係に関する声明

国際ロータリー理事会および国際ロータリーのロータリー財団（以後ロータリー財団と略す）管理委員会は、国際ロータリーの定款および細則、ロータリー財団の法人設立定款および細則に定められている各自の権限、任務および責任を考慮し、また、両者のあいだに締結された信託の宣言（1931年11月12日付）の規定を考慮したうえ、これらによる権限、任務および責任のいずれをも確保しながら、両者相互間の理解と協力を確立するための方策として、以下の理事会およびロータリー財団管理委員会との関係に関する声明を採択する。

1) (a) 国際ロータリー会長およびロータリー財団管理委員会委員長によってそれぞれ任命された3名ないし5名の理事および同数の管理委員で構成する国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会との合同委員会を設ける。委員の任期は、委員の任命が行われた年度の6月30日までとする。国際ロータリー会長およびロータリー財団管理委員会委員長は、委員の退任、死亡、廃疾、解任その他によって生じた欠員を補充する権限を有するものとする。委員会のメンバーは、これを再任することができる。委員会は、国際ロータリー会長および管理委員会委員長の同意を得て、共通の問題を審議するために会議を開くものとし、そして理事会および管理委員会に報告を行い、委員会の勧告意見を具申してその裁定を仰ぐものとする。

(b) ロータリー財団のプログラム、プロジェクトまたは活動に関する提案は、理事会もしくは管理委員会がこれを行うことができるが、これらのプログラム、プロジェクトまたは活動を実際に進めていく責任は主として管理委員会にあるものとする。

(c) 理事会と管理委員会は、双方の合意により、ロータリー財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動について、その実施に、管理委員会の代行者として理事会が当たるか、財団が当たるか、または両者が協同して当たることにするかを取り決めることができる。

(d) 理事会は、あらかじめ管理委員会の同意を得ない限り、国際ロータリーの定款第11条および細則第18条を改正する提案は、これを行わないものとする。ロータリー財団に関する決議もこれと同じ扱いとする。

前記のような制定案または決議案が理事会以外から提出された場合には、規定審議会または国際大会の開かれる前に、これを理事会と管理委員会との合同審議に付すものとする。

(e) 理事会と管理委員会は、下記に該当する者はロータリー財団の各種補助金のいずれについてもその受領者となる資格を有しないものと定める：ロータリアン；クラブと地区と他のロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員；上記ロータリアンと職員の配偶者、直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）；直系卑属の配偶者；尊属（血縁による両親または祖父母）。

2) 理事会は、国際ロータリーの管理主体として、次の責務を有するものとする。

(a) 国際ロータリーが後援または賛助する博愛、慈善、教育その他の人道的な目的、対象、運動または施設を推進するために管理委員会によって提案されたロータリー財団のプログラム、プロジェクトまたは活動は、後援または賛助を決めた後に、発表、または資金の提供が行われること。

(b) 前記ロータリー財団のプログラム、プ

## 関係に関する声明

プロジェクトまたは活動のための資金を財団の収入から支出することを決議をもって承認し、また、すべて管理委員会が過半数をもって財団の基本財産から支出することを決定した場合に、決議をもってその支出を承認すること。この承認は、寄贈者がその寄贈にかかわる資産の用途を特に指定している場合のものについては、必要ないものとする。

(c) 国際ロータリーの役員およびすべてのロータリアンに、ロータリー財団のプログラム、プロジェクトおよび活動を、これに直接参加したり、資金を寄付したりすることによって支援するように呼びかけること、また、財団のプログラム、プロジェクトおよび活動を、クラブや地区の会合、国際的会合、指導者の養成、教育を目的としたプログラムおよび刊行物などを通じて推進すること。

3) 管理委員会は、ロータリー財団の管理運営に当たるものとして、次の責務を有するものとする。

(a) ロータリー財団の資金および資産一切の保有、投資、運用および管理。

(b) 前述の1)の(c)項に従ってロータリー財団のすべてのプログラム、プロジェクトおよび活動の実施、運営、およびこれらロータリー財団のプログラム、プロジェクトおよび活動に対する資金の割当。

(c) ロータリー財団が資金を提供しているプログラム、プロジェクトおよび活動を常に検討、評価し、毎年、ロータリー財団が支出したすべての補助金について理事会に報告を

すること。

(d) ロータリー財団を支援した個人、クラブその他に対する適当な表彰方法を考えること。

(e) ロータリー財団を推進し、ロータリー財団に関する情報を普及させること。

(f) 予算の作成、手続の開始、ロータリー財団のプログラム、プロジェクトおよび活動に対する資金の割当。

4) 国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会との合意によると、ロータリー財団は、管理委員会の依頼した運営上その他業務上の費用を国際ロータリーに支払うことになる。R.I.の事務総長は、管理委員会が財団の年間予算を採択する時点で、このような業務の経費の見積額を提示するものとする。管理委員会は、この見積額によって、予算年度中、前もって時々この経費を支払うものとする。予算年度末に国際ロータリーとロータリー財団両方の会計検査と調査の後、業務遂行後に生じた現実の経費と見積額のあいだに細かな点で差があったときは、超過であろうと不足であろうと適宜調整するものとする。

5) 国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会は、双方の合意によりこの声明をもって、国際ロータリー理事会のロータリー財団管理委員会に対する関係に関するこれまでのすべての声明およびロータリー財団の運営方針に関する声明を廃止してこれらに代わるものとするを決定する。

## ロータリー用語語彙 (Glossary—Word and Phrases Used by Rotary)

### ロータリー用語

**Acting District Governor 【アクティング・ガバナー】** ガバナー職に欠員が生じた場合、国際大会または R.I.理事会が新ガバナーを選ぶまで、国際ロータリー会長から地区ガバナーを代行するよう任命された人。

**Active Member 【正会員】** 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、国際ロータリー定款・細則に定められた会員としてのすべての義務、責任、および特典を有するクラブ会員。

**Additional Active Member 【アドイショナル正会員】** (1) 推薦者と同一の職業分類の下にそのクラブの会員として選挙された人、または(2) かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった人で、そのクラブの区域限界内でクラブで分類されていた職業に現実に従事しなくなったために退会し、別のクラブによってそのクラブの当該職業分類保持者の承諾を得て同一職業分類の下に会員として選挙された人。アドイショナル正会員は、正会員と同一の義務、責任および特典を有する。

**Admission Fee 【入会金】** クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は、各クラブがその細則に規定するところによって決める。

**Alternate (delegate) 【補欠者(代議員)】** いずれのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当たり、代議員各1名ごとに補欠者1名を選ぶことができる。この補欠者は当該代議員が出席できない場合国際大会において投票する権利を有する。

**ANZO 【アンゾ】** オーストラリア、ニュージーランド、およびその他の地方で他の地域群(すなわち USCB, SACAMA, G.B. & I., CEEMA またはアジア)に含まれない地方を包含する地域群の略語。

**Asia 【アジア】** 極東、南および東南アジア、西南アジア(東地中海沿岸諸国を除く)を含

むロータリー地域。

**Attendance Report 【出席報告】** 国際ロータリー細則に基づき、各クラブが、地区ガバナーに対し毎月提出する例会出席報告。無地区クラブは国際ロータリー事務総長に提出する。

**Avenues of Service 【奉仕部門】** Four Avenues of Service (奉仕の四大部門)を参照のこと。

**Board of Directors (Club) 【クラブ理事会】** クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理主体。

**Branch Office 【支局】** エバンストンの中央事務局(同項参照)以外の地に設置された R.I.事務局。各支局は担当地域のロータリー・クラブおよび地区ガバナーのための事務を取り扱う(ブラジル、日本、韓国、ノルディック、南アジア、東南アジア、南米南、南西太平洋、チューリヒの各支局の項参照)。

**Brazil Branch Office 【ブラジル支局】** ブラジルのサンパウロにある R.I.事務局。ブラジルのロータリーのための事務を取り扱う。

**Brief Report of the Convention 【国際大会略報】** 国際大会終了後直ちに全加盟クラブに送付される大会報告書の要約である R.I. ニュース 6 月号。

**CEEMA 【シーマ】** ヨーロッパ大陸、東地中海地域、アフリカ地域を意味する略語。

**Central Office (C.O.) 【中央事務局】** 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局。

**Certificate of Nomination of District Governor 【地区ガバナー指名証明書】** ロータリアンが地区内クラブにより正式に地区ガバナー職に指名されたことを証明する、地区ガバナーの署名した証明書。

**Charter Member 【創立会員】** ロータリー・クラブの創立会員、すなわち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

**Classification【職業分類】** 地域社会に貢献する別個のかつ明確な事業または専門職務活動を表す字句。用語としては、正会員の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている活動か、あるいは、正会員の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を最も正確に表示する字句である。

**Classification Roster【職業分類表】** 地域社会における事業および専門職務活動のすべてを含む一覧表で、クラブで既に充填されているもの、未充填のものを明記したもの。

**CLIPSHEET【情報抄録】** ロータリーに関する引用文、事実、留意事項を集録したもので、R.I.ニュースに同封され、クラブ会報編集者に渡される。

**Club Assembly【クラブ協議会】** クラブのプログラムおよび活動について協議する目的で開かれる、クラブ役員、理事および委員長全員の会合。

**Club Forum【クラブ・フォーラム】** 奉仕活動について会員に情報を伝達することを目的とする全クラブ会員の公式会合。

**Club Service【クラブ奉仕】** ロータリーの第1奉仕部門。ロータリアンが、クラブを円滑に機能させるために、クラブ内で講じる措置に関するもの。

**Community Service【社会奉仕】** ロータリーの第3奉仕部門。クラブの区域または行政区区域内に居住する人々の文化的・生活環境基準を向上させるために、時には、他団体（例えば、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー村落共同隊）と提携して、ロータリアンが行う各種活動。

**Convention【国際大会】** 国際ロータリーの年次国際会合。国際大会の主たる目的は、国際レベルにおいて、ロータリアンを鼓舞、激励し、かつ、情報を与えることである。世界中から集まったクラブ代議員が、R.I.会長や理事を含む、来るロータリー年度のR.I.役員を選挙する。1970年に、同一国において連続2年を超えて国際大会を開くべきではないと決められた。

**Convention Proceedings【国際大会議事録】** 国際大会終了直後毎年国際ロータリーが印刷発行する写真入り大会議事録。

**Council on Legislation【規定審議会】** 審議会は、R.I.細則第8条に定めるようにロータリーの「議会」である。審議会は、各地区のクラブ代表議員が出席するもので、クラブ、地区大会、R.I.理事会等が提出した制定案と決議案を審議、決定するために3年に1度開かれる。立法を採択するに当たっての決定は、全クラブの再審議を経て、最終となる。

**Delegate【代議員】** 国際大会においてロータリー・クラブを代表する人。各クラブは、名譽会員を除き、会員数50名ごとに1名、またはその端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を国際大会に送る権利を有する。

**Delegate-at-Large【特別代議員】** 国際ロータリーの各役員および元会長で、現在も会員（名譽会員を除く）としてクラブに籍を有する人は、国際ロータリーの定款・細則により国際大会における特別代議員と認められ、各議題につき1票の議決権を有する。

**District【地区】** 国際ロータリーの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する、一定の地理的領域の名称である。

**District Assembly【地区協議会】** 次期クラブ会長、幹事、R.I.理事会指定の地区内クラブ指導者の会合。地区協議会は、指導を行い、ロータリー情報のプログラムを提供し、さらに、地元および地区の計画および目標を分かち合う機会となる。

**District Conference【地区大会】** 交歓と、感銘深い講演と、クラブおよび地区の業務に関する事項の討議とによって、ロータリーのプログラムを推進するために、毎年、各地区で開かれる会合。地区内の全ロータリアンとその家族が出席できる。

**District Conference Report【地区大会報告書】** 地区大会決議事項、出席クラブ数、ガバナー・ノミニエーの氏名その他を記載し、ガバナーおよび地区大会幹事より国際ロータリーに提出される報告書。

**Dues and Fees【会費および入会金】** 各正

会員、シニア・アクティブ会員およびバスト・サービス会員はそのクラブの細則に定める入会金および会費をクラブに支払う。その金額は国際ロータリー加盟各クラブ間において同一ではない。

**Elector【選挙人】** 選挙人は正当に選ばれた代議員、委任状所持者および特別代議員を言い、国際大会の選挙体を構成する。

**Enactment【規則制定】** 国際ロータリー定款・細則または標準クラブ定款を改正する、規定審議会による立法事項。**Resolution**（決議）の項を参照のこと。

**EEMA【イーマ】** 「ヨーロッパ、東地中海、アフリカ」地域を意味する略語で、CEEMA地域とGB & Iの両方を含む地理的地域を指す。

**“Every Rotarian An Example To Youth”【各ロータリアンは青少年の模範】** ロータリーの資料その他に使われる標語。

**Extension, Internal【内部拡大】** クラブの区域限界内で得られる適格な職業分類代表者を漏れなく入会させてクラブ会員数を増加させること。通常、会員増強と呼ばれる。

**Extension, External【外部拡大】** ロータリー・クラブが存在しないところにクラブを設立してロータリーを拡大する活動。この活動は、地区においてはガバナーと事務局の協力によって行われ、無地区地域においては、R.I.理事会の権限の下に遂行される。

**“Fellowship Through Service”【奉仕を通じての親睦】** ロータリーの資料その他に使われるローターアクトの標語。

**Fiscal Agent【財務代行者】** クラブが自国において支払った金銭を受け取り、預かったうえ、R.I.会計検査役を通じて事務総長の承認した資金を支出するボランティア・ロータリアン。財務代行者のリストは公式名簿に掲載されている。

**Founder of Rotary【ロータリー創始者】** 1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P.ハリスを指す用語。ポール P.ハリスは1868年4月19日に生まれ、1947年1月27日に死去した。

**Four Avenues of Service【奉仕の四大部門】** クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕を指す用語（各項を参照のこと）。

**G.B. & I.【グレート・ブリテンおよびアイルランド】** “Great Britain and Ireland”の略語。

**General Council (R.I.B.I.)【R.I.B.I.審議会】** グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー（グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの項参照）の管理機関で、R.I.B.I.の役員（会長、直前会長、副会長、名誉会計および幹事）とグレート・ブリテンおよびアイルランド内の地区における地区ガバナーをもって構成する。グレート・ブリテンおよびアイルランド選出の国際ロータリー理事は職権上本審議会の構成員である。

**General Officers of R.I.【国際ロータリー中央役員】** 国際ロータリーの会長、副会長、その他の理事会のメンバー16名（会長エレクトとR.I.の財務長を含む）、事務総長。

**General Secretary's Letter【事務総長書翰】** 国際ロータリーの役員、委員その他に対し、定期的に国際ロータリー事務総長が発送する書翰。上記役職者にとって重要な情報が記載されており、各受取人に対する私信と解すべきものである。

**“Good Standing”【瑕疵なき】** 国際ロータリーの定款・細則の中で、ロータリー・クラブ会員もしくは国際ロータリー加盟会員であるロータリー・クラブに関して用いられている“瑕疵なき”という言葉は、ロータリー・クラブ会員としてのすべての義務を常に忠実に果たしているロータリアン、または国際ロータリー加盟員としてのすべての義務を常に忠実に果たしているロータリー・クラブを意味するものと解されている。

**Governor's Monthly Letter【ガバナー月信】** 所管地区内の各クラブの会長および幹事に対して毎月ガバナーから發送される親善的な公式文書で、出席報告を含む、特に関心の高い重要事項が記載されている。

**Headquarters, R.I. (or Headquarters**

**Building**【R.I.本部】 米国イリノイ州エバンストン、シャーマン・アベニュー、ワン・ロータリー・センターにある建物。会長執務室、中央事務局、およびロータリー財団事務局がある。

**Health, Hunger, and Humanity (3-H) Program**【保健、飢餓追放および人間性尊重(3-H)プログラム】「国際間の理解、親善および平和を促進するための方法として人々の健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的、社会的向上発展を図ることを目的として」、ロータリー創始75周年を祝って1979年に設けられたロータリー財団プログラム。

**"He Profits Most Who Serves Best"**【最もよく奉仕する者、最も多く報いられる】ロータリーの資料その他に用いられる標語。

**Honorary Member**【名誉会員】ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を、クラブの名誉会員に選んできた。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない。クラブのいかなる役職にもつくことができない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、クラブの特典を享受することができる。名誉会員の会員身分は6月30日に終結するが、決議によって、年々、継続させることができる。

**Ibero America**【イベロ・アメリカ】イベロ・アメリカはヨーロッパのイベリア半島出身のスペイン人およびポルトガル人によって開拓されたアメリカ大陸諸国を言う。国際ロータリー理事会の構成について、国際ロータリー細則は、イベロ・アメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコおよびアンティル諸島を含むと規定している（国際ロータリー理事候補推薦およびその他若干の管理上の目的のためにプエルトリコはイベロ・アメリカから除外されている）。

**Institute**【研究会】ロータリー研究会を参照のこと。

**Interact**【インターアクト】奉仕と国際理解に献身する若い人のためにロータリー・クラブが提唱するクラブ。高校生の年齢層（14歳から18歳）の学生が入会できる。

**Intercountry Committee**【国際共同委員会】それぞれの所管ガバナーによりまたはその承認を得て組織される、2カ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブまたは地区により構成される委員会で、関係国のクラブおよびロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民のあいだに理解を増進し友好を促進することを目的とする。

**International Assembly**【国際協議会】R.I.中央役員、次期地区ガバナー、R.I.委員会委員長、理事会の指定する他の人達が出席する年次会合。その目的は、地区ガバナー・ノミニニーに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているノミニニーや他の人に、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

**International Service**【国際奉仕】ロータリーの第4奉仕部門。国際奉仕を構成するのは、ロータリアンが、国際理解、親善、平和を推進するために、実施できることすべてである。その方法は、他国の人々、その文化、慣習、業績、抱負、問題を知ることであり、また、旅行や国際大会出席による個人交流であり、読書や文通であり、さらに、他国の人々の役に立つクラブの活動やプロジェクトすべて（ロータリー財団を含む）に協力することである。

**Japan Branch Office**【日本支局】日本の東京にあるR.I.事務局。日本のロータリーのための事務を取り扱う。

**Korea Branch Office**【韓国支局】韓国のソウルにあるR.I.事務局。韓国のロータリーのための事務を取り扱う。

**Make-up**【メイクアップ】ロータリアンが所属クラブの例会に欠席したとき、自己の会員身分を守り、出席のクレジットを受けられるようにする方法。欠席の前後1週間以内に別のロータリー・クラブの例会か他の所定の会合（標準ロータリー・クラブ定款第7条参照）に出席すればよいのである。別のロータリー・クラブでメイクアップした場合、訪問先のクラブ幹事から「訪問ロータリアン報告用

紙」にメークアップの旨記入され、所属クラブに送付される。

**Membership-Attendance Report (Governor) 【会員出席報告】** 所管地区内のクラブから受け取った月例出席報告を要約した一覧表。ガバナーは、これを1部 R.I.事務総長に送付し、ガバナー月信に掲載しなければならない。

**Membership Development 【会員増強】** 内部拡大を参照のこと。

**Membership Identification Card 【会員証】** 国際ロータリーが全クラブにその使用を勧めている小型会員証。国際ロータリー事務総長の複写印刷署名のほか、会員名、所属クラブ名、職業分類、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名および当人の署名のための空欄が設けてある。

**Membership Report Forms【会員報告書式】** クラブ幹事が国際ロータリー事務総長に対して、新会員、退会者および会員の住所等の変更を報告する書式として、国際ロータリーが供給する3種類の書式。

**Memo of Official Visit of the District Governor 【地区ガバナー公式訪問報告書】** ガバナーが所管地区の各クラブを公式訪問した際に自ら記入し（クラブ計画および目標の要約とともに）、日本支局に送付する報告書。この報告は、国際ロータリーに対し各クラブがどのようにロータリーのプログラムを実行しているか報告し、かつ国際ロータリーのクラブ業務の参考にするを目的としている。

**Non-Districted Club 【無地区クラブ】** 国際ロータリーの地区に属せず、国際ロータリー理事会の直轄下にあるクラブ。

**Nordic Branch Office 【ノルディック支局】** スウェーデンのストックホルムにある R.I.事務局。デンマーク、フィンランド、グリーンランド、アイスランド、ノルウェー、およびスウェーデンのロータリーのための事務を取り扱う。

**Object of Rotary 【ロータリーの綱領】** 国際ロータリー定款第3条および標準クラブ定

款第3条に規定するように、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成するのがロータリーの綱領である。

**Officers, Club 【クラブ役員】** 正式に選挙されたクラブ役員は会長、会長エレクト、副会長1名または数名、幹事、会計および会場監督である。

**Officers, R.I. 【国際ロータリー役員】** 国際ロータリーの役員は、会長、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長並びに名誉会計である。

**Past Service Member 【パスト・サービス会員】** 現職から引退したために会員身分が終了した元正会員が、一つまたはいくつかのクラブに3年以上在籍していたか、あるいは、会員歴にかかわらず55歳に達していた場合、パスト・サービス会員に選ばれることができる。また、本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員もパスト・サービス会員に選ばれることができる。その後、シニア・アクチブ会員の資格を備えるようになったら、会員身分は自動的にシニア・アクチブに変更される。

**Paul Harris Fellow 【ポール・ハリス・フェロー】** 自ら、または、ある人に敬意を表するため、あるいは記念するために米貨1,000ドルをロータリー財団に寄付した人。

**Paul Harris Sustaining Member 【ポール・ハリス準フェロー】** 米貨1,000ドル寄付する意思を表明し、最初に少なくとも米貨100ドル寄付した人（または、ある人に敬意を表するため、あるいは、記念するために、寄付した場合、その名義人）。米貨1,000ドルに達したとき、ポール・ハリス・フェローとして認定される。

**Per Capita Dues 【人頭分担金】** 各クラブが、国際ロータリーに対して、7月1日および1月1日現在の正会員、シニア・アクチブ会員およびパスト・サービス会員総数に応じて、半年ごとに支払う人頭分担金。

**Perfect Attendance 【完璧な出席】** ロータ

リアンの100パーセントの出席記録を指して、多くのクラブがこの用語を使う。しかし、この用語の公式定義はない。

**PolioPlus Program** 【ポリオ・プラス・プログラム】 ポリオその他ワクチンで予防できる疾病の免疫を世界中の児童に受けさせる力になろうと、1990年までに、米貨1億2,000万ドル集めようとするロータリー財団の活動(1986年に正式に発足)。

**Pre/Post-Convention Homestay** 【国際大会直前直後のホームステイ】 国際大会直前直後の数日間、訪問中のロータリアンに対して、国際大会開催地近くの国を内側から深く見る機会を与えるプログラムである。ホスト地域のロータリアンが、自発的に、自分の家庭を提供する。次いで、R.I.中央事務局が、ホストと他国のロータリアン(または家族)ゲスト候補者を組み合わせる。

**Presidents-Elect Training Seminar** 【会長エレクト研修セミナー】 P.E.T.S.と略して使われる、この研修セミナーは、地区ガバナー・ノミニエーが、地区ガバナーと協力して計画、準備する、クラブ会長エレクトのための研修・情報プログラムである。主な目的は、次年度のR.I.テーマ実施に力を貸し、次期会長に対し、クラブ、地区、R.I.の諸活動に指導力を発揮するよう促すことである。

**Purposes of Rotary International** 【国際ロータリーの目的】 a) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大しそして管理すること；b) 国際ロータリーの活動を調整し、一般的にこれを指導すること(国際ロータリー定款第2条)。

**Region** 【地域】 地域という用語は、クラブの分類に用いられる。ロータリーの6地域はUSCB, SACAMA, ANZO, G.B. & I., CEEMA, アジアであり、それぞれ個別に「語彙」に解説されている。

**Regional Conference** 【地域大会】 互いに知り合いになり、理解を育成・推進するため、また、意見を交換し、ロータリーについて話し合うため、特定地域のロータリアンが一堂に会する会合。

**Relinquishing/Releasing Territory** 【区域の割譲】 R.I.理事会の承認を得てアディショナル(新)クラブを結成できるように、ロータリー・クラブの区域の一部を割譲する措置。同じように、ロータリー・クラブは、アディショナル・クラブとの区域の共有を決めてもよい。区域を共有する場合、区域全体を共有しなければならない。

**Resolution** 【決議】 規定審議会または国際ロータリー大会の議決行為で、意見を表明し、あるいは国際ロータリー定款・細則、標準クラブ定款を改正することなしに、方針または手続を設定または廃止するもの。Enactment(規則制定)を参照のこと。

**Respect for the Workplace** 【職場への尊敬】 特に職業奉仕に関連して、ロータリーの資料その他で使われる標語。

**Revista Rotaria** 【レビスタ・ロータリア】 国際ロータリーのスペイン語版機関雑誌。

**R.I.** 【国際ロータリー】 Rotary Internationalの略語。

**R.I. News** 【国際ロータリー・ニュース】 クラブ会長、幹事、会報編集者がボランティアとして指導力を発揮できるように、事務総長から定期的に送付される情報満載のニュースレター。R.I.ニュースには、クラブ管理を効果的にするにはどうすればよいか記載されており、また、世界中のクラブのニュースやプロジェクトが発表されている。さらに、R.I.理事会の決定、会長のメッセージ、重要な発表事項も掲載されている。

**Rotaract** 【ローターアクト】 奉仕を志向する市民と指導者を育成するために、若年成人(18歳から29歳)を対象に、ロータリー・クラブが提唱するクラブ。

**Rotary** 【ロータリー】 ロータリーはロータリー・クラブとロータリアンによって構成される組織。クラブとロータリアンを鼓舞する精神、クラブとロータリアンを指導する原理実践および慣例、そしてクラブとロータリアンが達成を期する目的および綱領を示す言葉として用いられる。

**Rotary Basic Library** 【ロータリアン必携】



全ロータリアンのための主要な参考資料で、クラブ会長必携の姉妹編としてクラブ会長になくはならぬものである。7巻は、四大奉仕部門、ロータリー財団、青少年のための諸活動、総論に充てられている。序巻の総論は、歴史、哲学、運営手続、プログラムの概要といったロータリーの全容に焦点を当てている。11カ国語で出版され、規定審議会の改正とR.I.理事会の決定事項を取り入れるため定期的に改訂される。

**Rotary Emblem【ロータリー徽章】** 国際ロータリーの象徴。6本の輻と24の輪歯と楔穴を備えた歯車から成る。色はロイヤルブルーと金色で、ロータリアンが襟ピンとして誇りをもって着用するものである。

**Rotary Foundation of R.I., The【R.I.のロータリー財団】** 非営利財団法人で、困っている人や有意義なプロジェクトに対し、世界的に、人道主義に基づく補助金を授与し、大学生、教師、事業および専門職務に携わる人の国際交流に教育的補助金を提供する。その目標は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて世界理解と平和を達成することである。

**Rotary Information【ロータリー情報】**

1) ロータリーの綱領、原則および発展と四大奉仕部門に関する会員の理解をはぐむこと。2) ロータリアンひとりひとりがロータリーの理想に自ら献身し奉仕することにより責任感と理解を養うこと。

**Rotary Institute【ロータリー研究会】** 元、現、次期地区ガバナー、および、「ゾーン、地域」を構成する諸地区出身のR.I.役員のための、教育的、意欲を与える、親睦のための会合。地域研究会またはゾーン研究会として公式に知られているが、その目的は、参加者にロータリーのプログラムの最新情報を与えることであり、ロータリー運動の向上、強化のアイディアの源泉と言えるものである。ロータリーの国際研究会は、国際協議会の開かれている時と場所で開かれるのが普通である。ロータリーのプログラムやR.I.の管理に関するタイムリーな話題が非公式に討論される。

**Rotary International in Great Britain & Ireland (R.I.B.I.)【グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー】** グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島におけるロータリー・クラブ連合会の呼称。

**Rotary Theme【ロータリーのテーマ】** R.I.会長から、毎年、発表されるロータリー・メッセージ。このテーマは、ロータリー年度を通じて奉仕の実践に最も重要である。

**Rotary Wheel【ロータリーの歯車】** Rotary Emblem(ロータリー徽章)を参照のこと。

**RYLA【ライラ】** “Rotary Youth Leadership Awards(ロータリー青少年指導者養成プログラム)”の頭文字でつくられた言葉。若い人の指導力と善良な市民精神という資質を伸ばすことを目的としている。

**SACAMA【サカマ】** 「南米、中米、メキシコおよびアンティル諸島」の略語。

**Secretariat【事務局】** 事務総長とその職員から成る運営機構。各支局とその職員およびロータリー財団に関する事項を担当する全職員を含む。

**Semiannual Report【半期報告】** 毎年7月1日および1月1日現在をもって各クラブが国際ロータリー理事会に対して行う会員数の報告。報告はクラブ会長および幹事の署名を要し、中央事務局所定の用紙を用いて、国際ロータリー事務総長に送付する。この報告に基づき、クラブは国際ロータリーに人頭分担金を支払う。

**Senior Active Member【シニア・アクティブ会員】** 次の一つを満たした正会員は自動的にシニア・アクティブ会員になる：(1)一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者、(2)現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者、(3)現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者、(4)現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。シニア・アクティブ会員の権利と責務は実質上正会員と同一で

ある。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持しない。

**“Service Above Self”【超我の奉仕】** ロータリーの資料その他で用いられる標語。1989年規定審議会によりロータリーの第1標語に指定された。

**Sharing Territory【区域の共有】** Relinquishing/Releasing Territory (区域の割譲)を参照のこと。

**South Asia Branch Office【南アジア支局】** インドのデリーにあるR.I.事務局。バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカのロータリーのための事務を取り扱う。

**Southeast Asia Branch Office【東南アジア支局】** フィリピンのマニラにあるR.I.事務局。インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイのロータリーのための事務を取り扱う。

**Southern South America Branch Office【南米南支局】** アルゼンチンのブエノスアイレスにあるR.I.事務局。アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ、ウルグアイのロータリーのための事務を取り扱う。

**Southwest Pacific Branch Office【南西太平洋支局】** オーストラリアのパラマツクにあるR.I.事務局。オーストラリア、ニュージーランド、および太平洋諸島のロータリーのための事務を取り扱う。

**Special Grant【特別補助金】** 教育的または人道的性格の国際奉仕プロジェクトに対して、ロータリー財団管理委員会が授与する補助金。プロジェクトには少なくとも2カ国のロータリアンが参加しなければならない。補助金の額は、提唱者側のロータリー・クラブまたは地区の寄付額と同額で、さらに、この寄付額の少なくとも半分は、援助受領国以外の提唱者側が集めなければならない。井戸の建設、教材や医療機器の提供などの各種プロジェクトに補助金を授与しているが、建物の建設や給与の支払などに対しては補助金を授与しない。プロジェクトは、青少年交換、奨学金などの他のロータリー・プログラムと重

複するものであってはならない。補助金の最高額は通常米貨5万ドルであるが、最低額は特に決められていない。

**Special Months in Rotary【ロータリーの特別月間】** クラブだけでなく、ロータリアンひとりひとりがロータリーの活動に参加するよう強調するためにR.I.理事会が指定した月間。すなわち、会員増強および拡大月間 (8月)、青少年活動月間 (9月)、職業奉仕月間 (10月)、ロータリー財団月間 (11月)、ロータリー理解推進月間 (1月)、世界理解月間 (2月)、雑誌月間 (4月)。

**Special Representative【特別代表】** ガバナーの指名により、ガバナーに代わってクラブ結成の手続一切を行うロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

**Sponsor Club【スポンサー・クラブ】** 新クラブの結成に際して助力し、結成後も国際ロータリーの一員として速やかに成長するよう指導する責任を引き受けたクラブ。新クラブの結成に当たりガバナーに協力する特別代表の所属クラブがスポンサー・クラブになるのが普通である。

**Standard Club Constitution【標準クラブ定款】** 国際大会により採択された、全加盟クラブが採用すべきクラブ定款。

**Summary of Club Plans and Objectives【クラブ計画および目標の要約】** 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブが提出する概要報告で、ガバナーおよび国際ロータリー事務局宛に当該年度におけるクラブ計画および目標を簡潔に記載したもの。

**The Rotarian【ロータリアン誌】** 国際ロータリーの公式機関雑誌の英語版であり、同時に、事業および専門職務に携わる人のための国際雑誌。

**USCB【米国、カナダ、バミューダ】**を意味する略語。

**Visiting Rotarian Report Card【訪問ロータリアン報告用紙】** 他クラブからの来訪ロータリアンの出席が認められるように、来訪ロータリアンの出席をその人の所属クラブ幹

事に報告するためにクラブ幹事が用いるカード。

**Vocational Craft Assemblies**【職業別協議会】ほとんどの国際大会で実施されるグループ会議；ロータリアンが、アイデアを交換し、自己の職業の職業奉仕の問題と機会について討議するために、同一または同種の職業分類のロータリアンとの会合に参加するもの。地区大会でも同じような協議会が開かれている。

**Vocational Service**【職業奉仕】ロータリーの第2奉仕部門。その目的には、事業および専門職務の道徳的水準を高め、あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくことが含まれる。クラブの役割としては、クラブ会員の手腕を生かして、社会のニーズに応えられるようなプロジェクトを開発することが含まれる。また、ロータリアンの役割としては、ロータリーの原則に沿って自らと自分の職業を律し、併せてクラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

**Voting Delegate's Form**【投票代議員用紙】クラブ幹事とその投票代議員に対して交付する用紙で、国際大会における信任状委員会による確認を要する。この用紙は保持者の投票権を立証するほか、投票代議員として大会に出席する資格を示すものである。

**World Community Service**【世界社会奉仕】国際奉仕の一分野で、国際レベルで地域社会開発と親善を推進する。ロータリアンは、世界社会奉仕(WCS)を通じて、物質的、技術的、専門的援助を提供することによって、生活を改善し、人類のニーズに応え、国際理解を推進するために、プロジェクトを実施する。

クラブがWCSに参加する方法はいくつかあり、その中には、WCSプロジェクト交換、クラブ対クラブの相互交流、災害救援が含まれる。

**World Fellowship Activities**【世界親睦活動】趣味や共通の関心事を通じて国際友好を育成するプログラム。アマチュア無線からヨットにいたるまで広範囲にわたる関心事別に「親睦」グループが結成されている。機会は無限であり、ロータリアンがロータリーを通じて友人の輪を広げる最適の方法である。「ロータリアンの世界親睦活動」(PA2-729-JA)には、親睦グループの一覧表が載っている。

**World Understanding and Peace Day**【世界理解と平和の日】ロータリー創始の2月23日(1905年)を祝う創立記念日は、世界理解と平和の日としても遵守される。各クラブは、この日に、国際理解、友好、平和へのロータリーの熱意を特にたたえ、強調する。

**Youth Exchange**【青少年交換】高校生の年齢層の学生が、国際理解と親善を推進するために、1学年度または休暇中、海外に勉強または旅行するR.I.プログラム。交換学生は、R.I.理事会推奨の指針と手続に従って、派遣・受入クラブまたは地区の推薦の下に選考される。

**Zone**【ゾーン】R.I.会長指名委員とR.I.理事指名委員を選挙するために、R.I.細則が定め、R.I.理事会が編成した、R.I.地域内のクラブ集団。ゾーンはまた研究会開催の基盤ともなる。

**Zurich Office**【チューリヒ事務所】スイスのチューリヒにあるR.I.事務局。ヨーロッパ大陸、アフリカおよび東地中海地域のロータリーのための事務を取り扱う。

## 索引

- ア**
- R.I.定義 260  
「国際ロータリー」の項参照  
R.R.、「レピスタ・ロータリア」の項参照  
アクティング・ガバナー、定義 255  
アジア  
R.I.理事指名 198  
会長指名委員会 192  
地域大会リスト 124  
定義 255  
アドレシショナル正会員 12,179,224  
クラブ会員増強 49-50  
資格 12  
職業分類 226  
制限 13  
創立会員名簿中の 54  
定義 255  
若い人 16  
アドレシショナル理事の指名 199  
アドレシショナル・ロータリー・クラブ、大  
都市における 56,177  
アド・ホック委員会、R.I. 67,212  
ANZO (アンゾ)、定義 255
- イ**
- 委員会、R.I. 67-68,212-214  
(各委員会名の項も参照)  
アド・ホック 67,212  
委員長は会長が任命 67,212  
委員の資格条件 214  
委員の代理 68  
会合 68  
会長は職権上の委員 68,213  
幹事 214  
欠員 67,212  
諮問 212-213  
常任 212
- 選挙審査 66  
その他の任務、活動 214  
通信による議事の処理 214-215  
通信による投票 68  
定足数 214  
特別 212  
任期 213  
報告 68  
理事会の承認により効力を生じる 215  
委員会、R.C. 237-239  
(各委員会名の項も参照)  
常任 237-239  
意義ある業績賞 42-43  
移籍、R.C.会員 11  
遺贈、ロータリー財団 157  
委任状による代理者  
国際大会 116,186  
地区大会 207  
イペロ・アメリカ  
R.I.理事指名 198  
会長指名委員会 192  
定義 258  
医療保険、国際青少年交換学生 100  
インターアクト委員会、地区 109  
インターアクト・クラブ、「クラブ、インターアクト」の項参照
- エ**
- 営利化、ロータリーの 83,165  
襟章 163
- オ**
- 王室、ロータリーの後援者 49  
オーストラリア、ニュージーランド、および他のいずれの地域にも属さない土地  
R.I.理事指名 198-199  
会長指名委員会 192

カ

会員, R.I.	171, 177	区域限界の変更に影響を受けない	10
加盟	57, 177	公職者は資格がない	180—181
加盟申請	177	個人のもので会社のものではない	10
管理	178	再入会	229
クラブの再結成	178	資格	11—12, 18, 171
クラブの懲戒	178	終結	11, 229—230
終結	74	種類	179
脱会	178	照会	23
会員候補者, R.C.		職業分類, 「職業分類」の項参照	
クラブの区域限界内で事業に携わる候補者を優先	10	制限	13—14, 19, 181
クラブ例会へ招待	15	増強	49—50
5名で1名の新会員計画	13	創立会員	54—55, 255
推薦	11	存続	228—230
選挙の方法	240—241	退会	230
理事会へ氏名提出	240	他の地域社会へ移転するロータリアン	12
会員出席報告 (ガバナー), 定義	259	同一のクラブで同時に正会員および名誉会員になること	11
会員証	26	二重会員	11, 180, 225
幹事が発行	241	名称	174
定義	259	名簿	163, 165—166
来訪ロータリアンによる提示	26	元ロータリアンの選挙	16
会員選考委員会, R.C.	12, 238, 239	やむを得ない事情で退会した元ロータリアンの身分	14
会員増強委員会	238, 239	ロータリアン誌購読が条件	27, 218, 230
R.I.	214	ロータリー財団への寄付は R.C. 会員資格の条件ではない	16, 156
R.C.	13, 29, 49—50	ロータリーの綱領の受諾	230, 231
地区	49—50	若い人	16
会員報告書式, 定義	259	会員身分, インターアクト・クラブ	108
会員身分, R.C. 10—12, 179—180, 223—225 (各会員身分の項も参照)		会員身分, 他の団体における	
R.I. 職員	181	R.I.	60
R.I. への報告	215	R.C.	24, 60
移籍できるという規定はない	11	インターアクト・クラブ	109
会員数の最小限	50	ローターアクト・クラブ	90
会員選挙方法	240—241	ロータリアン	11
会員を増強できない	12	会員身分, ローターアクト・クラブ	89
会社合併による問題	19—20	海外旅行, ロータリー青少年交換学生	101
会費	55, 178, 229, 237	会議運営手続に関する動議	137—138
学生は会員になり得ない	22	優先順位	139
拡大	12—13	会計, R.C.	20
徽章および記章の使用認可	162—163, 174	R.C. の財務	240
均衡のとれた会員組織	13—14, 18—19	選挙	235
		任務	236
		会計監査	

R.I.	216	会場監督	
報告書の配布	74	R.C.	20, 236
R.C.	240	国際大会	185
会計年度		改正（「規則制定」の項も参照）	
R.I.	73, 215	起草委員会	189—190
R.C.	240	細則, R.I.	131—132, 218—219
会合, 会議		細則, R.C.	241
R.I.会長指名委員会	191	修正案の採択	140, 143
R.C.	223, 236—237	制定案もしくは決議案	138—139
会員候補者の招待	15	定款, R.I.	131—132, 174
学生招待	22	定款, R.C.	131—132, 177—178, 231
仮クラブ	53	立法案	137
議事の順序	241	会長, R.I.	61—62
祈禱	23	規定審議会議員	131, 187
クラブ会長の任務	20—21	欠員	183
採決の方法	237	広報における資務	28
酒類飲用の可否	23	国際大会役員	185
出席, 「出席, クラブ例会」の項参照		資格条件	183
他の奉仕クラブとの連合会	24	指名	191—205
定足数	137	職権上の委員	
手続規則	137—144	委員会	68, 213
取りやめる	23—24	元会長審議会	217
プログラム	22, 24—25, 28, 55—56, 97	選挙	65—67, 182—183, 191—196
来賓	22	地域大会議長	122
例会場	23	地区大会会長代理	46
委員会, R.I.	67—68	任期	63, 183
インターアクト	110—111	任務	61—62, 183
規定審議会	131—132	ロータリーの年次プログラムの強調	79
国際共同委員会	102—103	会長, R.C.	20, 227—228
多地区合同会議	47	委員会の職権上の委員	237
他の団体, ロータリアンの出席	16	委員会の設置	237—239
地区		資格	20
席次	46	選挙	235
日程	46—47	他のロータリー・クラブ例会へ招待	22
元会長審議会	217	地区協議会出席	43—44, 228
元地区ガバナー	40	任務	20—21, 236
理事会, R.I.	172	会長, R.I.B.I.	
理事会, R.C.	20	指名	203
理事ノミニー指名委員会	199—202	選挙	203
ローターアクト	89—92	会長エレクト, R.I.	
外交官		欠員	183, 195—196
R.C.会員身分	181	任務	60, 183
職業分類	19	会長エレクト, R.C.	17, 228
会社合併による職業分類の問題	19—20	研修セミナー	44, 206, 260







定款・細則の採択	108—109	クラブの管理、監督	34, 68—69, 172—173
ニュースレター	111	クラブの内部拡大	12—13
配布	109	研究グループ交換	150—151
プログラム資金調達	111	講演者の斡旋	30
目的	108	構成	171
目標	108	広報	27—28
クラブ会報委員会, R.C.	238—239	候補者の推薦	
クラブ協議会	21, 27	会長指名委員会	191—196
定義	256	理事指名委員会	199—203
「クラブ計画および目標の要約」, 定義	262	国際青少年交換の責務	101
クラブ集団, 非公式な	69	国際大会における代表	
クラブのパナーの交換	25—26		115—116, 173, 185—186
クラブ奉仕, 定義	256	国際理解に関する責務	95—96
クラブ奉仕委員会, R.C.	238	国法の遵守	27
クラブ・フォーラム, 定義	256	災害救援	79—80
クラブ, ローターアクト	89—93	財団の活動に対する特別補助金	152
解散	90	財務, 「財務, R.C.」の項参照	
徽章	89	指名	
資金調達	92—93	R.I.会長	62, 191—196
指導者講習会	93	地区ガバナー	209—212
組織	90—91	理事ノミニー	199—203
多地区合同会合	92	社会奉仕活動	29, 85—88
地区組織	91—92	職員はR.I.被選役職候補者の資格がない	
地区代表	92		204
ニュースレター	93	職業分類, 「職業分類」の項参照	
標語	90	職業奉仕活動	82—83
目的	89	所在	171
クラブ, ロータリー	7—30	新クラブ, 「新クラブ」の項参照	
R.I.会員身分	9, 57	スポンサー, 新クラブ	53
R.I.理事会との接触	63	青少年への奉仕	105—106
会員数の最小限	50	青少年への奉仕団体との関係	106—107
会員身分, 「会員身分, R.C.」の項参照		青年功績賞	106
会計年度	240	世界社会奉仕	97—98
会合, 「会合, R.C.」の項参照		大都市におけるアディショナル・クラブ	
加盟金	55		56, 177
加盟認証状	55	多地区合同活動	47—48
仮クラブ	53	他の団体に加入すること	24, 60—61
議事の順序	241	地区内のクラブ数	32
徽章	161—162, 216	提唱	
規定審議会における代表		インターアクト・クラブ	109
	132—133, 187—189	ローターアクト・クラブ	89—90
業績の表彰	42—43	年次総会	223, 236
区域限界	9, 51—52, 56, 177	納入義務金滞納クラブ	73—74
クラブ協議会	27	配布	26—27, 80, 165

- バナー 25—26  
 反対の意志  
   規定審議会の決定 190—191  
   立法案 131—132  
 非公式な地域グループあるいはクラブ  
   集団 69  
 標準定款の採択 177—178  
 不本意ながらクラブが解散した後の会  
   員の地位 14  
 プログラム 22  
   新クラブ 55—56  
   世界理解月間 99  
   ロータリー財団月間 154  
   ロータリー雑誌月間 70  
   ロータリー情報 24—25  
   ロータリーに新会員を引き付ける 29  
 報道機関との関係 29  
 保険と法人組織 25  
   名称 9, 162  
   名簿 165—166  
   役員, 「役員, R.C.」の項参照  
   有望な地域 51—52  
   立法案提出 133—134  
   ロータリアンでない者に対し証明書は  
     発行しない 26  
   ロータリー財団への寄付 156  
 グレート・ブリテンおよびアイルランド  
   内国際ロータリー 172—173  
   会長指名委員会 191—192  
   会費 215  
   管理 205  
   規定審議会クラブ代表議員の選挙 188—189  
   クラブの加盟認証状 57  
   クラブの管理 68—69  
   指名  
     R.I.理事 196—197  
     会長 203  
     副会長 203  
     名誉会計 203  
   地区ガバナー  
     経費 37  
     任務 35, 209  
   定義 25.  
   被選役職候補者 69  
   役員ノミネー氏名の国際大会への提出 203
- ケ**
- 計画資料書式, 世界社会奉仕 98  
 経費  
   規定審議会代表議員 73, 131  
   国際協議会出席者 125  
   国際研究会 127  
   地域およびゾーン研究会 129  
   地区ガバナー 36—39  
 欠員  
   R.I.会長 183  
   R.I.会長エレクト 183, 195  
   R.I.各種委員会 67, 212  
   R.I.財務長 183  
   R.I.事務総長 183  
   R.I.役員 183  
   R.I.理事会 182  
   R.C.理事会 235  
   会長指名委員会 193  
   地区ガバナー 212—213  
   ロータリー財団管理委員 247  
 決議  
   規定審議会の決定 131, 132, 173, 190  
   規定審議会または国際大会による採択 184  
   クラブの反対 190—191  
   現に効力を有するかどうかの決定 132  
   賛成および反対 130  
   修正 139  
   地区大会における 46  
   提案 184  
   定義 260  
   提出 133—134  
   様式 134, 138  
   理事会の審議 133—134, 241  
   ロータリー財団に関する 184  
 決議案, 「決議」の項参照  
   欠席, クラブ例会 16—17  
   会員身分終結 16, 228—229  
   州議会 16  
   出席義務規定の免除 17  
   陪審員の職務 16—17  
   決定に対する提訴

R.C.役員	227	R.C.	238, 239
議長	139-140	地区	28
規定審議会議長	189	候補者	
理事会, R.I.	178	研究グループ交換	151
理事会, R.C.	227	奨学金	149-150
建議案, R.I.理事会に対する	135	小売, 産業区分	17
研究会, 「国際研究会」「地域研究会」「ゾー ン研究会」の項参照		国際協議会	125, 216-217
研究グループ交換	150-151	経費支弁条件	125
研究グループ交換小委員会, 地区	151	構成	216
建築関係, ロータリーの名称使用	165	国際研究会との関係	127
		参加者	125
		地区ガバナー・ノミニーの出席	36-37
		地区編成委員会会合	31-32
		定義	258
		時と場所	216
		特別または局地的協議会	216-217
		文献の配布	125
		目的	125
		国際共同委員会	
		地区	102-103
		定義	258
		国際研究会	127
		国際青少年交換	99
		国際大会, R.I.	115-117, 173, 185-187
		開催地	115, 173, 185
		今までの開催地および日程一覧表	117-119
		議事録	117, 256
		規則制定, 「規則制定」の項参照	
		クラブの代表	115-116, 173, 185-186
		時期および場所	173, 185
		指名の提出	196, 203, 212
		招集	185
		信任状	116, 185
		選挙人	116, 203, 257
		装飾用品に徽章の使用	163
		大会招致	115
		代議員	115, 173, 185-186
		座席	186
		定義	256
		特別	115, 173, 186, 256
		補欠者	185-186, 255
		定義	256
		提訴	181
コ			
後援者, ロータリーの	49		
講演者の斡旋			
R.C.	30		
地区	49		
講演者への謝礼	22		
公式名簿	71, 165		
公職者, R.C.会員資格がない	180, 225-226		
公職に対する候補者の推薦	230		
合同委員会, 理事会とロータリー財団管 理委員会との	253		
合同インターアクト委員会	109		
合同ロータリーアクト委員会	90		
購読			
機関雑誌	217-218, 230		
地域雑誌	230		
レピスタ・ロータリア	27		
ロータリアン誌	27		
広報	27-28		
クラブ・プロジェクト	28-29		
責務			
国際ロータリー	28		
個々のロータリアン	28		
ロータリー・クラブ	28		
地域大会	123		
不利な広報	28-29		
目的	27		
役員就任式は広報の機会	21-22		
ロータリーに新会員の注意を引くこと	29		
広報委員会			
R.I.	212, 214		



改正	218—219	購読	27
クラブによる承認	174	地域雑誌	57—58
本文	177—219	雑誌委員会, R.C.	238, 239
細則, R.C.	235—241	産業, 職業分類	17—18
改正	241	産業区分	17
採択	231	賛助グループ	15
本文	235—241		
細則, インターアクト・クラブ	109	<b>シ</b>	
細則, R.I.B.I.	205		
細則, ローターアクト・クラブ	90	C.O., 定義	255
財務, R.I.	72—74	「事務局 R.I.」の項参照	
会計年度	73, 215	G.B.&I., 定義	257
監査	74, 216	「グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」の項参照	
クラブ訪問費用の負担	22	CEEMA, 定義, 「EEMA」の項も参照	255
資金に対する緊急措置	75	資格	
資金の支出	74	アディショナル正会員	12
支出に対する承認	74	R.I. 役員	183
収入の財源	73	R.C. 会長	20
人頭分担金, 「人頭分担金」の項参照		委員	214
他の団体の活動に対する寄付	75	正会員	171
投資の方針	72—73	代議員	185
納入義務金滞納クラブ	73—74	地区ガバナー	33—34, 208—209
予算	216	ロータリー財団奨学生	149—150
理事会が管理	72—73	事業場, ロータリアンの	10
財務, R.C.	240	事業場または住居, ロータリアンの, クラブの区域限界内	10
会計年度	240	事業または専門職務, ロータリアンの, 職業分類	17
クラブ会長の任務	21	支局, 定義	255
クラブ資金の取扱	25	資金	
講演者への謝礼	22	R.I.	216
資金募集	24, 88	R.C.	240
予算	240	地区	48—49
財務委員会, R.I.	212, 213—214	地区ガバナー	36—37
財務委員会, 地区	48—49	資金調達, インターアクト	111
財務代行者, 定義	257	資金調達, ローターアクト	92—93
財務長, R.I.		資産関与権の放棄	230
欠員	183	執行委員会, R.I. 理事会	61, 68, 182
国際大会役員	185	シニア・アクティブ会員	11—12, 179—180
選挙	182	会員候補者の推薦	11
任務	62—63, 184	会員に選挙	16
SACAMA (サカマ), 定義	261	選挙	241
酒類飲用の可否, クラブ例会における	23	創立会員名簿中の	54—55
雑誌, R.I.	70, 217—218, 230		
(「レピスタ・ロータリア」「ロータリアン誌」の項も参照)			

定義	261—262	通告	201
入会金および会費	228	定足数	201
バッジと職業分類	20	諮問委員会	
ロータリアン誌購読が条件	27	R.I.	212—213
事務局, R.I.	70	地区	38
インターアクト・ニュース	111	社会奉仕	85—93
広報の責務	28	クラブ・プロジェクト	29
世界社会奉仕プロジェクトの登録	98	定義	256
定義	261	特に関心の高い活動	88
事務総長, R.I.	62	募金	88
幹事		社会奉仕委員会, R.C.	87, 237, 239
R.I.各種委員会	214	社会奉仕会議	87—88
規定審議会	187	ジャーナリズム奨学金	149—150
地域大会	122	州議会に出席しなければならないためク	
元会長審議会	217	ラブ例会を欠席	16
理事会	172	住居, ロータリアンの	10
ロータリー財団	148	宗教の代表者	19, 180
規定審議会議員	187	終結, 会員身分	
欠員	183	R.I.	178—179
国際大会役員	185	所有権の引渡し	178—179
選任	183	納入義務金未払	73—74
任務	183—184	R.C.	228—230
不利な広報	28—29	他の奉仕クラブの会員であるため	11
報酬	183	就任式	
事務総長書翰, 地区ガバナーおよび他の		クラブ役員	21
国際ロータリー役員に対する, 定義	257	主たる動議, 「本動議」の項参照	
指名		出席	
R.I.会長	64, 191—196	クラブ例会	16—17, 59, 226—227
クラブによる	194—195	欠席による終結	16
指名委員会による	194	欠席補填	16
規定審議会クラブ代表議員	188—189	州議会	16
国際大会へ提出	196, 203, 212	出席委員会の任務	238
地区ガバナー	35—36, 209—212	出席義務規定の免除	16
役員, R.C.	235	地域大会	123
理事, R.I.	196—203	陪審員の職務による欠席	16
ロータリー財団奨学金候補者	149—150	報告	216
指名委員会, R.I.会長	64, 68, 191—194	来訪ロータリアン	23—24
委員	191—196	出席委員会, R.C.	238
会合の時と場所	194	出席義務規定の免除	17, 228, 239
欠員	194	出席競争, 地区	42
定足数	194	出席報告	255
報告	64, 194	ガバナー	35
指名委員会, 地区ガバナー	209—210	10%を勧告	18
指名委員会, 理事	64—65, 199—202	出版物, ロータリー	

(「文献、ロータリー」の項も参照)		商標、徽章の登録	162—163
国際ロータリー・ニュース	71	情報、ロータリー	24—25
雑誌	70, 217—218, 262	定義	261
購読	27	情報抄録、定義	256
地域	57—58	情報要請書式、世界社会奉仕プロジェクト	98
レピスタ・ロータリア	27, 70, 260	商用名刺、徽章の使用	163
ロータリアン誌	27, 70, 217—218, 262	将来クラブを結成するのに有望な地域	51—52
地区または地域	57—58	使用料手続および免許料、ロータリー徽章の使用	162
出版物委員会, R.I.	212, 214	書簡箋、四つのテストの使用	82
授与		職員, R.I.	
財団		R.I.役員を務める資格がない	204
開発途上諸国で教鞭を執る大学教授のための補助金	152	R.C.会員の資格がある	181
研究グループ交換	150—151	規定審議会の投票権を有する議員にない	187
受領無資格者	153—154	職業研修奨学金	149—150
奨学金	149—150	職業分類	17—20, 226
青年ジャーナリスト	26	一事業体内の独立部門	18
特別補助金	152	会員候補者の審査	240
保健、飢餓追放および人間性尊重補助金	152—153	会員身分の終結	228
青年功績賞	106	会員身分の制限	226
ロータリー国際理解賞	98—99	外交官	19, 180
ロータリー青少年指導者養成プログラム	106	会社合併による問題	19—20
ロータリー財団に対しての功勞	158	活動または奉仕で地位ではない	17
趣味グループ、「世界親睦活動」の項参照		均衡のとれた会員組織	13—14, 18—19
准事務総長, ロータリー財団	148	原則固守	19
小委員会, 就職相談, R.C.	82	シニア・アクティブもしくはバスト・サービス会員のバッジ	20
小委員会, ロータリー財団地区委員会	147—148	宗教の代表者	19, 180
障害者教師奨学金	149—150	修正	226
紹介状, ロータリアンでない者に対する	26	10%を勧告	18—19
傷害保険		将来クラブを結成するのに有望な地域	51—52
インターアクト会員	109	職業分類の貸与	18
国際青少年交換学生	100	新クラブ	19
ローターアクト会員	93	創立会員	54—55
奨学金, ロータリー財団	149—150	調査	12, 17—18, 238
冠名	158	定義	17, 256
候補者指名締切日	150	報道機関	19, 180
資格	149—150	60%従事という職業分類に関する勧告	18
商業的活動, 職業分類の趣旨の解釈	18	職業分類委員会, R.C.	12, 18, 238
常任委員会		職業分類表	12, 17, 238
R.I.	67, 212	定義	256
R.C.	237		

職業別協議会, 定義	263	信任状	
職業奉仕	81—83	規定審議会	189
クラブの活動	82—83	国際大会	116, 186
職業指導活動	82	ロータリアンでない者に対する証明書	26
ロータリーの営利化	83	信任状委員会	
定義	263	規定審議会	189
職業奉仕委員会, R.C.	82, 239	国際大会	116, 186
職業奉仕月間	83	新聞, 「報道機関」の項参照	
「職場への尊敬」, 定義	260	親睦活動委員会, R.C.	238
所在地, ロータリアンの事業場	10—11, 224		
所得税申告, ロータリー財団への寄付金		<b>ス</b>	
額の控除	155—156	スポンサー・クラブ	
書類の受理締切日	68	インターアクト・クラブ	108
新会員		新クラブ	55—56
5名で1名の新会員計画の目的	12—13	定義	262
紹介	241	ローターアクト・クラブ	90
入会式	15—16		
ロータリー財団への寄付	156	<b>セ</b>	
新クラブ	19	正会員	179, 223—224, 255
拡大に関する一般方針	51	会員候補者の推薦	240
加盟金	55, 177	クラブ会員増強	49—50
加盟認可および会費の支払	73	公職者の会員身分保持	180—181
近隣クラブの激励	57	資格	171
職業分類	19, 54—55	事業場または住居の所在地	10—11
スポンサー・クラブの援助	53	終結	228—230
地区ガバナーの関連経費	36—39	職業分類	17—18, 224, 226
地区の編成	31	制限	13, 226
特別代表の任務	52—53	選挙	240—241
プログラム	55—56	退会後の再入会	229
申請		定義	255
会員身分, R.I.	177	同一クラブで同時に名譽会員	11
会員身分, R.C.	228—230, 240—241	入会金および会費	228
研究グループ交換	151	ロータリアン誌購読が条件	27
特別補助金	152	若い人	16
保健, 飢餓追放および人間性尊重補助金	152	生産または製造	
ロータリー財団奨学金	150	産業区分	17
人道的援助と設備に関する R.I.の方針	80	政治, ロータリー・クラブと世界問題	96—97
人頭分担金	73, 173, 215—216	政治運動にロータリーの名称, 徽章, および名簿を使用してはならない	163
財務事項の変更	219	政治とロータリー	26
支払時期	215—216	青少年	
定義	259	国際青少年交換	99
払戻し	73		
不払による加盟の終結	178		



職業指導活動	82	選挙 (Ballot)	
犯罪行為調査の目的	88	R.I.中央役員の選出	64
奉仕, 「青少年への奉仕」の項参照		単一移譲式投票方式	116-117, 203-204, 211
青少年活動月間	106	郵便による	
青少年交換, 定義	263	地区ガバナー	33, 36
青少年クラブ, ロータリーの名称および		理事ノミニ	202-203
徽章の使用	164-165	選挙 (Election)	
青少年交換委員会, 地区	99	会員, R.C.	240-241
青少年交換担当役員, 地区	99	会長指名委員会	191-196
青少年障害者	107-108	選挙審査委員会	66, 204
青少年交換プログラム参加	99	地区ガバナー	203
青少年プロジェクトへの奉仕	107-108	役員, R.I.	172, 203-205
青少年への奉仕	105-111	役員, R.C.	235
インターアクト・クラブ	108-111	理事会, R.C.	235
社会奉仕活動	88	選挙運動および投票依頼	33, 65, 204-205
青少年活動月間	106	選挙管理委員会	
青少年交換, 国際	99-101	会長指名委員会	191-196
青少年障害者	107-108	国際大会	116, 203
青年功績賞	106	理事ノミニ選出	199-203
プログラム, R.C.	105-111	選挙人	
目標	105	国際大会	116-117, 203, 257
ロータリー青少年指導者養成プログラム	106	地区大会	207
青少年奉仕委員会, R.I.	212, 214	選考委員会, 地区	43
青少年奉仕委員会, R.C.	82, 88, 107	宣伝, 「広報」の項参照	
製造または生産		専門職務活動, 職業分類の趣旨の解釈	17-18
会社合併	19-20		
産業区分	17	ソ	
制定案, 「規則制定」の項参照		創立会員	54-55
政府の最高指導者, ロータリー後援者と		定義	255
しての	49	ゾーン, 指名	
席次, 国際ロータリーの	63-64	R.I.会長	191-192
席次, 地区の諸会合	46	理事	196-203
赤十字	79	ゾーン研究会	127-129
世界社会奉仕	97-98	ゾーン代表, インターアクト	110
定義	258	タ	
世界社会奉仕委員会, 地区	97-98	退会, R.C.	230
世界社会奉仕プロジェクト交換	98	大会, 各大会名の項参照	
世界親睦活動	15, 103-104	大学院課程奨学金	149-150
定義	263	大学課程奨学金	149-150
世界理解月間	99	大学教員のための補助金	152
世界理解と平和のための基金	157		
世界理解と平和の日	99		
定義	263		

代議員, 定義	256
「国際大会, 代議員」の項参照	
太平洋地域, 地域大会リスト	124
宝くじ類	24-25
多地区合同会議	47
多地区合同活動	47-48
多地区合同組織	39
脱会, R.I.	178
他の団体	
R.I.会員身分	60-61
R.C.会員身分	24, 60-61
R.C.との連合会	24, 87-88, 106-107
インターアクト・クラブ会員身分	109
および R.I.	15, 60-61
活動に対する R.I.資金の寄付	75
新ロータリー・クラブ結成を阻む要因	56
配布, R.C.	26-27
ローターアクト・クラブ会員身分	90
ロータリアンの会員身分	11
ロータリアンの諸会合出席	16
単一移譲式投票	116-117, 203-204, 211
団体, ロータリアンの親族の	15
団体的活動, 職業分類の趣旨の解釈	17-18

子

地域	9, 52, 177
定義	260
地域研究会	127-129
地域社会の問題	230
地域出版物	57-58
地域大会	121-124, 217
委員長	122
開催地の選定	121
幹事	122
広報	123
財務	122
出席	123
定義	260
手続規則	122-123
日程	121-122
目的	121
余興	123
リスト	124

地域大会委員会, R.I.	122
地域的クラブあるいはクラブ集団, 非公 式な	69
地域の慣習	
遵守	178
批判	96-97
地区, インターアクト	110-111
地区, 定義	31
地区, ローターアクト	91-92
地区, ロータリー	31-58, 205-212
インターアクト指導者講習会	111
会議, 会合	
席次	46
多地区合同会議	47
日程	46-47
拡大活動	51
幹事	39
規定審議会会合における代表議員	132-133, 187
クラブ数	32
研究グループ交換	150-151
講演者の斡旋	49
広報	29
国際奉仕プロジェクトに対する特別補 助金	152
国家間に跨る地区	32
財団学友会	154
資金	48-49
社会奉仕活動	87
出席競争	42
出版物	57-58
奨学金受領資格	149-150
世界親睦活動	50
創設	205-206
組織	39
多地区合同	39
多地区合同活動	47-48
定義	31, 256
ロータリー・プログラムの支援	77
地区委員会 (個々の委員会名で参照のこと)	
委員長	39
国際共同	102-103
諮問	38, 212-213
地区ガバナー	33-39

解任	211	国際大会への提出	203, 212
拡大補佐	53	選出	33, 207—208
記録および書類	41	地区編成委員会との協議	32
クラブの監督	68—69	任務	33
クラブの業績の表彰	42—43	地区幹事	39
クラブ訪問	35, 42	インターアクト代表	110
グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいて	35, 37	地区協議会	43—44, 206
経費	36—39	クラブ会長の出席	20
欠員	211—212	新会員の入会式実演	16
広報における責務	28	定義	256
候補者の調査	33	日程	44
国際共同活動	101—103	目的	43
国際青少年交換の責務	100	地区資金	207
資格条件	33—34, 208—209	地区組織図	39
指名	207—212	地区大会	44—46
必要な資格の取得	35—36	会長代理	46
責務の委任	37, 39	幹事	206—207
選出	203	規定審議会への代表議員の選挙	132, 188
地区大会報告書	207	機能	206
特別選挙	211	時と場所	44, 206
特別代表	52—53	地区ガバナー・ノミネーの選出	207—208
任期	34, 183	定義	256
任務	34—35, 209	投票	207
グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいて	35, 69, 209	日程	46—47
任命		プログラム	45—46
顧問ロータリアン	150	目的	44
青少年交換担当役員および青少年交換委員会	99	立法案の討議	42, 133
ロータリー財団委員会	147—148	連合地区大会の開催	45
半期報告	41	地区大会委員会	45
分区代理	38—39	地区大会報告書	207, 256
報道機関とロータリーとの関係	29—30	地区再編成、「地区の編成」の項参照	
身分	33—34	地区の編成	31—32, 205—206
理事会のメンバーとの接触	63	地区編成委員会, R.I.	31—32, 212, 213
ロータリー財団への寄付の推進	156—157	地区編成委員会, R.I.B.I.	205
ロータリーのプログラムの強調	79	地元の新聞、「報道機関」の項参照	
「地区ガバナー公式訪問報告書」, 定義	259	中央アジア, 地域大会リスト	124
地区ガバナー指名証明書, 定義	255	中央事務局, 定義	255
地区ガバナー代理, 研究グループ交換	151	「事務局, R.I.」の項参照	
地区ガバナー・ノミネー		仲裁, 会員間の係争	231
拒否	35—36, 208	チューリヒ事務所, 定義	263
国際協議会出席	36—37	懲戒, クラブの	178
		「超我の奉仕」	154, 165
		定義	262
		長期間同一人の来賓, ロータリー・クラ	

ブ例会	22
調査	
将来クラブを結成するのに有望な地域	52
職業分類	12, 17—18, 238
青少年に影響を及ぼしている地域社会の 状態	105
地域社会の業種	12
地域社会のニーズ	87
地区ガバナー候補者	33

ツ

通貨, ロータリー財団寄付金の換算	155
通告, 会員身分終結	229
通知, R.I.理事会の会合	181
通知, ロータリー財団への寄付金を替 レト	155

テ

定款, R.I.	171—174
改正	10, 133—134, 174
(「規則制定」の項も参照)	
承認	172
本文	171—174
定款, R.C.	177—178, 223—231
改正	10
(「規則制定」の項も参照)	
採択	9, 53
標準	177—178
本文	223—231
定款, インターアクト・クラブ	108
定款, R.I.B.I.	173, 205
定款, ローターアクト・クラブ	90
定款・細則委員会, R.I.	133, 187, 189, 212, 213
定足数	137
委員会, R.I.	214
会議, R.I.	137
会合, R.C.	
年次総会	237
例会	237
規定審議会	137, 189
国際大会	143, 186

指名委員会	
会長	194
地区ガバナー	209
理事	201
理事会	
R.I.	181
R.C.	237
手続規則	219
R.I.の諸会合	137—144
管理上の集団	205
規定審議会	189—191
社会奉仕会議	87—88
その他の事項	142
地域大会組織	122
展示, 地区大会における	45

ト

討議

手続規則	138
勸議	137—141
同業組合, ロータリアンの役割	82—83
投資, R.I.	72—73
投資諮問委員会, R.I.	214
投票 (voting)	
国際大会	64, 116—117, 143—144, 173
クラブ例会	235
賛否分離方法による採決	141
単一移動式投票	116—117, 203, 211
通信による	68, 181—182
投票代議員用紙, 定義	263
登録料	
国際大会	117, 186, 203
地域大会	123
特権の問題, 定義	139
特別委員会, R.I.	212
特別議員, 規定審議会	131, 188
特別協議会	187, 216—217
特別月間, ロータリーの, 定義	262
特別選挙, 地区ガバナー	211
特別代議員, 定義	256
「国際大会, 代議員」の項参照	
特別代表, ガバナーの	52—53
定義	262

特別の目的をもった競争制の奨学金	149	年次総会, R.C.	223, 236
特別補助金, ロータリー財団	152		
定義	262		
取消, クラブ例会	23, 223		
<b>ナ</b>			
名を呼び合う習慣	22		
南西太平洋支局, 定義	262		
南米地域, 地域大会リスト	124		
南米南支局, 定義	262		
<b>ニ</b>			
二重会員, ロータリー・クラブにおける	11, 180		
にせロータリアン	23		
日本支局, 定義	258		
入会金, R.C.	55, 228, 237		
会員選挙の方法	240—241		
新クラブ	55		
定義	255		
バスト・サービス会員	180		
名誉会員は免除	180		
入会金および会費, 「入会金, R.C.」「加盟金, R.I.」「会費および入会金」「人頭分担金」の項参照			
入会式			
新会員	15—16		
入会式次第	15—16		
ニュースレター			
インターアクト	111		
ローターアクト	93		
任期			
委員会, R.I.	213		
会長, R.I.	183		
地区ガバナー	34, 183		
役員, R.I.	183		
理事会, R.I.	183		
ロータリー財団管理委員	218		
<b>ネ</b>			
年会費, R.C., 「入会金および会費」の項参照			
		農村区域, R.C.定款の定義	10
		ノルディック支局, 定義	259
<b>ハ</b>			
		賠償責任保険	
		インターアクト会員	109
		および法人組織, クラブの	25
		国際青少年交換学生	99
		ローターアクト会員	90
		陪審員の職務, クラブ例会欠席理由	16
		配布 (Circularizing)	
		インターアクト・クラブ	109
		クラブおよび会員の名簿を使用しては	
		ならない	165—166
		ローターアクト・クラブ	90
		ローターリー・クラブまたはロータリー	
		アン	26—27, 80
		配布 (Distributing)	
		会社合併	19—20
		産業区分	17
		定義	17
		バスト・サービス会員	180
		会員候補者の推薦	11
		終結	228—230
		正会員になること	16, 228
		選挙	241
		創立会員名簿中の	54—55
		定義	259
		入会金および会費	228
		バッジと職業分類	20
		ロータリアン誌購読が条件	27
		バッジ	216
		会員の使用	163
		徽章	161—163
		職業分類, シニア・アクティブもしくは	
		バスト・サービス会員	20
		バナー	25—26, 163
		半期報告, 定義	261
		パンフレット	71—72

## ヒ

非公式な地域的クラブあるいはクラブ集団	69
非公式のロータリアン会合	16
非公式のロータリアン友好グループ	14-15
被選役職候補者, R.I.選挙運動および投票依頼	33, 65, 204-203
避難者, 不本意ながらクラブが解散した後の地位	14
標語	
ローターアクト	90
ロータリー	165
標準ロータリー・クラブ定款, 定義「定款, R.C.」の項参照	262
便箋, 徽章の使用	163

## フ

副会長	
R.I.	62
会長職欠員	183
国際大会役員	185
選任	182
R.C.	20, 236
R.I.B.I.	
指名	203
選挙	203
複製, 四つのテスト	82
ブラジル支局, 定義	255
プログラム	
クラブ	22
新クラブ	55-56
青少年活動月間	106
世界理解月間	99
ロータリー財団月間	154
ロータリー雑誌月間	70
ロータリー情報	24-25
ロータリーに新会員を引き付ける	29
国際大会	186
地域およびゾーン研究会	129
ローターアクト・クラブ	92-93
プログラム, ロータリー(4章-8章も参照)	79-80
プログラム委員会, R.C.	238

分区代理	38-39
文献, 他の団体の, 国際協議会にて配布	125
文献, ロータリー, (「出版物, ロータリー」の項も参照)	
翻訳	72

## ヘ

米国	
定義	204
ロータリアン誌購読が会員の条件	27
ロータリー徽章, 商標登録	162
ロータリー財団への寄付金額の税控除	155-156
米国, カナダ, バミューグおよびプエルトリコ	
R.I.理事指名	196-197
会長指名委員会	191-192
ペナント交換, ロータリー	25-26
ベネファクター名簿	157

## ホ

奉仕基金, ローターアクト地区	92
奉仕クラブ, ロータリー以外の, 「他の団体」の項参照	
「奉仕を通じての親睦」	90
定義	257
報酬, R.I.役員	183
法人組織と賠償責任保険, クラブの	25
法人組織, 非公式のロータリアン友好グループ	15
報道機関	
会員身分, R.C.	24, 180
クラブ例会における長期間同一人の来賓	22
広報におけるロータリー・クラブの責務	28
職業分類	19
ロータリーとの関係	29-30
訪問, ロータリー・クラブ	
会員証の提示	26
国家間	102
地区ガバナー	33, 35, 42
バスト・ガバナー	40
元役員の経費支弁	22

来訪ロータリアン	22—23
理事会のメンバー	63
訪問ロータリアン報告用紙	22—23
定義	262—263
ポール・ハリス準フェロー, ロータリー	
財団	157—158
定義	259
ポール・ハリス・フェロー, ロータリー	
財団	157—158
定義	259
募金運動, クラブの	
社会奉仕プロジェクトのため	88
宝くじ類	24
補欠代議員	255
保険	
インターアクト会員	109
および法人組織, クラブの	25
国際青少年交換学生	100
ローターアクト会員	90
保健, 飢餓追放および人間性尊重補助金	152—153, 258
補佐, 地区ガバナー	38—39
補助金, ロータリー財団	
受領無資格者	153—154
大学教員のための補助金	152
特別補助金	152
保健, 飢餓追放および人間性尊重補助金	152—153
ホスト・クラブ, 地域大会	122—123
ホスト・ファミリー, 国際青少年交換学生	100
ポリオ・プラス・プログラム	149, 153, 157
本動議	138
本部, R.I. (または本部建物), 定義	257—258
翻訳, ロータリー文献	72

マ

毎週の会合, R.C.	223, 237
仮クラブ	54
欠席による会員身分の終結	229
定足数	237

ミ

南アジア支局, 定義	262
身分証明書	
会員証	26, 241, 259
来訪ロータリアンによる提示	26
ロータリアンでない者に対する	26

ム

無地区クラブ	
監督	68—69
管理	69
規定審議会への代表	187
国際大会への代表	186
地区に編入	31
定義	259

メ

名称, 国際ロータリー	171, 216
名称, ロータリー	162—165
使用	
建築関係	165
諸団体による使用は認められていない	164
い	164
青少年クラブ	164—165
正しい使用および不当な使用	163
非公式の友好グループ	14—15
やむを得ない事情で退会した元ロータリアン	14
保護	162
名称, ロータリー・クラブ	
仮クラブ	53
採用	9
変更	9, 231
名簿, 「公式名簿」の項参照	
名簿, ロータリー会員	163, 165
名譽会員, R.C.	11
終結	229
選挙	225
定義	258
同一のクラブで同時に正会員になること11	
ロータリー財団奨学生に贈るべきでない11	

名譽会計, グレート・ブリテンおよびア イルランド内国際ロータリー	
指名	203
選挙	203
メークアップ, 定義	258-259
メモリアル・コントリビューター, ロー タリー財団	157
免疫付与, 児童の, 社会奉仕プロジェクト88	
免許料および使用手続, ロータリー徽章 の使用	162-163

## モ

目的, R.I.	171
「最もよく奉仕する者, 最も多く報いら れる」	165, 258
元会長審議会, R.I.	217
元役員, R.I.	
会長	
規定審議会議員	187
国際大会特別代議員	173, 187
元会長審議会	217
クラブ訪問費用の支弁	22-23
事務総長	187
地区カバナー	40
元ロータリアン	
新しい地域社会へ移転した場合の会員 としての適否	13
シニア・アクティブ会員資格	11
選挙	
アディショナル正会員	179
会員	16
シニア・アクティブ会員	179-180
やむを得ない事情で退会した元ロータ リアンの身分	14
文盲追放	88

## ヤ

役員, R.I.	61-63, 172, 182-184
R.I.職員は資格がない	204
クラブ訪問費用の支弁	22-23
国際大会特別代議員	173, 187
資格	183

選挙	172, 182-183, 203-204
選出	67
地域およびゾーン研究会出席	128
定義	259
任期	63, 183
任務	183-184
報酬	183
役職名を公表してはならない	61, 163
理事会による管理および監督	181
役員, R.C.	20, 227-228, 259
決定に対する提訴	227
就任式	21-22
選挙	235-236
選出	21
定義	259
任務	236
名簿	166
役職名を公表してはならない	163
役員, 規定審議会	187-188
役員, 国際大会	185
役員, 元会長審議会	217
役員エレクト, R.I.理事会による管理お よび監督	181
役員エレクト, R.C., 欠員	235
薬物関連問題の研究	88
やむを得ない事情で退会した元ロータ リアンのグループ	14

## ユ

「Yours Rotarily」という表現	83
USCB, 定義	262
郵便投票	188-189, 210-211, 212

## ヨ

ヨーロッパ大陸, 東地中海地域およびア フリカ地域	
R.I.理事指名	197-198
会長指名	192
地域大会リスト	124
余興, 地域大会における	123
四つのテスト	82



<b>ラ</b>		任務	62
来賓, クラブ例会	22	ノミニー	64, 197
来訪ロータリアン	23	国際大会への提出	203
会員証の提示	26	指名	196
国家間の訪問	102	役員の管理および監督	61, 181
RYLA, 定義	261	ロータリー財団管理委員会との関係	253
ラテン・アメリカ, 「イベロ・アメリカ」 の項参照		理事会, R.C.	20, 227, 236
<b>リ</b>		クラブ会長の任務	21, 236
理事, 「理事会, R.I.」「理事会, R.C.」の 項参照		欠員	235
理事会, R.I.	61, 172, 181—182	審議	
R.I.資金の投資	72	会員候補者	240
R.C.標準定款と異なる規定の承認	9, 178	決議	241
会合	181	選挙	240
幹事	172	定義	255
管理上の集団	31, 205	定足数	237
規定審議会議員	131, 187	名誉会員身分の継続	229
クラブおよび地区との接触	63	立法	
クラブの懲戒	178	(「規定審議会」「規則制定」「決議」の 項も参照)	
欠員	182	起草委員会	189
決議の効力決定	132	定義	257
決定に対する提訴	61, 181	提出	133
建議案の提出	135	非常事態	184
権限	61, 172, 181	立法案	
構成	61, 172	地区大会および地区の諸会合におけ る	46
国際大会特別代議員	186	様式	134
再審		立法手続	184—185
決議案	131, 190	R.I.B.I., 定義, 「グレート・ブリテンおよ びアイルランド内国際ロータリー」の 項参照	
制定案	131, 190	R.I.B.I.審議会, 定義	257
立法案	131, 190	旅行, 国際青少年交換学生	99
資格条件	183	臨時会合, R.C.理事会	237
執行委員会	61, 182	臨時国際大会	173
指名	196—204		
選挙	64, 182	<b>ル</b>	
選挙運動および投票依頼という違反	65, 204	類似団体, 定義	
地域大会の組織	122, 217	「他の団体」の項参照	
地区の創設	205	<b>レ</b>	
通信による投票	181	レビスタ・ロータリア	70, 260
定足数	181		
任期	62, 183		

購読	27	ロータリー研究会	261
顧問	70	ロータリー国際理解賞	98
連合会, 他の奉仕クラブとの	24	ロータリー財団	147-158, 261
		遺贈	157
□		学友	154
		寄付	16, 156-158
労働団体, 職業分類	82	基本財産からの支出	155
ローターアクト, 定義	260	研究グループ交換	150
ローターアクト委員会	89, 91	財務と表彰に関する事項	155-158
R.C.	89	資金支出の目的	155
地区	91	資金募集	156
ローターアクト・クラブ, 「クラブ, ローターアクト」の項参照		収入からの支出	155
ロータリアン		賞	
R.I.被選役職候補者の選挙運動および投票依頼	66	国際理解賞	98
国際理解に関する責務	91	ロータリー財団への奉仕に対して	158
国家間の訪問	102	奨学金	149-150
青少年問題に関する知識を伝えること	105	事務総長	148
ロータリアン間の取引関係	83	組織および目的	147-148
ロータリアン誌	70, 262	定義	261
ロータリアンでない者に対する証明書	26	特別補助金	152
ロータリアンのグループ, 国家間の訪問	102	プログラム	149-154
ロータリアンの親族	15	奉仕の表彰	158
ロータリアンの配偶者グループ	15	補助金	149
ロータリアン必携	260	受領無資格者	153
ロータリー	260	大学教員のための補助金	152
色	165	保健, 飢餓追放および人間性尊重補助金	152
営利化	165	目標	147
および政治	26	ロータリー財団奨学生は名誉会員にする	
徽章	161	ことはできない	11
定義	261	ロータリー財団委員会, 地区	147
講演者	30	ロータリー財団管理委員	147
後援者	49	R.I.理事会との関係	253-254
定義	59	委員会	147, 245-250, 253
特色	59	欠員	247, 250
旗	165	就任中は受賞資格はない	158
標語	165	責務	245-246
プログラム	79	任期	246
報道機関との関係	29-30	任命	245, 246
名称の使用	163	罷免	247
ロータリー教育	16, 24-25	ロータリー財団管理委員会	147, 245-250, 253
ロータリー・クラブ, 「クラブ, ロータリー」の項参照		ロータリー財団功勞表彰状	158
		ロータリー財団月間	154
		ロータリー財団の基本財産	156

